



# 伊勢原市公共施設再配置プラン

令和5(2023)年3月策定

伊勢原市

## はじめに

本市の公共施設の多くは、人口急増期の昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて集中的に建設されたものが多く、築 30 年以上経過している建物の延床面積の合計が全体の 8 割程度となるなど老朽化が進行しており、今後、一斉に集中して大規模改修や更新の時期を迎えることから、その対策が必要となっています。

また、今後、本格化する人口減少や超少子高齢化の進展に伴い、公共施設の利用者数や利用需要が変化するとともに、引き続き、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

こうした中で、市民の様々な活動の場となる公共施設について、安全・安心の確保と利便性の向上を図り、市民に持続可能な施設サービスを提供するためには、既存の公共施設を適切に維持管理するとともに、人口減少や少子高齢化の進展、社会経済環境の変化や、施設の老朽化状況、現在の利用実態や将来の利用需要の変化などを考慮し、様々な機能を融合させ、施設の規模は縮めても機能は充実させる「縮充」の考え方のもとで、長寿命化・統廃合・多機能化・複合化・集約化などにより、財政負担の軽減と施設改修費等の平準化を図り、公共施設の「最適化」の取組を進めていく必要があります。

令和 5(2023)年度を始期とする第 6 次総合計画においても、こうした「公共施設の縮充・最適配置、老朽化への対応」をまちづくりの課題のひとつと捉え、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進め、安心して暮らせる地域社会の実現と、市民生活の質や利便性の向上が図られ、誰もが暮らしやすさを実感し、住み続けたいと思える将来都市像の実現に向けた取組を進めることとしています。

こうしたことから、平成 28(2016)年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画を改訂するとともに、個別施設ごとの見直しの方向性(多機能化・機能集約・統廃合等)の明確化を図り、「どの施設を」、「いつまでに」、「どのようにしていくか」を具体的に示し、公共施設の総合的かつ計画的な管理を着実に推進していくため、伊勢原市公共施設再配置プランを策定しました。

# 目次

はじめに

## 第1章 計画の目的と位置付け等

- 1 背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 対象施設及び施設類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 5 対策の優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第2章 施設類型ごとの個別施設計画

本章の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

- 1 庁舎等 - (1) 本庁舎等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
  - (2) 消防庁舎等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
  - (3) 駐車場施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
  - (4) 倉庫施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
  - (5) その他施設（成瀬安全安心ステーション）・・・・・・・・・・・・・44
- 2 地域コミュニティ施設 - (1) コミュニティセンター・・・・・・・・・・・・・46
  - (2) その他施設（いせはら市民活動サポートセンター）・・・・・46
- 3 保健・福祉施設 - (1) 保育・子育て支援施設・・・・・・・・・・・・・55
  - (2) 障がい福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
  - (3) 高齢者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
  - (4) その他施設（福祉館・伊勢原シティプラザ）・・・・・87
- 4 学校教育施設 - (1) 義務教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
  - (2) その他施設（適応指導教室）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
- 5 社会教育施設 - (1) 公民館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
  - (2) 文化・教養施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
- 6 スポーツ・レクリエーション施設 - (1) スポーツ施設・・・・・・・・・・・・・124
  - (2) レクリエーション施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138
  - (3) 広場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・143
- 7 市営住宅 - (1) 市営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
- 8 環境衛生施設 - (1) 環境衛生施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150
  - (2) 公衆トイレ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
- 9 その他施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159

## 第3章 公共施設再配置プランの推進に向けた取組について

- 1 公共施設マネジメントを推進するための態勢の整備・・・・・・・・・・・・・162
- 2 公共施設保全計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
- 3 地域づくりを推進するための仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165

4	受益者負担の適正化に向けた取組	165
5	市民との情報共有や対話・協議	166
6	地域別の再編・再配置等に向けたシナリオの検討	166
7	関連する他の個別計画等との整合を踏まえた対応	166

【参考：計画書の構成について】

章	項目
第1章 計画の目的と位置付け等	<p>計画策定の目的や位置付け等を記載します。</p> <p>(背景と目的、計画の位置付け、計画期間、対象施設と施設類型、対策の優先順位の考え方 等)</p>
第2章 施設類型ごとの個別施設計画	<p>施設の分類順に、施設ごとの現状や課題を整理するとともに、施設ごとの今後の見直しの方向性やスケジュール等を記載します。</p> <p>1) 施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 建築年・経過年数・構造・延床面積等のハード面の情報、管理運営方法・収支・利用状況等のソフト面の情報</li> </ul> <p>2) 施設の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 施設ごとに、施設の現状や課題を記載し、課題を整理</li> </ul> <p>3) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上位計画の公共施設等総合管理計画に基づく施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</li> </ul> <p>4) 個別施設の見直しの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針をもとに、個別施設ごとの見直しの方向性</li> </ul> <p>5) 対策内容と実施時期（10年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 計画期間における取組の内容とその工程</li> </ul> <p>6) 対策の概算費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 計画期間における更新経費の試算額</li> </ul>
第3章 再配置プランの推進に向けた取組について	<p>着実かつ実効的に計画を進めるため、特に重要となる庁内の推進体制や再配置プラン全体に関わる特記事項等について記載します。</p>

## 【参考】『公共施設等総合管理計画』と『公共施設再配置プラン』の構成

### 『公共施設等総合管理計画』

#### 第1章 計画の目的と位置付け等

- 1 計画策定の背景と目的、2 計画の位置付け、3 計画期間、4 対象施設

#### 第2章 人口動向及び財政状況

- 1 人口の推移と推計、2 財政状況

#### 第3章 公共施設等の現況及び見通し

- 1 公共施設の現況及び将来見通し  
・公共施設の維持管理・更新等に係る経費
- 2 インフラの現況及び将来見通し

#### 第4章 公共施設・インフラが目指す将来の姿

- 1 目指す将来の姿、2 全体目標

#### 第5章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 1 公共施設の数値目標
- 2 公共施設等に関する基本的な考え方

#### 第6章 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 1 施設類型の考え方
- 2 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

#### 第7章 計画の推進に向けて

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、市民への説明と理解、計画の進行管理

### 『公共施設再配置プラン』

#### 第1章 計画の目的と位置付け等

- 1 背景と目的、2 計画の位置付け、3 計画期間
- 4 対象施設及び施設類型、5 対策の優先順位の考え方

#### 第2章 施設類型ごとの個別施設計画

- 1) 施設の概要  
ハード面・ソフト面の情報を記載
- 2) 施設の現状と課題  
施設の現状や課題を記載し、課題を整理
- 3) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針  
公共施設等総合管理計画に基づく施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- 4) 個別施設の見直しの方向性  
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針をもとに、個別施設ごと(214)の見直しの方向性
- 5) 対策内容と実施時期(10年間)  
計画期間における取組の内容とその工程
- 6) 対策の概算費用  
計画期間における更新経費の試算額

#### 第3章 再配置プランの推進に向けた取組

庁内の推進体制、再配置プラン全体に関わる特記事項等

公共施設等総合管理計画・公共施設再配置プラン

## 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針・個別施設ごとの見直しの方向性

### 公共施設等総合管理計画 [計画期間:30年間]

#### 第5章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- (1) 点検・診断等の実施方針
- (2) 維持管理・更新等の実施方針
- (3) 安全確保の実施方針
- (4) 耐震化の実施方針
- (5) 長寿命化の実施方針
- (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針
- (7) ゼロカーボンシティの実現に向けた推進方針
- (8) 統合や廃止の推進方針
- (9) 数値目標
- (10) 新規施設の抑制に関する方針
- (11) 地方公会計(固定資産台帳等)の活用
- (12) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
- (13) 広域連携の推進方針
- (14) 自主財源の確保に関する方針
- (15) 市各種計画との連携
- (16) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

⇒ 公共施設の延床面積を、今後30年間で約10%縮減することを目指す

#### 第6章 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、インフラの管理に関する基本的な方針を記載

### 公共施設再配置プラン [計画期間:10年間]

#### 第2章 公共施設等の個別施設計画

公共施設の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、個別施設ごとの見直しの方向性(10年間)、対策内容と実施時期、対策の概算費用等を記載



# 第1章 計画の目的と位置付け等

## 1 背景と目的

本市において、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、財政状況は依然として厳しい環境にあり、また、社会経済情勢の変化や人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要も変化していくことが予想されます。

特に、本市の公共施設のうち、現時点で築年数が30年以上の施設が全体の8割程度を占めており、20年後には約8割の施設が築50年以上となることから、公共施設の老朽化への対応策をまとめることが喫緊の課題となっています。

一方で、今後の人口減少や少子高齢化等の進展等を踏まえた財政状況を見通すと、公共施設の再編整備に充てられる財源には限りがあり、現在ある施設を将来にわたってそのまま維持していくことは極めて厳しい状況にあります。

こうした中で、今後も持続的に施設サービスを提供していくためには、長期的な視点で、既存の施設の長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、将来にわたる利用ニーズを的確に捉え、既存の施設の機能集約や統廃合等を行いながら施設機能の充実を図る『縮充』という考え方のもとで、公共施設の『最適化』を実現していくことが求められています。

こうしたことから、公共施設等総合管理計画(令和5(2023)年3月改訂)に基づき、安全・安心の確保、長寿命化の推進、機能統合等による施設総量の縮減などの公共施設の再編整備・適正配置に向けた取組を具体化し、総合的かつ計画的に推進するため、『伊勢原市公共施設再配置プラン』を策定します。

この中で、個別施設ごとの見直しの方向性(多機能化・集約化・統廃合等)の明確化を図り、「どの施設を」、「いつまでに」、「どのようにしていくか」を具体的に示すとともに、対策の優先順位の考え方や対策の内容、実施工程(ロードマップ)、概算費用等を盛り込みます。あわせて、検討すべき課題が明らかになった事項等については、いつまでに検討すべきかを整理します。

また、公共施設を「新しく造る」のではなく、「賢く使う」といった理念の下に、公共施設の最適化に向けて、各施設の枠を超えて、横断的な今後の取組方針を具現化した個別施設の再編・再配置のプランを作成し、着実に実行していくことにより、施設・機能の再編と管理運営の適正化を目指します。

### 公共施設再配置プラン 策定の意義

#### 優先して取り組むべき課題

- ✓ 厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえて、**公共施設の最適化に向けた取組**が必要
  - ✓ 各施設の枠を超え、横断的な今後の取組方針を具現化した個別施設の再編・再配置のプランを作成し、**施設・機能の再編と管理運営の適正化**を目指す
- ⇒ 公共施設の長寿命化だけでなく、**施設・機能の再編を具体的に示すことが必要**

#### 公共施設を「新しく造る」のではなく、今ある施設を「賢く使う」時代へ

- 「公共施設再配置プラン」は、機能の再編と施設の再配置を同時並行に行うもの
- 施設ごとに、利用状況や運営状況を把握し、老朽化状況・必要性などを評価した上で、継続や統廃合、譲渡などの今後の方向性や、その理由と実現に向けた道筋を具体的に示す

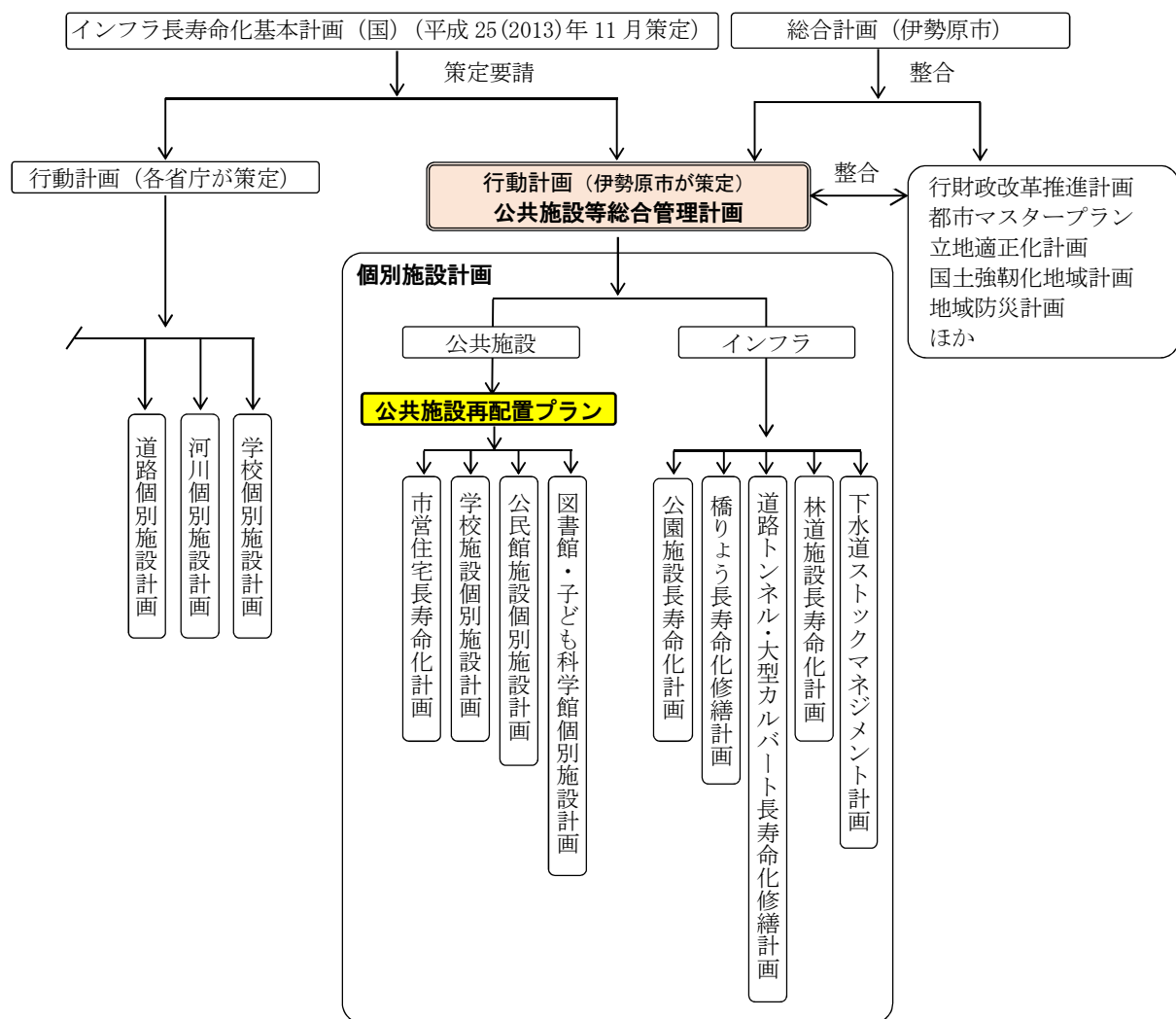
## 2 計画の位置付け

本計画は、平成 25(2013)年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく個別施設計画として位置付けた上で、本市の最上位計画である総合計画を踏まえて、「公共施設等総合管理計画」(令和 5(2023)年 3 月改訂)で定めた『公共施設等の管理に関する基本的な考え方』に即して策定します。

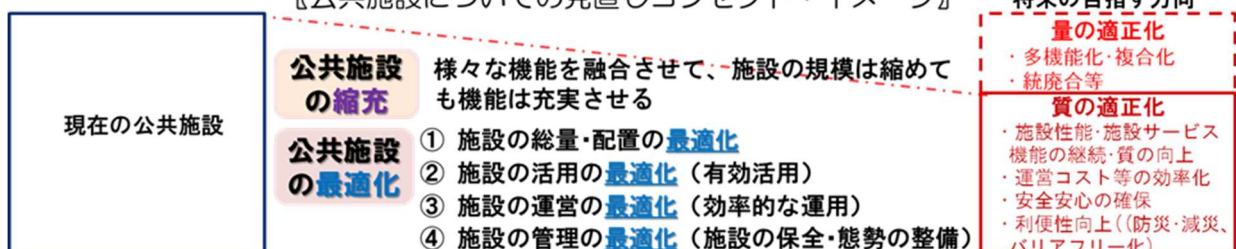
また、本計画の推進に当たっては、行財政改革推進計画、都市マスタープラン、立地適正化計画など、関連計画との整合性を図ります。

なお、既に策定されている市営住宅長寿命化計画、学校施設個別施設計画、公民館施設個別施設計画、図書館・子ども科学館個別施設計画については、公共施設再配置プランを踏まえて、適宜、必要な見直しを行います。

### ▼本計画の位置付け



### 【公共施設についての見直しコンセプト・イメージ】



### 3 計画期間

上位計画である公共施設等総合管理計画(令和 5(2023)年 3 月改訂)は、中長期の視点により取組を進めるために、令和 5(2023)年度から令和 34(2052)年度までの 30 年間の計画期間としています。

本計画は、第 6 次総合計画(令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度まで)との整合を図りつつ、中期の視点により計画的に取組を進めるために、公共施設等総合管理計画の前期部分である令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間の計画期間とします。

また、計画の進行管理や P D C A サイクルを適切に行いながら、毎年度、進捗状況等について点検・検証するとともに、法令や国の施策、上位計画等の見直しや本市を取り巻く社会経済情勢の変化などの状況に応じて、計画期間内においても、不断の見直し・充実を行います。

さらに、本計画に掲げている修繕・改修等の実施に当たっては、市全体の財政運営の中で、実施年度・実施内容・事業費等を精査します。

計画名称 【計画期間】	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	~	R24	R25	~	R34	
総合計画	基本構想	10年間															
	基本計画	5年間					5年間										
	実施計画 【3年間、毎年度のローリング制を導入】	3年間															
公共施設等総合管理計画	改訂・公共施設等総合管理計画	30年間										不断の見直し・充実					
	公共施設再配置プラン	5年間					10年間					5年間					不断の見直し・充実



#### 4 対象施設及び施設類型

本計画では、庁舎や学校などの建物や広場などの公共施設を対象とします。ただし、簡易な倉庫や管理棟などの小規模な施設は除きます。

##### 【対象施設及び施設類型】

大分類	中分類	施設名 <sup>※1</sup>	施設数	延床面積
1 庁舎等	(1)本庁舎等	市役所庁舎、市役所分室、駅窓口センター	3	11,460.72 m <sup>2</sup>
	(2)消防庁舎等	消防本部、消防署本署、南分署、西分署、消防団車庫・待機室	31	4,556.84 m <sup>2</sup>
	(3)駐車場施設	駅北口臨時駐車場、大山第一・第二駐車場、自転車等駐車場	12	814.66 m <sup>2</sup>
	(4)倉庫施設	中央備蓄倉庫、水防倉庫、防災備蓄倉庫・災害医療備蓄倉庫、北三間農村広場倉庫	54	1,112.32 m <sup>2</sup>
	(5)その他施設	成瀬安全安心ステーション	1	20.56 m <sup>2</sup>
2 地域コミュニティ施設	(1)コミュニティセンター	成瀬コミュニティセンター、伊勢原北コミュニティセンター、伊勢原南コミュニティセンター、地域集会所	7	2,233.52 m <sup>2</sup>
	(2)その他施設	いせはら市民活動サポートセンター	1	255.43 m <sup>2</sup>
3 保健・福祉施設	(1)保育・子育て支援施設	保育所、児童コミュニティクラブ <sup>※2</sup> 、児童館、子育て支援センター <sup>※3</sup> 、つどいの広場 <sup>※4</sup>	32	5,499.11 m <sup>2</sup>
	(2)障がい福祉施設	障害福祉センターすこやか園、障害福祉センター地域作業所ドリーム、児童発達支援センター	3	2,335.23 m <sup>2</sup>
	(3)高齢者福祉施設	老人福祉センター阿夫利荘、坪ノ内老人憩の家	2	1,183.95 m <sup>2</sup>
	(4)その他施設	福祉館、伊勢原シティプラザ	5	4,233.78 m <sup>2</sup>
4 学校教育施設	(1)義務教育施設	小学校、中学校	14	104,366.60 m <sup>2</sup>
	(2)その他施設	適応指導教室 <sup>※5</sup>	1	0 m <sup>2</sup>
5 社会教育施設	(1)公民館	公民館	7	7,458.42 m <sup>2</sup>
	(2)文化・教養施設	市民文化会館、図書館・子ども科学館、文化財保存室	3	15,392.22 m <sup>2</sup>
6 スポーツ・レクリエーション施設	(1)スポーツ施設	総合運動公園、鈴川公園、武道館、行政センター体育館・弓道場、市ノ坪公園、東富岡公園、上満寺多目的スポーツ広場、大田すこやかスポーツ広場、こどもスポーツ広場	10	12,267.65 m <sup>2</sup>
	(2)レクリエーション施設	御所の入森のコテージ、ふれあいの森日向キャンプ場、八幡谷戸ふれあいガーデン	3	783.03 m <sup>2</sup>
	(3)広場	千津青少年広場、殿村青少年広場、大田青少年広場、北三間農村広場	4	0 m <sup>2</sup>
7 市営住宅	(1)市営住宅	池端住宅、精進場住宅、峰岸住宅、千津住宅、三本松住宅	5	10,135.80 m <sup>2</sup>
8 環境衛生施設	(1)環境衛生施設	環境美化センター、資源リサイクルセンター、し尿等希釈投入施設	3	3,686.11 m <sup>2</sup>
	(2)公衆トイレ	公衆トイレ	10	512.56 m <sup>2</sup>
9 その他施設		旧堀江邸、旧比々多福祉館、旧日向ふれあい学習センター	3	1,521.26 m <sup>2</sup>
合計			214	189,829.77 m <sup>2</sup>

※1 対象施設は、令和4(2022)年4月1日現在で保有している施設を示しています。

※2 「児童コミュニティクラブ」の延床面積は、事業を実施している「小学校、保育所、児童館」の各施設の延床面積に含めています。

※3 「子育て支援センター」の延床面積は、市役所分室の延床面積に含めています。

※4 「つどいの広場ひびた」の延床面積は、比々多保育園の延床面積に含めています。

※5 「適応指導教室」の延床面積は、大原児童館の延床面積に含めています。

## 5 対策の優先順位の考え方

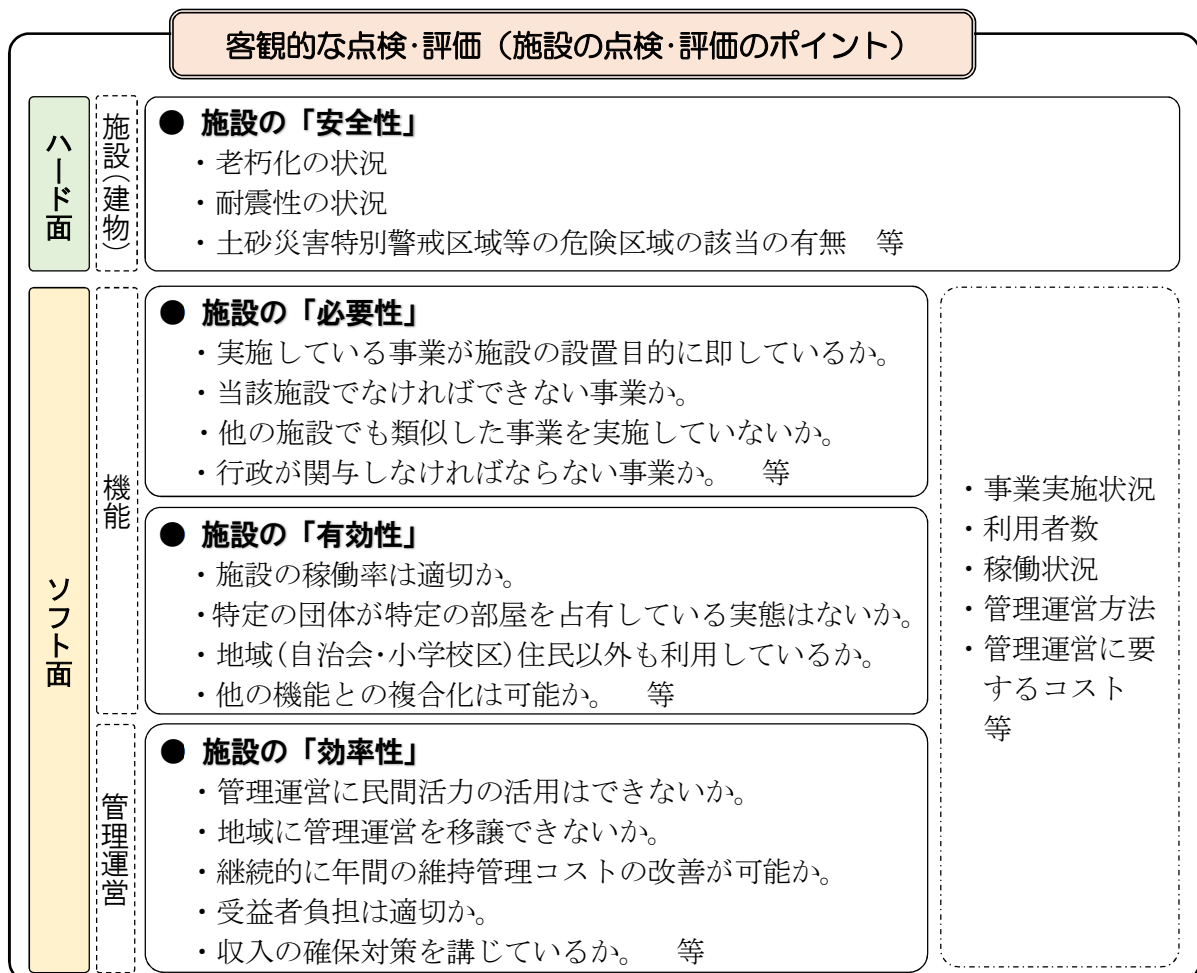
### (1) 基本的な考え方

公共施設は、市の施策の実現に向けた必要な行政サービスを提供するための手段として設置しているものであり、施設で行われているサービス(機能)と施設の性能(建物)の両面から『最適化』を図る必要があります。

このことから、施設が果たしている役割や機能、利用状況、今後の利用需要等や、建物の安全性について客観的に評価し、上位計画である公共施設等総合管理計画において示している「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえた上で、今後の見直しの方向性や対策を検討し、公共施設の『最適化』に向けた取組を進めます。

### (2) 施設評価

耐震性、老朽化状況、立地場所の災害危険性(土砂災害特別警戒区域等の指定状況)などのハード面と、事業の実施状況や利用者数、稼働状況、管理運営方法、施設の管理運営に係るコストなどのソフト面の両面から各施設を点検・評価し、機能、施設(建物)、管理運営の見直しに向けた方向性や対策を示します。



点検・評価結果をもとに、機能、施設(建物)、管理運営の見直しの方向性や対策を示す。

## 施設評価の実施について

### 公共施設の最適化の必要性

- 1) 施設の老朽化、耐震化、ユニバーサルデザイン化、省エネ化
- 2) 社会環境の変化、人口減少、人口構造の変化、市民ニーズの多様化、財政逼迫
- 3) 利用上の課題（縦割で整備、低調な稼働率、未利用スペース、類似機能の重複等）

### 公共施設の最適化

- ① 施設の総量・配置の最適化
- ② 施設の活用の最適化（有効活用）
- ③ 施設の運営の最適化（効率的な運用）
- ④ 施設の管理の最適化（施設の保全・態勢の整備）

### 施設評価の実施

- 施設評価を通じて、「安全性」、「必要性」、「有効性」、「効率性」の視点から検証する
- 「公共施設再配置プラン」の策定に向けて、施設評価を実施する

- ◆ 行政サービスと公共施設の関係性を再確認し、現状の公共施設の使い方が効果的かどうかを、客観的に評価（見える化）し、個々の公共施設のあり方や管理運営方法について、新たな視点から評価する
- ◆ 限られた財源での対応が前提となる以上、優先して対応すべき施設を選別する必要があり、施設評価を通じて、住民に対する行政サービスの質の向上と財政負担の削減を実現する整備手法の確立を目指す

### 施設の再評価の実施

〈施設評価のポイント ⇒ 公共施設と行政サービスの関係について一体で評価〉

公共施設は、設置することが目的ではなく、施策実現の手段であるため、**施設で実施している施策と一体的に評価**することが重要

↓  
施設のハード面だけでなく、施設の利用実態を把握し、利用内容や利用状況、管理運営手法、受益者負担など、総合的な視点から公共施設を評価する

施設の安全性	・老朽化の状況 ・耐震化の状況 ・危険地域の該当の有無 など
施設の必要性	・実施している事業が、施設の設置目的に即しているか ・当該施設でなければならない事業か ・市が関与しなければならない事業か など
施設の有効性	・施設を構成する各部屋の利用状況・稼働率は ・利用者が地域住民に限定されていないか ・当該施設で機能の複合化は可能か など
施設管理運営の効率性	・管理運営に民間の参入は可能か、地域に施設の管理運営を移譲できないか ・受益者負担は適切か ・収入の確保対策を行っているか など

## 施設評価を踏まえた施設の今後の方向性の検討について

### 施設評価を踏まえた施設の今後の方向性の検討区分について

- 施設評価では、施設の「機能（ソフト面）」と「性能（ハード面）」について評価する。
- 評価結果を、ポートフォリオ分析（2軸の指標からの戦略分析）し、施設の今後の方向性について、「**廃止**」、「**転用・譲渡・売却**」、「**移転・改修・建替え・複合化**」、「**継続**」などに分類する。

- ◆ 利用者視点（利用状況等・ソフト面）と管理者視点（建物性能・ハード面）との2軸による評価



### 施設の方向性を検討する上での留意点

- ① 基本施策との連動、 ② 必要な機能（サービス）の確保、
- ③ 利用圏に応じた施設配置、 ④ 施設類型・施設区分を超えた多機能化とエリア再編、
- ⑤ 施設の長寿命化を図るのか・使い切りとするのか、 ⑥ 施設の有効活用（時間的・空間的に）、
- ⑦ 費用対効果の検証、 ⑧ 効率的な管理運営手法の検討

⇒ 総量・配置の見直し、施設を点ではなく地域を俯瞰して面で捉える、縦割りを廃して多目的に施設を徹底的に使い切る

### (3) 施設評価を踏まえた施設の方向性を検討する上での留意点等

公共施設の最適化に向けた今後の見直しの方向性については、各施設の現状（安全性・必要性・有効性・効率性）を踏まえ、基本的には施設ごとに実施した点検・評価の結果をもとに客観的に検討しますが、これまでにそれぞれの施設が果たしてきた機能や今後期待される役割等に鑑み、次の①～⑧の留意すべき視点も考慮して、総合的に判断します。

#### ① 基本政策との連動（まちづくりの施策における公共施設の役割）

総合計画に掲げる基本政策（本市におけるまちづくりの施策）を実現するための公共施設の役割と、その取組状況を明確にし、その役割に即した使い方となっているか、効果が上がっているか等を検証します。

#### ② 必要な機能（サービス）の確保（市民サービスを低下させない）

各施設で提供する機能（市民サービス等）の必要性を検証し、必要な機能については、その機能を継続・確保することを前提とします。現在の施設での機能の継続が困難ではあるものの、実施しているサービス（機能）が必要な場合は、他の施設へ機能を移転するなどの代替策を講じることにより、市民サービスを低下させないことを原則とします。

#### ③ 利用圏域に応じた施設配置

本市が展開する施策は、市全域に及ぶものから地域コミュニティを対象とするものまで様々です。公共施設は、各施策を実現する場であることを踏まえ、施策を展開する範囲を検討するとともに、その利用圏域に沿った適正な配置を進めます。

#### ④ 施設類型・施設区分を超えた多機能化とエリア再編（施設を「点」ではなく、「面」的に見る）

固定化された施設の用途だけではなく、「集会ができる場所」、「運動ができる場所」等、柔軟な視点で施設の機能に着目し、地域又は小学校区など近隣の地域で『面』的に俯瞰して、類似するような機能を有する施設がある場合には、施設類型・施設区分を超えた多機能化（複合化等）、集約化又は転用を図りながら、地域ごとの適正配置（エリア再編）を進めます。

#### ⑤ 施設の長寿命化と維持管理（物理的な使い切り）

機能の必要性が高く、建物を有効活用できている施設については、予防保全を含む計画的な改修により、施設の長寿命化を図ります。

それ以外の建物については、耐用年数が到来するか大規模な改修等が必要になる段階まで使用し、使い切ります。

#### ⑥ 施設の有効活用（時間的・空間的な使い切り）

施設全体が低利用である場合、また、一定の利用があっても日中と夜間又は諸室によって稼働状況が異なるような場合は、利用されていない時間と空間を有効に活用できるように、施設の多機能化（複合化等）による有効活用を図ります。

#### ⑦ 費用対効果の検証

今後も継続する施設について、建物の躯体や設備等を良好な状態で維持していくための改修費用をはじめ、耐震化、バリアフリー化、脱炭素化（省エネルギー化）等の費用を考慮した上で、大規模改修等を行って継続して保有することが適切か、又は適正規模にダウンサイジング

(縮小)するなどして建て替えた方が効果的か、ライフサイクルコストの観点から比較検証します。

また、借地・借家に設置されている施設については、提供する機能(サービス)の必要性や建物の劣化状況等を考慮し、借地・借家の継続、取得又は機能移転を検討します。

#### ⑧ 多様な管理運営手法の検討

施設のサービス提供や管理運営体制については、施設の性質に応じて、直営(委託を含む)、指定管理者制度、地域による自主管理、民営化等の適切な手法を検討します。

#### (4) 施設の方向性別の対策と優先順位

今後とも使用を継続する施設と、譲渡、貸付又は処分を図る施設に分けて、取組を進めます。なお、すでに方針が決定している施設整備事業については、優先的に取組を進めます。

##### ア. 使用を継続する施設

###### i. 保全を含めた計画的な改修を図る施設

建物を有効活用できている施設のうち、耐震性があり、計画的な改修を行うことによって長期使用が可能となるものについては、長寿命化を図ります。

改修に当たっては、他の機能を集約又は複合して多機能化を図ります。

###### ii. 修繕対応により使用を継続する施設

耐震基準を満たし、法定耐用年数を超過しているものの継続して使用が可能で、今後もその機能が必要な施設は、当分の間、修繕対応により使用を継続し、大規模改修が必要となった段階で、廃止します。その際、施設内の機能が必要な場合は、民間施設を含めた他の施設への機能移転を図ります。

##### イ. 譲渡、貸付又は処分(売却)を図る施設

複合化・集約化等により不要となる施設や、役割が終了し保有する必要性が低くなった施設については、譲渡、貸付又は処分(売却)を図ります。

譲渡に当たっては、円滑に譲渡を進める仕組みづくりを構築します。

なお、施設の建設時等に国庫補助金等を活用している場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)との関係を整理し、その期限の到来時期を踏まえて対応します。

##### ウ. 廃止(除却)する施設

耐震基準を満たしていない施設で、老朽化が顕著なものや、土砂災害等の危険区域に設置している施設は、原則、廃止(除却)し、施設内の機能が必要な場合は、民間施設を含めた他の施設への機能移転を図ります。



## 第2章 施設類型ごとの個別施設計画

本章では、施設類型（中分類）ごとに、施設評価に基づき、今後30～40年先を見据えつつ、今後10年間の見直しの方向性等を示しています。

### 〈本章の見方〉

#### 1) 施設の概要

施設類型全体の概況や設置目的等について記載しています。

また、施設の基本的な情報について、「建物に関する情報」（ハード）として、立地する地区、建築年、経過年数、構造、延床面積、耐震性の有無、災害区域の状況、土地の所有関係を、「管理運営や利用状況に関する情報」（ソフト）として、管理運営形態、職員数、支出額、収入額、年間利用者数、年間稼働率を、一覧化して示しています。

なお、記載している情報については、特別な説明がない限り、令和4(2022)年度のデータです。

#### 〈施設の概要の表記内容：例・公民館施設〉

施設名 棟名	基本情報														
	地区	ハード							ソフト						
		建築年	経過年数	構造	延床面積 (㎡)	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出 (千円)	収入 (千円)	利用者(人)	稼働率	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
① 中央公民館	伊勢原北	H3/1991	31	RC造	3,496.5	○				直営	正5 再2 臨1	86,449	2,576	114,218	46.6%
② 大山公民館	大山	S53/1978	44	RC造	415.8	○	土砂 浸水			直営	再1 臨1	12,464	287	7,057	14.8%
③ 比々多公民館	比々多	S56/1981	41	RC造	623.7	○			一部 民間	直営	再1 臨1	18,921	423	14,509	28.4%
④ 大田公民館	大田	H13/2001	21	RC造	709.8	○	浸水			直営	再1 臨1	54,573	526	29,052	24.3%
⑤ 成瀬公民館	成瀬	S55/1980	42	RC造	726.3	○	浸水			直営	再1 臨1	16,774	631	27,549	33.3%
⑥ 高部屋公民館	高部屋	S57/1982	40	RC造	729.4	○	浸水			直営	再1 臨1	16,819	512	20,379	29.7%
⑦ 伊勢原南公民館	伊勢原南	S59/1984	38	RC造	757.0	○	浸水			直営	再1 臨1	17,529	753	32,755	43.8%

- ① 整理番号：中分類ごとの施設の整理番号を示しています。
- ② 施設名・棟名：施設の名称を示しています。また、施設が複数の棟に分かれるものについては、棟名称を併記しています。
- ③ 地区：伊勢原北、伊勢原南、大山、比々多、高部屋、成瀬、大田の7地区に分けて、施設が立地する地区を示しています。
- ④ 建築年：施設を建築した年を示しています。
- ⑤ 経過年数：施設を建築した年の1月1日を起算日として、令和4(2022)年1月1日までの経過年数を示しています。
- ⑥ 構造：建物の構造（建築材料・工法）を示しています。

#### 〈構造の分類〉

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）：鉄筋コンクリートと鉄骨を組み合わせた構造です。
- (2) 鉄筋コンクリート造（RC造）：鉄筋とコンクリートを組み合わせた構造です。
- (3) 鉄骨造（S造）：鉄骨構造です。（板厚が4.5mm以下の鉄骨は軽量鉄骨造、6.0mm以上の鉄骨は重量鉄骨造）
- (4) 木造（W造）：木構造です。
- (5) コンクリートブロック造（CB造）：コンクリートブロックを積み上げ、鉄筋とコンクリートやモルタルで補強した壁をもつ構造です。  
補強CB造は、鉄筋やコンクリート、モルタルなどで補強されたコンクリートブロックの構造です。

- ⑦ 延床面積：施設のうち、建築物の延床面積(m<sup>2</sup>)を示しています。  
 広場などの建築物に該当しない施設は、「－」と記載しています。
- ⑧ 耐震性：施設の耐震性について、次のとおり記載しています。  
 「○」：新耐震基準(昭和 56 (1981) 年 6 月以降)で建築した建物、旧耐震基準(昭和 56(1981) 年 5 月まで)で建築し、耐震診断の結果、耐震性を満たしている建物、又は旧耐震基準で建築し、耐震診断の結果、耐震性を満たしていなかったが、耐震改修を行い、現在、耐震性を満たしている建物。  
 「×」：旧耐震基準で建築し、耐震診断の結果、耐震性を満たしていない建物。  
 「△」：旧耐震基準で建築し、耐震診断が未実施で耐震性が不明な建物。  
 「－」：広場などの建築物に該当しない施設。
- ⑨ 災害区域：施設が該当している災害危険区域の指定状況を示しています。  
 「土砂」：土砂災害警戒区域、「土特」：土砂災害特別警戒区域、「浸水」：浸水想定区域
- ⑩ 土地所有：市所有地以外の場合、その土地所有者を示しています。
- ⑪ 管理運営：施設の管理運営形態を示しています。市職員が管理運営業務に当たっている施設(一部委託を含む)は「直営」、指定管理者制度を導入し管理運営を民間に任せている施設は「指管」として表記しています。
- ⑫ 職員数：施設の維持管理運営のために施設に配属している常駐の職員数を示しています(令和元(2019)年度ベース)。(ただし、市役所庁舎などの一部の施設では、施設管理の職員数のみを示しています)  
 「正」正規職員 「再」再任用職員 「臨」臨時的任用職員・嘱託職員  
 「委」管理等を委託している場合
- ⑬ 支出：施設の維持管理運営に係る年間の支出額を示しています(令和元(2019)年度ベース)。支出額は、人件費、物件費、補修費、工事請負費等の総額です。また、指定管理者制度を導入している施設は、上段に本市の支出額、下段に指定管理者の支出額を併記しています。
- ⑭ 収入：施設の年間の収入額を示しています(令和元(2019)年度ベース)。収入額は、国庫支出金、県支出金、分担金、使用料等、その他の総額です。また、指定管理者制度を導入している施設は、上段に本市の収入額、下段に指定管理者の収入額を併記しています。
- ⑮ 利用者：施設における令和元(2019)年度の年間利用者数を示しています(令和2(2020)年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休館や利用者数の減少がみられ、施設本来の利用実態とは異なる状況にあると考えられるため)。
- ⑯ 稼働率：施設の令和元(2019)年度の年間稼働率を示しています。施設全体の年間の稼働率として、専ら業務で使用する部屋を除き、貸出可能な諸室等の稼働率の平均を示しています。

## 2) 施設の現状と課題

施設ごとの現状と課題、課題の整理を記載しています。また、貸室利用を行っている諸室などを複数保有する施設については、諸室ごとの詳細な稼働率を示しています。

## 3) 施設類型ごとの基本的な見直しの方向性

施設の安全性・必要性・有効性、管理運営の効率性の視点から検証し、分析・評価を行った上で、公共施設等総合管理計画に基づく施設類型(中分類)ごとに、「機能」、「施設(建物)」、「管理運営」の各区分に分けて、管理に関する基本的な方針を記載しています。

(参照；公共施設等総合管理計画 第6章 2「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」)

#### 4) 個別施設ごとの見直しの方向性（10年間）

個別施設ごとの現状や課題を踏まえて、施設の安全性・必要性・有効性、管理運営の効率性の観点から、個々の施設ごとに分析・評価し、本計画期間内（令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間）における「機能」及び「施設(建物)」の見直しの方向性を、「方向性」の欄に記載するとともに、「機能」、「施設(建物)」の見直しの方向性の具体的な説明を記載しています。

なお、「管理運営」については、3)で示す施設類型ごとの基本的な見直しの方向性以外の場合に、具体的な説明を記載しています。

##### 〈個別施設の見直しの方向性の表記内容〉

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	①	②	③	④ 〔機能〕 〔建物〕 〔管理運営〕

① 施設名：施設の名称を示しています。

② 機能の方向性：施設が有する機能の今後の見直しの方向性を示しています。

方向性	説明
継続	現在の施設が持つ機能(施策や事業等)や用途(使用目的)を、今後も、市や地域、民間事業者等が、引き続き実施していく。
統合	現在の施設が持つ機能や用途を、「同種の機能等を持つ施設」にまとめて継続する。
移転	現在の施設が持つ機能や用途を、「別の機能等を持つ他の施設」に移して継続(複合化を含む)する。
転用	現在の施設が持つ機能や用途を変更する。
廃止	現在の施設が持つ機能や用途を廃止し、今後も施策や事業等を実施しない。
検討	現時点では施設の機能の見直しの方向性を示すことが困難なことから、今後も引き続き検討する。(検討している間は、機能を継続する。)

##### 【イメージ図】

方向性	定義	イメージ
統合	現在の施設が持つ機能や用途を、「同種の機能等を持つ施設」にまとめて継続すること。	
移転	現在の施設が持つ機能や用途を、「別の機能等を持つ他の施設」に移して継続(複合化を含む)すること	
転用	現在の施設が持つ機能や用途(使用目的)を変更すること。	

③ 施設(建物)の方向性：建物自体の今後の見直しの方向性を示しています。

方向性	説明
維持 (長寿命化)	長寿命化とは、老朽化した建物の機能や性能を全体的に向上させ、施設の寿命を伸ばすこと。 新耐震基準を満たし、有効活用できている建物で、計画的に改修を行うことにより、長期使用を可能とする。
維持 (改修)	改修とは、建物・設備の機能や性能を部分的に向上すること。〔機能向上〕 新耐震基準を満たし、有効活用できている建物で、改修を行うことにより機能向上を図り、使用を継続する。ただし、建築経過年数から長期使用が難しい。
維持 (修繕)	修繕とは、建物や設備の一部を建設当時の水準まで回復すること。〔機能回復〕 新耐震基準を満たし、有効活用できている建物で、修繕を行うことにより使用を継続する。
建替	建物を取り壊して建て替える(減築含む)こと。
増築	既存の建築物に建て増し、又は、既存建築物のある敷地に新たに建築すること。
移転	現在の敷地以外に移動して建て替えること。
譲渡	有償・無償に関わらず、民間事業者、地元自治会等へ建物の所有権を移転し、民間事業者、地元自治会等が使用すること。(譲渡を前提に検討するものも含む。)
廃止	施設の耐震性や老朽化の状況などから、安全性が危惧される場合などの理由により、建物の使用を中止すること。(廃止を前提に検討すること・今後除却することも含む。)
検討	現時点で施設(建物)の見直しの方向性を示すことが困難なことから、今後も引き続き検討する。(検討している間は、建物の修繕等を行い、継続して使用する。)

④ 見直しの方向性：「機能」、「施設(建物)」、「管理運営」の見直しの方向性の具体的な説明を記載しています。なお、「管理運営」は、3)で示す施設類型ごとの基本的な見直しの方向性以外の場合に記載しています。

### 5) 対策内容と実施時期(10年間)

3)及び4)で示した施設の見直しの方向性に従って着実に実践してくため、計画期間10年間に予定する具体的な取組内容とスケジュールを示しています。

#### 〈対策内容と実施時期の記載内容〉

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
①		××××	②	××××××××			

① 施設名：対象施設の名称を示しています。

② 計画期間の対策内容と実施時期：計画期間(10年間)に取り組む対策内容とスケジュールを示しています。

### 6) 対策の概算費用

本計画の計画期間10年間において、「現状を維持した場合」と、施設の見直しの方向性に従い「本計画を推進した場合」の2パターンについて、各施設の更新費用の試算額を比較して示しています。

更新費用の試算については、公共施設等総合管理計画における将来更新経費の推計と同様に、総務省が公開している(一財)地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト(平成28(2016)年版)」の単価等を用いて機械的に算出しています。

また、公共施設等総合管理計画に基づく将来更新経費の推計期間 40 年間における「現状を維持した場合」と「本計画を推進した場合」の更新費用の試算額を、施設類型ごとの小計として示しています。

〈対策の概算費用の記載内容〉

施設 No.	施設名	施設(建物)の 見直しの 方向性	令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			③現状維持した場合			④本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
	①	②	③-1	③-2	③-3	④-1	④-2	④-3	⑤
更新費用の試算比較(⑥-③)								⑥	

- ① 施設名：施設の名称を記載しています。
  - ② 施設(建物)の見直しの方向性：④)で示した個別施設ごとの建物の今後の見直しの方向性を記載しています。
  - ③ 現状を維持した場合：建物の耐用年数を 60 年程度とし、その中間年の建築から 30 年後に大規模改修(③-1)、60 年程度経過後に建て替える(③-2)とした場合の将来更新経費の試算を行い、その合計(③-3)を記載しています。
  - ④ 本計画を推進した場合：建物の耐用年数を 80 年程度まで長寿命化することとし、20 年と 60 年経過で機能回復の改修工事、40 年経過で長寿命化のための大規模改修工事を行い、(④-1)、80 年程度経過後に建て替える(④-2)という考え方で、将来更新経費を試算し、その合計額(④-3)を記載しています。
  - ⑤ 年間維持管理費：令和元(2019)年度の各施設の維持管理に要した費用をもとに、施設の年間のランニングコスト(光熱水費、保守点検費、日常的な修繕料、施設管理委託料などの経常経費)を記載しています。
  - ⑥ 更新費用の試算比較：今後の見直しの方向性に基づく対応を「本計画を推進した場合」とし、「現状を維持した場合」との差額を対策の効果額として記載しています。
- ※ ③、④に記載する個別施設の改修費には、年間の経常修繕費は除きます。



## 〔補足1〕 将来更新経費の推計に当たっての試算条件等

「6）対策の概算費用」の将来更新経費については、公共施設等総合管理計画における将来更新経費の推計試算と同様に、次の条件により機械的に試算します。

### ア．従来型（築30年で大規模改修・築60年で建替）の将来更新経費の推計に当たっての試算条件

将来更新経費には、大規模改修・建替の工事費・設計費、建替を行う施設の解体設計費・工事費を含めています。なお、築30年を超過しているものの現時点で大規模改修が未実施である場合には、積み残しとなっている大規模改修に係る経費を、今後10年間で平準化して反映します。

- ① 大規模改修 ・実施年数：築30年、改修期間：2年
- ② 建替 ・実施年数：築60年、改修期間：3年
- ③ 将来更新経費の主な推計単価
  - ・ 大規模改修・建替の工事費は、施設の延床面積に推計単価を乗じて試算します。
  - ・ 推計単価は、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）による公共施設等更新費用試算ソフト（平成28(2016)年度）の単価（以下、総務省単価という）を採用し、国土交通省の建設工事費デフレーター（令和2年度）の変動割合を乗じたものとします。ただし、スポーツ施設は実績等を参考にした推計単価とし、市営住宅、義務教育施設、公民館、図書館・子ども科学館の更新経費については、各個別施設計画に基づく試算結果を用いるものとします。
  - ・ 大規模改修・建替の設計費は工事費の10%、解体工事の設計費・工事費は、実績をもとに72,000円/㎡とします。

### イ．長寿命化併用型（築40年で長寿命化改修・築80年で建替 + 公共施設再配置プラン反映）の将来更新経費の推計に当たっての試算条件

令和4(2022)年度以降に築40年を迎える施設については長寿命化改修を行い、それ以外の施設については従来型の更新を行うこととし、さらに公共施設再配置プランの取組を反映した場合の将来更新経費を推計します。

長寿命化改修については、次の①～④により試算します。

- ① 長寿命化改修 ・実施年数：築40年、改修期間：3年（うち1年目は設計）
- ② 中規模改修 ・実施年数：築20年（長寿命化改修後20年）、改修期間：2年（うち1年目は設計）
- ③ 建替 ・実施年数：築80年、改修期間：6年（うち1、2年目は設計、6年目は既存施設の解体）
- ④ 将来更新経費の主な推計単価
  - ・ 従来型の試算と同様に、改修・建替の工事費は、施設の延床面積に推計単価を乗じて試算します。
  - ・ また、長寿命化改修に係る単価は建替の65%、中規模改修に係る単価は建替の25%とします。ただし、スポーツ施設は実績等を参考にした推計単価とし、市営住宅、義務教育施設、公民館、図書館・子ども科学館の更新経費については、各個別施設計画に基づく試算結果を用いるものとします。
- ⑤ 早急に対応が必要な改修
  - ・ 令和3(2021)年度に実施した公共施設老朽化状況調査により、施設の部位ごとに劣化状況を評価しており、その結果から早急に対応が必要な改修を、今後10年間で平準化して実施することとします。
  - ・ 市民文化会館の改修費用は、令和3(2021)年度の老朽化状況調査結果に基づく改修費用を想定します。

## 〔補足2〕更新費用単価の設定

### A. 建設工事費

将来更新経費の推計試算に用いる建設工事費の単価は、次のとおりとします。

基準となる総務省単価では、建替と大規模改修の更新内容を施設の区分ごとに〔表-1〕のとおり定めています。

〔表-1〕は平成28(2016)年度時点の単価であり、現時点の建設工事費は平成28(2016)年度よりも上昇していると考えられるため、国土交通省の建設工事費デフレーター(令和2(2020)年度)の変動割合を乗じて、現在の建設工事費単価を〔表-2〕のとおり推計します。

区分	建替	大規模改修
行政系	400	250
学校教育系	330	170
社会教育系	400	250
子育て支援	330	170
市営住宅	280	170
保健・福祉	360	200
その他	360	200
区分	建替	大規模改修
行政系	430	269
学校教育系	355	183
社会教育系	430	269
子育て支援	355	183
市営住宅	301	183
保健・福祉	387	215
その他	387	215

〔表-2〕の建設工事費単価を基本として、施設類型ごとの建替・改修の単価を〔表-3〕のとおり設定します。

また、長寿命化改修に係る単価は建替の65%、中規模改修に係る単価は建替の25%とします。

なお、市営住宅、義務教育施設、公民館、図書館・子ども科学館の更新経費は、〔表-3〕の単価ではなく、各個別施設計画に基づく試算結果とします。

施設類型	建替	大規模改修	長寿命化	中規模改修
庁舎等	430	269	280	108
地域コミュニティ施設	430	269	280	108
保健・福祉施設(保育・子育て支援施設)	355	183	231	90
保健・福祉施設(上記以外の施設)	387	215	252	97
学校教育施設	355	183	231	90
社会教育施設	430	269	280	108
スポーツ・レクリエーション施設	387	215	252	97
市営住宅	301	183	196	76
環境衛生施設	355	183	231	90
その他施設	387	215	252	97

### B. 早急に対応が必要な改修の単価

令和3(2021)年度に実施した公共施設老朽化状況調査により、施設の部位ごとに劣化状況を評価しており、その結果から早急に対応が必要な改修を、今後10年間で平準化して実施することとします。

早急に対応が必要な改修の単価は、〔表-4〕のとおり9つの部位別改修内容と屋根屋上・外壁改修時に要する外部足場の10項目に分類し、それぞれの単価を施設類型ごとに設定します。

単価は、「平成31(2019)年版 建設物のライフサイクルコスト」(一般財団法人 建築保全センター)の中規模事務所に係る部位ごとの改修費の割合を参考に設定します。

施設類型	大規模改修単価	部位別改修単価									
		屋根屋上	外壁	外部開口部	内部仕上げ	電気設備	給排水衛生設備	冷暖房換気設備	昇降機設備	外構・その他工作物	外部足場
庁舎等	269	12.6	17.6	10.5	57.2	73.9	23.2	57.4	8.2	4.1	4.2
地域コミュニティ施設	269	12.6	17.6	10.5	57.2	73.9	23.2	57.4	8.2	4.1	4.2
保健・福祉施設(保育・子育て支援施設)	183	8.6	12.0	7.1	38.9	50.3	15.8	39.1	5.6	2.8	2.9
保健・福祉施設(上記以外の施設)	215	10.1	14.1	8.4	45.7	59.1	18.5	45.9	6.6	3.3	3.4
学校教育施設	183	8.6	12.0	7.1	38.9	50.3	15.8	39.1	5.6	2.8	2.9
社会教育施設	269	12.6	17.6	10.5	57.2	73.9	23.2	57.4	8.2	4.1	4.2
スポーツ・レクリエーション施設	215	10.1	14.1	8.4	45.7	59.1	18.5	45.9	6.6	3.3	3.4
市営住宅	183	8.6	12.0	7.1	38.9	50.3	15.8	39.1	5.6	2.8	2.9
環境衛生施設	183	8.6	12.0	7.1	38.9	50.3	15.8	39.1	5.6	2.8	2.9
その他施設	215	10.1	14.1	8.4	45.7	59.1	18.5	45.9	6.6	3.3	3.4

## 1 庁舎等 - (1) 本庁舎等

### 1) 施設の概要

- 行政サービスの提供のほか、議会機能、防災機能などを持つ市役所庁舎及び市役所分室を設置しています。
- また、市民の利便性の向上を図るため、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明及び税証明などの各種証明書の発行や各種申請書類・広報文書等の配架を行う「伊勢原市役所駅窓口センター」を開設しています。

施設名	棟名	基本情報													
		地区	ハード							ソフト					
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 市役所庁舎	本庁舎	伊勢原北	S52/1977	45	SRC造	7,923.5	○	浸水						236,811	-
	レストラン棟	伊勢原北	S52/1977	45	SRC造	1,522.2	○	浸水		直営	正1	198,821	11,348	-	-
	公害調査所棟 車庫棟	伊勢原北	S52/1977	45	RC造 鉄骨造	1,168.3	○	浸水						-	-
② 市役所分室		伊勢原北	S51/1976	46	RC造	822.5	○			直営	-	8,888	132	19,971	-
③ 駅窓口センター		伊勢原北	H21/2009	13	鉄骨造	24.2	○		民間	直営	再1 臨1	10,449	6,848	38,484	-

※①:市庁舎の職員数は、常駐している施設管理担当者の人数を示しています。

※③:駅窓口センターは、小田急マルシェ伊勢原内に立地しています。

### 2) 施設の現状と課題

#### ① 市役所庁舎

- 本庁舎は、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階建て、延床面積は7,923 m<sup>2</sup>。昭和52(1977)年に旧耐震基準で建設した建物で、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、建築から45年が経過し、老朽化が顕著となっています。
- 管理運営は市直営で行っており、施設管理の人員費を含む管理運営費は年間約198,820千円で、土地使用料、建物使用料、レストラン棟1階貸付料、自動販売機設置貸付料などとして年間約11,350千円の収入があります。
- 施設は、市政事務を執行する執務室や、議会棟、会議室などで構成される本庁舎のほかに、附属棟として、レストラン棟(2階建てのうち1階部分が食堂)、公害調査所棟、車庫棟があります。なお、市役所業務全般に使用しており、会議室の貸出し等の一般利用は行っていません。このほか、会議室が不足しているため、近隣の民間ビルの一部を借用しています。開庁日・開庁時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までが基本ですが、転入・転出などの住民異動届、出生・死亡・婚姻などの戸籍届や国民健康保険の加入・脱退の申請、児童手当などの各種申請や届出などの窓口は、毎月第2・4土曜日の午前中にも開庁しています。

#### ② 市役所分室

- 神奈川県秦野保健所伊勢原支所であった建物を平成9(1997)年に本市が譲渡を受け、市役所の分室として利用しているもので、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は822 m<sup>2</sup>。昭和51(1976)年に旧耐震基準で建設した建物で、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、建築から46年が経過し、老朽化が顕著となっています。
- 管理運営は市直営で行っており、施設管理の人員費を含む管理運営費は年間約8,890千円で、自動販売機設置による行政財産の貸付料などとして年間約130千円の収入があります。
- 施設は、執務室のほか、会議室、相談室などで構成され、施設の一部は子育て支援センターと特定保健指導の場所として使用しています。

### ③ 駅窓口センター

- 鉄道事業者から施設を借用し、小田急線伊勢原駅の自由通路内(南口側)に設置しています(延床面積は24㎡)。
- 管理運営は市直営で行っており、施設の賃借料や再任用職員などの人件費を含む管理運営費は年間約10,450千円で、戸籍証明住民票等交付手数料などとして年間約6,850千円の収入があります。
- 開庁日は、年末年始を除く毎日、土・日曜日及び祝日も利用できます。開所時間は、平日は9時30分から20時まで、土・日曜日及び祝日は9時30分から17時までです。
- 戸籍証明や税証明などの各種証明書の発行のほか、行政窓口への問合せや図書館への返却図書受付(図書返却ポストの設置)などの業務を行っています。主な業務に係る駅窓口センターの利用状況は、下表のとおりです。

	戸籍等証明	税証明	問合せ	図書返却
平成30(2018)年度	20,820件	1,788件	3,684件	12,725件
令和元(2019)年度	20,397件	1,828件	4,004件	12,255件
令和2(2020)年度	18,119件	1,550件	4,129件	7,890件
令和3(2021)年度	17,372件	1,527件	3,800件	10,368件

#### 【課題の整理】

- ◆ 市役所本庁舎は、耐震基準を満たしているものの、施設の老朽化が顕著となっており、施設・設備機器の改修等が頻繁に発生するとともに、トイレのバリアフリー化や省エネ対策など時代に則した取組も急務となっています。
- ◆ また、子育て支援機能の充実など新たな行政需要の拡大や、窓口における様々な相談などきめ細やかな対応が求められる中で、市役所本庁舎は手狭な状態となっており、1階の市民窓口への来庁者の動線が悪化しているほか、事務の効率化を進めるための情報関連機器の配備も十分に対応できない状態となっています。さらに、会議室は慢性的に不足し、近隣の民間ビルの一部を会議室として借用しているほか、図書館・子ども科学館や市民文化会館の会議室の使用も常態化しています。

市役所庁舎は、大規模災害が発生した際に災害対策本部を設置するなど、防災機能の中核的な役割が求められますが、本庁舎には災害対策本部を常設できる専用室がないことから、危機管理機能の強化を図るためにも抜本的な対応が必要となっています。また、大規模災害が発生した際に応援職員等を受け入れる環境が十分に整っておらず、受援体制の整備が課題となっています。
- ◆ 市役所分室は、施設・設備の老朽化やエレベーター設置などバリアフリー化への対応も必要となっています。
- ◆ 駅窓口センターは、手狭となっており、狭あい化への対応とともに、今後のサービスのあり方についての検討が必要となっています。

また、民間施設の一部を借用していますが、伊勢原駅北口地区において市街地再開発事業の検討が進められていることから、当該事業にあわせて駅窓口センターのあり方についての検討が必要です。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### ① 市役所庁舎、② 市役所分室

<p><b>〔機能〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伊勢原市政の中核であり、行政機能・議会機能の拠点として継続します。</li> <li>○ また、防災拠点としての強化を図るとともに、分散している行政機能の複合化やさらなる機能の集約化について検討します。</li> </ul> <p><b>〔建物〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐震基準を満たしているものの、老朽化が顕著となっており、当分の間、必要な修繕を行い継続使用しますが、将来を見据え、行政センター地区の公共施設の再編・再配置について検討する中で、他施設との複合化など、今後の施設のあり方について検討します。</li> <li>○ また、市役所本庁舎の狭あい化などの喫緊の課題を解消し、来庁者の利便性の向上を図るとともに、子育て支援機能の充実を図るため、市役所分庁舎の整備を推進します。</li> </ul> <p><b>〔管理運営〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行のとおり直営とします。</li> <li>○ なお、保守点検業務などの包括的な施設管理業務委託手法の導入について検討します。</li> <li>○ また、窓口業務への民間活力の活用について、さらに推進します。</li> </ul>
---

#### ③ 駅窓口センター

<p><b>〔機能〕・〔建物〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間施設の一部を借用しており、狭あいとなっていることから、伊勢原駅北口地区において検討が進められている市街地再開発事業にあわせて、駅窓口センターの移転等について検討します。</li> <li>○ また、利用状況や需要動向等を総合的に勘案した上で、駅窓口センター業務のあり方について検討します。</li> </ul> <p><b>〔管理運営〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当面、現行のとおり直営とします。</li> <li>○ 本庁舎の窓口業務への民間活力の活用と合わせ、駅窓口センターの管理運営のあり方について検討します。</li> </ul>
--

### 4) 個別施設の見直しの方向性（10年間）

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	市役所庁舎	継続	検討・増築	<p>〔機能〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政の中核機能であるため、継続します。</li> <li>・ また、防災機能の強化、行政機能の複合化・機能集約化について検討します。</li> </ul> <p>〔建物〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震基準を満たしているものの、建築から45年が経過し、老朽化が顕著となっており、当分の間、必要な修繕を行い継続使用しますが、将来を見据え、行政センター地区内の他の公共施設との複合化を含め、今後のあり方を検討します。</li> <li>・ 狭あい化などの喫緊の課題を解消し、来庁者の利便性の向上を図るとともに、子育て支援機能の充実を図るため、市役所分庁舎の整備を推進します。</li> </ul>



No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
②	市役所分室	検討	検討	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面、必要な修繕を行い継続します。</li> <li>・ 建物は、耐震基準を満たしているものの、建築から46年が経過し、老朽化が顕著となっていることから、行政センター地区の公共施設の複合化を含めた検討の中で、今後のあり方を検討します。</li> </ul>
③	駅窓口センター	移転	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎の閉庁の時間帯で諸証明を発行するなど、市民の利便性を図っていることから機能は継続しますが、利用状況や需要動向等を総合的に勘案した上で、駅窓口センター業務のあり方について検討します。</li> <li>・ 建物は、民間施設の一部を借用しており、狭あいとなっていることから伊勢原駅北口地区において検討が進められている市街地再開発事業にあわせて、駅窓口センターの移転等について、検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎の窓口業務への民間活力の活用と合わせ、駅窓口センターの管理運営のあり方について検討します。</li> </ul>

### 5) 対策内容と実施時期（10年間）

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
		①	市役所庁舎	行政センター地区における他施設との複合化等の将来を見据えた施設のあり方の検討			
②	市役所分室	子育て支援機能の充実・狭あい化の解消、大規模災害時の受援体制の整備など、喫緊の課題に対応するための市役所分庁舎の整備の推進					検討結果に基づく対応
		包括的な施設管理業務委託手法の導入の検討					
③	駅窓口センター	駅窓口センターのあり方の検討					検討結果に基づく対応

## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	市役所庁舎	検討・ 増築	2,345,356	570,000	2,915,356	1,226,071	570,000	1,796,071	192,261
	レストラン棟		450,580	0	450,580	30,965	0	30,965	
	公害調査所棟・ 車庫棟		345,826	0	345,826	299,793	0	299,793	
②	市役所分室	検討	243,451	0	243,451	0	0	0	4,568
③	駅窓口センター	—	0	0	0	0	0	0	3,249
	合計		3,385,213	570,000	3,955,213	1,556,829	570,000	2,126,829	200,078

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲1,828,384

### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの 40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
1(1) 庁舎等/本庁舎等	3,385,213	6,952,909	10,338,122	4,281,268	7,144,769	11,426,036	200,078

更新費用の試算比較(⑥-③) 1,087,914

# 1 庁舎等 - (2) 消防庁舎等

## 1) 施設の概要

- 火災予防等に代表される消防事務を統轄する機関として、消防本部を設置しています。
- 市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を行うため、消防署本署、消防署南分署、消防署西分署を設置しています。
- 災害が発生した際、地域に密着し、中核的な役割を果たすとともに、平常時・非常時を問わず市民の安全と安心を守るため、消防組織法に基づき、1本部6分団体制の消防団を編成し、その活動の拠点として、消防団車庫・待機室を27施設(30棟)設置しています。

### ア. 消防本部、消防署

施設名	棟名	地区	基本情報															
			ハード						ソフト									
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率			
① 消防本部	消防本部	伊勢原北	S60/1985	37	RC造	935.3	○				直営	正26 再2 任1	182,404	559	-	-		
② 消防署本署	消防署本署	伊勢原北	S43/1968	54	RC造	429.7	○				直営	正62 再1	502,404	559	-	-		
	車庫棟	伊勢原北	S47/1972	50	S造	190.0	△											
	危険物貯蔵庫・ 高圧ガス貯蔵庫	伊勢原北	S51/1976	46	CB造	22.7	△											
③ 消防署南分署		大田	S56/1981	41	RC造	844.6	○	浸水			直営	正21	168,841	610	-	-		
④ 消防署西分署		比々多	H4/1992	30	RC造	545.0	○				直営	正20	175,123	294	-	-		

※職員数は、常駐する消防職員の人数を示しています。

### イ. 消防団車庫・待機室

施設名	棟名	地区	基本情報													
			ハード						ソフト							
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
① 第1分団	第1部	車庫・待機室	伊勢原北	H5/1993	29	鉄骨造	74.0	○			直営	13	764	0	-	-
	第2部	車庫・待機室	伊勢原北	H21/2009	13	鉄骨造	94.6	○			直営	11	810	0	-	-
	第3部	車庫	伊勢原北	S47/1972	50	木造	19.8	△	民間	直営	11	644	0	-	-	
	第4部	車庫・待機室	伊勢原北	H1/1989	33	鉄骨造	51.9	○			直営	11	715	0	-	-
	第5部	車庫・待機室	伊勢原南	H15/2003	19	鉄骨造	79.4	○			直営	11	776	0	-	-
	第6部	車庫・待機室	伊勢原南	H3/1991	31	鉄骨造	51.4	○			直営	11	714	0	-	-
② 第2分団	第1部	車庫・待機室	大山	S52/1977	45	木造	39.6	△	土特		直営	13	688	0	-	-
	第2部	車庫・待機室	大山	H2/1990	32	鉄骨造	52.0	○	土砂	民間	直営	11	715	0	-	-
	第3部	車庫	大山	H6/1994	28	木造	13.9	○	土特		直営	11	631	0	-	-
待機室		大山	S63/1988	34	RC造	17.6	○	土特		639						
③ 第3分団	第1部	車庫・待機室	高部屋	H7/1995	27	鉄骨造	78.3	○		民間	直営	13	774	0	-	-
	第2部	車庫・待機室	高部屋	H5/1993	29	RC造	60.0	○		民間	直営	12	733	0	-	-
	第3部	車庫・待機室	高部屋	H6/1994	28	鉄骨造	66.3	○		民間	直営	9	747	0	-	-
	第4部	車庫・待機室	高部屋	H1/1989	33	鉄骨造	51.9	○			直営	10	715	0	-	-
④ 第4分団	第1部	車庫・待機室	比々多	S62/1987	35	鉄骨造	49.3	○			直営	13	709	0	-	-
	第2部	車庫・待機室	比々多	H30/2018	4	鉄骨造	84.3	○			直営	11	787	0	-	-
	第3部	車庫・待機室	比々多	H3/1991	31	鉄骨造	51.8	○		民間	直営	11	715	0	-	-
	第4部	車庫	比々多	S50/1975	47	鉄骨造	16.8	△	土砂	民間	直営	11	637	0	-	-
	第5部	車庫・待機室	比々多	H17/2005	17	鉄骨造	79.4	○	浸水	民間	直営	11	776	0	-	-
⑤ 第5分団	第1部	車庫・待機室	成瀬	H9/1997	25	鉄骨造	78.3	○			直営	13	774	0	-	-
	第2部	車庫・待機室	成瀬	H2/1990	32	鉄骨造	52.0	○		民間	直営	11	715	0	-	-
	第3部	車庫・待機室	成瀬	H6/1994	28	鉄骨造	64.8	○	浸水		直営	11	744	0	-	-
	第4部	車庫・待機室	成瀬	H25/2013	9	鉄骨造	96.7	○			直営	10	815	0	-	-
	第5部	車庫・待機室	成瀬	R2/2020	2	鉄骨造	93.2	○		民間	直営	10	1,007	0	-	-

施設名			基本情報														
			地区	ハード							ソフト						
				建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
④ 第6分団	第1部	車庫・待機室	大田	S45/1970	52	木造	50.0	△	浸水			直営	13	711	0	-	-
	第2部	車庫	大田	S46/1971	51	鉄骨造	24.0	△	浸水	民間		直営	10	376	0	-	-
		待機室	大田	S46/1971	51	鉄骨造	10.1	△	浸水	民間				372			
	第3部	車庫・待機室	大田	S55/1980	42	木造	41.4	△		民間		直営	11	692	0	-	-
⑦	第4部	車庫	大田	S52/1977	45	CB造	23.7	△		民間		直営	13	404	0	-	-
		待機室	大田	H14/2002	20	鉄骨造	23.2	○		民間				400			

※ 消防団車庫・待機室の職員数は、各施設の消防団員の人数を示しています。

## 2) 施設の現状と課題

### ア. 消防本部・消防署

- 4施設は耐震基準を満たしているものの、消防署西分署を除き建設から35年を超えており、施設・設備の老朽化が進んでいます。
- 火災、風水害等の防災活動の拠点として、平時には災害に備えた訓練や、火災予防の広報活動、応急手当普及啓発活動を行い、365日・24時間、災害等に対応し、緊急出動に備え、消防署員が必要な体制を編成して常駐しています。
- 令和元(2019)年中の火災件数は27件、救急件数は5,371件、救助出動件数は1,114件で、その他にも警戒出動、救急支援出動、現場調査などに出動しています。
- 管理運営は市直営で行っており、市が支出する管理運営費の総額は約1,028,770千円で、自動販売機設置による行政財産の貸付料などとして約2,020千円の収入があります。

#### ① 消防本部

- 消防本部は、鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延床面積は935m<sup>2</sup>。昭和60(1985)年に新耐震基準で建設し、建築から37年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 施設は、執務室のほか、車庫、通信指令室、仮眠室などで構成し、主に人事、予算等の消防組織そのものを維持するために必要な事務や、消防行政の運営に関する企画、統制等の事務処理を行っています。
- 管理運営費は人件費を含め年間約182,400千円で、自動販売機設置による行政財産の貸付料などとして年間約560千円の収入があります。

#### ② 消防署本署

- 消防署本署は、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は429m<sup>2</sup>。昭和43(1968)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、建築から54年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 車庫棟は、鉄骨造、地上2階建て、延床面積は190m<sup>2</sup>。昭和47(1972)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明ですが、建築から50年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 危険物貯蔵庫・高圧ガス貯蔵庫は、コンクリートブロック造、地上1階建て、延床面積は22m<sup>2</sup>。昭和51(1976)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明ですが、建築から46年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 本署の施設は、執務室のほか、仮眠室、食堂などで構成し、主に、伊勢原地区、高部屋地区、成瀬地区を管轄しています。
- 消防本部車両6台、消防署車両10台を運用・管理しています。管理運営費は人件費を含め年間約502,400千円で、自動販売機設置による行政財産の貸付料などとして年間約560千円の収入があります。

### ③ 消防署南分署

- 消防署南分署は、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は844㎡。昭和56(1981)年に新耐震基準で建設し、建築から41年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 施設は、執務室のほか、仮眠室、食堂、講習室などで構成し、主に大田地区、成瀬地区を管轄しています。
- 消防車両4台を運用・管理しています。管理運営費は人件費を含め年間約168,840千円で、自動販売機設置による行政財産の貸付料、コミュニティ防災センターの使用料などとして年間約610千円の収入があります。
- 南分署の2階には、市民が地震等災害時における被害防止、日常時における火災予防の徹底等の防災知識を修得するとともに、地域活動を通じ相互の交流を深め、連帯感にあふれる人間性豊かな地域社会を形成し、もって福祉の増進と安全なまちづくりを図るための施設として、コミュニティ防災センターを設置し、近隣の大田公民館と大田ふれあいセンターとの機能統合による室場不足への代替として市民が広く活用できるように、平成31(2019)年4月から一般市民に開放しています。地域活動としては、主にダンスや卓球などで、年間415回、延べ4,464人が利用しています。また、防災訓練研修として、年間45回、延べ1,381人、施設見学として、年間5回、延べ308人、その他として、年間418回、延べ815人が利用しています。

諸室名	稼働率			
	午前	午後	夜間	全体
コミュニティ防災センター	63.3%	38.4%	39.4%	44.9%

### ④ 消防署西分署

- 消防署西分署は、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は545㎡。平成4(1992)年に新耐震基準で建設し、建築から30年が経過しています。
- 施設は、執務室のほか、仮眠室、食堂、講習室などで構成し、主に、比々多地区、高部屋地区、大山地区を管轄しています。
- 消防車両4台を運用・管理しています。管理運営費は人件費を含め年間約175,120千円で、自動販売機設置による行政財産の貸付料などとして年間約290千円の収入があります。

## イ. 消防団車庫・待機室

### ①～⑳ 消防団車庫・待機室

- 地域防災力の中核的役割を担う消防団の活動拠点となる消防団車庫・待機室は、消防団活動の戦略を立てるほか、団員の待機・打合せの場所として、また、消防車両等機械器具の保管・維持管理のための機能を備え、常時、使用できる状態で管理運営しています。なお、消防団は、火災や台風・地震等の災害の発生時に現場へ出動し、地域の安全・安心を守るために活動しているほか、毎月1・19日と春季・秋季火災予防運動・歳末火災特別警戒の際の火災予防の巡回、消防操法大会や災害に備えての訓練、市内行事の警備等を行っています。
- 消防団車庫・待機室27施設(30棟)のうち、新耐震基準で建設した建物は21施設(22棟)で、残りは旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしている施設が1施設(1棟)、耐震基準が不明又は耐震基準を満たしていない施設は7施設(8棟)となっています。
- 老朽化の面では、築35年以上経過している施設が8施設(9棟)あり、このうちの5施設(6棟)は築45年以上が経過して特に老朽化が顕著となっています。
- 建物の敷地については、災害危険区域である土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域に含まれている施設が8施設(10棟)あるほか、民有地の借受(有償含む)が14施設(15棟)あります。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費の合計は年間約20,700千円で、施設使用料等の収入はありません。



## 【課題の整理】

- ◆ 消防本部・消防署は、市民の生命や財産を守るため、火災の予防や消火、救急や災害時等における救助活動などを行う拠点として、今後も必要な機能です。
- ◆ しかし、現在の施設は、建設当初と比較して、職員数の増加や緊急車両数の増加・大型化が進んでいることから、消防庁舎や車庫等の狭あい化が課題となっており、加えて、近年の災害は極めて複雑多岐にわたり、それに対応するための消防資機材の保管・収納スペースも不足しています。また、災害事象を想定した訓練施設を整備し、十分な備えも必要となっています。
- ◆ なお、消防署は緊急出動に備え、消防署員が必要な体制を編成して常駐しており、365日・24時間対応するための仮眠室の個室化や女性消防職員への対応も必要となっていること、特に、消防署本署については、老朽化が顕著であることから、隣接する消防本部とあわせた移転・建替が必要となっています。
- ◆ 消防団車庫・待機室 27 施設(30 棟)のうち、旧耐震基準で建設している施設が 7 施設(8 棟)あり、建築から 35 年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設が 8 施設(9 棟)となっています。また、借地に設置している施設が 14 施設(15 棟)(借地料の合計は約 515 千円)あります。
- ◆ 消防団は、現在 6 分団 27 部により編成していますが、少子高齢化による人口減少、消防団員の高齢化などにより団員の確保が困難になってきていることなど消防団を取り巻く環境が変化してきていることから、消防団組織のあり方を示す「消防団再編計画」を策定するとともに、この計画に基づき、消防団施設のあり方についても検討が必要です。

## 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

### ア. 消防本部 ・ 消防署本署 、 消防署南分署 、 消防署西分署

#### 〔機能〕・〔建物〕

- 市民の生命や財産を守るため、火災の予防や消火、救急や災害時等における救助活動などを行う拠点として、今後も継続します。
- 施設・設備の老朽化、待機スペースの狭あい化などの課題があることから、消防本部・消防署本署の移転・建替を進めます。

#### 〔管理運営〕

- 現行のとおり直営とします。

### イ. 消防団車庫・待機室

#### 〔機能〕・〔建物〕

- 火災の予防・消火や災害時等における救助活動など、市民の生命や財産を守る地域防災の要となっていることから、消防団の機能や活動の拠点となる消防団施設は継続します。
- しかしながら、消防団組織については、消防団を取り巻く環境が変化していることから、消防団の再編を含めた組織及び配置のあり方について関係団体と協議するとともに、消防団施設の再配置について検討します。
- その上で、今後も継続して使用する施設については、必要な修繕を行い維持し、大規模改修が必要となった段階で建替を行うことを基本に、「消防団施設整備計画（仮称）」を作成します。
- 建替に当たっては、借地の解消に努めるとともに、他の公共施設との複合化について検討します。また、建替に際しての施設の整備水準に係る基準を作成します。

#### 〔管理運営〕

- 現行のとおり直営とします。

#### 4) 個別施設の見直しの方向性 (10 年間)

##### ア. 消防本部・消防署本署、消防署南分署、消防署西分署

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続	—	[機能] ・ 365 日 24 時間体制で、市民の生命や財産を守るため、火災の予防や消火、救急、救助などを行う拠点として、機能は継続します。
①	消防本部	—	建替	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 37 年が経過し、老朽化が進んでおり、待機スペースも狭あいとなっていること、女性消防職員の勤務環境が厳しい状況にあることなどから、消防署本署とともに移転・建替を進めます。
②	消防署本署 (車庫棟等含む)	—	建替	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 54 年が経過し、老朽化が顕著となっており、待機スペースも狭あいとなっていること、女性消防職員の勤務環境が厳しい状況にあることなどから、消防本部とともに移転・建替を進めます。
③	消防署南分署	—	維持 (改修)	[機能] ・ コミュニティ防災センターの機能については、大田公民館及び大田ふれあいセンターの機能統合による大田公民館設置の経緯に鑑み、継続します。  [建物] ・ 耐震基準を満たし、平成 5(1993)年に屋上の改修工事を実施しているものの建築から 41 年が経過し、老朽化が進んでいます。今後も継続使用することから、計画的に改修を行います。
④	消防署西分署	—	維持 (長寿命化)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 30 年が経過しています。今後も継続使用することから、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

##### イ. 消防団車庫・待機室

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続	—	[機能] ・ 市民の生命や財産を守るため、火災の予防や消火、救急、救助などを行う地域防災の拠点として、機能は継続します。 ・ 将来の人口動向を踏まえ、消防団の再編について検討します。
①	第 1 分団 第 1 部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 29 年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
②	第 1 分団 第 2 部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 13 年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
③	第 1 分団 第 3 部 車庫	—	検討	[建物] ・ 旧耐震基準で建設し、耐震性が不明であり、建築から 50 年が経過し、老朽化が顕著となっています。借地(有償)であることから、移転、建替、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
④	第 1 分団 第 4 部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 33 年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
⑤	第 1 分団 第 5 部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 19 年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
⑥	第 1 分団 第 6 部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 31 年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
⑦	第2分団 第1部 車庫・待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・ 旧耐震基準で建設し、耐震性が不明であり、建築から45年が経過し、老朽化が顕著となっています。土砂災害特別警戒区域に含まれていることから、当面、継続使用するものの、廃止を含め、あり方について検討します。
⑧	第2分団 第2部 車庫・待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から32年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地(有償)であることから、移転、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
⑨	第2分団 第3部 車庫	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から28年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、待機室と車庫が分離していることや土砂災害特別警戒区域に含まれていることから、移転、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
⑩	第3分団 第1部 車庫・待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から27年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地であることから、移転、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
⑪	第3分団 第2部 車庫・待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から29年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地(有償)であることから、移転、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
⑫	第3分団 第3部 車庫・待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から28年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地(有償)であることから、移転、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
⑬	第3分団 第4部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から33年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
⑭	第4分団 第1部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から35年が経過し、老朽化が進んでいるものの、施設の現状等を踏まえ、必要な修繕を行い継続使用します。
⑮	第4分団 第2部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から4年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
⑯	第4分団 第3部 車庫・待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から31年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地(有償)であることから、移転、他施設との複合化など消防団施設の再配置について検討します。
⑰	第4分団 第4部 車庫	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・ 旧耐震基準で建設し、耐震性が不明であり、建築から47年が経過し、老朽化が顕著となっています。施設の現状等を踏まえ、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、土砂災害警戒区域に含まれており、借地(無償)であることから、移転、建替、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
⑱	第4分団 第5部 車庫・待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から17年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地(有償)であることから、移転、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①9	第5分団 第1部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・耐震基準を満たし、建築から25年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
②0	第5分団 第2部 車庫・待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・耐震基準を満たし、建築から32年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地(有償)であることから、移転、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
②1	第5分団 第3部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・耐震基準を満たし、建築から28年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
②2	第5分団 第4部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・耐震基準を満たし、建築から9年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
②3	第5分団 第5部 車庫・待機室	—	維持 (修繕)	[建物] ・耐震基準を満たし、建築から2年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。
②4	第6分団 第1部 車庫・待機室	—	建替	[建物] ・旧耐震基準で建設し、耐震性が不明であり、建築から52年が経過し、老朽化が顕著となっています。浸水想定区域に含まれていることから、建替を進めます。
②5	第6分団 第2部 車庫	—	検討	[建物] ・旧耐震基準で建設し、耐震性が不明であり、建築から51年が経過し、老朽化が顕著となっています。また、浸水想定区域に含まれ、借地(有償)であることから、移転、建替、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
②6	第6分団 第2部 待機室	—	検討	[建物] ・旧耐震基準で建設し、耐震性が不明であり、建築から51年が経過し、老朽化が顕著となっています。浸水想定区域に含まれ、借地(有償)であることから、移転、建替、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
②6	第6分団 第3部 車庫・待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・旧耐震基準で建設し、耐震性が不明であり、建築から42年が経過し、老朽化が進んでいます。施設の現状等を踏まえ、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地(有償)であることから、移転、建替、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
②7	第6分団 第4部 車庫	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・旧耐震基準で建設し、耐震性が不明であり、建築から45年が経過し、老朽化が顕著となっています。施設の現状等を踏まえ、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地(有償)であることから、移転、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。
②7	第6分団 第4部 待機室	—	維持 (修繕) ・ 検討	[建物] ・耐震基準を満たし、建築から20年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、待機室と車庫が分離していることや借地(有償)であることから、移転、他施設との複合化など、消防団施設の再配置について検討します。

5) 対策内容と実施時期 (10年間)

ア. 消防本部・消防署本署・消防署南分署・消防署西分署

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
①	消防本部	移転先・複合化の検討			検討結果に基づく対応		
②	消防署本署 (車庫棟等 含む)	→					
③	消防署南分署	計画的な改修を行い継続使用					
④	消防署西分署	計画的な改修(長寿命化)を行い継続使用					

イ. 消防団車庫待機室

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
	基本的な 方向性	消防団組織及び配置のあり方検討			検討結果に基づく対応		
		↓ 消防団施設整備計画 の策定			↓ 計画に基づき、組織再編に あわせて施設整備		
⑭	第6分団第1部 車庫・待機室	建替		→			
①	第1分団第1部 車庫・待機室						
②	第1分団第2部 車庫・待機室						
④	第1分団第4部 車庫・待機室						
⑤	第1分団第5部 車庫・待機室						
⑥	第1分団第6部 車庫・待機室						
⑬	第3分団第4部 車庫・待機室	必要な修繕を行い継続使用					
⑭	第4分団第1部 車庫・待機室	→					
⑮	第4分団第2部 車庫・待機室						
⑰	第5分団第1部 車庫・待機室						
⑳	第5分団第3部 車庫・待機室						
㉑	第5分団第4部 車庫・待機室						
㉒	第5分団第5部 車庫・待機室						



No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
⑧	第2分団第2部 車庫・待機室						
⑨	第2分団第3部 車庫						
	第2分団第3部 待機室						
⑩	第3分団第1部 車庫・待機室						
⑪	第3分団第2部 車庫・待機室						
⑫	第3分団第3部 車庫・待機室						
⑬	第4分団第3部 車庫・待機室						
⑭	第4分団第4部 車庫						
⑮	第4分団第5部 待機室						
⑯	第5分団第2部 車庫・待機室						
⑰	第6分団第3部 車庫・待機室						
⑱	第6分団第4部 車庫						
⑲	第6分団第4部 待機室						
⑲	第2分団第1部 車庫・待機室						
⑳	第1分団第3部 車庫						
㉑	第6分団第2部 車庫						
㉒	第6分団第2部 待機室						

当面、必要な修繕を行い継続使用

消防団組織及び消防団施設のあり方検討

消防団施設整備計画に反映

計画に基づく対応

当面、使用するものの、施設のあり方を検討

検討結果を整備計画に反映し、計画に基づく対応

施設のあり方検討

検討結果を整備計画に反映し、計画に基づく対応

## 6) 対策の概算費用

《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

### ア. 消防本部・消防署本署、消防署南分署、消防署西分署

施設 No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	消防本部	建替	276,849	0	276,849	0	509,739	509,739	7,204
②	消防署本署	建替	0	234,197	234,197	0	234,197	234,197	7,204
	車庫棟・ 危険物貯蔵庫・ 高圧ガス貯蔵庫	建替	0	115,922	115,922	0	115,922	115,922	
③	消防署南分署	維持 (改修)	330,662	0	330,662	189,901	0	189,901	4,841
④	消防署西分署	維持 (長寿命化)	80,654	0	80,654	15,259	0	15,259	3,123
	合計		688,165	350,119	1,038,284	205,160	859,858	1,065,018	22,372

更新費用の試算比較(⑥-③) 26,734

## イ. 消防団車庫・待機室

施設 No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦	
			現状維持した場合			本計画を推進した場合				
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計		
①	消防団第1分団第1部	車庫・待機室	維持(修繕)	21,904	0	21,904	13,979	0	13,979	164
②	消防団第1分団第2部	車庫・待機室	維持(修繕)	0	0	0	0	0	0	210
③	消防団第1分団第3部	車庫	検討	5,861	3,597	9,458	0	0	0	44
④	消防団第1分団第4部	車庫・待機室	維持(修繕)	15,356	0	15,356	10,226	0	10,226	115
⑤	消防団第1分団第5部	車庫・待機室	維持(修繕)	0	0	0	2,143	0	2,143	176
⑥	消防団第1分団第6部	車庫・待機室	維持(修繕)	15,223	0	15,223	10,137	0	10,137	114
⑦	消防団第2分団第1部	車庫・待機室	維持(修繕) ・検討	11,707	0	11,707	10,473	0	10,473	88
⑧	消防団第2分団第2部	車庫・待機室	維持(修繕) ・検討	15,392	0	15,392	10,249	0	10,249	115
⑨	消防団第2分団第3部	車庫	維持(修繕) ・検討	4,114	0	4,114	2,626	0	2,626	70
		待機室	維持(修繕) ・検討	5,210	0	5,210	3,469	0	3,469	
⑩	消防団第3分団第1部	車庫・待機室	維持(修繕) ・検討	23,165	0	23,165	14,783	0	14,783	174
⑪	消防団第3分団第2部	車庫・待機室	維持(修繕) ・検討	17,763	0	17,763	11,336	0	11,336	133
⑫	消防団第3分団第3部	車庫・待機室	維持(修繕) ・検討	19,625	0	19,625	12,524	0	12,524	147
⑬	消防団第3分団第4部	車庫・待機室	維持(修繕)	15,356	0	15,356	10,226	0	10,226	115
⑭	消防団第4分団第1部	車庫・待機室	維持(修繕)	14,587	0	14,587	9,713	0	9,713	109
⑮	消防団第4分団第2部	車庫・待機室	維持(修繕)	0	0	0	0	0	0	187
⑯	消防団第4分団第3部	車庫・待機室	維持(修繕) ・検討	15,324	0	15,324	13,165	0	13,165	115
⑰	消防団第4分団第4部	車庫	維持(修繕) ・検討	4,973	0	4,973	4,449	0	4,449	37
⑱	消防団第4分団第5部	車庫・待機室	維持(修繕) ・検討	0	0	0	0	0	0	176
⑲	消防団第5分団第1部	車庫・待機室	維持(修繕)	23,165	0	23,165	14,783	0	14,783	174
⑳	消防団第5分団第2部	車庫・待機室	維持(修繕) ・検討	15,392	0	15,392	10,249	0	10,249	115
㉑	消防団第5分団第3部	車庫・待機室	維持(修繕)	19,181	0	19,181	12,241	0	12,241	144
㉒	消防団第5分団第4部	車庫・待機室	維持(修繕)	0	0	0	0	0	0	215
㉓	消防団第5分団第5部	車庫・待機室	維持(修繕)	0	0	0	0	0	0	207
㉔	消防団第6分団第1部	車庫・待機室	建替	0	27,245	27,245	0	43,753	43,753	111
㉕	消防団第6分団第2部	車庫	検討	0	8,720	8,720	0	0	0	76
		待機室	検討	0	3,670	3,670	0	0	0	76
㉖	消防団第6分団第3部	車庫・待機室	維持(修繕) ・検討	12,254	0	12,254	10,963	0	10,963	92
㉗	消防団第6分団第4部	車庫	維持(修繕) ・検討	7,015	0	7,015	6,276	0	6,276	104
		待機室	維持(修繕) ・検討	3,431	0	3,431	3,744	0	3,744	104
合計				285,998	43,231	329,229	197,752	43,753	241,505	3,707

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲87,724

《令和 5(2023)年度から令和 44(2062)年度までの 40 年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和 5(2023)年度から令和 44(2062)年度までの 40 年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
1(2) 庁舎等／消防庁舎等	1,351,755	2,187,486	3,539,242	985,956	1,881,995	2,867,951	26,079
更新費用の試算比較(⑥-③)						▲671,290	

# 1 庁舎等 - (3) 駐車場施設

## 1) 施設の概要

- 小田急線伊勢原駅北口周辺の商店街等の活性化及び駅周辺道路の交通の円滑化に寄与するため、駅北口臨時駐車場を設置しています。  
なお、駅周辺には民間駐車場が18箇所(令和4(2022)年5月現在)設置されています。
- 大山地域における観光地の交通渋滞の緩和と観光客の利便性を確保するため、大山第一駐車場及び大山第二駐車場を設置しています。
- 通勤・通学や買い物等で駅周辺に乗り入れる自転車やバイクの利用者の利便性を確保するとともに、交通の安全と良好な都市環境の確保を図るため、市営自転車等駐車場を伊勢原駅北口周辺に5箇所、伊勢原駅南口周辺に2箇所、愛甲石田駅周辺に2箇所設置しています。  
なお、伊勢原駅周辺には、民間が経営する自転車等駐車場が、北口に5箇所、南口に3箇所設置されています。また、愛甲石田駅周辺には民間が経営する自転車等駐車場が5箇所設置されているほか、厚木市が整備している自転車等駐車場が3箇所設置されています。

施設名	棟名	地区	基本情報												
			ハード							ソフト					
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用台数(台)	稼働率
① 駅北口臨時駐車場		伊勢原北	H10/1998	24	-	-	-	-		直営	委	12,439	63,357	254,014	-
② 大山第一駐車場		大山	S61/1986	36	-	-	-	土特浸水		直営	委	7,841	9,015	14,737	-
③ 大山第二駐車場		大山	S55/1980	42	-	-	-	土特浸水		直営	委	7,841	25,107	26,889	-
④ 伊勢原駅北口第4バイク専用駐車場		伊勢原北	H13/2001	21	-	-	-		市公社	直営	委	4,932	4,929	780	-
⑤ 伊勢原駅北口第5自転車等駐車場		伊勢原北	H20/2008	14	-	-	-			直営	委			3,172	-
⑥ 伊勢原駅北口自転車駐車場		伊勢原北	S55/1980	42	-	-	-			指管	-	市:57,910 指:42,379	市:42,992 指:42,379	1,932	-
⑦ 伊勢原駅北口第2自転車等駐車場		伊勢原北	H3/1991	31	-	-	-		一部市公社	指管	-			47,471	-
⑧ 伊勢原駅北口第3自転車等駐車場		伊勢原北	H4/1992	30	-	-	-		民間	指管	-			3,372	-
⑨ 伊勢原駅南口自転車等駐車場		伊勢原南	S55/1980	42	鉄骨造	785.0	○			指管	-			22,894	-
⑩ 伊勢原駅南口第2自転車等駐車場		伊勢原南	H15/2003	19	-	-	-			指管	-			5,688	-
⑪ 愛甲石田駅自転車等駐車場		成瀬	S62/1987	35	-	-	-		民間	指管	-	3,936	-		
⑫ 愛甲石田駅南口第2自転車等駐車場		成瀬	H24/2012	10	-	-	-		民間	指管	-	2,199	-		

※ 利用台数は、定期利用及び随時利用を合算した年間利用台数を記載しています。

## 2) 施設の現状と課題

### ア. 駐車場

#### ① 駅北口臨時駐車場

- 小田急線伊勢原駅北口の市街地整備事業が進捗するまでの間の暫定施設として、平成10(1998)年に設置しています。
- 駐車可能台数は148台で、年間利用台数は約25万台を超えています。また、伊勢原観光道灌まつりのイベント会場としても活用されています。
- 管理運営は市直営(業務委託)で行っており、業務委託費を含む管理運営費は年間約12,440千円で、駐車場使用料などとして年間約63,360千円の収入があります。

利用可能区画 148 台	年間利用台数	1日当たり利用台数	年間利用料収入(千円)
平成30(2018)年度	250,970 台/年	688 台/日	63,190 千円
令和元(2019)年度	254,014 台/年	699 台/日	63,168 千円
令和2(2020)年度	271,502 台/年	744 台/日	45,393 千円
令和3(2021)年度	256,109 台/年	702 台/日	48,713 千円

② 大山第一駐車場、 ③ 大山第二駐車場

- 大山第一駐車場は昭和 61(1986)年に、大山第二駐車場は昭和 55(1980)年に設置し、1日当たり駐車可能台数は、それぞれ 84 台、44 台で、年間の延べ利用台数は、それぞれ 14,737 台、26,889 台となっています。なお、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域に含まれています。
- 管理運営は市直営(業務委託)で行っており、業務委託費を含む管理運営費の合計は年間約 15,680 千円で、駐車場使用料収入の合計は、年間約 34,120 千円です。
- 業務委託による案内誘導員は、市営大山第一駐車場は毎週日曜日のみ 1 名、市営大山第二駐車場は毎日 1 名配置を基本とし、その他観光ハイシーズン等には配置日数の増及び増員をして対応しています。また、その他維持管理に必要な設備の保守・修繕を行っています。

		年間利用台数	1日当たり利用台数	年間利用料収入(千円)
②大山第一 駐車場 (利用可能 区画 84 台)	平成 30(2018)年度	14,378 台/年	39 台/日	8,842 千円
	令和元(2019)年度	14,737 台/年	40 台/日	9,015 千円
	令和 2(2020)年度	17,803 台/年	49 台/日	10,634 千円
	令和 3(2021)年度	20,023 台/年	55 台/日	11,972 千円
③大山第二 駐車場 (利用可能 区画 44 台)	平成 30(2018)年度	28,280 台/年	77 台/日	26,534 千円
	令和元(2019)年度	26,889 台/年	74 台/日	25,107 千円
	令和 2(2020)年度	28,295 台/年	78 台/日	26,330 千円
	令和 3(2021)年度	31,174 台/年	85 台/日	28,959 千円

イ. 自転車等駐車場

- 9 施設の自転車等駐車場のうち、立体駐車場は伊勢原駅南口自転車駐車場のみで、残り 8 施設は平面駐車場となっています。
- 小田急線伊勢原駅北口には 5 施設設置し、利用区画数の合計は自転車の定期利用が 903 台、随時利用が 50 台、バイクの定期利用が 241 台、随時利用が 20 台となっています。伊勢原駅南口には 2 施設設置し、利用区画数の合計は自転車の定期利用が 720 台、随時利用が 51 台、バイクの定期利用が 294 台となっています。小田急線愛甲石田駅には 2 施設設置し、利用区画数の合計は自転車の定期利用が 444 台、バイクの定期利用が 71 台となっています。
- 管理運営は、2 施設が市直営(業務委託)で、7 施設が指定管理者制度で行っており、指定管理料や業務委託費を含め、市が支出している管理運営費は年間約 62,840 千円で、自転車等駐車場使用料など年間約 47,920 千円の収入があります。

④ 伊勢原駅北口第 4 バイク専用駐車場、 ⑤伊勢原駅北口第 5 自転車等駐車場

- ④ 伊勢原駅北口第 4 バイク専用駐車場の利用区画数は、バイクの定期利用が 65 台で、100%の利用状況です。
- ⑤ 伊勢原駅北口第 5 自転車等駐車場の利用区画数は、自転車の定期利用が 169 台、バイクの定期利用が 96 台で、自転車の定期利用が約 94%、バイクの定期利用が約 99%の利用状況です。
- 管理運営は市が直営(業務委託)で行っており、2 施設の管理運営費の合計は業務委託費を含めて年間約 4,930 千円で、自転車等駐車場利用料として年間約 4,930 千円の収入があります。

施設名	自転車			バイク		
	利用区画数	定期利用(※1)	随時利用	利用区画数	定期利用(※1)	随時利用
④ 伊勢原駅北口第 4 バイク専用駐車場	—	—	—	定期 65 台	65 台/月 100.0%	—
⑤ 伊勢原駅北口第 5 自転車等駐車場	定期 169 台	159 台/月 94.1%	—	定期 96 台	96 台/月 99.3%	—

※上段は、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度の平均における定期利用台数。下段は、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度の平均における稼働率。



- ⑥ 伊勢原駅北口自転車駐車場、⑦ 伊勢原駅北口第2自転車等駐車場、⑧ 伊勢原駅北口第3自転車駐車場、⑨ 伊勢原駅南口自転車駐車場、⑩ 伊勢原駅南口第2自転車等駐車場、⑪ 愛甲石田駅自転車等駐車場、⑫ 愛甲石田駅南口第2自転車駐車場

⑥ 伊勢原駅北口自転車駐車場の利用区画数は、自転車の定期利用が161台で、約99%の利用状況です。

⑦ 伊勢原駅北口第2自転車等駐車場の利用区画数は、自転車の定期利用が292台、随時利用が50台、バイクの定期利用が80台、随時利用が20台で、定期利用はいずれも100%に近い利用状況です。随時利用は自転車が年間約29,300台(1日当たり約81台)、バイクが年間約9,700台(1日当たり約27台)が利用しています。

⑧ 伊勢原駅北口第3自転車駐車場の利用区画数は、自転車の定期利用が281台で、95%を超える利用状況です。

⑨ 伊勢原駅南口自転車駐車場は、鉄骨造、地下1階・地上2階建て、延床面積は785㎡。昭和55(1980)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、建築から42年が経過し、老朽化が進んでいます。

利用区画数は、自転車の定期利用が531台、随時利用が51台で、定期利用は100%に近い利用状況です。随時利用は年間約14,900台(1日当たり約41台)となっています。

⑩ 伊勢原駅南口第2自転車等駐車場の利用区画数は、自転車の定期利用が189台、バイクの定期利用が294台で、自転車の定期利用が約93%、バイクの定期利用が約98%の利用状況です。

⑪ 愛甲石田駅自転車等駐車場の利用区画数は、自転車の定期利用が257台、バイクの定期利用が71台で、自転車の定期利用が約97%、バイクの定期利用が約96%の利用状況です。

⑫ 愛甲石田駅南口第2自転車駐車場の利用区画数は、自転車の定期利用が187台で、約97%の利用状況です。

- 管理運営はいずれも指定管理者が行い、指定管理者が支出している管理運営費は約42,380千円で、指定管理料として約42,380千円の収入があります。市は、指定管理料など約57,910千円を支出し、自転車等駐車場使用料など約42,990千円の収入があります。

施設名	自転車			バイク		
	利用区画数	定期利用(※1)	随時利用(※2)	利用区画数	定期利用(※1)	随時利用(※2)
⑥ 伊勢原駅北口自転車駐車場	定期161台	160台/月 99.2%	—	—	—	—
⑦ 伊勢原駅北口第2自転車等駐車場	定期292台 随時50台	292台/月 99.9%	29,298台/年 81台/日	定期80台 随時20台	80台/月 100.0%	9,735台/年 27台/日
⑧ 伊勢原駅北口第3自転車駐車場	定期281台	269台/月 95.6%	—	—	—	—
⑨ 伊勢原駅南口自転車駐車場	定期531台 随時51台	529台/月 99.2%	14,896台/年 41台/日	—	—	—
⑩ 伊勢原駅南口第2自転車等駐車場	定期189台	168台/月 93.1%	—	定期294台	287台/月 97.5%	—
⑪ 愛甲石田駅自転車等駐車場	定期257台	249台/月 96.6%	—	定期71台	69台/月 96.2%	—
⑫ 愛甲石田駅南口第2自転車駐車場	定期187台	181台/月 96.6%	—	—	—	—

※1. 上段は、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度の平均における定期利用台数。下段は、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度の平均における稼働率。

※2. 上段は、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度の平均における年間の随時利用台数。下段は、上段の利用台数を1日当りに換算した随時利用台数。

### 【課題の整理】

- ◆ 駅北口臨時駐車場は、駅周辺の商店街等の活性化及び駅周辺道路交通の円滑化を図るために必要ですが、駅周辺には民間駐車場が多数設置されていることや、現在、伊勢原駅北口地区において検討が進められている市街地再開発事業にあわせて、改めて、民間駐車場の設置状況や

駅周辺への乗り入れ台数を精査し、恒久的な駐車場のあり方についての検討が必要です。

- ◆ 大山第一駐車場及び大山第二駐車場は、大山地域における観光地の交通渋滞の緩和と観光客の利便性を確保するため今後も必要ですが、市直営(一部委託)により管理運営していることから、観光駐車場としての需要も踏まえつつ、より効率的な管理運営方法の検討が必要です。
- ◆ 自転車等駐車場は、通勤・通学や買い物等で駅周辺に乗り入れる自転車やバイクの利用者の利便性を確保するとともに、交通の安全と良好な都市環境の確保を図るために今後も必要ですが、伊勢原駅北口第4バイク専用駐車場を含む区域で、市街地再開発事業の検討が進められていることも踏まえて、改めて、駅周辺の民間自転車等駐車場の設置状況や乗り入れ台数を精査し、自転車等駐車場のあり方や集約化等の検討が必要です。
- ◆ 自転車等駐車場を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を確保する観点から、料金設定の水準を含め、受益者負担の適正化についての検討が必要です。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### ア. 駐車場

##### 〔機能〕

- 駅北口臨時駐車場については、伊勢原駅北口地区における駐車需要に応じ、道路交通の円滑化を図るとともに、住民の利便性に資するため、基本的に継続し、伊勢原駅北口地区において検討が進められている市街地再開発事業にあわせて、あり方の見直しを行います。
- 大山第一駐車場及び大山第二駐車場については、観光地の交通渋滞の緩和と観光客の利便性を確保するため、基本的に継続します。

##### 〔施設〕

- —

##### 〔管理運営〕

- 駅北口臨時駐車場については、機能の見直しの方向性に基づき対応します。
- 大山第一駐車場及び大山第二駐車場については、より効果的かつ効率的な運営を図るため、指定管理者制度を含めた管理運営手法について検討します。

#### イ. 自転車等駐車場

##### 〔機能〕

- 駅利用者等の利便性と交通安全を確保するため、継続します。

##### 〔施設〕

- 鉄道駅への自転車等の乗り入れ台数を精査し、自転車等駐車場の必要台数を分析した上で、施設の再配置及び集約化について検討します。
- その際、民間との役割を明確にした上で、民間事業者と連携した施設配置について検討します。

##### 〔管理運営〕

- 一部を除き、管理運営に指定管理者制度を導入しているものの、より効率的な施設の管理運営を図り、適正な競争環境の中で事業者選定ができるように、事業者の募集に際して、要求水準書の内容を精査するなど、見直しを進めます。
- 自転車等駐車場を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を確保する観点から、料金設定の水準を含め、受益者負担の適正化を図ります。

#### 4) 個別施設の見直しの方向性 (10年間)

##### ア. 駐車場

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	駅北口 臨時駐車場	検討	検討	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通の円滑化を図るとともに、住民の利便性に資するため、暫定利用します。</li> <li>・ 伊勢原駅北口地区において検討が進められている市街地再開発事業にあわせて、駅周辺への乗り入れ台数及び民間の駐車場設置台数などを勘案し、恒久的な駐車場のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能についての検討結果に基づき、対応します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能の見直しの方向性に基づき、対応します。</li> </ul>
②	大山第一 駐車場	継続	維持 (修繕)	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大山地域の交通渋滞の緩和と観光客の利便性を確保するため、継続します。</li> </ul> <p>[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能を継続するため、維持します。</li> </ul>
③	大山第二 駐車場	継続	維持 (修繕)	<p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より効果的かつ効率的な運営を図るため、指定管理者制度を含めた管理運営手法を検討します。</li> </ul>

##### イ. 自転車等駐車場

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な 方向性	継続	—	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅利用者等の利便性と交通安全を確保するため、継続します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市直営で管理運営している施設は、より効果的かつ効率的な管理運営手法を検討します。</li> <li>・ 既に指定管理者制度で運営している施設は、指定管理者制度を継続するものの、次期指定管理者の選定に当たっては、さらに民間活力を活用した選定方法について検討します。</li> </ul>
④	伊勢原駅北 口第4バイク 専用駐車場	—	検討	<p>[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊勢原駅北口地区において検討が進められている市街地再開発事業にあわせて、民間自転車等駐車場の設置状況や、利用実態を精査し、自転車等駐車場のあり方を検討します。</li> </ul>
⑤	伊勢原駅北 口第5自転車 等駐車場	—	検討	
⑥	伊勢原駅北 口自転車駐 車場	—	検討	
⑦	伊勢原駅北 口第2自転車 等駐車場	—	検討	
⑧	伊勢原駅北 口第3自転車 駐車場	—	検討	
⑨	伊勢原駅 南口自転車 駐車場	—	維持 (修繕) ・ 検討	<p>[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震基準を満たしているものの、建築から42年が経過し、老朽化が進んでいます。当面、必要な修繕を行い継続するものの、伊勢原駅南口の自転車等の乗</li> </ul>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
				り入れ台数を精査するとともに、民間自転車等駐車場の設置状況や、利用実態を分析する中で、今後のあり方を検討します。
⑩	伊勢原駅南口第2自転車等駐車場	—	検討	〔施設〕 ・伊勢原駅南口の自転車等の乗り入れ台数を精査するとともに、民間の自転車等駐車場の設置状況や、利用実態を分析する中で、今後のあり方を検討します。
⑪	愛甲石田駅自転車等駐車場	—	検討	〔施設〕 ・愛甲石田駅の自転車等の乗り入れ台数や厚木市の自転車等駐車場や民間の自転車等駐車場の設置状況を精査し、利用実態を分析するとともに、借地(有償)であることも含め、今後のあり方を検討します。
⑫	愛甲石田駅南口第2自転車駐車場	—	検討	

## 5) 対策内容と実施時期（10年間）

### ア. 駐車場

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
①	駅北口臨時駐車場	あり方の検討		検討結果に基づく対応			
②	大山第一駐車場	指定管理者制度を含む管理運営手法の検討				検討結果に基づく対応	
③	大山第二駐車場	→					

### イ. 自転車等駐車場

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
	基本的な方向性	民間自転車等駐車場、乗り入れ台数、利用状況を精査の上、あり方の検討				検討結果に基づく対応	
	全施設	管理運営手法の見直し				見直し結果に基づく対応	

## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	駅北口臨時駐車場	検討	0	0	0	0	0	0	4,119
②	伊勢原市営大山第一駐車場	維持 (修繕)	0	0	0	0	0	0	7,641
③	伊勢原市営大山第二駐車場	維持 (修繕)	0	0	0	0	0	0	7,641
④	伊勢原駅北口第4バイク専用駐車場	検討	0	0	0	0	0	0	4,292
⑤	伊勢原駅北口第5自転車等駐車場	検討	0	0	0	0	0	0	
⑥	伊勢原駅北口自転車駐車場	検討	0	0	0	0	0	0	55,030
⑦	伊勢原駅北口第2自転車等駐車場	検討	0	0	0	0	0	0	
⑧	伊勢原駅北口第3自転車駐車場	検討	0	0	0	0	0	0	
⑨	伊勢原駅南口自転車駐車場	維持 (修繕) ・検討	232,363	0	232,363	232,363	0	232,363	
⑩	伊勢原駅南口第2自転車等駐車場	検討	0	0	0	0	0	0	
⑪	愛甲石田駅自転車等駐車場	検討	0	0	0	0	0	0	
⑫	愛甲石田駅南口第2自転車駐車場	検討	0	0	0	0	0	0	
合計			232,363	0	232,363	232,363	0	232,363	

更新費用の試算比較(⑥-③)	0
----------------	---

### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの 40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
1(3) 庁舎等/駐車場施設	232,363	427,830	660,193	325,779	427,830	753,610	78,723

更新費用の試算比較(⑥-③)	93,417
----------------	--------



# 1 庁舎等 - (4) 倉庫施設

## 1) 施設の概要

- 防災備蓄品の集中管理の拠点、また、他の自治体や関係機関からの災害支援物資の受入れ・管理の拠点として、中央備蓄倉庫1施設を設置しています。
- 大規模災害等に備えた防災資機材等を備蓄するため、水防倉庫・防災備蓄倉庫・災害医療備蓄倉庫を市内に48施設(2㎡以下のものを除く。)設置しています。
- 事務事業に必要な物品を保管するため、北三間農村広場に倉庫5施設を設置しています。

施設名	基本情報														
	棟名	地区	ハード						ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 中央備蓄倉庫		成瀬	R2/2020	2	鉄骨造	148.2	○		民間	直営	-	2,373	0	-	-
② 水防倉庫	西富岡防災備蓄倉庫	高部屋	S54/1979	43	CB造	18.3	-			直営				-	-
	桜台防災備蓄倉庫	伊勢原南	S55/1980	42	RC造	20.0	-			直営				-	-
	高森台防災備蓄倉庫	成瀬	S57/1982	40	RC造	20.0	-			直営				-	-
	善波防災備蓄倉庫	比々多	S57/1982	40	RC造	24.0	-		民間	直営				-	-
	⑥ 大山小学校防災備蓄倉庫	大山	S56/1981	41	RC造	20.0	-			直営				-	-
⑦ 竹園小学校防災備蓄倉庫	伊勢原南	S60/1985	37	アルミ合金	9.6	-			直営				-	-	
⑧ 市ノ坪公園防災備蓄倉庫	比々多	S60/1985	37	アルミ合金	9.6	-			直営				-	-	
⑨ 緑台小学校防災備蓄倉庫	成瀬	S61/1986	36	アルミ合金	9.6	-			直営				-	-	
⑩ 緑台小学校防災備蓄倉庫	成瀬	S61/1986	36	アルミ合金	9.6	-			直営				-	-	
⑪ 子易防災備蓄倉庫	大山	S62/1987	35	アルミ合金	9.6	-		民間	直営				-	-	
⑫ 成瀬中学校防災備蓄倉庫	成瀬	H4/1992	30	アルミ合金	9.6	-			直営				-	-	
⑬ 南分署防災備蓄倉庫	大田	H5/1993	29	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
⑭ 南分署防災備蓄倉庫	大田	H5/1993	29	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
⑮ 南分署防災備蓄倉庫	大田	H5/1993	29	アルミ合金	9.6	-			直営				-	-	
⑯ 成瀬中学校防災備蓄倉庫	成瀬	H6/1994	28	アルミ合金	9.6	-			直営				-	-	
⑰ 竹園小学校防災備蓄倉庫	伊勢原南	H7/1995	27	アルミ合金	9.6	-			直営				-	-	
⑱ 伊勢原中学校防災備蓄倉庫	伊勢原南	H8/1996	26	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
⑲ 比々多小学校防災備蓄倉庫	比々多	H8/1996	26	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
⑳ 伊勢原高校防災備蓄倉庫	伊勢原北	H9/1997	25	アルミ合金	14.9	-		県	直営				-	-	
㉑ 伊志田高校防災備蓄倉庫	成瀬	H9/1997	25	アルミ合金	14.9	-		県	直営				-	-	
㉒ 千津公園防災備蓄倉庫	伊勢原北	H10/1998	24	アルミ合金	15.9	-			直営				-	-	
㉓ 中沢中学校防災備蓄倉庫	伊勢原北	H10/1998	24	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㉔ 山王中学校防災備蓄倉庫	高部屋	H10/1998	24	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㉕ 総合運動公園防災備蓄倉庫	高部屋	H11/1999	23	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㉖ 石田小学校防災備蓄倉庫	成瀬	H11/1999	23	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㉗ 市役所分室防災備蓄倉庫	伊勢原北	H11/1999	23	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㉘ 成瀬小学校防災備蓄倉庫	成瀬	H12/2000	22	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㉙ 大田小学校防災備蓄倉庫	大田	H12/2000	22	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㊱ 高部屋小学校防災備蓄倉庫	高部屋	H13/2001	21	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㊲ 伊勢原小学校防災備蓄倉庫	伊勢原北	H14/2002	20	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㊳ 桜台小学校防災備蓄倉庫	伊勢原南	H14/2002	20	アルミ合金	14.9	-			直営				-	-	
㊴ 西分署防災備蓄倉庫	比々多	H17/2005	17	アルミ合金	15.9	-			直営				-	-	
㊵ 西分署防災備蓄倉庫	比々多	H17/2005	17	アルミ合金	15.9	-			直営				-	-	
㊶ 成瀬小学校防災プール備蓄倉庫	成瀬	H20/2008	14	RC造	52.0	-			直営				-	-	
㊷ 成城学園防災備蓄倉庫	高部屋	H21/2009	13	アルミ合金	14.9	-		民間	直営				-	-	
㊸ 伊勢原小学校防災備蓄倉庫	伊勢原北	H27/2015	7	ステンレス	9.2	-			直営				-	-	
㊹ 伊勢原中学校防災備蓄倉庫	伊勢原南	H27/2015	7	ステンレス	10.5	-			直営				-	-	
㊺ 石田小学校防災備蓄倉庫	成瀬	H29/2017	5	ステンレス	6.4	-			直営				-	-	
㊻ 高部屋公民館防災備蓄倉庫	高部屋	R2/2020	2	合金	11.3	-			直営				-	-	

※①中央備蓄倉庫の支出・収入は、令和2(2020)年度から供用開始であるため、令和2(2020)年度実績数値を記載しています。

施設名	基本情報															
	棟名	地区	ハード							ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
④①	高部屋公民館防災備蓄倉庫	高部屋	R2/2020	2	合金	11.3	—				直営				—	—
④②	比々多公民館防災備蓄倉庫	比々多	R2/2020	2	合金	9.2	—				直営	—	—	—	—	—
④③	伊志田高校防災備蓄倉庫	成瀬	R2/2020	2	合金	9.2	—			県	直営				—	—
④④	大山小学校医療備蓄倉庫	大山	H12/2000	22	アルミ合金	5.8	—				直営				—	—
④⑤	成瀬中学校医療備蓄倉庫	成瀬	H12/2000	22	アルミ合金	5.8	—				直営				—	—
④⑥	大田小学校医療備蓄倉庫	大田	H12/2000	22	アルミ合金	5.8	—				直営				—	—
④⑦	桜台小学校医療備蓄倉庫	伊勢原南	H13/2001	21	アルミ合金	5.8	—				直営				—	—
④⑧	高部屋小学校医療備蓄倉庫	高部屋	H13/2001	21	アルミ合金	5.8	—				直営				—	—
④⑨	比々多小学校医療備蓄倉庫	比々多	H13/2001	21	アルミ合金	5.8	—				直営				—	—
⑤⑩	北三間農村広場倉庫 (管財契約検査課)	成瀬	H10/1998	24	鉄骨造	100.8	○			一部 国	直営	—	80	0	—	—
⑤⑪	北三間農村広場倉庫 (商工観光課)	成瀬	H6/1994	28	鉄骨造	82.4	○			一部 国	直営	—	385	0	—	—
⑤⑫	北三間農村広場倉庫 (市民協働課)	成瀬	H14/2002	20	鉄骨造	36.9	○			一部 国	直営	—	80	0	—	—
⑤⑬	北三間農村広場倉庫 (農業振興課①)	成瀬	S60/1985	37	軽量鉄骨造	68.4	○			一部 国	直営	—	1,529	0	—	—
⑤⑭	北三間農村広場倉庫 (農業振興課②)	成瀬	H3/1991	31	鉄骨造	32.2	○			一部 国	直営	—	0	0	—	—

## 2) 施設の現状と課題

● 防災備蓄倉庫等 54 施設のうち、耐震基準を満たしている建物は 6 施設で、他の施設は耐震性は不明となっています。また、建築から 35 年以上を経過し老朽化が進んでいる建物が 11 施設となっています。

● 管理運営は全て市直営で行っています。

### ア. ① 中央備蓄倉庫

- 大規模災害に備え、アルファ化米、乳児用液体ミルクなどの食糧品や医薬品などを備蓄するとともに、災害支援物資を保管し、避難場所等へ配送する拠点施設となっています。
- 施設は、鉄骨造、地上 1 階建て、延床面積は 148 m<sup>2</sup>。令和 2(2020)年に新耐震基準で建設し、建築から 2 年が経過しています。
- 管理運営費は年間約 2,370 千円で、収入はありません。

### イ. ②～⑤ 水防倉庫

- 水害による被害を防ぐため、土嚢や防水シート、スコップなどの水防資機材を格納する倉庫を 4 箇所を設置しています。
- 4 施設のうち、2 施設は新耐震基準で、2 施設は旧耐震基準で建設し、鉄筋コンクリート造が 3 施設、コンクリートブロック造が 1 施設で、床面積は概ね 20 m<sup>2</sup>。いずれも建築から 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。
- 管理運営費は、中央備蓄倉庫の費用に含んでいます。

### ウ. ⑥～⑨ 防災備蓄倉庫・災害医療備蓄倉庫

- 大規模災害時における救助用資機材、避難所での食糧品や医療器材等を備蓄するもので、44 施設を設置しています。
- 施設はすべて新耐震基準で建設し、鉄筋コンクリート造が 2 施設、アルミ合金製が 35 施設、ステンレス製が 3 施設、合金製が 4 施設で、床面積は 10 m<sup>2</sup>以下～50 m<sup>2</sup>を超える施設があり、建築から 35 年以上を経過し老朽化が進んでいる建物が 6 施設となっています。
- 管理運営費は、中央備蓄倉庫の費用に含んでいます。

## エ. ⑤0～⑤4 北三間農村広場倉庫

- 机やロッカー、書棚等の事務用備品を保管しているほか、商工観光イベント用の資機材、交通・防犯の啓発用の資機材、農業振興用イベントなどの資機材を保管するため、北三間農村広場に5つの倉庫を設置しています。
- いずれも新耐震基準で建設し、鉄骨造(1施設は軽量鉄骨造)で、床面積は30㎡～100㎡で、建築から20年～30年程度経過しています。
- 管理運営費は、5施設あわせて年間約2,070千円で、収入はありません。

### 【課題の整理】

- ◆ 中央備蓄倉庫は、防災備蓄品の集中管理の拠点、災害支援物資の受入れ・管理の拠点として今後も適切に維持管理していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式を踏まえた災害時の対応に必要な備蓄品や防災資機材等を備蓄・管理していく必要があり、暫定的に防災備蓄倉庫以外の施設に保管していることも踏まえて、代替の備蓄倉庫のあり方についての検討が必要です。
- ◆ 水防倉庫、防災備蓄倉庫、災害医療備蓄倉庫は、大規模災害等に備えた防災資機材や医療器材等を備蓄するため、今後も適切に維持管理するとともに、老朽化が進んでいる施設の更新に当たっては、多様な防災資機材等の備蓄ニーズが高まる中で収容能力不足が課題となっていることも踏まえて、今後、備蓄倉庫の配置のあり方、管理運営のあり方についての検討が必要です。
- ◆ 北三間農村広場は、施設の設置目的が明確となっておらず、暫定的に農村広場として管理しているもので、現在設置している倉庫は、暫定的に管財契約検査課、商工観光課、市民協働課、農業振興課所管の物品等を保管しているものであり、備品等の倉庫のあり方についての検討が必要です。その際、現在収納している物品等の利用状況を精査し、不要品等については整理した上で、必要な保管スペースを検証することが必要です。各倉庫の利用状況を調査し、効率的に活用していく必要があります。

## 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

### ア. 中央備蓄倉庫、イ. 水防倉庫、ウ. 防災備蓄倉庫・災害医療備蓄倉庫

#### 〔機能〕・〔建物〕・〔管理運営〕

- 防災対策として、被災者の避難所等での生活を維持するための水、食糧及び医療器材等の備蓄品や救助用の資機材を収納するため、機能は継続するものの、備蓄品の地域配備の考え方を踏まえ、備蓄倉庫の配置のあり方、管理運営のあり方について検討します。
- また、新たな感染症等を踏まえた災害対応に必要な備蓄品や資機材を備蓄するための備蓄倉庫のあり方について検討します。
- 当面、現行のとおり直営とします。

### エ. 北三間農村広場倉庫

#### 〔機能〕・〔建物〕・〔管理運営〕

- 北三間農村広場の利活用のあり方について検討します。
- 倉庫内の備品等の利用状況を精査し、施設の必要性を含めて検討します。

#### 4) 個別施設の見直しの方向性 (10年間)

##### ア. 中央備蓄倉庫、イ. 水防倉庫、ウ. 防災備蓄倉庫・災害医療備蓄倉庫

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続	検討	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時の救助用の資機材や被災者の避難所等での生活を維持するための水、食糧、医療器材等の備蓄品を収納するため、備蓄機能は継続します。</li> <li>感染症対応などに備えた備蓄品のあり方、倉庫のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校等にも備蓄倉庫が設置されていることから、備蓄品の地域配備の考え方を整理するとともに、備蓄倉庫の配置のあり方、管理運営のあり方について検討します。</li> </ul>
①	中央備蓄倉庫	—	維持 (修繕)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし築2年の建物であり、必要な修繕を行い継続使用します。</li> </ul>
② - ⑤	水防倉庫 (4施設)	—	維持 (修繕)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄倉庫の配置のあり方の検討結果が出るまでの間、必要な修繕を行い継続使用し、今後も継続使用する建物は、改修が必要となった段階で、建替も視野に入れて検討します。</li> </ul>
⑥ - ④⑨	防災備蓄倉庫 災害医療備蓄倉庫(44施設)			

##### エ. 北三間農村広場倉庫

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	検討	—	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農村広場の利活用のあり方について検討します。 (「6 スポーツ・レクリエーション施設(3)広場」を参照)</li> <li>全庁的に、文書庫、備品等の倉庫の配置及び利用実態を精査し、書庫・倉庫のあり方について検討します。</li> </ul>
⑤⑩ - ⑤⑭	北三間 農村広場倉庫	検討	検討	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書庫・倉庫のあり方の検討の結果を踏まえ、今後の対応を検討します。</li> </ul>

#### 5) 対策内容と実施時期 (10年間)

##### ア. 中央備蓄倉庫、イ. 水防倉庫、ウ. 防災備蓄倉庫・災害医療備蓄倉庫

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年~令和14年 (2028年~2032年)
			基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄品の地域配備、備蓄倉庫の配置、運営のあり方の検討</li> <li>感染症等の備蓄品、倉庫のあり方の検討</li> </ul>			
①	中央備蓄倉庫	必要な修繕を行い継続使用					→
② ④⑨	水防倉庫 防災備蓄倉庫 災害医療備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用</li> <li>(基本的な方向性の)検討結果に基づく対応</li> </ul>					→

エ. 北三間農村広場倉庫

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
	基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広場の利活用のあり方の検討</li> <li>・全庁的に、書庫・倉庫の利用実態の把握、書庫・倉庫のあり方の検討</li> </ul>					検討結果に基づく対応
⑤④	北三間農村広場倉庫 ・管財契約検査課 ・商工観光課 ・市民協働課 ・農業振興課	備品等の整理、倉庫のあり方の検討					検討結果に基づく対応

6) 対策の概算費用

《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設No.	施設名	建物の見直しの方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円)⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			①改修	②建替・除却	③合計	④改修	⑤建替・除却	⑥合計	
①	中央備蓄倉庫	維持(修繕)	0	0	0	0	0	0	99 (R2年度)
② - ⑤	水防倉庫(4施設)	維持(修繕)・検討	0	0	0	0	0	0	-
⑥ - ④⑨	防災備蓄倉庫・災害医療備蓄倉庫(44施設)	維持(修繕)・検討	0	0	0	0	0	0	-
⑩	北三間農村広場倉庫(管財契約検査課)	検討	0	0	0	0	0	0	-
⑪	北三間農村広場倉庫(商工観光課)	検討	0	0	0	0	0	0	385
⑫	北三間農村広場倉庫(市民協働課)	検討	0	0	0	0	0	0	-
⑬	北三間農村広場倉庫(農業振興課①)	検討	0	0	0	0	0	0	287
⑭	北三間農村広場倉庫(農業振興課②)	検討	0	0	0	0	0	0	
合計			0	0	0	0	0	0	771

更新費用の試算比較(⑥-③)	0
----------------	---

《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円)⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	①改修	②建替・除却	③合計	④改修	⑤建替・除却	⑥合計	
1(4) 庁舎等/倉庫施設	43,870	404,917	448,787	63,286	400,849	464,135	771

更新費用の試算比較(⑥-③)	15,348
----------------	--------



## 1 庁舎等 - (5) その他施設 (成瀬安全安心ステーション)

### 1) 施設の概要

- 地域と連携して自主防犯活動を推進し、防犯活動を通じて犯罪の発生を未然に防止するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、成瀬安全安心ステーションを設置しています。

施設名	基本情報													
	地区	ハード							ソフト					
		建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 成瀬安全安心ステーション	成瀬	H24/2012	10	鉄骨造	20.6	○		民間	直営	臨1	5,136	0	-	-

※職員数の臨時職員は、警察OBです。

### 2) 施設の現状と課題

#### ① 成瀬安全安心ステーション

- 小田急線愛甲石田駅南口ロータリー前に開所しているもので、軽量鉄骨造、地上1階建て、延床面積20m<sup>2</sup>。平成24(2012)年1月にリース方式により設置しましたが、リース期間(9年11か月)満了後の令和3(2021)年12月に本市に無償譲渡され、市が所有管理しています。施設内には、受付カウンターや相談等共用スペースがあります。
- 開所日は、土日・祝祭日・年末年始を除く月曜日から金曜日までで、開所時間は、夏時間(4月～9月)は15時から20時まで、冬時間(10月～3月)は14時から19時までです。警察官OB(臨時職員)1名が常駐し、立ち番・見張り等の警戒に関する業務、防犯に係る相談に関する業務、防犯に係る指導及び啓発に関する業務や地理案内、マナー違反者への声掛け、児童生徒の見守り活動などを行っています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約5,140千円で、収入はありません。
- 運営は、自治会や団体など地域住民との協働により実施しており、施設は、市と地域が連携して自主防犯活動を推進するための拠点として、また、地域の団体が防犯活動を行う際の防犯情報の共有及び打合せや地域の自主防犯パトロール活動を推進するための拠点としても活用されています。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### 〔機能〕

- 市と地域が連携して自主防犯活動を推進するための拠点として、また、地域の団体が防犯活動を行う際の防犯情報の共有及び打合せや地域の自主防犯パトロール活動を推進するための拠点としても活用されていることから、今後も継続します。

#### 〔建物〕

- 耐震基準を満たし、建築から10年が経過していることから、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地であることも踏まえ、今後のあり方について検討します。

#### 〔管理運営〕

- 現行のとおり直営とします。



#### 4) 個別施設の見直しの方向性 (10 年間)

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	成瀬安全安心ステーション	継続	維持 (修繕) ・ 検討	[機能] ・ 安全安心を確保する地域防犯拠点として、継続します。  [建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 10 年が経過していることから、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、借地(有償)であることも踏まえ、今後のあり方を検討します。

#### 5) 対策内容と実施時期 (10 年間)

No.	施設名	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 8 年 (2026 年)	令和 9 年 (2027 年)	令和 10 年～令和 14 年 (2028 年～2032 年)	
①	成瀬安全安心ステーション	当面、必要な修繕を行い継続使用					→	
							- - - - - 今後のあり方検討 - - - - - →	

#### 6) 対策の概算費用

##### 《令和 5 (2023) 年度から令和 14 (2032) 年度までの 10 年間の更新費用の試算額》

No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和 5 (2023) 年度から令和 14 (2032) 年度までの 10 年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	成瀬安全安心ステーション	維持 (修繕) ・ 検討	0	0	0	2,447	0	2,447	1,056
	合計	—	0	0	0	2,447	0	2,447	1,056

更新費用の試算比較 (⑥-③)	2,447
-----------------	-------

##### 《令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年度までの 40 年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年度までの 40 年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
1 (5) 庁舎等/その他施設	6,086	0	6,086	8,779	0	8,779	1,056

更新費用の試算比較 (⑥-③)	2,693
-----------------	-------

## 2 地域コミュニティ施設 - (1) コミュニティセンター

### - (2) その他施設 (いせはら市民活動サポートセンター)

#### 1) 施設の概要

- 地域住民に自主的な活動の場を提供し、連帯意識を高め、健康で文化的な地域社会をつくるため、コミュニティセンター3施設を設置しています。
- 市民の相互の親睦を深め、健康で文化的な地域社会の形成と地域福祉の向上を図るため、地域集会所4施設を設置しています。
- 市民が自主的かつ自立的に営利を目的とせずに行う、地域社会に貢献する公益性のある活動(市民活動)を支援するため、いせはら市民活動サポートセンターを設置しています。

#### ア. コミュニティセンター

施設名 棟名	基本情報													
	地区	ハード							ソフト					
		建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 成瀬コミュニティセンター	成瀬	H3/1991	31	RC造	554.5	○			指管	-	市: 7,037 指: 3,658	市: 302 指: 3,779	16,173	33.6%
② 伊勢原北コミュニティセンター	伊勢原北	H3/1991	31	RC造	363.4	○			指管	-	市: 8,264 指: 3,368	市: 155 指: 3,687	7,040	27.0%
③ 伊勢原南コミュニティセンター	伊勢原南	H7/1995	27	RC造	568.7	○	浸水		指管	-	市: 8,634 指: 4,078	市: 250 指: 4,161	14,836	23.1%

#### イ. 地域集会所

施設名 棟名	基本情報													
	地区	ハード							ソフト					
		建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
④ 八幡台二区自治会集会所	伊勢原南	S45/1970	52	RC造	297.7	○			その他	-	80	0	未把握	未把握
⑤ アイリスの丘集会所	成瀬	H14/2002	20	木造	78.3	○			指管	-	市: 803 指: 60	市: 0 指: 60	320	3.2%
⑥ 八幡台集会所	伊勢原南	S40/1965	57	木造	186.7	△		民間	指管	-	市: 965 指: 463	市: 0 指: 463	2,923	27.8%
⑦ 池端三地区自治会館	伊勢原北	S43/1968	54	木造	184.3	△			その他	-	1,691	0	未把握	未把握

#### ウ. いせはら市民活動サポートセンター

施設名 棟名	基本情報													
	地区	ハード							ソフト					
		建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
⑧ いせはら市民活動サポートセンター	伊勢原北	S58/1983	39	RC造	255.4	○	浸水	県	直営	臨2	12,173	2,919	12,387	20.9%

※⑧; いせはら市民活動サポートセンターは、神奈川県企業庁(厚木水道所伊勢原分館)内に設置しています。

## 2) 施設の現状と課題

#### ア. コミュニティセンター

- 地域住民の相互の交流や連帯意識の高揚を図り、住みよい生活環境づくりをめざすとともに、余暇活動の推進の場、地域住民の集会交流の場、子どもたちへの学習と健全な遊びの場、老人の憩える場など様々な目的を1箇所に集積融合する施設として、昭和63(1988)年12月に策定したコミュニティセンター整備構想に基づき、平成3(1991)年に成瀬と伊勢原北のコミュニティセンター2施設を、平成7(1995)年に伊勢原南、平成13(2001)年に大田の各コミュニティセンターを設置し、その後、令和元(2019)年度に大田コミュニティセンターは、大田公民館との機能統合を行い、廃止しました。
- 現在設置している3施設は、すべて新耐震基準で建設し、建築から27年~31年が経過しています。
- 開館日は、成瀬コミュニティセンターと伊勢原南コミュニティセンターは年末年始と火曜日を除く毎日、伊勢原北コミュニティセンターは年末年始と木曜日を除く毎日、開館時間は、

いずれも9時30分から22時までです。管理運営は、それぞれの地域の自治会を中心とした管理運営委員会が指定管理者として行っており、3施設をあわせたコミュニティセンター全体として、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約11,100千円で、指定管理料など年間約11,630千円の収入があります。市は、指定管理料(11,470千円)など年間約23,940千円を支出し、使用料等として年間約710千円の収入があります。

### ① 成瀬コミュニティセンター

- 施設は、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は554㎡。平成3(1991)年に新耐震基準で建設し、建築から31年が経過しています。災害が発生した際の臨時避難所(成瀬東地区)に指定されています。
- 管理運営は指定管理者(成瀬コミュニティセンター管理運営委員会)が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約3,660千円で、指定管理料(約3,690千円)など年間約3,780千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約7,040千円を支出し、使用料等として年間約300千円の収入があります。
- 施設は、集会室(ホール1・2)、和室(1・2)、談話コーナー等で構成し、地域の自治会の集会や地域住民の活動、ボランティア活動などで、年間約16,200人が利用しています。諸室の利用状況は、次のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
集会室	70.4	37.4	33.2	42.6	和室	39.7	24.6	15.4	24.6

### ② 伊勢原北コミュニティセンター

- 施設は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、地上2階建て、延床面積は363㎡。平成3(1991)年に新耐震基準で建設し、建築から31年が経過しています。災害が発生した際の臨時避難所(伊勢原北地区)に指定されています。
- 管理運営は指定管理者(伊勢原北コミュニティセンター管理運営委員会)が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約3,370千円で、指定管理料(約3,680千円)など年間約3,690千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約8,260千円を支出し、使用料等として年間約160千円の収入があります。
- 施設は、談話集会室、和室集会室、談話コーナー等で構成し、地域の自治会の集会や地域住民の活動、ボランティア活動などで、年間約7,000人が利用しています。諸室の利用状況は、次のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
談話集会室	43.2	33.9	24.2	32.6	和室集会室	24.5	24.2	14.9	21.3

### ③ 伊勢原南コミュニティセンター

- 施設は、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は568㎡。平成7(1995)年に新耐震基準で建設し、建築から27年が経過しています。浸水想定区域に含まれています。地盤沈下が進行しており、敷地の陥没、接道部における段差の発生といった現象がみられます。災害が発生した際の臨時避難所(伊勢原南地区)及び地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は指定管理者(伊勢原南コミュニティセンター管理運営委員会)が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約4,080千円で、指定管理料(約4,100千円)など年間約4,160千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約8,630千円を支出し、使用料等として年間約250千円の収入があります。
- 施設は、集会室、和室、児童室、ホール等で構成し、地域の自治会の集会や地域住民の活動、ボランティア活動などで、年間約14,800人が利用しています。諸室の利用状況は、次のとお

りです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
集会室	67.3	36.7	13.5	35.4	和室	46.4	26.1	0.2	21.8
児童室	25.4	14.4	0.0	12.0					

## イ. 地域集会所

- 地域集会所として本市が設置している施設は 4 施設で、このほか、実態として地域の集会所として使用されている市有の施設として、児童館 13 施設、福祉館 4 施設、老人憩の家 1 施設があります。
- なお、令和 4(2022)年 8 月 1 日現在で自治会総数(101)のうち、地域集会所等を所有又は使用している自治会は 92 で、このうち自治会所有の集会所が 47、市有の集会所等が 22、県所有施設等が 18 となっています(複数自治会で同一の集会所を使用している例あり)。
- 本市が所有している地域集会所のうち、3 施設は建築から 50 年以上が経過し、このうち 2 施設は耐震診断・耐震改修も行われていないなど、施設の老朽化が顕著となっています。
- 管理運営については、2 施設は指定管理者制度で行い、2 施設は普通財産として地元自治会に無償貸付した上で、地元自治会が自主的に行っています。市は、修繕料など年間約 3,540 千円を支出し、収入はありません。

### ④ 八幡台二区自治会集会所

- 旧県立秦野保健所伊勢原保健ステーションであった建物を、昭和 53(1978)年 8 月に、神奈川県より無償譲渡された施設で、鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、延床面積は 297 m<sup>2</sup>。昭和 45(1970)年に旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から 52 年が経過し、老朽化が顕著となっています。
- 施設は、1 階部分は伊勢原市シルバー人材センターに無償貸与し、作業場として使用されています。2 階部分は地元自治会に無償貸与し、光熱水費の負担を含め自主的に管理運営し、地元自治会の集会やサークル活動等で利用しています。市は、人件費として年間約 80 千円を支出し、収入はありません。

### ⑤ アイリスの丘集会所

- 施設は、木造、地上 1 階建て、延床面積は 78 m<sup>2</sup>。平成 14(2002)年に新耐震基準で建設し、建築から 20 年が経過しています。
- 開館日・開館時間は年末年始を除く 9 時から 22 時までで、管理運営は地元自治会が指定管理者として行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 60 千円で、自治会負担金として年間約 60 千円の収入があります。市は、人件費として年間約 800 千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、集会室 2 部屋で構成し、地域の活動の場として、地元自治会の活動の拠点となっており、主に自治会役員会等で、年間約 30 回(稼働率 3.2%)、延べ約 320 人が利用しています。

### ⑥ 八幡台集会所

- 施設は、木造、地上 1 階建て、延床面積は 186 m<sup>2</sup>。昭和 40(1965)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から 57 年が経過し、老朽化が顕著となっています。敷地は民間からの借地(無償)となっています。
- 開館日・開館時間は年末年始を除く 9 時から 22 時までで、管理運営は地元自治会が指定管理者として行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 460 千円で、自治会負担金、利用料などとして年間約 460 千円の収入があります。市は、人件費として年間約 970 千円を支出し、収入はありません。

- 施設は、ホール・和室で構成し、地域の活動の場として、地元自治会の活動の拠点となっており、自治会の集会や体操等で、年間約 210 回(稼働率 27.8%)、延べ約 2,900 人が利用しています。

#### ⑦ 池端三地区自治会館

- 施設は、木造、地上 1 階建て、延床面積は 184 ㎡。昭和 43(1968)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から 54 年が経過し、老朽化が顕著となっています。建物は、平成 7(1995)年 3 月末で青少年相談室としての用途を廃止し、現在は、地元自治会に無償で貸与しています。市は、管理運営費として年間約 1,690 千円支出し、収入はありません。
- 地元の 3 自治会が共同で使用しています。
- 地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。

### ウ. いせはら市民活動サポートセンター

#### ⑧ いせはら市民活動サポートセンター

- いせはら市民活動サポートセンター(略称:サポセン)は、市民が地域の課題解決やまちづくりなどのために行う自主的で公益性のある市民活動を支援するとともに、市民活動団体の交流や情報提供、相談などの拠点機能として、平成 21(2009)年 11 月に旧伊勢原水道営業所跡に開設しました。
- 施設は、神奈川県企業庁厚木水道所伊勢原分館内の 1 階部分を神奈川県から借用(有償)している建物で、鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、延床面積 414 ㎡のうち 255 ㎡を使用しています。昭和 58(1983)年に新耐震基準で建設し、建築から 39 年が経過し、老朽化が進んでいます。浸水想定区域に含まれています。
- 開館日は年末年始と日曜日を除く毎日で、利用時間は 9 時 30 分から 17 時まで(事前予約がある場合は、最大 20 時 30 分まで)です。管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約 12,170 千円で、行政文書の複写代やロッカー使用料などとして年間約 2,920 千円の収入があります。なお、収入のうち、約 2,650 千円は市民ファンド充当額となっています。
- センターは、打合せコーナーや多目的室、作業コーナー、展示ギャラリーで構成し、市民活動団体による会議や講座の開催、市民活動の相談や団体の打合せ、市民活動の情報収集などで、年間約 10,000 人程度の方に利用されています。利用登録団体数は、令和 4(2022)年 12 月現在で、215 団体です。

### 【課題の整理】

#### ア. コミュニティセンター、イ. 地域集会所

- ◆ 少子高齢化や核家族化の進行など、地域を取り巻く環境変化や価値観の多様化により、地域でのつながりが希薄になりつつある一方で、地域の課題や住民ニーズは、地域福祉や子育て、地域防災、環境、まちづくり、地域の活性化、地域人材の育成など、複雑・多様化しています。複雑・多岐にわたる地域課題を解決していくためには、行政が主体で取り組むよりも、地域と行政がパートナーとなって協働で取り組むことにより、よりきめ細やかな対応が可能となるほか、個々の自治会単位で取り組むよりも、地域間の多様な主体が連携して取り組むことで、さらなる効果を生むことも期待できることから、多様化する地域課題を解決していけるように、地域住民の活動基盤づくりを推進し、市民力・地域力を活かして、市民・地域と行政との協働により様々な地域課題を解決していく「新しい地域自治の仕組みづくり」が課題となっています。(「第 3 章 3 地域づくりを推進するための仕組みづくり」を参照のこと。)
- ◆ 本市の地域コミュニティ施設は、これまで対象者別・目的別・所管別に縦割り行政で整備してきた結果、公民館・コミュニティセンター・地域集会所、児童館、福祉館、老人憩の家と、地域には集会・会議ができるスペースが多くあります。



地域が主体的に地域課題の解決を図り、地域の特性を活かした地域づくりを進めるためには、地域に住まう人々や関係者が、協働で様々な課題を発見し、共有し、課題解決の道筋を探索するとともに、課題解決の実践活動を担う拠点が不可欠なことから、これら施設のうち、公民館、コミュニティセンター等について、地域課題解決のための実践活動の場としての「地域づくり活動の拠点となる施設」に位置付ける一方で、地域集会所等については、地域の自主的な活動等に使いやすいように地域自治組織が自主的に管理運営する「地域コミュニティの場」とする施設に分類し、市民力・地域力を活かした地域づくりに取り組んでいくことが必要となっています。

- ◆ コミュニティセンターや公民館等は、コミュニティ活性化の活動拠点や生きがい活動などのこれまでの機能に加えて、地域課題解決のための学習や実践活動の場として今後も重要な役割を果たすことが必要なことから、公共施設として保有しつつ、「新しい地域づくり」を進めていく上で使いやすい施設となるように、地域主体の管理運営手法の検討が必要です。
- ◆ 地域集会所等については、様々な行政目的等で整備したものの、実態としては、地元自治会等を始めとする地域団体の自主的な活動の場となっており、利用者が地域住民に限定されることから、地域に密着した施設として、地域の主体的な管理により運営していくことが望ましいと考えられます。このため、今後も継続して使用する地域集会所等については、地域において使用の自由度を高め、地域コミュニティ活動が活発化するように、施設の地域への無償譲渡について協議していくことが必要です。その際には、譲渡に当たっての条件や修繕等の支援の仕組みについても検討が必要です。

#### ウ. いせはら市民活動サポートセンター

- ◆ 施設は、神奈川県から借用(有償)している施設であり、建物の老朽化が進んでいることや借用施設の存続の動向等も踏まえて、行政センター地区内の他の施設への機能移転など、施設のあり方の検討が必要です。
- ◆ いせはら市民活動サポートセンターの利用登録団体数は増加傾向にありますが、一方で、県内の多くは、公設公営から公設民営への移行が進んでいます。  
施設の効果的かつ効率的な運営や公益的な市民活動を活発化するために、市民活動団体の育成を図りながら、利用者間の連帯意識を醸成し、市民主体の運営の実現に向けた検討が必要です。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### ア. コミュニティセンター、イ. 地域集会所

##### 〔機能〕・〔建物〕・〔管理運営〕

- 地域を取り巻く環境変化等により、地域の課題や住民ニーズが複雑・多岐にわたるとともに、よりきめ細やかな対応が求められる中で、市民力や地域力を活かして、市民・地域と行政との協働により様々な地域課題を解決していく「新しい地域づくり」の推進が重要な課題となっています。
- 地域のコミュニティ施設は、地域コミュニティの活動の場であることに加え、地域課題を解決するための活動の拠点としても機能していくことが必要であり、今後も住民自治を高める観点から、機能は継続します。
- その上で、コミュニティセンターについては、地域と行政が連携して地域課題を解決するための学習や実践活動をする「地域の活動拠点」となる施設として、公民館を含め、地域の実情に応じて設定します。  
一方で、地域集会所等(地域集会所・児童館・福祉館・老人憩の家)の地域住民が自主的な活動を行う施設については、「地域コミュニティの場」とします。

- このうち、「地域の活動拠点」となる施設については、配置のあり方を検討するとともに、今後も公共施設として管理運営し、計画的に改修を行い、長寿命化を図るとともに、他の機能との複合化を含めて、今後のあり方について検討します。
- また、「新しい地域づくり」のあり方について、自治会をはじめ関係機関等と協議・検討するとともに、地域づくりに当たっての方向性を示す「地域づくりの仕組み」について検討します。  
管理運営については、地域力及び民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とし、業務内容の明確化を図るとともに、活動を支援するための仕組みづくりや受益者負担の適正化について検討します。
- 「地域コミュニティの場」とする施設については、原則として耐震基準を満たし、今後も使用が可能な施設については、無償譲渡することとし、譲渡に当たっての基準を、別途、作成します。また、旧耐震基準で建設した建物で老朽化が進んでいる施設については、安全性が危惧されることから、原則として廃止(除却)しますが、地域が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について地元自治会と協議します。

ウ. いせはら市民活動サポートセンター

〔機能〕

- 市民団体の自主的な活動を支援する中間支援組織の活動拠点として、機能は継続します。

〔建物〕

- 神奈川県から借用(有償)している施設で、老朽化が進んでいることから、行政センター地区の公共施設の再配置の検討とあわせて、他施設への機能移転について検討します。

〔管理運営〕

- 当面、現行のとおり直営とします。

4) 個別施設の見直しの方向性(10年間)

ア. コミュニティセンター、イ. 地域集会所、ウ. いせはら市民活動サポートセンター

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続 ・ 検討	維持 (修繕) ・ 譲渡 ・ 廃止	<p>〔機能〕・〔建物〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域コミュニティの活動の場として、また、地域課題を解決するための活動の拠点として、今後も住民自治を高める観点から、機能は継続します。</li> <li>・ 地域課題の解決に協働で取り組むための「地域の活動拠点」と「地域コミュニティの場」の分類を検討します。</li> <li>・ 「地域の活動拠点」となる施設で、今後も活動拠点として維持していく施設については、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>・ 「地域コミュニティの場」とする施設で、耐震基準を満たしている場合は、無償譲渡の協議を進めます。</li> <li>・ 耐震基準を満たしていない施設は、安全性が危惧されることから、原則として廃止(除却)しますが、地域が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について地元自治会と協議します。</li> <li>・ 譲渡に当たっての条件や改修等の支援の仕組みを、別途、作成します。</li> </ul> <p>〔管理運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理運営については、地域力及び民間活力を活用した管理運営手法を検討します。</li> <li>・ 受益者負担の適正化について検討します。</li> </ul>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	成瀬 コミュニティ センター	—	維持 (修繕) ・ 検討	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たし、建築から 31 年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用し、施設の分類結果を受け、対応を調整します。 〔管理運営〕 ・ 当面、指定管理者制度で運営します。
②	伊勢原北 コミュニティ センター	—	維持 (修繕) ・ 検討	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たし、建築から 31 年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用し、施設の分類結果を受け、対応を調整します。 〔管理運営〕 ・ 当面、指定管理者制度で運営します。
③	伊勢原南 コミュニティ センター	—	維持 (修繕) ・ 検討	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たし、建築から 27 年が経過しています。また、地盤沈下が生じています。当面、必要な修繕を行い継続使用し、施設の分類結果を受け、対応を調整します。 〔管理運営〕 ・ 当面、指定管理者制度で運営します。
④	八幡台二区 自治会集会所	移転	廃止	〔機能〕 ・ 周辺の県営住宅の建替に伴い、集会所が設置（予定）されることになっていることから、集会所の機能を移転することについて協議します。 ・ これに伴い、シルバー人材センターの作業所についても、他の施設への移転について協議します。 〔建物〕 ・ 旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から 52 年が経過し老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。
⑤	アイリスの丘 集会所	検討	検討	〔機能〕 ・ 必要性を含めて、今後のあり方について検討します。 〔建物〕 ・ 耐震基準を満たし、建築から 20 年が経過しています。当面、継続使用し、施設の分類結果を受け、対応を調整します。
⑥	八幡台集会所	移転	廃止	〔機能〕 ・ 老朽化が顕著で安全性が危惧されることから、集会所の機能を他の場所へ移転することについて協議します。 〔建物〕 ・ 旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から 57 年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。
⑦	池端三地区 自治会館	移転	廃止	〔機能〕 ・ 老朽化が顕著で安全性が危惧されること、当該土地は区画整理事業により公園用地として位置付けられていることから、集会所の機能を他の場所へ移転することについて協議します。 〔建物〕 ・ 旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から 54 年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
⑧	いせはら市民活動サポートセンター	継続	検討	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体の自主的な活動を支援する中間支援組織の活動拠点として、継続します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県から借用(有償)している施設で、耐震基準を満たしているものの、建築から39年が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>行政センター地区の公共施設の再配置の中で、施設のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行のとおり直営としますが、市民力を活かした管理運営手法を検討します。</li> </ul>

### 5) 対策内容と実施時期 (10年間)

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
	基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな地域づくりの検討</li> <li>施設の種類別の検討</li> <li>管理運営手法の検討</li> <li>受益者負担の検討</li> </ul>		検討結果に基づく対応			
		譲渡の仕組みづくり		→			
①	成瀬コミュニティセンター			分類の検討結果に基づく対応			
②	伊勢原北コミュニティセンター			当面、必要な修繕を行い継続使用			
③	伊勢原南コミュニティセンター			→			
⑤	アイリスの丘集会所	施設のあり方検討		検討結果に基づく対応			
④	八幡台二区自治会集会所	地元自治会との廃止の協議		協議結果に基づく対応			
⑥	八幡台集会所	→		→			
⑦	池端三地区自治会館						
⑧	いせはら市民活動サポートセンター	行政センター地区の公共施設の再配置とあわせてあり方の検討		検討結果に基づく対応			
		管理運営手法の検討		検討結果に基づく対応			

## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設No.	施設名	建物の見直しの方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	成瀬コミュニティセンター	維持(修繕)・検討	164,123	0	164,123	179,670	0	179,670	4,637
②	伊勢原北コミュニティセンター	維持(修繕)・検討	107,563	0	107,563	111,924	0	111,924	6,664
③	伊勢原南コミュニティセンター	維持(修繕)・検討	168,279	0	168,279	0	0	0	6,234
④	八幡台二区自治会集会所	廃止	0	162,241	162,241	0	21,434	21,434	—
⑤	アイリスの丘集会所	検討	11,581	0	11,581	0	0	0	3
⑥	八幡台集会所	廃止	0	108,820	108,820	0	14,376	14,376	165
⑦	池端三地区自治会館	廃止	0	100,433	100,433	0	13,268	13,268	91
⑧	いせはら市民活動サポートセンター	検討	0	0	0	0	0	0	3,693
合計			451,547	371,494	823,040	291,594	49,078	340,672	21,487

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲482,368

### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
2(1) 地域コミュニティ施設/ コミュニティセンター・その他施設	664,893	1,195,781	1,860,674	643,573	49,078	692,652	21,487

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲1,168,022



### 3 保健・福祉施設 - (1) 保育・子育て支援施設

#### 1) 施設の概要

##### ア. 保育所

- 児童福祉法に基づき、保護者の労働等の事由により保育を必要とする場合に、保護者に代わってその児童を保育するため、保育所3施設を設置しています。

なお、市内には、民間の保育所9園、認定こども園7園、小規模保育施設6園が設置されています。

施設名	棟名	基本情報													
		地区	ハード							ソフト					
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 大山保育園	大山	S57/1982	40	RC造	557.0	○	土砂		直営	正8再1臨7	79,869	7,100	入所24 定員40		
② 高部屋愛育保育園	高部屋	S46/1971	51	RC造	981.8	○			直営	正16再1臨7	153,986	17,451	入所62 定員95		
③ 比々多保育園	比々多	H13/2001	21	RC造	1,373.0	○		民間	公私連携	-	11,137	0	入所117 定員120		

※①大山保育園、②高部屋愛育保育園の職員数は、保育士及び給食調理員の人数を示しています。

※③比々多保育園は、公私連携型保育所として運営しており、本市の職員はいません。

※利用者数及び定員数の基準日は、令和3(2021)年9月1日としています。

##### イ. 児童コミュニティクラブ

- 小学校に就学する児童で、放課後等に家庭において保護者の育成を受けられない者に対し、生活指導等を行い児童の健全な育成を図るため、児童コミュニティクラブを各小学校区に12施設設置しています。

なお、市内には、放課後児童健全育成事業として実施している民間学童クラブが、4箇所設置されています。

施設名	棟名	地区	基本情報													
			ハード							ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)		利用者(人)	稼働率
④ 桜台第1児童コミュニティクラブ	桜台小学校内	伊勢原南	S44/1969	53	RC造	187.0	○			直営	臨8	405	4,183			
⑤ 伊勢原第1児童コミュニティクラブ	伊勢原小学校内	伊勢原北	S37/1962	60	RC造	126.0	○			直営	委	13,481	3,632		入所46 定員76	-
⑥ 伊勢原第2児童コミュニティクラブ	板戸児童館内	伊勢原北	H5/1993	29	木造	66.4	○			直営	委	8,624	949		入所12 定員40	-
⑦ 高部屋児童コミュニティクラブ	高部屋小学校内	高部屋	S44/1969	53	RC造	126.0	○			直営	臨6	388	3,188		入所46 定員76	-
⑧ 成瀬児童コミュニティクラブ	成瀬小学校内	成瀬	S46/1971	51	RC造	128.0	○	浸水		直営	臨9	623	4,751		入所67 定員76	-
⑨ 石田児童コミュニティクラブ	石田小学校内	成瀬	H11/1999	23	RC造	121.0	○			直営	臨7	384	3,086		入所44 定員80	-
⑩ 大山児童コミュニティクラブ	大山小学校内	大山	S49/1974	48	RC造	31.0	○	土砂		直営	臨3	224	293	27,897	入所7 定員20	-
⑪ 大田児童コミュニティクラブ	大田小学校内	大田	S50/1975	47	RC造	126.0	○	浸水		直営	臨7	352	2,677		入所28 定員74	-
⑫ 竹園児童コミュニティクラブ	竹園小学校内	伊勢原南	S53/1978	44	RC造	129.0	○			直営	臨5	391	2,590		入所32 定員77	-
⑬ 比々多第1児童コミュニティクラブ	比々多小学校内	比々多	S46/1971	51	RC造	128.0	○	浸水		直営	委	13,831	3,697		入所54 定員76	-
⑭ 比々多第2児童コミュニティクラブ	比々多保育園内	比々多	H13/2001	21	RC造	97.5	○		民間	直営	委	9,849	2,265		入所34 定員48	-
⑮ 緑台児童コミュニティクラブ	緑台小学校内	成瀬	S53/1978	44	RC造	128.0	○		一部国	直営	臨5	2,012	2,431		入所39 定員38	-

※利用者の入所数は、令和3(2021)年4月の平日の平均出席児童数を示しています。

※⑧成瀬児童コミュニティクラブの管理運営は、令和4(2022)年4月から民間に委託しています。

※⑨石田児童コミュニティクラブの管理運営は、令和4(2022)年4月から民間に委託しています。

## ウ. 児童館

- 青少年の健全育成、生活指導等に寄与する目的をもって地域青少年活動の場を供し、社会福祉の増進を図るため、児童館 13 施設を設置しています。

施設名 棟名		基本情報														
		地区	ハード							ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
⑯	善波児童館	比々多	S58/1983	39	木造	177.2	○	土砂	民間	指管	—	市:334 指:104	市:0 指:61	924	9.6%	
⑰	三ノ宮児童館	比々多	S42/1967	55	木造	162.0	△		民間	指管	—	市:233 指:366	市:0 指:61	879	7.1%	
⑱	大原児童館	伊勢原南	S56/1981	41	木造	280.7	○			指管	—	市:4,396 指:508	市:3 指:180	6,196	30.1%	
⑲	沼目児童館	大田	S44/1969	53	木造	173.3	△		民間	指管	—	市:3,982 指:109	市:0 指:94	4,094	59.8%	
⑳	中央児童館	伊勢原北	S47/1972	50	木造	171.4	△			指管	—	市:414 指:108	市:67 指:162	2,601	17.6%	
㉑	高森児童館	成瀬	S47/1972	50	木造	168.5	△		民間	指管	—	市:690 指:281	市:47 指:119	2,641	27.2%	
㉒	下谷児童館	大田	S47/1972	50	木造	163.6	△	浸水	民間	指管	—	市:234 指:104	市:0 指:61	1,502	12.3%	
㉓	高森台児童館	成瀬	S48/1973	49	木造	164.4	△	土砂		指管	—	市:4,430 指:196	市:100 指:185	6,244	74.9%	
㉔	つきみの児童館	大田	S49/1974	48	木造	163.6	△	浸水		指管	—	市:4,072 指:101	市:0 指:90	5,935	59.4%	
㉕	七五三引児童館	高部屋	S51/1976	46	木造	163.6	△		民間	指管	—	市:4,082 指:112	市:0 指:85	2,305	53.1%	
㉖	藤野児童館	高部屋	S53/1978	44	木造	165.6	△			指管	—	市:4,102 指:86	市:0 指:75	2,255	51.3%	
㉗	子易児童館	大山	S56/1981	41	木造	153.4	△	土砂	民間	指管	—	市:429 指:90	市:0 指:61	1,001	8.1%	
㉘	板戸児童館	伊勢原北	H5/1993	29	木造	254.6	○			指管	—	市:4,132 指:455	市:43 指:147	4,257	72.1%	

## エ. 子育て支援センター・つどいの広場

- 就学前の児童に健全な遊びの場や創造的な体験活動の機会を提供するとともに、子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため、子育て支援センターを設置しているほか、地域に出向いて、身近で気軽に利用できるくつろぎやふれあいの場を提供し、個別相談に応じる「つどいの広場」を 3 箇所設置しています。なお、公立・私立の保育所でも、育児相談などの類似事業を 11 園が実施しています。

施設名 棟名		基本情報														
		地区	ハード							ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
㉙	子育て支援センター	市役所分室内	伊勢原北	S51/1976	46	RC造	102.7	○			直営	正1 再1 臨5	46,648	0	12,218	—
㉚	つどいの広場なるせ	旧石田西集会所	成瀬	S58/1983	39	木造	186.3	○			直営	委	1,293	0	4,869	—
㉛	つどいの広場ひびた	比々多保育園内	比々多	H13/2001	21	RC造	77.5	○		民間	直営	再1 臨2	6,979	0	2,450	—
㉜	つどいの広場いせはら		伊勢原南	—	—	RC造	39.3	○		民間	直営	委	3,270	0	2,291	—

※㉚つどいの広場いせはらは、大原保育園(民間)の1室を使用しています。

※㉚つどいの広場いせはらの支出・収入及び利用者数は、令和2(2020)年10月からの業務委託であるため、令和3(2021)年度実績数値を記載しています。

## 2) 施設の現状と課題

### ア. 保育所

- すべての施設は耐震基準を満たしていますが、1施設を除き老朽化が進んでいます。
- 開所日は、年末年始、日曜日、祝日を除く毎日、開所時間は、大山保育園と高部屋愛育保育園は7時から19時まで、比々多保育園は7時から19時30分まで、いずれの園も、土曜日は7時から18時30分までです。
- 管理運営は、3施設のうち、大山保育園と高部屋愛育保育園は、市直営で行っており、比々多保育園は、公私連携型保育所として、公私連携法人(本市が社会福祉法人を公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人に指定)が保育事業を実施し、市は施設管理費を支出していま

す。管理運営費の総額は、大山保育園と高部屋愛育保育園の保育士等の人件費及び施設管理費や比々多保育園の施設管理費を含め年間約 244,990 千円です。なお、大山保育園と高部屋愛育保育園の保育料を含む年間約 24,550 千円の収入があります。

- 各保育所では、0 歳児から 5 歳児までの乳幼児を受け入れ、3 園の入所児童数(令和 3(2021)年 9 月現在)の合計は、203 人(利用定員 255 人)となっています。また、特別保育としての延長保育(19 時まで)や地域における子育て支援の取組として、地域育児センター事業(育児相談、園庭開放(月曜日から金曜日までの 9 時 30 分から正午まで))を実施しているほか、保育関連事業として、高部屋愛育保育園と比々多保育園で、一時的かつ低頻度での保育の利用を支援する一時預かり事業(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)を実施しており、大山保育園と高部屋愛育保育園で、発達に遅れや心配のある就学前の児童が、公立保育所での集団生活を経験することで、児童の段階的な発達を支援する発達サポート事業(延べ利用者 13 人(令和元(2019)年度))を実施しています。
- なお、民間保育所(9 園)では 1,025 人(定員 1,137 人)、認定こども園(7 園)では 419 人(定員 464 人)、小規模保育所(6 園)では 75 人(定員 87 人)が入所し、0 歳児から 5 歳児までの乳幼児を受け入れています。

### ① 大山保育園

- 施設は、鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、延床面積は 557 m<sup>2</sup>。昭和 57(1982)年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年が経過し、老朽化が進んでいます。土砂災害警戒区域に含まれています。
- 管理運営は市直営で行っており、管理運営費は保育士等の人件費を含め年間約 79,870 千円で、保育料(約 4,150 千円)を含む年間約 7,100 千円の収入があります。
- 利用定員 40 人に対して、入所児童数は 24 人となっています(令和 3(2021)年 9 月 1 日現在)。また、発達サポート事業、地域育児センター事業(育児相談、園庭開放)を実施しています。

### ② 高部屋愛育保育園

- 施設は、鉄筋コンクリート造、地上 1 階建て、合計延床面積は 981 m<sup>2</sup>。昭和 46(1971)年に旧耐震基準で建設し、昭和 58(1983)年に新耐震基準で増改築し、建築から 51 年が経過しています。
- 管理運営は市直営で行っており、管理運営費は保育士等の人件費を含め年間約 153,990 千円で、保育料(約 14,540 千円)を含む年間約 17,450 千円の収入があります。
- 利用定員 95 人に対して、入所児童数は 62 人となっています(令和 3(2021)年 9 月 1 日現在)。また、発達サポート事業、地域育児センター事業(育児相談、園庭開放)のほか、令和 3(2021)年 7 月から一時預かり事業を実施しています。

### ③ 比々多保育園

- 市が建物を建設し、公私連携法人に無償貸与している施設で、鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、延床面積は 1,373 m<sup>2</sup>。平成 13(2001)年に新耐震基準で建設し、建築から 21 年が経過しています。民間からの借地(有償)となっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は公私連携法人が行い、市は、施設管理費として年間約 11,140 千円を支出し、建物を公私連携法人に無償貸与しています。
- 利用定員 120 人に対して、入所児童数は 117 人となっています。また、地域育児センター事業(育児相談、園庭開放)や一時預かり事業を実施しています。また、同敷地内で市が比々多第 2 児童コミュニティクラブと「つどいの広場ひびた」、「すくすく健康相談」を実施しているほか、母子保健の乳幼児定期健診を行っています。

## イ. 児童コミュニティクラブ

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後等に小学校の教室等を利用して遊びや生活の場を提供するもので、クラブは、小学校区ごとに設置し、利用児童数が多い場合は複数設置しています。開設場所は、各小学校の校舎の一部のほか、板戸児童館、比々多保育園を利用しています。
- 開設日・開設時間は、年末年始、日曜日、祝日、臨時休校日を除く、学校登校日の放課後から18時30分まで(延長は19時まで)、土曜日及び長期休業日の8時から18時30分まで(延長は19時まで)となっています。管理運営は、市直営(一部委託を含む)が8クラブ、民間委託が4クラブで、人件費や業務委託費を含む管理運営費の総額は年間約50,560千円で、児童育成負担金(負担金)約33,740千円のほか、国・県からの運営費補助金(各1/3)を含む収入の合計は年間約27,900千円です。
- なお、市内に4箇所ある民間学童クラブは、利用定員160人で、本市は事業補助金として約6,920千円を支出しています。利用料は、直接、民間事業者の収入となっています。

### ④ 桜台第1児童コミュニティクラブ

- 桜台小学校の教室(2室.187㎡)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約410千円で、負担金として年間約4,180千円の収入があります。
- 登録者数は69人(利用定員74人)、平日の平均出席児童数は50人で、児童1人当たりの面積基準(1.65㎡/1人当たり)を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

### ⑤ 伊勢原第1児童コミュニティクラブ

- 伊勢原小学校の教室(2室.126㎡)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営(業務委託)で行っており、人件費及び業務委託費を含む管理運営費は年間約13,480千円で、負担金として年間約3,630千円の収入があります。
- 登録者数は68人(利用定員76人)、平日の平均出席児童数は46人で、児童1人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

### ⑥ 伊勢原第2児童コミュニティクラブ

- 板戸児童館2階の1室(66㎡)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営(業務委託)で行っており、人件費及び業務委託費を含む管理運営費は年間約8,620千円で、負担金として年間約950千円の収入があります。
- 登録者数は20人(利用定員40人)、平日の平均出席児童数は12人で、児童1人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

### ⑦ 高部屋児童コミュニティクラブ

- 高部屋小学校の教室(2室.126㎡)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約390千円で、負担金として年間約3,190千円の収入があります。
- 登録者数は59人(利用定員76人)、平日の平均出席児童数は46人で、児童1人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

### ⑧ 成瀬児童コミュニティクラブ

- 成瀬小学校の教室(2室.128㎡)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約620千円で、負担金として年間約4,750千円の収入があります。
- 登録者数は89人(利用定員76人)、平日の平均出席児童数は67人で、登録者数では児童1人当たりの面積基準を下回っていますが、1日当たりの平均出席児童数では面積基準を満たして

います(令和3(2021)年4月現在)。

⑨ 石田児童コミュニティクラブ

- 石田小学校の教室(1室. 121 m<sup>2</sup>)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約 380 千円で、負担金として年間約 3,090 千円の収入があります。
- 登録者数は 59 人(利用定員 80 人)、平日の平均出席児童数は 44 人で、児童 1 人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

⑩ 大山児童コミュニティクラブ

- 大山小学校の体育館内のスペース(1部屋. 31 m<sup>2</sup>)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約 220 千円で、負担金として年間約 290 千円の収入があります。
- 登録者数は 10 人(利用定員 20 人)、平日の平均出席児童数は 7 人で、児童 1 人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

⑪ 大田児童コミュニティクラブ

- 大田小学校の教室(2室. 126 m<sup>2</sup>)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約 350 千円で、負担金として年間約 2,680 千円の収入があります。
- 登録者数は 44 人(利用定員 74 人)、平日の平均出席児童数は 28 人で、児童 1 人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

⑫ 竹園児童コミュニティクラブ

- 竹園小学校の教室(2室. 129 m<sup>2</sup>)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約 390 千円で、負担金として年間約 2,590 千円の収入があります。
- 登録者数は 50 人(利用定員 77 人)、平日の平均出席児童数は 32 人で、児童 1 人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

⑬ 比々多第1児童コミュニティクラブ

- 比々多小学校の教室(2室. 128 m<sup>2</sup>)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営(業務委託)で行っており、人件費及び業務委託費を含む管理運営費は年間約 13,830 千円で、負担金として年間約 3,700 千円の収入があります。
- 登録者数は 73 人(利用定員 76 人)、平日の平均出席児童数は 54 人で、児童 1 人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

⑭ 比々多第2児童コミュニティクラブ

- 比々多保育園内の1室(97 m<sup>2</sup>)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営(業務委託)で行っており、人件費及び業務委託費を含む管理運営費は年間約 9,850 千円で、負担金として年間約 2,270 千円の収入があります。
- 登録者数は 47 人(利用定員 48 人)、平日の平均出席児童数は 34 人で、児童 1 人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

⑮ 緑台児童コミュニティクラブ

- 緑台小学校の教室(2室. 128 m<sup>2</sup>)を使用して開設しています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約 2,010 千円で、負担金として年間約 2,430 千円の収入があります。



- 登録者数は51人(利用定員38人)、平日の平均出席児童数は39人で、児童1人当たりの面積基準を満たしています(令和3(2021)年4月現在)。

## ウ. 児童館

- 児童館は、本来、18歳未満の児童青少年が利用できる施設で、指導員等を配置して、青少年健全育成のための取組を行う施設ですが、本市の場合、13館のうち、児童館指導員を配置し、児童館の機能を備えている施設は7館(地元自治会も地域活動で使用)で、6館は地元自治会等が地域の活動などで使用しています。
- 13館のうち、新耐震基準を満たしている施設が3館、旧耐震基準により建設され、耐震性が不明な施設が10館で、建築から45年以上が経過し、老朽化が顕著な施設が8館となっています。
- 児童館指導員を配置している7館の児童館としての利用日は、年末年始と火曜日、祝日を除く毎日で、利用時間は、平日は13時から17時まで、土曜日・日曜日と春・夏・冬休みは10時から17時(12時から13時の間は除く)までです。管理運営はすべて指定管理者制度で行い、指定管理者(地元自治会)が支出している管理運営費は約2,620千円で、指定管理料(約1,050千円)など約1,380千円の収入があります。市は、指定管理料など約31,530千円を支出し、使用料として約260千円の収入があります。

### ⑩ 善波児童館

- 施設は、木造、地上1階建て、延床面積は177㎡。昭和58(1983)年に新耐震基準で建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から39年が経過し、老朽化が進んでいます。敷地は、民間からの借地となっています。土砂災害警戒区域に含まれています。災害が発生した際の臨時避難所(比々多地区)及び地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約100千円で、指定管理料として年間約60千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約330千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等で、年間延べ約920人が利用しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	10.3	4.4	14.0	9.6	924

### ⑪ 三ノ宮児童館

- 施設は、木造、地上1階建て、延床面積は162㎡。昭和42(1967)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から55年が経過し、老朽化が顕著となっています。敷地は、民間からの借地となっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約370千円で、指定管理料として年間約60千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約230千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等で、年間延べ約880人が利用しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	4.1	4.4	12.9	7.1	879

### ⑱ 大原児童館

- 施設は、木造、地上1階建て、延床面積は280㎡。昭和56(1981)年に新耐震基準で建設し、建築から41年が経過し、老朽化が進んでいます。災害が発生した際の臨時避難所(伊勢原南区)及び地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約510千円で、指定管理料(約110千円)など年間約180千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約4,400千円を支出し、行政財産の目的外使用料(電柱等)として年間約3千円の収入があります。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、児童館指導員を配置して、桜台小学校区内の児童館として年間約300日開設(延べ利用者数2,942人・1日平均9.8人)しているほか、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等でも使用(延べ利用者数3,254人)し、合計年間延べ約6,200人が利用しています。このほか、施設の一部は、適応指導教室としても利用されています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室	45.4	100.0	6.3	50.6	6,196
会議室	14.8	7.4	6.3	9.5	

### ⑲ 沼目児童館

- 施設は、木造、地上1階建て、延床面積は173㎡。昭和44(1969)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から53年が経過し、老朽化が顕著となっています。敷地は、民間からの借地となっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約110千円で、指定管理料として年間約90千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約3,980千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、児童館指導員を配置して、桜台小学校と大田小学校の間に位置する児童館として年間約300日開設(延べ利用者数1,095人・1日平均3.7人)しているほか、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等でも使用(延べ利用者数2,995人)し、合計年間延べ約4,090人が利用しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	72.0	100.0	7.4	59.8	4,094

### ⑳ 中央児童館

- 施設は、木造、地上2階建て、延床面積は171㎡。昭和47(1972)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から50年が経過し、老朽化が顕著となっています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約110千円で、指定管理料(約100千円)など年間約160千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約410千円を支出し、使用料として年間約70千円の収入があります。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等で、延べ年間約2,600人が利用しています。また、週1回程度、放課後子ども教室として利用されています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室	17.0	22.5	35.8	25.1	2,601
会議室	16.6	7.0	6.3	10.0	

### ㉑ 高森児童館

- 施設は、木造、地上1階建て、延床面積は168㎡。昭和47(1972)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から50年が経過し、老朽化が顕著となっています。敷地は、民間からの借地となっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約280千円で、指定管理料(約70千円)など年間約120千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約690千円を支出し、使用料として年間約50千円の収入があります。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等で、年間延べ約2,640人が利用しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	14.4	37.6	29.5	27.2	2,641

### ㉒ 下谷児童館

- 施設は、木造、地上1階建て、延床面積は163㎡。昭和47(1972)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から50年が経過し、老朽化が顕著となっています。浸水想定区域に含まれています。敷地は、民間からの借地となっています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約100千円で、指定管理料として年間約60千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約230千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等で、年間延べ約1,500人が利用しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	4.8	11.1	21.0	12.3	1,502

### ㉓ 高森台児童館

- 施設は、木造、地上1階建て、延床面積は164㎡。昭和48(1973)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から49年が経過し、老朽化が顕著となっています。土砂災害警戒区域に含まれています。敷地は、笠張公園用地に含まれています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約200千円で、指定管理料(約90千円)など年間約190千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約4,430千円を支出し、使用料として年間約100千円の収入があります。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、児童館指導員を配置して、緑台小学校区内の児童館として年間約300日開設(延べ利用者数1,970人・1日平均6.6人)しているほか、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等でも使用(延べ利用者数4,274人)し、合計年間延べ約6,240人が利用しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	95.9	100.0	28.8	74.9	6,244

### ㉔ つきみの児童館

- 施設は、木造、地上1階建て、延床面積は163㎡。昭和49(1974)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から48年が経過し、老朽化が顕著となっています。浸水想定区域に含まれています。敷地は、熊ノ堂公園用地に含まれています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約100千円で、指定管理料として年間約90千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約4,070千円を支出し、収入はありません。

- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、児童館指導員を配置して、桜台小学校と大田小学校の間に位置する児童館として年間約 300 日開設(延べ利用者数 2,509 人・1 日平均 8.4 人)しているほか、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等でも使用(延べ利用者数 3,426 人)し、合計年間延べ約 5,940 人が利用しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	77.5	100.0	0.7	59.4	5,935

#### ②⑤ 七五三引児童館

- 施設は、木造、地上 1 階建て、延床面積は 163 m<sup>2</sup>。昭和 51(1976)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から 46 年が経過し、老朽化が顕著となっています。敷地は、民間からの借地となっています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 110 千円で、指定管理料として年間約 90 千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約 4,080 千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、児童館指導員を配置して、高部屋小学校区内の児童館として年間約 300 日開設(延べ利用者数 1,246 人・1 日平均 4.2 人)しているほか、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等でも使用(延べ利用者数 1,059 人)し、合計年間延べ約 2,310 人が利用しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	53.5	100.0	5.9	53.1	2,305

#### ②⑥ 藤野児童館

- 施設は、木造、地上 1 階建て、延床面積は 165 m<sup>2</sup>。昭和 53(1978)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から 44 年が経過し、老朽化が進んでいます。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 90 千円で、指定管理料として年間約 80 千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約 4,100 千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、児童館指導員を配置して、高部屋小学校区内の児童館として年間約 300 日開設(延べ利用者数 1,162 人・1 日平均 3.9 人)しているほか、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等でも使用(延べ利用者数 1,093 人)し、合計年間延べ約 2,260 人が利用しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	48.0	100.0	5.9	51.3	2,255

#### ②⑦ 子易児童館

- 施設は、木造、地上 2 階建て、延床面積は 153 m<sup>2</sup>。昭和 56(1981)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から 41 年が経過し、老朽化が進んでいます。土砂災害警戒区域に含まれています。敷地は、民間からの借地となっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 90 千円で、指定管理料として年間約 60 千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約 430 千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、遊戯室、会議室等で構成し、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等で、年間延べ約 1,000 人が利用しています。



諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室	0.4	14.0	16.2	10.2	1,001
会議室	0.4	14.0	3.3	5.9	

## ㉘ 板戸児童館

- 施設は、木造、地上2階建て、延床面積は254㎡。平成5(1993)年に新耐震基準で建設し、建築から29年が経過しています。災害が発生した際の臨時避難所(伊勢原北地区)に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約460千円で、指定管理料(約100千円)など年間約150千円の収入があります。本市は、指定管理料など年間約4,130千円を支出し、使用料として年間約40千円の収入があります。
- 施設は、遊戯室、会議室、図書コーナー等で構成し、児童館指導員を配置して、伊勢原小学校区及び竹園小学校区内の児童館として年間約300日開設(延べ利用者数1,383人・1日平均4.6人)しているほか、地域の自治会の集会や地域住民の趣味の活動、ボランティア活動等でも使用(延べ利用者数2,874人)し、合計年間延べ約4,260人が利用しています。また、2階には伊勢原第2児童コミュニティクラブを併設しています。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
遊戯室・会議室	74.9	100.0	41.3	72.1	4,257

## エ. 子育て支援センター・つどいの広場

- 子育て中の親子に遊びや相談、情報交換や交流の場を提供する子育て支援センターを市役所分室の1階に開設するとともに、地域に出向いて相談等を行うため、「つどいの広場」を3箇所開設しています。このほか、隔週で地区公民館5館及び児童館1館に子育てアドバイザーが巡回し、「子育てひろば」を開催(年間約120回・延べ利用者約1,350人)しています。
- 子育て支援センターやつどいの広場の開設日・開設時間は、それぞれの施設で異なります。管理運営は市直営(2施設は業務委託)で行っており、人件費や業務委託費を含む管理運営費の合計は年間約58,190千円で、収入はありません。

### ㉙ 子育て支援センター

- 子育て支援センターは、市内各地の「つどいの広場」や「子育て広場」を運営する、本市の子育て支援拠点で、施設は、市役所分室1階の1室(102㎡)を使用しています。
- 開設日・開設時間は、年末年始と土日祝日を除く毎日(年間約220日)の10時から16時までで、管理運営は市直営で行っており、管理運営費は人件費を含め年間約46,650千円です。
- 施設は、フリースペースや相談室等で構成し、フリースペースでは、子育てアドバイザー(保育士等の資格を有し、子育てについての経験と知識を持つ専門職)や子育てサポーター(養成講座を受けたボランティア)が、子育ての悩みや育児に関する相談や情報提供を行うほか、親子で楽しめるイベントを開催しています。また、電話による相談も実施するなど、延べ約12,200人が利用しています。

### ㉚ つどいの広場なるせ

- 旧石田西集会所の建物を暫定使用して開設しているもので、施設は、木造、地上2階建て、延床面積は186㎡。昭和58(1983)年に新耐震基準で建設し、建築から39年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 開設日・開設時間は、毎週月曜日・水曜日・金曜日(年間約130日)の9時30分から15時30分までで、管理運営は市直営(一部委託)で行っており、業務委託費を含む管理運営費は年間約1,290千円です。

- 子育て支援センター事業における「つどいの広場」として、子育て中の親子にくつろぎ、ふれあえる場を提供し、延べ約4,900人が利用しています。

### ③① つどいの広場ひびた

- 施設は、比々多保育園の1階ふれあいルームを使用しています。
- 開設日・開設時間は、毎週火曜日・木曜日・金曜日(年間約140日)の9時30分から15時30分までで、管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約6,980千円です。
- 子育て支援センター事業における「つどいの広場」として、子育て中の親子にくつろぎ、ふれあえる場を提供し、延べ約2,500人が利用しています。

### ③② つどいの広場いせはら

- 施設は、大原保育園(民間)の1階子育て支援室を使用しています。
- 開設日・開設時間は、毎週火曜日・水曜日・金曜日(年間約122日)の10時から15時までで、管理運営は市直営(委託)で行っており、業務委託費を含む管理運営費は年間約3,270千円です。
- 子育て支援センター事業における「つどいの広場」として、子育て中の親子にくつろぎ、ふれあえる場を提供し、延べ約2,300人が利用しています。

## 【課題の整理】

### ア. 保育所

- ◆ 少子化により乳幼児数は減少を続けていますが、共働き世帯の増加などにより保育に対するニーズは高まっており、保育が必要な児童の保育所等申込件数は横ばい傾向です。(参考；令和4(2022)年度における保育所等待機児童数 31人)

一方で、公立保育所の中には、定員を下回っている施設や、建築から30年以上が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいる施設もあります。

- ◆ 市内には、私立の保育・教育施設(比々多保育園を除く)として、保育所9園、認定こども園7園、小規模保育施設6施設があります。保育サービスの水準は公立保育所も民間保育所もほぼ同じ水準にあるものの、入所者1人の支出額は公立保育所が上回っています。また、財源の面では、普通交付税による地方財政措置があるものの、民間保育所には国・県から運営費に係る補助金が交付され、園児1人当たりには税等一般財源は公立と民間保育所では相当の乖離が生じています。

こうした状況を勘案し、保育所の経営のあり方について、民間の保育所の役割分担の明確化を図るとともに、地理的な状況や、将来にわたる地域での保育需要を見通した上で、今後の施設のあり方(建替え等についても民間保育所には国・県の補助金が交付されます)を含めて検討が必要です。

### イ. 児童コミュニティクラブ

- ◆ 就労家庭における就学児童の放課後の居場所として、小学校1年生から6年生を対象に、児童コミュニティクラブを市内12箇所で開設しています。少子化傾向にあるものの、共働き世帯の増加や放課後の子どもの安全確保の観点からニーズが高まっている中で、支援員不足や場所の確保が困難なことから、希望者が利用できない状況が続いています(参考；令和4(2022)年度における児童コミュニティクラブ待機児童数 36人)。

このため、児童コミュニティクラブの受入体制を確保し、待機児童を解消するための対策が課題となっています。

- ◆ 児童コミュニティクラブの施設は、ほとんどが小学校校舎の一部を使用しています。児童の安全性と利便性の確保の観点から、学校施設内への配置を基本に、施設配置についての検討が必要です。
- ◆ 管理運営については、12クラブのうち、8クラブを市直営で、4クラブを民間委託により実



施していますが、指導員の安定確保の観点から、地域力・民間活力の活用による運営手法への段階的な移行についての検討が必要です。(令和4(2022)年4月現在では、6クラブを市直営で、6クラブを民間委託により実施)

- ◆ 負担金は、全児童のうち児童コミュニティクラブに登録している児童の割合(約14%)に鑑み、周辺自治体における負担金の状況を精査し、受益者負担の適正化についての検討が必要です。

## ウ. 児童館

- ◆ 児童館は、18歳未満の児童を対象とする児童厚生施設ですが、利用実態は、全13館のうち、児童館指導員を配置して放課後の児童の居場所となっている施設が7館ある一方で、全13館で地域の集会施設として利用されている実態があります。
- ◆ また、児童館との類似機能を有する放課後子ども対策として、児童コミュニティクラブや、小学校8校及び中央児童館で週1回、放課後における児童の安全・安心な居場所として、地域住民の協力を得て放課後子ども教室を展開しています。
- ◆ こうした点を踏まえて、児童館機能と類似する他の機能との統合・一体化の検討など、児童館機能のあり方についての検討が必要となっています。

その上で、児童館の機能は、別途、検討を進める「地域活動の拠点となる施設」のあり方とあわせて、地域の活動・交流拠点となる施設への機能再編・多機能化を進めて他の公共施設に移転し、移転後の建物については、地域に密着した利用実態を踏まえて、「地域コミュニティの場」に転用するなど、今後の施設のあり方の検討が必要です。

(「2 地域コミュニティ施設」における【課題の整理】を参照のこと。)

## エ. 子育て支援センター・つどいの広場

- ◆ 本市の合計特殊出生率は、近年、低下傾向にあり、神奈川県を平均を下回っています。また、夫婦共働き世帯の増加や地域の関わり希薄化を背景とした養育力の低下、地域の子育て力の低下、子育て家庭が抱える問題の複雑化・複合化など、子どもや子育て家庭の環境が大きく変化しています。

こうしたことから、子育て世代が、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産から子育て期までの各段階に対応した切れ目のない支援の充実や、気軽に交流・相談ができる場を整備することが課題となっています。

- ◆ また、本市では、既に、令和2(2020)年から、市役所本庁舎1階執務室内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠・出産から就学前までの子育て期に至る継続支援策として、妊婦の実情に応じた支援プランの作成や産前産後サポート事業、産後ケア事業などを実施しています。さらに、改正児童福祉法(令和6(2024)年4月1日施行※一部を除く)により、市町村は、「こども家庭センター」の設置など身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努めることとされ、子育てに困難を抱える家庭への支援や、母子保健と児童福祉の一体的な相談体制の強化を図ることが求められています。妊娠・出産から子育て期までの各段階に応じた切れ目のない支援や、子どもの健やかな成長に向けた相談・支援体制の充実を図る観点から、子育て支援センター機能のあり方について、体制の整備を含めて検討が必要です。
- ◆ つどいの広場については、拠点方式で3箇所実施しているほか、巡回方式で6箇所実施しています。

つどいの広場における様々な相談や情報交換、交流の場の提供の機能は今後も必要なものの、こうした実施状況に鑑み、運営方法についての検討が必要です。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### ア. 保育所

##### 〔機能〕・〔建物〕

- 少子化の進行に伴い、乳幼児数が減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加や令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、潜在的な保育需要の増加も見込まれることから、子育て支援の一環として、引き続き、保育所の機能は継続します。
- ただし、園によっては定員を下回っていることや老朽化が進んでいる施設もあることから、「伊勢原市公立保育所民営化方針」(平成22(2010)年4月市長決定)に基づき、公立保育所の役割を明確にした上で、経営のあり方及び配置のあり方について検討します。
- 上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的に建替等を進めます。

##### 〔管理運営〕

- 大山保育園、高部屋愛育保育園については、当面、現行のとおり直営とします。
- 公私連携法人により運営されている比々多保育園については、借地料の解消と施設の譲渡を含む管理運営のあり方について検討します。

#### イ. 児童コミュニティクラブ

##### 〔機能〕

- 児童コミュニティクラブの利用ニーズが高まっていることから、放課後子ども対策及び子育て支援の一環として、今後も機能は継続します。

##### 〔建物〕

- 施設は、児童1人当たりの面積基準(1.65㎡)の確保の状況などをもとに、児童の安全性と利便性の確保を考慮し、基本的に、①学校校舎内での建設や、②学校敷地内への専用施設の設置、③他の公共施設との複合化などにより、施設の配置を進めます。
- ①と③の施設を使用して継続する場合は、本体施設の改修計画に基づき、必要な対応を図ります。
- なお、小学校の適正規模・適正配置の検討結果に基づき、改めて、施設配置のあり方について検討します。

##### 〔管理運営〕

- 令和4(2022)年4月時点において、6クラブは業務委託で、6クラブは市直営(会計年度任用職員)で運営しています。
- 今後も段階的に民間委託の拡充を進めます。

## ウ. 児童館

### 〔機能〕・〔建物〕・〔管理運営〕

- 児童館は18歳未満の児童を対象とする児童厚生施設ですが、利用実態は、全13館のうち、児童館指導員を配置して放課後の児童の居場所となっている施設が7館ある一方で、地域の集会施設として利用されている施設が6館となっています。なお、放課後の児童の居場所となっている7館は、地域の集会施設としても利用されています。
- 児童館指導員を配置していない6館については、児童厚生施設として設置したものの、利用実態は地域の集会施設となっていることから、「地域コミュニティの場」として、集会施設に転用します。
- 児童館指導員を配置し放課後の児童の居場所となっている7館については、国において、放課後子ども対策の一元化が課題とされている中で、本市においても、児童コミュニティークラブや放課後子ども教室が行われていることから、これらも含め児童館のあり方について検討します。
- 児童館のあり方の検討に当たっては、児童館機能と他の機能との一体化を図る中で、別途、検討を進める「地域の活動拠点」となる施設のあり方とあわせて、他の公共施設への機能移転についても検討し、児童館の機能を移転した後の建物は、「地域コミュニティの場」として、集会施設に転用します。
- 他の公共施設へ児童館の機能を移転する場合には、地域住民の参加やボランティアの活用など市民・地域との協働による児童館機能の管理運営手法についても検討します。
- 集会施設に転用した施設で、耐震基準を満たし、今後も使用が可能な施設については、転用後に地域の活動に使用しやすいように、施設の改修のあり方を含め、無償譲渡について地元自治会と協議します。
- 地域に譲受けの意向がない場合は、廃止します。
- 旧耐震基準で建設した建物で老朽化が進んでいる施設については、原則として廃止(除却)します。なお、地域が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について地元自治会と協議します。
- 譲渡に当たっての基準は、別途、作成します。

## エ. 子育て支援センター・つどいの広場

### 〔機能〕

- 子育て支援センターは、市役所分室の一部を使用していますが、就学前の児童に健全な遊びの場や創造的な体験活動の機会を提供するとともに、子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため、今後が必要です。  
また、きめ細やかに子育てに関する悩みや相談に対応できるようにするとともに、改正児童福祉法の施行により、「こども家庭センター」の設置が求められていることも踏まえて、子育て支援センター機能のあり方について検討しつつ、子育て支援機能の充実を図るため、市役所本庁舎の狭あい化などの喫緊の課題を解消するために整備する予定の市役所分庁舎に機能移転します。
- つどいの広場については、実施方法や他の公共施設の利活用等を含め、今後のあり方について検討します。

### 〔建物〕

- —

【管理運営】

○ 当面、現行のとおりとします。

4) 個別施設の見直しの方向性 (10 年間)

ア. 保育所

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続	—	<p>[機能]・[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援の一環として、引き続き、保育所の機能は継続しますが、園によっては定員を下回っていることや老朽化が進んでいる施設もあることから、「伊勢原市公立保育所民営化方針」に基づき、公立保育所の役割を明確にした上で、経営のあり方及び配置のあり方について検討します。</li> </ul>
①	大山保育園	統合	検討	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 40 人に対して入所児童数は 24 人となっています(令和 3(2021)年 9 月 1 日現在)。当面、継続しますが、人口減少に伴い保育需要が見込めないことから、他の園との統合を検討します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たしているものの、建築から 40 年が経過し、老朽化が進んでいます。機能の検討結果に基づき、あり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行のとおり直営とします。</li> </ul>
②	高部屋愛育保育園	—	建替	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 95 人に対して入所児童数は 62 人(令和 3(2021)年 9 月 1 日現在)と定員を下回っていますが、民間保育所の参入が厳しい立地条件にあることを踏まえ、公立保育所として継続します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たしているものの、建築から 51 年が経過し、老朽化が顕著となっている園舎と、建築から 38 年が経過し、老朽化が進んでいる園舎で運営しています。今後も公立保育所として継続することから、建替について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行のとおり直営とします。</li> </ul>
③	比々多保育園	—	維持 (長寿命化)	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 120 人に対して入所児童数は 117 人となっています(令和 3(2021)年 9 月 1 日現在)。今後も保育需要が見込まれることから、継続します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から 21 年が経過しています。計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公私連携法人に無償貸与し、本市が運営費を交付し、国・県からの補助金を得て、効率的に運営していますが、土地賃借料として多額の支出を伴っていることから、借地料の解消について関係者と協議するとともに、施設の譲渡を含む管理運営のあり方について検討します。</li> </ul>

## イ. 児童コミュニティクラブ

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続	—	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども対策及び子育て支援の一環として、今後も機能は継続します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の安全性と利便性の確保を考慮し、基本的に、①学校校舎内での建設や、②学校敷地内への専用施設の設置、③他の公共施設との複合化などにより、施設の配置を進め、①と③の施設を使用して継続する場合は、本体施設の改修計画に基づき必要な対応を図ります。</li> <li>小学校の適正規模・適正配置の検討結果に基づき、改めて、施設配置のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、直営で運営しているクラブについて、段階的に民間委託の拡充を進めます。</li> </ul>
④	桜台第1児童コミュニティクラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員74人に対して、令和3(2021)年4月1日現在の登録者数は69人(平日1日当たりの平均出席児童数50人)となっています。桜台小学校内の教室2部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、直営で実施していることから、民間活力の活用について検討します。</li> </ul>
⑤	伊勢原第1児童コミュニティクラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員76人に対して、令和3(2021)年4月1日現在の登録者数は68人(平日1日当たりの平均出席児童数46人)となっています。伊勢原小学校内の教室2部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行(委託)のとおりとします。</li> </ul>
⑥	伊勢原第2児童コミュニティクラブ	継続・検討	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員40人に対して、令和3(2021)年4月1日現在の登録者数は20人(平日1日当たりの平均出席児童数12人)となっています。板戸児童館内の一部を使用し、当面、継続しますが、伊勢原第1児童コミュニティクラブの利用状況の推移を見据え、今後のあり方を検討します。</li> <li>板戸児童館の方向性に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行(委託)のとおりとします。</li> </ul>
⑦	高部屋児童コミュニティクラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員76人に対して、令和3(2021)年4月1日現在の登録者数は59人(平日1日当たりの平均出席児童数46人)となっています。高部屋小学校内の教室2部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、直営で実施していることから、民間活力の活用について検討します。</li> </ul>
⑧	成瀬児童コミュニティクラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員76人に対して、令和3(2021)年4月1日現在の登録者数は89人(平日1日当たりの平均出席児童数67人)となっています。成瀬小学校内の教室2部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行(委託)のとおりとします。</li> </ul>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
⑨	石田児童 コミュニティ クラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 80 人に対して、令和 3(2021)年 4 月 1 日現在の登録者数は 59 人(平日 1 日当たりの平均出席児童数 44 人)となっています。石田小学校内の教室 1 部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行(委託)のとおりとします。</li> </ul>
⑩	大山児童 コミュニティ クラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 20 人に対して、令和 3(2021)年 4 月 1 日現在の登録者数は 10 人(平日 1 日当たりの平均出席児童数 7 人)となっています。大山小学校内の体育館 1 部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、直営で実施していることから、民間活力の活用について検討します。</li> </ul>
⑪	大田児童 コミュニティ クラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 74 人に対して、令和 3(2021)年 4 月 1 日現在の登録者数は 44 人(平日 1 日当たりの平均出席児童数 28 人)となっています。大田小学校内の教室 2 部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、直営で実施していることから、民間活力の活用について検討します。</li> </ul>
⑫	竹園児童 コミュニティ クラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 77 人に対して、令和 3(2021)年 4 月 1 日現在の登録者数は 50 人(平日 1 日当たりの平均出席児童数 32 人)となっています。竹園小学校内の教室 2 部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、直営で実施していることから、民間活力の活用について検討します。</li> </ul>
⑬	比々多第 1 児童 コミュニティ クラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 76 人に対して、令和 3(2021)年 4 月 1 日現在の登録者数は 73 人(平日 1 日当たりの平均出席児童数 54 人)となっています。比々多小学校内の教室 2 部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行(委託)のとおりとします。</li> </ul>
⑭	比々多第 2 児童 コミュニティ クラブ	継続 ・ 検討	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 48 人に対して、令和 3(2021)年 4 月 1 日現在の登録者数は 47 人(平日 1 日当たりの平均出席児童数 34 人)となっています。今後も放課後子ども対策として継続します。比々多保育園内の 1 部屋を使用し、当面、継続しますが、比々多第 1 児童コミュニティクラブの利用状況の推移を見据え、今後のあり方を検討します。</li> <li>保育園舎の方向性に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行(委託)のとおりとします。</li> </ul>
⑮	緑台児童 コミュニティ クラブ	継続	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員 38 人に対して、令和 3(2021)年 4 月 1 日現在の登録者数は 51 人(平日 1 日当たりの平均出席児童数 39 人)となっています。緑台小学校内の教室 2 部屋を使用し、今後も継続します。学校の改修計画に合わせ、必要な対応を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、直営で実施していることから、民間活力の活用について検討します。</li> </ul>



## ウ. 児童館

施設名	方向性		見直しの方向性
	機能	建物	
基本的な方向性	移転 ・ 転用	譲渡 ・ 廃止	<p>[機能]・[建物]・[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国において、放課後子ども対策の一元化が課題とされている中で、本市においても、児童コミュニティクラブや放課後子ども教室が行われていることから、これらも含め児童館のあり方について、他の公共施設への移転や、その場合の管理運営手法を含めて検討します。</li> <li>移転後の児童館は、「地域のコミュニティの場」として集会施設に転用し、耐震基準を満たし、今後の使用が可能な施設については、転用後に地域の活動に使用しやすいように、施設の改修のあり方を含め、無償譲渡について地元自治会と協議します。地元で譲受けの意向がない場合は、廃止します。</li> <li>旧耐震基準で建設した建物で老朽化が進んでいる施設については、原則として廃止(除却)としますが、地元自治会が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> <li>譲渡に当たっての基準は、別途、作成します。</li> </ul>
⑯ 善波児童館	検討	検討	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から39年が経過し、老朽化が進んでいるものの、土地が借地であること、土砂災害警戒区域に含まれていることなどを踏まえて、今後のあり方について検討します。</li> </ul>
⑰ 三ノ宮児童館	転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用実態を踏まえ、集会所(普通財産)に転用します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から55年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> </ul>
⑱ 大原児童館	移転 ・ 転用	検討	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童館の機能については、他の施設への移転を検討するとともに、移転後は集会所(普通財産)に転用し、無償貸与とします。</li> <li>適応指導教室の機能については、別途、移転の方向で検討します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たしているものの、建築から41年が経過し、老朽化が進んでいます。集会所として使用する場合は、当面、必要な修繕を行い継続使用し、改修が必要となった段階で、今後の建物のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度による運用を見直し、機能及び建物の見直しの方向性に基づき、対応します。</li> </ul>
⑲ 沼目児童館	移転 ・ 転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童館の機能については、他の施設への移転を検討するとともに、移転後は集会所(普通財産)に転用し、無償貸与とします。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から53年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> </ul>

施設名	方向性		見直しの方向性
	機能	建物	
⑳ 中央児童館	転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用実態を踏まえ、集会所(普通財産)に転用します。</li> <li>放課後子ども教室での使用については、児童館のあり方の検討の中で方向性を示します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から50年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> </ul>
㉑ 高森児童館	転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用実態を踏まえ、集会所(普通財産)に転用します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から50年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> </ul>
㉒ 下谷児童館	転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用実態を踏まえ、集会所(普通財産)に転用します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から50年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> </ul>
㉓ 高森台児童館	移転 ・ 転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童館の機能については、他の施設への移転を検討するとともに、移転後は集会所(普通財産)に転用し、無償貸与とします。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から49年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> <li>土地は都市公園として活用します。</li> </ul>
㉔ つきみの児童館	移転 ・ 転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童館の機能については、他の施設への移転を検討するとともに、移転後は集会所(普通財産)に転用し、無償貸与とします。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から48年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> <li>土地は都市公園として活用します。</li> </ul>
㉕ 七五三引児童館	移転 ・ 転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童館の機能については、他の施設への移転を検討するとともに、移転後は集会所(普通財産)に転用し、無償貸与とします。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から46年が経過し、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> </ul>

施設名	方向性		見直しの方向性
	機能	建物	
②⑥ 藤野児童館	移転 ・ 転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童館の機能については、他の施設への移転を検討するとともに、移転後は集会所(普通財産)に転用し、無償貸与とします。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から44年が経過し、老朽化が進み、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> </ul>
②⑦ 子易児童館	転用	廃止 ・ 譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用実態を踏まえ、集会所(普通財産)に転用します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、建築から41年が経過し、老朽化が進み、安全性が危惧されることから、廃止します。</li> <li>地元自治会が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償で譲渡します。</li> </ul>
②⑧ 板戸児童館	移転 ・ 転用	維持 (修繕)	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童館の機能については、他の施設への移転を検討するとともに、移転後は集会所(普通財産)に転用し、無償貸与とします。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から29年が経過しています。</li> <li>建物の2階は児童コミュニティクラブとして使用しており、必要な修繕を行い維持します。</li> </ul>

## エ. 子育て支援センター・つどいの広場

施設名	方向性		見直しの方向性
	機能	施設	
基本的な方向性	継続 ・ 検討	—	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため、今後も継続するものの、今後予定される「こども家庭センター」の機能が必要となるなどの状況の変化を踏まえ、子育て支援センター機能のあり方について検討します。</li> <li>つどいの広場については、保育所や巡回方式により類似の事業が実施されている状況に鑑み、今後のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行のとおりとします。</li> </ul>
②⑨ 子育て支援センター	移転	移転	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所分室の一部を使用していますが、今後の需要が見込まれることや、改正児童福祉法の施行により「こども家庭センター」の設置が求められていることも踏まえて、子育て支援機能の充実を図るため、市役所本庁舎の狭あい化などの喫緊の課題を解消するために整備する予定の市役所分庁舎に機能移転します。</li> </ul>
③⑩ つどいの広場なるせ	移転 ・ 検討	検討	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在使用している施設は、老朽化が進んでいることから、当面、機能は継続するものの、他の公共施設への移転を含め、今後のあり方を検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行のとおり直営(一部委託)とします。</li> </ul>
③⑪ つどいの広場ひびた	継続 ・ 検討	—	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、比々多保育園の一部を使用し、継続しますが、今後のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行のとおり直営とします。</li> </ul>

施設名	方向性		見直しの方向性
	機能	施設	
⑫ つどいの 広場 いせはら	継続 ・ 検討	—	〔機能〕・〔建物〕 ・ 当面、民間保育施設の一部を使用し、継続しますが、今後のあり方について検討します。 〔管理運営〕 ・ 現行のとおり委託とします。

## 5) 対策内容と実施時期（10年間）

### ア. 保育所

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
	基本的な 方向性	公立保育所の あり方の検討		→			検討結果に基づく対応
①	大山保育園	機能統合の検討		→			検討結果に基づく対応
②	高部屋愛育 保育園	建替検討		→			
③	比々多保育園	・借地料の見直しの検討 ・管理運営のあり方の検討		→			検討結果に基づく対応

### イ. 児童コミュニティクラブ

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
	基本的な 方向性	小学校の適正規模・適正配置の検討結果に基づき施設配置のあり方検討					→
④	桜台第1児童 コミュニティ クラブ						
⑦	高部屋児童 コミュニティ クラブ						
⑩	大山児童 コミュニティ クラブ	民間委託の検討・段階的な実施					
⑪	大田児童 コミュニティ クラブ	→					
⑫	竹園児童 コミュニティ クラブ						
⑮	緑台児童 コミュニティ クラブ						

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
⑥	伊勢原第2 児童コミュニ ティクラブ						利用状況の推移を見ながら各第1児童コミュニティクラブとの統合を検討
⑭	比々多第2 児童コミュニ ティクラブ						

## ウ. 児童館

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
	基本的な 方向性						
	・児童館 利用施設		・機能移転・管理運営手法を含む 児童館のあり方検討				・検討結果に基づく対応
	・児童館 未利用施設		・地元自治会と転用・譲渡等の協議				・協議結果に基づく対応
			→				→
			←				←
			→				→
			→				→
			→				→
⑩	善波児童館		今後のあり方検討				検討結果に基づく対応
⑮	大原児童館						当面、必要な修繕を行い継続使用
⑳	板戸児童館						→
⑲	沼目児童館						→
㉑	高森台児童館						児童館の機能移転を 含むあり方の検討
㉒	つきみの児童館						検討結果に基づく対応
㉓	七五三引児童館						→
㉔	藤野児童館						廃止、譲渡の協議
㉕	三ノ宮児童館						協議結果に基づく対応
㉖	中央児童館						→
㉗	高森児童館						廃止、譲渡の協議
㉘	下谷児童館						協議結果に基づく対応
㉙	子易児童館						→

## エ. 子育て支援センター・つどいの広場

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
	基本的な 方向性						
			子育て支援センター機能のあり方検討				
			→				
			つどいの広場の 配置のあり方検討				検討結果に基づく対応
			→				→
㉚	子育て支援 センター						整備予定の市役所分庁舎への機能移転
			→				
㉛	つどいの広場 なるせ						他施設への移転の検討
							→
							検討結果に基づく対応
							→

## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

No.	施設名	建物の見直しの方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	大山保育園	検討	112,506	0	112,506	71,681	0	71,681	2,989
②	高部屋愛育保育園	建替	0	303,037	303,037	0	434,920	434,920	6,706
③	比々多保育園	維持 (長寿命化)	277,348	0	277,348	0	0	0	10,804
④	桜台第1児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	325
⑤	伊勢原第1児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	13,481
⑥	伊勢原第2児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	8,624
⑦	高部屋児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	308
⑧	成瀬児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	543
⑨	石田児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	304
⑩	大山児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	144
⑪	大田児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	272
⑫	竹園児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	311
⑬	比々多第1児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	13,831
⑭	比々多第2児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	9,849
⑮	緑台児童コミュニティクラブ	—	0	0	0	0	0	0	1,932
⑯	善波児童館	検討	35,796	0	35,796	0	0	0	174
⑰	三ノ宮児童館	廃止・譲渡	0	74,997	74,997	0	0	0	73
⑱	大原児童館	検討	56,705	0	56,705	0	0	0	316
⑲	沼目児童館	廃止・譲渡	0	80,219	80,219	0	0	0	142
⑳	中央児童館	廃止・譲渡	34,625	26,454	61,079	0	0	0	174
㉑	高森児童館	廃止・譲渡	34,033	26,002	60,035	0	0	0	530
㉒	下谷児童館	廃止・譲渡	33,047	25,249	58,296	2,992	0	2,992	74
㉓	高森台児童館	廃止・譲渡	33,215	0	33,215	0	0	0	350
㉔	つきみの児童館	廃止・譲渡	33,047	0	33,047	0	0	0	152
㉕	七五三引児童館	廃止・譲渡	33,047	0	33,047	0	0	0	162
㉖	藤野児童館	廃止・譲渡	33,455	0	33,455	0	0	0	182
㉗	子易児童館	廃止・譲渡	30,977	0	30,977	0	0	0	269
㉘	板戸児童館	維持 (修繕)	51,421	0	51,421	0	0	0	212
㉙	子育て支援センター	移転	0	0	0	0	0	0	4,568
㉚	つどいの広場なるせ	検討	0	0	0	0	0	0	173
㉛	つどいの広場ひびた	—	0	0	0	0	0	0	0
㉜	つどいの広場いせはら	—	0	0	0	0	0	0	0
合計			799,223	535,958	1,335,181	74,673	434,920	509,593	77,974

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲825,588

### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
3(1) 保健・福祉施設/ 保育・子育て支援施設	1,116,110	2,229,752	3,345,862	657,913	475,021	1,132,933	77,974

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲2,212,929



### 3 保健・福祉施設 - (2) 障がい福祉施設

#### 1) 施設の概要

- 障害者総合支援法に基づく相談支援事業、地域活動支援センター事業及び児童福祉法に基づく児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を実施する「すこやか園」と障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、移動支援事業を実施する「地域作業所ドリーム」の2施設を設置しています。
- 児童福祉法に基づく児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業及び相談支援事業を実施する「児童発達支援センター」を設置しています。

施設名		基本情報														
		地区	ハード							ソフト						
			棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 障害福祉センターすこやか園	新館	伊勢原南	H2/1990	32	RC造	312.4	○				指管	-	市：95,871 指：137,568	市：4,500 指：144,237	6,799	-
	旧館	伊勢原南	S57/1982	40	RC造	845.6	○				指管	-	市：4,951 指：64,982	市：0 指：65,534	7,143	-
② 障害福祉センター地域作業所ドリーム		伊勢原南	H7/1995	27	鉄骨造	352.1	○	浸水			指管	-	市：4,951 指：64,982	市：0 指：65,534	7,143	-
③ 児童発達支援センター		伊勢原北	S45/1970	52	RC造	825.2	○				直営	委	57,941	10,921	2,706	-

※利用者数は、令和2(2020)年度としています。

#### 2) 施設の現状と課題

- 管理運営は、3施設のうち2施設は指定管理者制度で、1施設は市直営で行っています。指定管理者が支出している管理運営費の総額は約202,550千円で、指定管理料として約209,770千円の収入があります。直営施設を含め、市が支出している人件費や指定管理料などの管理運営費は約158,760千円で、国・県補助金(約4,500千円)など年間約10,920千円の収入があります。

#### ア. 障害福祉センター

##### ① 障害福祉センターすこやか園

- 旧館と新館で構成し、このうち旧館は、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は845m<sup>2</sup>。昭和57(1982)年に新耐震基準で建設し、建築から40年が経過し、老朽化が進んでいます。新館は、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は312m<sup>2</sup>。平成2(1990)年に新耐震基準で建設し、建築から32年が経過しています。福祉避難所に指定されています。
- 管理運営は指定管理者制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約137,570千円で、指定管理料(約137,570千円)や自立支援給付費等により年間約144,240千円の収入があります。また、市は指定管理料のほか地域活動支援センター事業委託料として年間約95,870千円を支出し、国・県補助金として約4,500千円の収入があります。
- 施設は、活動室、作業室、静養室、浴室、相談室、プレイルーム等で構成され、障がい児者及び医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等をお預かりする日中一時支援事業、相談支援事業、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業を実施しています。
- 開所日・開所時間は、地域活動支援センターは平日の10時から16時まで、日中一時支援は年末年始、日曜日、土曜日、祝日等を除く原則12時から17時まで、相談支援は祝日を除く、9時から16時30分まで、児童発達支援は平日の10時から16時までです。
- 令和2(2020)年度の利用実績は、児童発達支援事業(登録82人)が14人/日、保育所等訪問支援事業(登録67人)が訪問支援先20園で訪問実績77件、地域活動支援センター事業(登録18人)が8人/日で延べ利用者数1,942人、相談支援事業(契約数265人)が19人/日、日中一時支援事業(登録22人)が3人/日となっており、年間延べ利用者数は約6,800人となっています。

## ② 障害福祉センター地域作業所ドリーム

- 鉄骨造、地上1階建て、延床面積は352㎡。平成7(1995)年に新耐震基準で建設し、建築から27年が経過しています。浸水想定区域に含まれています。福祉避難所に指定されています。
- 管理運営は指定管理制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約64,980千円で、指定管理料(約64,980千円)のほか授産製品の販売及び自立支援給付費等により年間約65,530千円の収入があります。また、市は指定管理料のほか業務委託料として年間約4,950千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、作業室・調理室等で構成され、知的にハンディキャップを持つ方への就労支援や訓練、生活支援、レクリエーションなどを行っています。
- 開所日・開所時間は、年末年始を除く平日の午前9時から17時までです。
- 令和2(2020)年度の利用実績は、就労継続支援B型事業(定員27人)が24人/日、就労移行支援事業(定員8人)が1人/日、就労定着支援事業が延べ83人、移動支援事業が117件で、このほか知的障がい者ガイドヘルパー養成研修事業などを実施しており、年間延べ利用者数は約7,100人となっています。

## イ. 児童発達支援センター

- 旧中央保育園の建物を転用し、令和元(2019)年10月1日に開所した施設で、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は825㎡。昭和45(1970)年に旧耐震基準で建設した建物で、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、建築から52年が経過し老朽化が顕著となっています。
- 管理運営は市直営(業務委託)で行っており、業務委託費を含む管理運営費は年間約57,940千円で、障害児通所給付費など約10,920千円の収入があります。
- 施設は、指導訓練室、遊戯室等で構成され、心身の発達において特別な配慮が必要な児童に対して、適切な療育・相談支援等により、日常生活の基本的な動作指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うほか、その家族に対しての支援などを行っています。
- 開所日・開所時間は、児童発達支援事業・保育所等訪問事業は平日の9時から17時まで(サービス提供時間は10時から14時まで)、障害児相談支援事業は平日と第1・3・5土曜日の9時から17時までです(いずれも年末年始を除く)。
- 令和2(2020)年度の利用実績は、児童発達支援事業が、在籍者数29人、延べ利用人数2,706人(11人/日)、障害児相談支援事業が、契約者数38人、相談件数192件、基幹相談支援事業が、相談者数27人、相談件数76件となっています。
- なお、子ども育成課が事務室等の一部を使用し、保育所の保育を補完する事業として、令和2(2020)年8月から、保育士等が育児不安を抱える家庭を訪問し、保育士等が子育てに関する相談・支援等を行っています(令和2(2020)年度実績;26世帯)。

## 【課題の整理】

- ◆ 施設はすべて耐震基準を満たしていますが、一部の施設は建築から50年を超え老朽化が顕著となっており、早急な対策が必要です。
- ◆ 各施設とも障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき地域活動支援センター事業や就労継続支援B型事業、児童発達支援事業等を実施していますが、施設の管理運営は指定管理者又は民間委託で実施しています。
- ◆ 障害者総合支援法に基づく諸事業のうち、地域活動支援センター事業については自治体の役割とされており、行政からの業務委託で実施することができる一方で、他の事業については県の事業認可を受けた民間団体において運営できる制度となっています。なお、当該施設の他、市内では令和4(2022)年12月現在、地域活動支援センター事業が2事業所、就労継続支援B型事業が14事業所、児童発達支援事業が12事業所など、多くの民間事業所により障害福祉サービス事業が実施されています。

- ◆ 行政の役割を明確にした上で、施設の譲渡を含めて今後のあり方についての検討が必要です。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### ア. 障害福祉センター

##### 〔機能〕・〔建物〕・〔管理運営〕

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく通所施設については、社会福祉法人など民間事業者が、県の事業認可を受け、自ら事業収入を確保して経営ができるなど、制度的に民間事業者において同様のサービス展開・代替が可能であることから、行政の役割を明確にした上で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律との関係を整理し、必要な機能の維持・充実や事業展開の専門性を考慮しつつ、サービス提供の継続に向けた民間事業者への譲渡について検討します。

#### イ. 児童発達支援センター

##### 〔機能〕

- 妊娠・出産・育児・子育てなど就学前後の子育て世代に対する途切れのない相談支援体制の整理が進められる中で、健診等により得られた様々な情報を一元化し、幼稚園・保育所をはじめとした関係機関と連携を図りながら、「心身の発達において特別な配慮が必要な児童」を含めた途切れのない発達支援の実施機関として重要な役割を果たしていることから、機能は継続します。

##### 〔建物〕

- 旧中央保育園を転用し、令和元(2019)年10月から10年間程度の利用期間を想定した施設であり、老朽化が顕著なことから、施設は廃止し、民間施設の活用も含め、今後のあり方について検討します。

##### 〔管理運営〕

- 民間事業者による経営が可能なることから、民営化について検討します。

### 4) 個別施設の見直しの方向性（10年間）

#### ア. 障害福祉センター

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	障害福祉センター すこやか園 (旧館・新館)	継続	譲渡	<p>〔機能〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援事業、地域活動支援センター事業、相談支援事業、日中一時支援事業などを実施し、障がい者の自立を支援するため、継続します。</li> </ul> <p>〔建物〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震基準を満たし、建築から、旧館は40年、新館は32年が経過しています。</li> <li>・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の事業スキームに基づき一定の収入を確保できるとともに、地域活動支援センター事業については、本市からの業務委託を受け実施が可能なることから、市の役割を明確にし、現在の指定管理者への譲渡について補助金等適正化法との関係を整理した上で、施設の修繕等のあり方を含め協議します。</li> </ul> <p>〔管理運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の見直しの方向性についての協議結果に基づき、対応します。</li> </ul>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
②	障害福祉センター 地域作業所 ドリーム	継続	譲渡	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労継続支援B型事業、就労移行支援事業、移動支援事業などを実施し、障がい者の自立を支援するため、継続します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から27年が経過しています。</li> <li>障害者総合支援法の事業スキームに基づき一定の収入を確保でき、自立した経営ができることから、市の役割を明確にし、現在の指定管理者への譲渡について補助金等適正化法との関係を整理した上で、施設の修繕等のあり方を含め協議します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の見直しの方向性についての協議結果に基づき、対応します。</li> </ul>

### イ. 児童発達支援センター

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
③	児童発達支援センター	継続	廃止	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「心身の発達において特別な配慮が必要な児童」を含めた途切れのない発達支援の実施機関として重要な役割を果たしていることから、今後も継続します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧中央保育園を転用した施設で、旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から52年が経過し、老朽化が顕著となっていることから廃止し、他の公共施設への移転や民間施設の活用も含め施設のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、民間委託で実施しているものの、児童福祉法の枠組みの中で事業者が一定の収入を確保して自立した経営が可能なことから、行政の役割を明確にした上で、民営化について検討します。</li> </ul>

### 5) 対策内容と実施時期（10年間）

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)	
①	障害福祉センター すこやか園	障害福祉センターのあり方 ・民間譲渡の検討					検討結果に基づく対応	
②	障害福祉センター 地域作業所 ドリーム	→					→	
③	児童発達支援センター	移転・民営化の検討					検討結果に基づく対応	
		→					→	

## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

No.	施設名		建物の見直しの方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦
				現状維持した場合			本計画を推進した場合			
				① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	障害福祉センターすこやか園	新館	譲渡	74,036	0	74,036	86,844	0	86,844	95,071
		旧館	譲渡	200,398	0	200,398	235,066	0	235,066	
②	障害福祉センター地域作業所ドリーム		譲渡	83,448	0	83,448	97,884	0	97,884	4,151
③	児童発達支援センター		廃止	0	410,940	410,940	0	59,413	59,413	57,141
合計				357,882	410,940	768,821	419,794	59,413	479,207	156,363

更新費用の試算比較(⑥-③)

▲289,614

### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
3(2) 保健・福祉施設/ 障がい福祉施設	553,450	1,162,945	1,716,394	419,794	59,413	479,207	156,363

更新費用の試算比較(⑥-③)

▲1,237,187

### 3 保健・福祉施設 - (3) 高齢者福祉施設

#### 1) 施設の概要

- 老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、老人福祉センター阿夫利荘及び坪ノ内老人憩の家を設置しています。

施設名	棟名	基本情報													
		地区	ハード						ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 老人福祉センター阿夫利荘		大山	S50/1975	47	RC造	1,022.5	○	土砂	一部国・民間	指管	-	市: 24,664 指: 22,688	市: 0 指: 22,688	11,933	50.5%
② 坪ノ内老人憩の家		比々多	S51/1976	46	木造	161.4	△		民間	指管	-	市: 480 指: 55	市: 0 指: 55	1,640	未把握

#### 2) 施設の現状と課題

##### ① 老人福祉センター阿夫利荘

- 施設は、鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階建て、延床面積は1,022 m<sup>2</sup>。昭和50(1975)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、建築から47年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著となっています。敷地の一部は、国の土地を借用しています。土砂災害警戒区域に含まれています。災害が発生した際の臨時避難所(大山地区)に指定されています。
- 開館日は年末年始と土曜日・日曜日・祝日を除く毎日で、開館時間は9時から16時までです。管理運営は指定管理者制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約22,690千円で、指定管理料として年間約22,690千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約24,660千円を支出し、老人福祉センター条例により、市内居住の60歳以上の者、老人福祉の増進を目的とする事業を行う者の使用料は無料となっていることから、収入はありません。
- 施設は、大広間、和室、機能回復室、娯楽室、図書室、集会室、食堂、浴室(男女)などで構成しています。なお、浴室のボイラー設備が経年劣化しており、更新等には多額の費用が見込まれる状況です。老人クラブの会合(314回)や高齢者の生きがいを目的とした趣味の教室(151回)、各種会議(100回)などで利用されているほか、入浴の機会(延べ利用団体数314団体)を提供しており、年間の利用者数は延べ約12,000人です。主な諸室の利用状況は、次のとおりです。

諸室名	稼働率 (令和元(2019)年度)	諸室名	稼働率 (令和元(2019)年度)
大広間	76.0%	機能回復室	32.0%
和室	11.0%	娯楽室	83.0%

##### ② 坪ノ内老人憩の家

- 施設は、木造、地上1階建て、延床面積は161 m<sup>2</sup>。昭和51(1976)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から46年が経過し、老朽化が顕著となっています。敷地は、民間からの借地となっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 開館日は年末年始と日曜・祝日を除く毎日で、開館時間は9時から22時までです。管理運営は指定管理者制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約60千円で、指定管理料として年間約60千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約480千円を支出し、収入はありません。
- 施設は、集会室、和室等で構成し、老人の教養の向上や、心身の健康増進を目的に設置しましたが、利用実態は、老人会(19回)や地元自治会(66回)、子ども会(11回)など地域に密着した団体が使用しているほか、運動・体操などの介護予防事業(5回)、太鼓連の太鼓練習(14回)や納涼祭の準備などで利用され、年間の利用者数は延べ約1,600人です。



## 【課題の整理】

### ① 老人福祉センター阿夫利荘

- ◆ 老人福祉センターにおける高齢者の生きがい活動の場としての機能は今後も必要ですが、高齢者の移動の負担に鑑みると、地域の身近な施設を活用して、高齢者の活動の場を提供していくことが望ましいこと、また、別途、検討を進める「新たな地域づくり」の仕組みづくりの中で、子どもや若い世代と一緒にあって、地域でのふれあい、交流ができる高齢者の居場所づくりが必要なこと、阿夫利荘の施設の老朽化の状況、特に、浴室のボイラー設備改修等には多額の財政負担を要すること等を考慮すると、老人福祉センターは将来的には施設を廃止した上で、高齢者福祉施策全体のあり方についての検討が必要です。

### ② 坪ノ内老人憩の家

- ◆ 老人憩の家は、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的として設置しましたが、利用実態は、高齢者の団体や地元自治会等による地域に密着した集会所としての利用が多いことや、旧耐震基準で建設し、老朽化が顕著で、隣接して公民館施設が設置されている状況などを踏まえ、今後の施設のあり方の検討が必要です。  
(「2 地域コミュニティ施設」における【課題の整理】を参照のこと。)

## 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

### 〔機能〕・〔建物〕・〔管理運営〕

- 高齢者の生きがい活動の場・機会の提供や、介護予防のための活動の機会の提供は今後も必要ですが、高齢者の移動の困難性を考慮し、できるだけ身近な地域の施設を活用して活動の場・機会を提供していくことが望まれます。
- 公民館や地域の集会所等の施設を活用し、地域が自主的に身近な施設を使用して地域の高齢者の生きがい活動の場や機会を提供するとともに、高齢者の居場所づくり、地域の高齢者の見守り、高齢者と子どもたちとの交流の場づくりに取り組むなど、高齢者福祉施策全体のあり方について検討します。
- 老人福祉センター阿夫利荘については、高齢者福祉施策全体のあり方の検討結果をもとに、他施設への機能移転・分散を前提とした上で、廃止を含め、見直します。
- 坪ノ内老人憩の家については、老人の教養の向上や、心身の健康増進を目的として設置したものの、利用実態は、地域の自主的な活動の場となっていることから、「地域コミュニティの場」として、集会施設に転用します。  
旧耐震基準で建設した建物で老朽化が進んでいることから、原則として廃止(除却)します。  
なお、地域が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について地元自治会と協議します。  
譲渡に当たっての基準は、別途、作成します。

#### 4) 個別施設の見直しの方向性 (10年間)

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	老人福祉センター 阿夫利荘	検討	検討	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の生きがい活動の場・機会の提供や、介護予防のための活動の機会の提供は今後も必要ですが、高齢者の移動の困難性を考慮し、できるだけ身近な地域の施設を活用して活動の場・機会を提供していくことが望まれることから、高齢者福祉施策全体の見直しの中で、地域でのふれあい、交流ができる高齢者の居場所づくりについて検討します。</li> </ul> <p>[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から47年が経過し、老朽化が顕著となっています。特に入浴施設のボイラー等の更新による多額の財政支出が見込まれることから、機能についての検討結果に基づき、施設のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、指定管理者制度により運営しますが、機能及び建物についての検討の中で、管理運営のあり方についても検討します。</li> </ul>
②	坪ノ内老人憩の家	転用	廃止・譲渡	<p>[機能] [施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に密着した団体が使用している利用実態に鑑み、地域の集会所(普通財産)に転用します。</li> <li>建物は、旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から46年が経過し、老朽化が顕著となっていることから、廃止し、地域の集会所としての機能は、隣接する比々多公民館への移転を検討します。</li> <li>なお、地元自治会が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について協議します。</li> </ul>

#### 5) 対策内容と実施時期 (10年間)

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
		基本的な方向性	高齢者福祉施策のあり方の検討				
①	老人福祉センター 阿夫利荘	高齢者福祉施策のあり方の検討を踏まえた機能移転等の検討					検討結果に基づく対応
②	坪ノ内老人憩の家	地元自治会と廃止・譲渡の協議					協議結果に基づく対応

## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	老人福祉センター阿夫利荘	検討	242,342	0	242,342	209,825	0	209,825	23,864
②	坪ノ内老人憩の家	廃止・譲渡	38,254	0	38,254	0	0	0	80
	合計		280,596	0	280,596	209,825	0	209,825	23,944

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲70,771

### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの 40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
3(3) 保健・福祉施設/ 高齢者福祉施設	280,596	589,607	870,203	209,825	73,623	283,448	23,944

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲586,755

### 3 保健・福祉施設 - (4) その他施設 (福祉館・伊勢原シティプラザ)

#### 1) 施設の概要

- 市民の福祉の増進と福祉活動の育成・発展を図るため、福祉館4施設を設置しています。
- 地域文化の振興並びに市民の健康保持及び福祉の増進を図るため、伊勢原シティプラザを設置しています。

#### ア. 福祉館

施設名	棟名	基本情報													
		地区	ハード							ソフト					
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 片町福祉館		伊勢原北	S48/1973	49	木造	177.6	△		民間	指管	-	市: 1,001 指: 67	市: 0 指: 33	1,556	10.8%
② 岡崎福祉館		伊勢原南	S54/1979	43	木造	144.5	○			指管	-	市: 1,241 指: 136	市: 0 指: 68	7,495	33.3%
③ 石倉福祉館		高部屋	S59/1984	38	木造	161.5	○		一部民間	指管	-	市: 1,518 指: 62	市: 0 指: 31	722	9.9%
④ 池端福祉館		伊勢原南	S60/1985	37	木造	168.4	○			指管	-	市: 871 指: 93	市: 0 指: 46	1,627	13.4%

#### イ. 伊勢原シティプラザ

施設名	棟名	基本情報													
		地区	ハード							ソフト					
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
⑤ 伊勢原シティプラザ		伊勢原北	H8/1996	26	SRC造	3,581.8	○			指管	-	市: 39,212 指: 37,512	市: 15,218 指: 37,512	32,854	34.4%

※⑤; 伊勢原シティプラザは伊勢原市商工会との複合施設であり、延床面積は商工会との共有部を除く市の専有面積を示しています。

#### 2) 施設の現状と課題

#### ア. 福祉館

- 市民の福祉の増進と福祉活動の育成発展を図るために設置したものの、地元自治会や地域に密着した活動などにより使用されています。新耐震基準で建設した施設が3施設、旧耐震基準で建設し、耐震性が不明となっている施設が1施設あります。建築から37年～49年が経過し、総じて老朽化が進んでいます。
- 福祉館の開館日・開館時間は、年末年始・日曜日・祝日を除く、8時から22時までで、管理運営は指定管理者制度で行い、市は指定管理料など約4,630千円を支出し、収入はありません。

#### ① 片町福祉館

- 木造、地上2階建て、延床面積は177 m<sup>2</sup>。昭和48(1973)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から49年が経過し、老朽化が顕著となっています。敷地は、民間からの借地となっています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約70千円で、指定管理料として年間約30千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約1,000千円を支出しています。
- 施設は、集会室、相談室・子供クラブ室・母親クラブ室等で構成し、ミニサロン(2か月に1回程度)、母親クラブ(不定期)、子ども育成会・子ども会打合せ等(不定期)、商店会打合せ等(不定期)、防災会打合せ等(不定期)などで月2回程度利用しているほか、地元の2自治会が打合せ等で月1回程度使用しており、年間の利用者数は延べ約1,600人です。利用状況は以下のとおりです。

施設名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
片町福祉館(全館)	9.7	10.4	12.1	10.8	1,556

## ② 岡崎福祉館

- 木造、地上1階建て、延床面積は144㎡。昭和54(1979)年に旧耐震基準で建設し、平成21(2009)年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしていますが、建築から43年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約140千円で、指定管理料として年間約70千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約1,240千円を支出しています。
- 施設は、集会室、相談室・子供クラブ室・母親クラブ室等で構成し、同好会活動(月10回程度)、ミニサロン・ダイヤビック(月5回程度)、老人会打合せ等(月1回程度)、子ども会打合せ等(不定期)などで月16回程度利用しているほか、地元自治会が打合せ等(月2・3回)で使用しており、年間の利用者数は延べ約7,500人です。利用状況は以下のとおりです。

施設名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
岡崎福祉館(全館)	27.3	56.4	16.2	33.3	7,495

## ③ 石倉福祉館

- 木造、地上1階建て、延床面積は161㎡。昭和59(1984)年に新耐震基準で建設し、建築から38年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。敷地の一部は、民間からの借地となっています。災害が発生した際の臨時避難所(高部屋地区)及び地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約60千円で、指定管理料として年間約30千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約1,520千円を支出しており、収入はありません。
- 施設は、集会室、相談室・子供クラブ室・母親クラブ室等で構成し、土地区画整理組合の会議(不定期、利用者数10人程度)、共同墓地管理組合の会議(不定期、利用者数5人程度/回)、地区農業委員会(不定期、利用者数3人程度/回)などで利用しているほか、地元自治会が打合せ等(月1~3回程度、利用者数5~15人程度)で使用しており、年間の利用者数は延べ約700人です。

施設名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
石倉福祉館(集会室)	2.3	20.9	6.4	9.9	722

## ④ 池端福祉館

- 木造、地上1階建て、延床面積は168㎡。昭和60(1985)年に新耐震基準で建設し、建築から37年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。災害が発生した際の臨時避難所(伊勢原南地区)及び地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は地元自治会が指定管理者として行っており、指定管理者が支出する管理運営費は年間約90千円で、指定管理料として年間約50千円の収入があります。本市は、指定管理料など年間約870千円を支出しています。
- 施設は、集会室、相談室・子供クラブ室・母親クラブ室等で構成し、同好会活動(月1回程度)、子ども会打合せ等(不定期)、老人会打合せ等(不定期)、本市主催の生き生き健康教室(不定期)などで月5回程度利用しているほか、地元自治会が打合せ等(月3回程度)で使用しており、年間の利用者数は延べ約1,600人です。利用状況は以下のとおりです。

施設名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
池端福祉館(集会室)	15.8	16.5	7.7	13.4	1,627

## イ. 伊勢原シティプラザ

### ⑤ 伊勢原シティプラザ

- 伊勢原市商工会と本市との複合施設で、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階・地下1階建て、延床面積は6,019㎡(うち本市専有部分の延床面積は3,581㎡)、平成8(1996)年に新耐震基準で建設し、建築から26年が経過しています。
- 伊勢原シティプラザふれあいホールの開館日・開館時間は、原則として、年末年始を除く毎日、9時から22時までです。管理運営は指定管理者制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約37,510千円で、指定管理料として年間約37,510千円の収入があります。市は、指定管理料など年間約39,210千円を支出し、使用料、市有財産貸付収入、光熱水費(伊勢原シティプラザ団体使用分)などとして年間約15,220千円の収入があります。
- 伊勢原シティプラザの本市専有部分には、伊勢原市医療センター(休日夜間急患診療所、休日歯科診療所、休日夜間薬局)、伊勢原市社会福祉協議会、伊勢原市シルバー人材センターなどの機関が入居しているほか、ふれあいホールを設置しています。なお、伊勢原市商工会専有部分は、市商工会館として、商工会の他、貸事務所、貸会議室があります。
- 伊勢原シティプラザは伊勢原駅北口地域の主要な交流拠点の一つであり、ふれあいホールは、各種会議、研修会、講演会、レセプションなど多目的に利用できる施設として貸し出し、月平均約30回、1,000～2,000人程度の利用があります。10月に開催される伊勢原観光道灌まつり・商工まつりの際には、イベントスペースとして使用しています。

施設名	稼働率 (令和元(2019)年度)
伊勢原シティプラザ ふれあいホール	34.4%

### 【課題の整理】

#### ア. 福祉館

- ◆ 福祉館は、市民の福祉増進と福祉活動の育成・発展を目的として設置しましたが、利用実態は、地元自治会等による地域に密着した集会所としての利用が多いことなどを踏まえて、今後の施設のあり方の検討が必要です。

(「2 地域コミュニティ施設」における【課題の整理】を参照のこと。)

#### イ. 伊勢原シティプラザ

- ◆ 伊勢原シティプラザは、商工会や医師会・社会福祉関係団体等と連携して、地域の産業振興や市民への健康・福祉サービスの拠点機能を担っていることから、今後も継続していく必要があります。
- ◆ 施設は、これから築30年を迎える施設であり、将来を見据えて、予防保全を含む計画的な改修が必要です。
- ◆ 管理運営は指定管理者制度を導入していますが、入居団体が占用している状況などから、管理運営手法についての検証が必要です。

## 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### ア. 福祉館

##### 〔機能〕・〔建物〕・〔管理運営〕

- 市民の福祉の増進と福祉活動の育成発展を図るために設置したものの、利用実態は地域の自主的な活動の場となっていることから、「地域コミュニティの場」として、集会施設に転用します。



- 耐震基準を満たし、今後も使用が可能な施設については、転用後に地域の活動に使用しやすいように、施設の改修のあり方を含め、無償譲渡について地元自治会と協議します。
- 地域に譲受けの意向がない場合は、廃止します。
- 旧耐震基準で建設した建物で老朽化が進んでいる施設については、原則として廃止(除却)します。なお、地域が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について地元自治会と協議します。
- 譲渡に当たっての基準は、別途、作成します。

## イ. 伊勢原シティプラザ

### 〔機能〕

- 伊勢原市商工会と本市との複合施設で、地域の産業・福祉・医療など伊勢原駅北口地域の主要な交流拠点の一つとして機能していることから、継続します。

### 〔建物〕

- 今後も伊勢原駅北口地域の主要な交流拠点として継続使用することから、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

### 〔管理運営〕

- 本市が所有するスペースの管理運営については、指定管理者制度を導入しています。
- 当面、現行のとおりとしますが、入居団体が占有している状況などから、改めて、管理運営手法の見直しを行います。

## 4) 個別施設の見直しの方向性 (10 年間)

### ア. 福祉館

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	転用	—	〔機能〕 ・ 子ども会の行事、地元商店会の会議、地元自治会の会議など地域に密着した活動に使われていることから、集会所(普通財産)に転用します。
①	片町福祉館	—	廃止 ・ 譲渡	〔建物〕 ・ 旧耐震基準で建設し、建築から 49 年が経過し、老朽化が顕著となっていることから、廃止します。 ・ なお、地元自治会が施設の状態を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について協議します。
②	岡崎福祉館	—	譲渡	〔建物〕 ・ 旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から 43 年が経過し、老朽化が進んでいますが、施設の現状に鑑み、地元団体の活動に使用しやすいように、施設の改修のあり方を含め、無償譲渡について協議します。
③	石倉福祉館	—	譲渡	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から 38 年が経過し、老朽化が進んでいますが、施設の現状に鑑み、地元団体の活動に使用しやすいように、施設の改修のあり方等を含め、無償譲渡について協議します。
④	池端福祉館	—	譲渡	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から 37 年が経過し、老朽化が進んでいますが、施設の現状に鑑み、地元団体の活動に使用しやすいように、施設の改修のあり方等を含め、無償譲渡について協議します。

## イ. その他施設

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
⑤	伊勢原 シティプラザ	継続	維持 (長寿命化)	[機能] ・伊勢原駅北口地域の主要な交流拠点の一つとして機能していることから、継続します。 [建物] ・耐震基準を満たし、建築から26年が経過しています。今後も伊勢原駅北口地域の主要な交流拠点として継続使用することから、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。 [管理運営] ・指定管理者制度を導入していますが、改めて、管理運営手法について検証します。

## 5) 対策内容と実施時期（10年間）

No.	施設	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
①	片町福祉館	地元自治会と 廃止・譲渡の協議 →					協議結果に基づく対応 →
②	岡崎福祉館						
③	石倉福祉館						
④	池端福祉館						
⑤	伊勢原 シティプラザ	管理運営手法の検証 →					検証結果に基づく対応 →

## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	片町福祉館	廃止・譲渡	42,086	0	42,086	0	0	0	201
②	岡崎福祉館	譲渡	34,247	0	34,247	0	0	0	151
③	石倉福祉館	譲渡	38,271	0	38,271	0	0	0	718
④	池端福祉館	譲渡	39,913	0	39,913	0	0	0	71
⑤	伊勢原シティプラザ	維持 (長寿命化)	848,889	0	848,889	455,354	0	455,354	38,412
合計			1,003,406	0	1,003,406	455,354	0	455,354	39,553

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲548,052

### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの 40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
3(4) 保健・福祉施設/その他施設	1,003,406	2,108,422	3,111,828	1,834,351	0	1,834,351	39,553

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲1,277,478

#### 4 学校教育施設 - (1) 義務教育施設

##### 1) 施設の概要

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条及び第49条の規定に基づき、小学校10校、中学校4校の計14校を設置しています。

施設名	棟名	地区	基本情報													
			ハード							ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	児童数(人)	稼働率	
① 伊勢原小学校	1期校舎	伊勢原北	S37/1962	60	RC造	6,851.4	○				直営	正2再1任1県36	195,097	14,242	児童数579人 24学級	-
② 大山小学校	校舎	大山	S49/1974	48	RC造	2,708.4	○	土砂			直営	正2県13	116,643	4,483	児童数58人 7学級	-
③ 高部屋小学校	1期校舎	高部屋	S44/1969	53	RC造	6,298.4	○	土砂			直営	正2再1県31	221,615	12,399	児童数403人 19学級	-
④ 比々多小学校	1期校舎	比々多	S46/1971	51	RC造	6,792.1	○	浸水			直営	正2再2県39	280,094	29,570	児童数592人 24学級	-
⑤ 成瀬小学校	1期校舎	成瀬	S46/1971	51	RC造	7,634.5	○	浸水			直営	正3県36	310,098	32,152	児童数770人 28学級	-
⑥ 大田小学校	1期校舎	大田	S50/1975	47	RC造	6,461.0	○	浸水			直営	正2再1県31	188,080	15,255	児童数448人 20学級	-
⑦ 桜台小学校	1期校舎	伊勢原南	S44/1969	53	RC造	8,813.1	○				直営	正3再1県46	146,184	15,112	児童数603人 25学級	-
⑧ 緑台小学校	校舎	成瀬	S53/1978	44	RC造	5,136.0	○	土砂	一部国		直営	正2再1県27	177,956	11,664	児童数346人 17学級	-
⑨ 竹園小学校	校舎	伊勢原南	S53/1978	44	RC造	5,545.1	○				直営	正2再1県28	181,490	11,969	児童数422人 17学級	-
⑩ 石田小学校	普通教室北棟	成瀬	H11/1999	23	RC造	11,810.9	○				直営	正2再1県40	281,160	10,946	児童数496人 24学級	-

※延床面積は、各施設を構成する校舎、屋内運動場、給食室、プール付属屋の床面積の合計としています。

※職員数は、給食調理員の人数を示しています。 ※県費負担教職員に係る人件費は除いています。

施設名	棟名	地区	基本情報													
			ハード							ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	生徒数(人)	稼働率	
⑪ 山王中学校	1期校舎	比々多	S37/1962	60	RC造	8,369.9	○				直営	正1県38	183,019	17,235	生徒数549人 17学級	-
⑫ 成瀬中学校	1期校舎	成瀬	S42/1967	55	RC造	9,611.9	○	土特			直営	再1県43	194,153	19,461	生徒数671人 21学級	-
⑬ 伊勢原中学校	1期校舎	伊勢原南	S51/1976	46	RC造	10,306.1	○				直営	正1県54	215,617	22,955	生徒数787人 25学級	-
⑭ 中沢中学校	校舎	伊勢原北	S57/1982	40	RC造	8,027.9	○	浸水			直営	正1県30	159,942	13,188	生徒数349人 13学級	-

※延床面積は、各施設を構成する校舎、屋内運動場、プール付属屋の床面積の合計としています。

※職員数は、校務整備員の人数を示しています。 ※県費負担教職員に係る人件費は除いています。

[学校施設の  
保有状況]

建物種別	小学校		中学校		合計	
	棟数	延床面積(m <sup>2</sup> )	棟数	延床面積(m <sup>2</sup> )	棟数	延床面積(m <sup>2</sup> )
校舎	23	53,831	9	29,402	32	83,233
給食室	5	953	0	0	5	953
屋内運動場	10	9,861	4	5,622	14	15,483
プール付属屋	10	869	4	247	14	1,116
合計	48	65,514	17	35,271	65	100,785

※ 給食室は、校舎と別棟になっているもの。

## 2) 施設の現状と課題

- 小学校及び中学校は、原則、土日祝日、夏季・冬季・春季における休業日を除き、毎日、授業を実施しています。
- 学校の校舎及び屋内運動場(体育館)は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時は地域の避難場所として重要な役割を担うことから、耐震化を進め、耐震化率が100%になっていますが、石田小学校、桜台小学校2期校舎及び比々多小学校3期校舎を除く6割以上の校舎が建築から40年以上を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。
- なお、令和4(2022)年3月に、公共施設等総合管理計画を上位計画とする学校施設個別施設計画を策定しています。
- 校舎トイレの洋式化率は本市全体で約64%(教職員用を除く。令和4(2022)年度)となっており、段階的に改修を進めています。また、エアコンは、全小中学校の普通教室、特別教室等に設置していますが、屋内運動場には設置されていません。エレベーターは、石田小学校等の小学校4校に設定し、その他の学校は、必要に応じて階段昇降機などにより対応しています。屋内運動場のLED化は、全校で完了しています。
- 各小中学校には25mプールを設置し、概ね6月上旬から8月中旬までの間、使用しています。なお、夏季休業期間中、比々多小学校及び桜台小学校を除く8校の小学校プールを、水泳活動のために開放しています。一方で、学校プール施設は、築年数が40年以上のものが半数以上を占めるなど老朽化が進んでいることから、令和3(2021)年度から、小中学校ごとにモデル校を選定して、民間プール施設を活用した水泳授業を試行しています。
- 学校給食について、小学校10校は自校調理方式により実施し、伊勢原小学校、高部屋小学校、桜台小学校は、給食調理業務を民間委託しています。中学校は、家庭弁当との選択ができる選択制デリバリー給食として、民間事業者が調理したランチボックス給食を中学校に設置した配膳室で温める加熱方式を採用しています。
- 石田小学校及び中沢中学校の屋外運動場(グラウンド)には、夜間照明設備があります。
- 学校の管理運営は、市直営で行っており、学校の教職員と事務職員は県費負担教職員ですが、小学校では給食調理員として、中学校では校務整備員として、それぞれ市職員を配置し、人件費(市費)を含む管理運営費は年間約2,851,150千円となっています。エアコン設置工事及びトイレ改修工事に伴う国庫補助金として約230,630千円の収入があります。
- 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例に基づき、社会教育その他公共のために、学校の運営に支障のない範囲で、各学校の屋内運動場・屋外運動場の地域開放を行っているほか、石田小学校は、特別教室(家庭科室・音楽室・ランチルーム)についても地域開放を行っています。(屋内運動場・屋外運動場の学校開放については、「6(1) スポーツ・レクリエーション施設/スポーツ施設」を参照のこと。)
- 小学校の余裕教室等を活用して、児童コミュニティクラブを開設(10校)するとともに、放課後子ども教室(8校)を実施しています。
- 小・中学校14校は全て、大規模な災害が発生した場合の広域避難場所及び広域避難所に指定されています。

### ① 伊勢原小学校

- 校舎(1~3期)、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は6,851㎡(主な施設の構成は以下のとおり)。いずれも旧耐震基準で建設し、平成10(1998)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から40年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。特に、1期校舎及び2期校舎は、建築からそれぞれ60年及び56年が経過しており、老朽化が顕著となっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
1期校舎	昭和37(1962)年	60年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	1,289.3㎡
2期校舎	昭和41(1966)年	56年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	1,297.1㎡
3期校舎	昭和54(1979)年	43年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	3,367.2㎡
屋内運動場	昭和54(1979)年	43年	鉄骨造・地上2階建て	851.3㎡
プール付属屋	昭和46(1971)年	51年	鉄骨造	46.5㎡

- 普通教室24室(うち病院内1学級を除く特別支援教室5室)、特別教室6室(理科室・音楽室・図工室・家庭科室・コンピュータ室・図書室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約195,100千円を支出しています。
- 児童数は、平成12(2000)年度には822人でしたが、令和3(2021)年度には579人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和12(2030)年度には478人になると見込まれています。

伊勢原小学校	平成12(2000)年度	令和3(2021)年度	令和12(2030)年度	令和42(2060)年度
児童数の推移	822人	579人	478人	256人
普通教室の推移	32学級(2)	24学級(6)	16学級	11学級
特別教室の推移	5室	6室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

- 校舎の一部(教室2部屋)で、伊勢原第1児童コミュニティクラブを開設しています。また、体育館、図書館を使用して、放課後子ども教室(いせはら教室)を実施しています。

② 大山小学校

- 校舎、屋内運動場、給食室、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は2,708㎡(主な施設の構成は以下のとおり)。校舎は、旧耐震基準で建設し、平成14(2002)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から48年が経過しており、老朽化が顕著となっています。また、屋内運動場及び給食室は、いずれも新耐震基準で建設しているものの、建築から35年が経過しており、老朽化が進んでいます。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。敷地は、土砂災害警戒区域に含まれています。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
校舎	昭和49(1974)年	48年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	1,674.3㎡
屋内運動場	昭和62(1987)年	35年	鉄骨造・地上2階建て	897.7㎡
給食室	昭和62(1987)年	35年	鉄筋コンクリート造	76.5㎡
プール付属屋	昭和56(1981)年	41年	鉄筋コンクリート造	59.9㎡

- 普通教室7室(うち特別支援教室1室)、特別教室4室(理科室・音楽室・家庭科室・図書室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約116,640千円を支出しています。
- 児童数は、平成12(2000)年度には72人でしたが、令和3(2021)年度には58人に減少し、一部の学年で単学級となっています。また、令和12(2030)年度には24人になると見込まれています。ただし、大山小学校は小規模特認校として平成12(2000)年度、令和3(2021)年度の児童数には、学区外通学者が含まれています。

大山小学校	平成12(2000)年度	令和3(2021)年度	令和12(2030)年度	令和42(2060)年度
児童数の推移	72人	58人	24人	9人
普通教室の推移	6学級	7学級(1)	6学級	6学級
特別教室の推移	4室	4室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

\*令和12(2030)年度以降は、学区外入学者を含んでいない。

- 大山小学校は、特色のある教育活動を行っている小規模校で、一定の就学条件のもと、市内全域からの児童の入学を認める小規模特認校制度を取り入れています。
- 校舎の一部(体育館2部屋)で、大山児童コミュニティクラブを実施しています。また、図書室、音楽室、体育館を使用して、放課後子ども教室(おおやま教室)を実施しています。



### ③ 高部屋小学校

- 校舎(1・2期)、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は6,298㎡(主な施設の構成は以下のとおり)。校舎は、いずれも旧耐震基準で建設し、平成12(2000)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、校舎及び屋内運動場ともに、建築から40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。特に、1期校舎は、建築から53年が経過しており、老朽化が顕著となっています。敷地は、土砂災害警戒区域に含まれています。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
1期校舎	昭和44(1969)年	53年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	1,772.8㎡
2期校舎	昭和53(1978)年	44年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	3,456.6㎡
屋内運動場	昭和56(1981)年	41年	鉄骨造・地上2階建て	1,021.1㎡
プール付属屋	昭和48(1973)年	49年	鉄骨造	47.9㎡

- 普通教室19室(うち特別支援教室6室)、特別教室6室(理科室・音楽室・図工室・家庭科室・コンピュータ室・図書室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約221,620千円を支出しています。
- 児童数は、平成12(2000)年度には521人でしたが、令和3(2021)年度には403人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和12(2030)年度には348人になると見込まれています。

高部屋小学校	平成12(2000)年度	令和3(2021)年度	令和12(2030)年度	令和42(2060)年度
児童数の推移	521人	403人	348人	337人
普通教室の推移	21学級(1)	19学級(6)	12学級	12学級
特別教室の推移	9室	6室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

- 校舎の一部(教室2部屋)で、高部屋児童コミュニティクラブを実施しています。また、体育館、教室1部屋を使用して、放課後子ども教室(たかべや教室)を実施しています。

### ④ 比々多小学校

- 校舎(1~3期)、屋内運動場、給食室、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は6,792㎡(主な施設の構成は以下のとおり)。1期校舎は、旧耐震基準により建設し、平成11(1999)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から51年が経過しており、老朽化が顕著となっています。また、2期校舎及び屋内運動場は、建築から41年が経過しており、老朽化が進んでいます。敷地は、浸水想定区域に含まれています。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
1期校舎	昭和46(1971)年	51年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	1,799.6㎡
2期校舎	昭和56(1981)年	41年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	2,756.7㎡
3期校舎	平成16(2004)年	18年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	926.9㎡
屋内運動場	昭和56(1981)年	41年	鉄骨造・地上2階建て	1,005.1㎡
給食室	平成17(2005)年	17年	鉄筋コンクリート造	255.0㎡
プール付属屋	昭和49(1974)年	48年	鉄筋コンクリート造	48.8㎡

- 普通教室24室(うち特別支援教室6室)、特別教室6室(理科室・音楽室・図工室・家庭科室・コンピュータ室・図書室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約280,090千円を支出しています。
- 児童数は、平成12(2000)年度には761人でしたが、令和3(2021)年度には592人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和12(2030)年度には432人になると見込まれています。

比々多小学校	平成12(2000)年度	令和3(2021)年度	令和12(2030)年度	令和42(2060)年度
児童数の推移	761人	592人	432人	233人
普通教室の推移	27学級(2)	24学級(6)	14学級	6学級
特別教室の推移	4室	6室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

- 校舎の一部(教室2部屋)で、比々多第一児童コミュニティクラブを実施しています。また、図書室、体育館を使用して、放課後子ども教室(ひびた教室)を実施しています。



## ⑤ 成瀬小学校

- 校舎(1～3期)、屋内運動場、給食室、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は7,634㎡(主な施設の構成は以下のとおり)。校舎及び屋内運動場は、いずれも旧耐震基準により建設し、平成12(2000)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、築42年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。特に、1期校舎及び2期校舎は、建築からそれぞれ51年及び48年が経過しており、老朽化が顕著となっています。敷地は、浸水想定区域に含まれています。

### 《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
1期校舎	昭和46(1971)年	51年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	2,169.1㎡
2期校舎	昭和49(1974)年	48年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	2,514.6㎡
3期校舎	昭和55(1980)年	42年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	1,465.3㎡
屋内運動場	昭和55(1980)年	42年	鉄筋コンクリート造/鉄骨造・地上2階建て	991.8㎡
給食室	平成元(1989)年	33年	鉄筋コンクリート造	246.1㎡
プール付属屋	平成20(2008)年	14年	鉄筋コンクリート造	247.6㎡

- 普通教室28室(うち特別支援教室6室)、特別教室6室(理科室・音楽室・図工室・家庭科室・コンピュータ室・図書室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約310,100千円を支出しています。
- 児童数は、平成12(2000)年度には504人でしたが、令和3(2021)年度には770人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和12(2030)年度には523人になると見込まれています。

成瀬小学校	平成12(2000)年度	令和3(2021)年度	令和12(2030)年度	令和42(2060)年度
児童数の推移	504人	770人	523人	284人
普通教室の推移	22学級(1)	28学級(6)	17学級	12学級
特別教室の推移	6室	6室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

- 校舎の一部(教室2部屋)で、成瀬児童コミュニティクラブを実施しています。また、体育館、プレイルームを使用して、放課後子ども教室(なるせ教室)を実施しています。

## ⑥ 大田小学校

- 校舎(1・2期)、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は6,461㎡(主な施設の構成は以下のとおり)。校舎及び屋内運動場は、いずれも旧耐震基準により建設し、1期校舎は平成16(2004)年に、2期校舎は平成17(2005)年に、屋内運動場は平成21(2009)年に、それぞれ耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、築41年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。特に、1期校舎は、建築から47年が経過しており、老朽化が顕著となっています。敷地は、浸水想定区域に含まれています。

### 《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
1期校舎	昭和50(1975)年	47年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	2,457.5㎡
2期校舎	昭和56(1981)年	41年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	2,944.1㎡
屋内運動場	昭和56(1981)年	41年	鉄筋コンクリート造/鉄骨造 ・地上2階建て	1,011.5㎡
プール付属屋	昭和47(1972)年	50年	鉄骨造	47.9㎡

- 普通教室20室(うち特別支援教室6室)、特別教室6室(理科室・音楽室・図工室・家庭科室・コンピュータ室・図書室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約188,080千円を支出しています。
- 児童数は、平成12(2000)年度には602人でしたが、令和3(2021)年度には448人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和12(2030)年度には335人になると見込まれています。

大田小学校	平成 12(2000)年度	令和 3(2021)年度	令和 12(2030)年度	令和 42(2060)年度
児童数の推移	602 人	448 人	335 人	172 人
普通教室の推移	24 学級(2)	20 学級(6)	12 学級	6 学級
特別教室の推移	6 室	6 室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

- 校舎の一部(教室 2 部屋)で、大田児童コミュニティクラブを実施しています。

### ⑦ 桜台小学校

- 校舎(1・2 期)、屋内運動場、給食室、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は 8,813 m<sup>2</sup>(主な施設の構成は以下のとおり)。1 期校舎及び給食室は、いずれも旧耐震基準により建設し、平成 14(2002)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から 53 年が経過しており、老朽化が顕著となっています。また、プール施設は、地盤沈下によりプール本体の傾きが発生し、使用に支障が生じている状況です。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
1 期校舎	昭和 44(1969)年	53 年	鉄筋コンクリート造・地上 4 階建て	3,544.9 m <sup>2</sup>
2 期校舎	平成 22(2010)年	12 年	鉄筋コンクリート造・地上 4 階建て	3,665.1 m <sup>2</sup>
屋内運動場	平成 14(2002)年	20 年	鉄筋コンクリート造/鉄骨造・地上 2 階建て	1,430.3 m <sup>2</sup>
給食室	昭和 44(1969)年	53 年	鉄筋コンクリート造・地上 1 階建て	120.0 m <sup>2</sup>
プール付属屋	昭和 50(1975)年	47 年	鉄骨造	52.8 m <sup>2</sup>

- 普通教室 25 室(うち特別支援教室 7 室)、特別教室 5 室(理科室・音楽室・図工室・家庭科室・コンピュータ室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約 146,180 千円を支出しています。
- 児童数は、平成 12(2000)年度には 739 人でしたが、令和 3(2021)年度には 603 人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和 12(2030)年度には 582 人になると見込まれています。

桜台小学校	平成 12(2000)年度	令和 3(2021)年度	令和 12(2030)年度	令和 42(2060)年度
児童数の推移	739 人	603 人	582 人	371 人
普通教室の推移	28 学級(2)	25 学級(7)	19 学級	12 学級
特別教室の推移	9 室	5 室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

- 校舎の一部(教室 2 部屋)で、桜台第一児童コミュニティクラブを実施しています。また、プレイルーム、体育館を使用して、放課後子ども教室(さくらだい教室)を実施しています。

### ⑧ 緑台小学校

- 校舎、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は 5,136 m<sup>2</sup>(主な施設の構成は以下のとおり)。校舎及び屋内運動場は、いずれも旧耐震基準により建設し、平成 19(2007)年から平成 20(2008)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から 44 年が経過しており、老朽化が進んでいます。敷地は、土砂災害警戒区域に含まれています。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
校舎	昭和 53(1978)年	44 年	鉄筋コンクリート造・地上 4 階建て	4,176.5 m <sup>2</sup>
屋内運動場	昭和 53(1978)年	44 年	鉄骨造・地上 2 階建て	906.0 m <sup>2</sup>
プール付属屋	昭和 54(1979)年	43 年	鉄筋コンクリート造	53.5 m <sup>2</sup>

- 普通教室 17 室(うち特別支援教室 5 室)、特別教室 6 室(理科室・音楽室・図工室・家庭科室・コンピュータ室・図書室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約 177,960 千円を支出しています。
- 児童数は、平成 12(2000)年度には 320 人でしたが、令和 3(2021)年度には 346 人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和 12(2030)年度には 230 人になると見込まれています。

緑台小学校	平成 12(2000)年度	令和 3(2021)年度	令和 12(2030)年度	令和 42(2060)年度
児童数の推移	320 人	346 人	230 人	130 人
普通教室の推移	16 学級(1)	17 学級(5)	7 学級	6 学級
特別教室の推移	5 室	6 室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

- 校舎の一部(教室 2 部屋)で、緑台児童コミュニティクラブを実施しています。

### ⑨ 竹園小学校

- 校舎、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は 5,545 m<sup>2</sup>(主な施設の構成は以下のとおり)。校舎及び屋内運動場は、いずれも旧耐震基準により建設し、平成 19(2007)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から 44 年が経過しており、老朽化が進んでいます。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
校舎	昭和 53(1978)年	44 年	鉄筋コンクリート造・地上 2 階建て	4,698.7 m <sup>2</sup>
屋内運動場	昭和 53(1978)年	44 年	鉄骨造・地上 2 階建て	789.3 m <sup>2</sup>
プール付属屋	昭和 54(1979)年	43 年	鉄筋コンクリート造	57.1 m <sup>2</sup>

- 普通教室 17 室(うち特別支援教室 3 室)、特別教室 6 室(理科室・音楽室・図工室・家庭科室・コンピュータ室・図書室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約 181,490 千円を支出しています。
- 児童数は、平成 12(2000)年度には 526 人でしたが、令和 3(2021)年度には 422 人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和 12(2030)年度には 442 人になると見込まれています。

竹園小学校	平成 12(2000)年度	令和 3(2021)年度	令和 12(2030)年度	令和 42(2060)年度
児童数の推移	526 人	422 人	442 人	343 人
普通教室の推移	22 学級(1)	17 学級(3)	15 学級	12 学級
特別教室の推移	5 室	6 室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

- 校舎の一部(教室 2 部屋)で、竹園児童コミュニティクラブを実施しています。また、多目的ルーム、図書室、体育館を使用して、放課後子ども教室(いせはら教室)を実施しています。

### ⑩ 石田小学校

- 校舎(普通教室北・南棟、特別教室棟)、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は 11,810 m<sup>2</sup>(主な施設の構成は以下のとおり)校舎及び屋内運動場は、いずれも新耐震基準により建設し、建築から 23 年が経過しています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
普通教室北棟	平成 11(1999)年	23 年	鉄筋コンクリート造・地上 3 階建て	2,326.6 m <sup>2</sup>
普通教室南棟			鉄筋コンクリート造・地上 3 階建て	2,363.7 m <sup>2</sup>
特別教室棟			鉄筋コンクリート造・地上 3 階建て	4,725.8 m <sup>2</sup>
屋内運動場			鉄筋コンクリート造・地上 2 階建て	1,398.8 m <sup>2</sup>
プール付属屋			鉄筋コンクリート造	996.0 m <sup>2</sup>

- 普通教室 24 室(うち特別支援教室 7 室)、特別教室 7 室(理科室・音楽室・図工室・家庭科室・視聴覚室・コンピュータ室・図書室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約 281,160 千円を支出しています。
- 児童数は、平成 12(2000)年度には 850 人でしたが、令和 3(2021)年度には 496 人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和 12(2030)年度には 364 人になると見込まれています。

石田小学校	平成 12(2000)年度	令和 3(2021)年度	令和 12(2030)年度	令和 42(2060)年度
児童数の推移	850 人	496 人	364 人	195 人
普通教室の推移	26 学級(1)	24 学級(7)	14 学級	6 学級
特別教室の推移	7 室	7 室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

- 石田小学校の特別教室(家庭科室、音楽室、ランチルーム)については、文化活動や地域活動の場として、原則として学校の休業日は9時から、授業が午前中で終了する日は13時から、それ以外の日は18時から、それぞれ21時まで、地域開放しています。
- 校舎の一部(教室1部屋)で、石田児童コミュニティクラブを実施しています。また、体育館、視聴覚室を使用して、放課後子ども教室(いしだ教室)を実施しています。

#### ⑪ 山王中学校

- 校舎(1~3期)、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は8,369㎡(主な施設の構成は以下のとおり)。1期校舎及び2期校舎は、いずれも旧耐震基準により建設し、平成13(2001)年及び平成19(2007)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築からそれぞれ60年及び59年が経過しており、老朽化が顕著となっています。3期校舎は、昭和57(1982)年に新耐震基準により建設しているものの、建築から40年が経過しており、老朽化が進んでいます。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
1期校舎	昭和37(1962)年	60年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	1,923.3㎡
2期校舎	昭和38(1963)年	59年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	1,815.8㎡
3期校舎	昭和57(1982)年	40年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	3,041.0㎡
屋内運動場	平成2(1990)年	32年	鉄骨造・地上2階建て	1,534.6㎡
プール付属屋	昭和57(1982)年	40年	鉄骨造	55.2㎡

- 普通教室17室(うち特別支援教室2室)、特別教室13室(理科室・音楽室・美術室・技術室・家庭科室・視聴覚室・コンピュータ室・図書室・教育相談室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約183,020千円を支出しています。
- 生徒数は、平成12(2000)年度には683人でしたが、令和3(2021)年度には549人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和12(2030)年度には423人になると見込まれています。

山王中学校	平成 12(2000)年度	令和 3(2021)年度	令和 12(2030)年度	令和 42(2060)年度
生徒数の推移	683 人	549 人	423 人	160 人
普通教室の推移	24 学級(2)	17 学級(2)	12 学級	6 学級
特別教室の推移	15 室	13 室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

#### ⑫ 成瀬中学校

- 校舎(1~3期)、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は9,611㎡(主な施設の構成は以下のとおり)。1期校舎及び2期校舎は、いずれも旧耐震基準により建設し、平成16(2004)年及び平成20(2008)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築からそれぞれ55年及び44年が経過しており、老朽化が顕著となっています。3期校舎は、昭和59(1984)年に新耐震基準で建設しているものの、建築から38年が経過しており、老朽化が進んでいます。敷地は、土砂災害特別警戒区域に含まれています。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
1期校舎	昭和42(1967)年	55年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	1,834.1㎡
2期校舎	昭和53(1978)年	44年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	2,981.6㎡
3期校舎	昭和59(1984)年	38年	鉄筋コンクリート造・地上3階建て	3,168.7㎡
屋内運動場	平成5(1993)年	29年	鉄骨造・地上2階建て	1,574.7㎡
プール付属屋	昭和45(1970)年	52年	鉄骨造	52.8㎡



- 普通教室 21 室(うち特別支援教室 3 室)、特別教室 13 室(理科室・音楽室・美術室・技術室・家庭科室・視聴覚室・コンピュータ室・図書室・教育相談室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約 194,150 千円を支出しています。
- 生徒数は、平成 12(2000)年度には 703 人でしたが、令和 3(2021)年度には 671 人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和 12(2030)年度には 655 人になると見込まれています。

成瀬中学校	平成 12(2000)年度	令和 3(2021)年度	令和 12(2030)年度	令和 42(2060)年度
生徒数の推移	703 人	671 人	655 人	247 人
普通教室の推移	26 学級(2)	21 学級(3)	18 学級	8 学級
特別教室の推移	17 室	13 室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

### ⑬ 伊勢原中学校

- 校舎(1・2 期)、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は 10,306 m<sup>2</sup>(主な施設の構成は以下のとおり)。1 期校舎は、旧耐震基準で建設し、平成 17(2005)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から 46 年が経過しており、老朽化が顕著となっています。2 期校舎及び屋内運動場は、いずれも新耐震基準で建設しているものの、建築からそれぞれ 39 年及び 38 年が経過しており、老朽化が進んでいます。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
1 期校舎	昭和 51(1976)年	46 年	鉄筋コンクリート造・地上 4 階建て	4,362.5 m <sup>2</sup>
2 期校舎	昭和 58(1983)年	39 年	鉄筋コンクリート造・地上 4 階建て	4,289.7 m <sup>2</sup>
屋内運動場	昭和 59(1984)年	38 年	鉄骨造・地上 2 階建て	1,569.5 m <sup>2</sup>
プール付属屋	昭和 59(1984)年	38 年	鉄筋コンクリート造	84.4 m <sup>2</sup>

- 普通教室 25 室(うち特別支援教室 5 室)、特別教室 14 室(理科室・音楽室・美術室・技術室・家庭科室・視聴覚室・コンピュータ室・図書室・教育相談室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約 215,620 千円を支出しています。
- 生徒数は、平成 12(2000)年度には 795 人でしたが、令和 3(2021)年度には 787 人に減少し、全ての学年で複数学級となっています。また、令和 12(2030)年度には 682 人になると見込まれています。

伊勢原中学校	平成 12(2000)年度	令和 3(2021)年度	令和 12(2030)年度	令和 42(2060)年度
生徒数の推移	795 人	787 人	682 人	485 人
普通教室の推移	28 学級(2)	25 学級(5)	17 学級	13 学級
特別教室の推移	17 室	14 室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

### ⑭ 中沢中学校

- 校舎、屋内運動場、プール付属屋で構成し、延床面積の合計は 8,028 m<sup>2</sup>(主な施設の構成は以下のとおり)。いずれも新耐震基準で建設しているものの、建築から 40 年が経過しており、老朽化が進んでいます。敷地は、浸水想定区域に含まれています。

《主な施設の構成》

棟名	建築年	経過年数	構造	延床面積
校舎	昭和 57(1982)年	40 年	鉄筋コンクリート造・地上 4 階建て	6,902.1 m <sup>2</sup>
屋内運動場	昭和 57(1982)年	40 年	鉄骨造・地上 2 階建て	1,071.6 m <sup>2</sup>
プール付属屋	昭和 57(1982)年	40 年	鉄筋コンクリート造	54.2 m <sup>2</sup>

- 普通教室 13 室(うち病院内 1 学級を除く特別支援教室 3 室)、特別教室 11 室(理科室・音楽室・美術室・技術室・家庭科室・視聴覚室・コンピュータ室・図書室・教育相談室)を使用し、人件費(市費)を含む管理運営費として年間約 159,940 千円を支出しています。
- 生徒数は、平成 12(2000)年度には 546 人でしたが、令和 3(2021)年度には 349 人に減少し、全ての学年で複数学級となっていますが、小規模校化しています。また、令和 12(2030)年度に

は 290 人になると見込まれています。

中沢中学校	平成 12(2000)年度	令和 3(2021)年度	令和 12(2030)年度	令和 42(2060)年度
生徒数の推移	546 人	349 人	290 人	137 人
普通教室の推移	20 学級(1)	13 学級(4)	8 学級	5 学級
特別教室の推移	12 室	11 室	—	—

\*普通教室の( )は特別支援学級数(内書)

## 【課題の整理】

- ◆ 学校規模については、国が定める基準(学校教育法施行規則)では、小・中学校のいずれも 12 学級～18 学級が標準とされています。また、学級編成について、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律において、小学校については、1 学級当たりの児童数を、1～3 年生は 35 人、4～6 年生は 40 人(令和 4 年(2022)度現在、小学校 3 学年まで 35 人学級)、2 つの学年の児童で編成する場合(以下「複式学級」という。)は 16 人(第 1 学年の児童を含む場合は 8 人)を標準とされています。中学校については、1 学級当たりの生徒数を、各学年 40 人、複式学級は 8 人を標準としています。なお、小学校に関しては、令和 3(2021)年 4 月 1 日から「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、同学年の児童で編成する学級に係る 1 学級の児童の数の標準(学級編成の標準)を 5 年間かけて計画的に 40 人(小学校 1 学年は 35 人)から 35 人に引き下げられました。
- ◆ 「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。」として、学校規模の適正化に関する考え方などをまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を平成 27(2015)年に国が公表し、その中では、学年単学級のメリット・デメリット、小規模校のメリット・デメリットが示されています。
- ◆ 本市の児童生徒数は、少子化により減少を続けており、令和 2(2020)年度と比較して、令和 12(2030)年度には約 19%、令和 42(2060)年度には約 55%と、中長期的に大幅な減少が見込まれています。また、将来の児童生徒数の減少に伴い、学級数の減少も見込まれており、40 年後の令和 42(2060)年度には半数の学校が小規模校になると見込まれています。  
少人数学級等の制度変更の動向など学校教育のあり方を踏まえながら、教育の公平性や教育水準の維持向上を図るため、学校規模と配置の適正化に関する検討が必要となっています。
- ◆ 本市の学校施設は、昭和 40 年代の後半から昭和 50 年代の後半にかけて集中して建設してきた結果、8 割以上の建物が建築から 30 年以上を経過し、建物や設備の老朽化が進んでいます。児童生徒が学校で安全かつ快適に学び生活ができるように、学校規模と配置の適正化に関する検討を受け、今後も学校施設として継続する建物については、計画的な改修を行い、教育環境の維持向上を図るとともに、学校施設として使用しない場合の有効活用についても検討が必要です。
- ◆ 学校の地域住民等による利用は、災害時の広域避難所利用、体育館・グラウンドを活用した学校開放事業となっています。また、放課後児童健全育成事業に活用している学校は全ての小学校(10 校)で、その他放課後子ども教室を 8 校で開設しています。学校運営に支障がないことを前提に、地域住民等が利用する拠点施設として、他の機能との複合化や共用化についての検討が必要です。
- ◆ 学校プールは建築から相当年数が経過し、プール本体や設備機器の老朽化が著しく、今後も継続して使用するためには大規模な改修が必要で、改修や建替には多額の費用が見込まれます。また、屋外プールで使用できる期間が夏季の一定期間に限られ、稼働率が低くなっています。  
このため、令和 3(2021)年度から実施している民間プール施設を活用した水泳授業の試行結果を踏まえて、学校プール施設のあり方についての検討が必要です。
- ◆ 学校給食については、小学校では自校調理方式、中学校ではデリバリー方式としていますが、小学校の給食施設や調理器具の老朽化、様々な任用形態による調理員の雇用の確保が課題とな



っています。学校給食法に基づく学校給食を調理・提供する機能は継続するものの、今後の学校施設の適正規模・適正配置の検討にあわせて、小中学校全体の将来的な学校給食のあり方について、食の安全性の確保を前提に、費用対効果を検証しつつ、調理及び配送業務等における民間活力の活用についての検討が必要です。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### 〔機能〕・〔建物〕

- 児童生徒数及び学級数の推移を精査し、児童生徒の教育環境の向上及び社会性の確保の観点から、学校施設の適正規模・適正配置について検討します。
- 施設については、いずれも耐震基準を満たしており、学校施設の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として使用していく建物については、建替等を進めます。
- その際、学校が地域コミュニティの拠点であるという位置付けを踏まえて、地域が利用している周辺の公共施設の機能を整理した上で、複合化について検討します。
- 学校プールについては、老朽化が進んでいること、夏季期間中に利用が限定されていることや改修・更新には多額の財政支出が見込まれることなどから、民間プール施設を活用した水泳授業の試行結果を整理し、今後の施設のあり方について検討します。
- 学校給食については、小学校給食は自校調理方式とし、一部の学校で調理業務を委託しています。また、中学校給食はデリバリー方式とし、民間委託により実施しています。安全安心な学校給食を提供することを前提に、施設・設備の老朽化と効率性の観点から、センター方式も含めた提供方式など、学校給食のあり方について検討します。

#### 〔管理運営〕

- 他の公共施設とあわせて、施設管理業務に係る包括的な管理業務委託手法の導入について、検討します。

### 4) 個別施設の見直しの方向性（10年間）

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続	検討	<p>〔機能〕・〔建物〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義務教育小中学校として継続します。</li> <li>・ 児童生徒数及び学級数の推移を精査し、児童生徒の教育環境の向上及び社会性の確保の観点から、学校施設の適正規模・適正配置について検討します。</li> <li>・ 学校が地域コミュニティの拠点であるという位置付けを踏まえ、地域が利用している周辺の公共施設の機能を整理した上で、複合化について検討します。</li> <li>・ プール施設について、学校の適正規模・適正配置の検討結果を踏まえて、鈴川公園のプール施設と一体的に、今後のあり方について検討します。</li> <li>・ 学校給食について、安全安心な学校給食を提供することを前提に、施設・設備の老朽化と効率性の観点から、センター方式も含めた提供方式など、今後のあり方について検討します。</li> </ul> <p>〔管理運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理業務に係る包括的な管理業務委託手法の導入について、検討します。</li> </ul>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	伊勢原小学校	—	維持 (修繕) ・ 建替	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎及び屋内運動場のいずれも旧耐震基準で建設し、平成10(1998)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から43年から60年が経過し、老朽化が顕著となっています。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、児童数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を進めます。</li> </ul>
②	大山小学校	—	維持 (修繕) ・ 維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎は、旧耐震基準で建設し、平成14(2002)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から48年が経過し、老朽化が顕著となっています。</li> <li>屋内運動場は、耐震基準を満たしているものの、建築から35年が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
③	高部屋小学校	—	維持 (修繕) ・ 建替、 維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎は、旧耐震基準で建設し、平成18(2006)年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしているものの、建築から44年～53年が経過し、老朽化が顕著となっています。</li> <li>屋内運動場は、耐震基準を満たしているものの、建築から41年が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、校舎は児童数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を、体育館は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
④	比々多小学校	—	維持 (修繕) ・ 建替、 維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎のうち1期校舎は、旧耐震基準で建設し、平成11(1999)年に耐震改修工事を行っていますが、建築から51年が経過し、老朽化が顕著となっています。2期・3期校舎は、耐震基準を満たし、建築から、2期校舎は41年経過し、老朽化が進み、3期校舎は18年が経過しています。</li> <li>屋内運動場は、耐震基準を満たしているものの、建築から41年が経過し老朽化が進んでいます。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、1期校舎は児童数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を、2期・3期校舎と体育館は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
⑤	成瀬小学校	—	維持 (修繕) ・ 建替、 維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎及び屋内運動場は、旧耐震基準で建設し、平成12(2000)年に耐震改修工事を行っていますが、建築から42年～51年が経過し、老朽化が顕著となっています。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、1期校舎は児童数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を、2期・3期校舎と体育館は、長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
⑥	大田小学校	—	維持 (修繕) ・ 建替、 維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1期校舎は、旧耐震基準で建設し、平成16(2004)年に耐震改修工事を行っていますが、建築から47年が経過し、老朽化が顕著となっています。2期校舎及び屋内運動場も旧耐震基準で建築し、平成17(2005)年・平成21(2009)年に耐震改修工事を行っていますが、建築から41年が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、1期校舎は児童数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を、2期校舎と屋内運動場は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
⑦	桜台小学校	—	維持(修繕) ・ 建替、維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1期校舎は、旧耐震基準で建設し、平成11(1999)年に耐震改修工事を行っていますが、建築から53年が経過し、老朽化が顕著となっています。2期校舎と屋内運動場は、いずれも耐震基準を満たし、建築から、それぞれ12年、20年が経過しています。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、1期校舎は児童数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を、2期校舎と屋内運動場は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
⑧	緑台小学校	—	維持(修繕) ・ 建替、維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎及び屋内運動場は、旧耐震基準で建設し、平成19(2007)年から平成20(2008)年に耐震改修工事を行い、建築から44年が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、校舎は児童数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を、屋内運動場は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
⑨	竹園小学校	—	維持(修繕) ・ 建替、維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎及び屋内運動場は、旧耐震基準で建設し、平成19(2007)年から耐震改修工事を行い、建築から44年が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、校舎は児童数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を、屋内運動場は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
⑩	石田小学校	—	維持(修繕) ・ 維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎及び屋内運動場は、耐震基準を満たし、建築から23年が経過しています。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、校舎と屋内運動場は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
⑪	山王中学校	—	維持(修繕) ・ 建替、維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1期校舎及び2期校舎は、旧耐震基準で建設し、平成13(2001)年及び平成19(2007)年に耐震改修工事を行っていますが、建築から59年～60年が経過し、老朽化が顕著となっています。3期校舎及び屋内運動場は耐震基準を満たしているものの、建築から32年～40年が経過し老朽化が進んでいます。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、1期・2期校舎は生徒数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を、3期校舎と屋内運動場は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
⑫	成瀬中学校	—	維持(修繕) ・ 建替、維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1期校舎及び2期校舎は、旧耐震基準で建設し、平成16(2004)年及び平成20(2008)年に耐震改修工事を行っていますが、建築から44年～55年が経過し、老朽化が顕著となっています。3期校舎及び屋内運動場も耐震基準を満たし、建築から29年～38年が経過しています。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、1期・2期校舎は生徒数の推移を見極めつつ、適正規模での建替を、3期校舎と屋内運動場は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>
⑬	伊勢原中学校	—	維持(修繕) ・ 建替、維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1期校舎は、旧耐震基準で建設し、平成20(2008)年に耐震改修工事を行っていますが、建築から46年が経過し、老朽化が顕著となっています。2期校舎及び屋内運動場は、耐震基準を満たしているものの、建築から38年～39年が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、1期校舎は生徒数の推移</li> </ul>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
				を見極めつつ、適正規模での建替を、2期校舎と屋内運動場は長寿命化改修を進めます。
⑭	中沢中学校	—	維持(修繕) ・ 維持(長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎及び屋内運動場は、耐震基準を満たしているものの、建築から40年が経過し、老朽化が進んでいます。</li> <li>当面、必要な修繕を行い継続使用します。学校の適正規模・適正配置の検討結果を受け、今後も学校施設として継続する場合は、校舎と屋内運動場は長寿命化改修を進めます。</li> </ul>

### 5) 対策内容と実施時期(10年間)

No.	施設名	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年~令和14年	
		(2023年)	(2024年)	(2025年)	(2026年)	(2027年)	(2028年~2032年)	
	基本的な方向性	小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針と対策の検討						<ul style="list-style-type: none"> <li>検討結果に基づく対応</li> <li>複合化の検討</li> </ul>
		小学校・中学校給食のあり方の検討						検討結果に基づく対応
		民間施設、公共施設を含めた小学校・中学校のプールのあり方の検討					方針決定	検討結果に基づく対応
①	伊勢原小学校							
②	大山小学校							
③	高部屋小学校							
④	比々多小学校							
⑤	成瀬小学校							
⑥	大田小学校							
⑦	桜台小学校							
⑧	緑台小学校							
⑨	竹園小学校							
⑩	石田小学校							
⑪	山王中学校							
⑫	成瀬中学校							
⑬	伊勢原中学校							
⑭	中沢中学校							

## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設No.	施設名 棟名	建物の見直しの方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	伊勢原小学校	1期校舎	0	467,565	467,565	0	21,253	21,253	166,521
		2期校舎	0	471,215	471,215	45,166	21,419	66,585	
		3期校舎	0	0	0	306,488	0	306,488	
		屋内運動場	0	0	0	76,452	0	76,452	
		プール付属屋	0	8,578	8,578	0	0	0	
②	大山小学校	校舎	0	0	0	191,330	0	191,330	84,547
		屋内運動場	74,213	0	74,213	5,085	0	5,085	
		給食室	5,221	0	5,221	0	0	0	
		プール付属屋	0	0	0	0	0	0	
③	高部屋小学校	1期校舎	0	597,870	597,870	30,303	0	30,303	128,719
		2期校舎	0	0	0	296,296	0	296,296	
		屋内運動場	0	0	0	86,204	0	86,204	
		プール付属屋	0	0	0	0	0	0	
④	比々多小学校	1期校舎	0	321,200	321,200	32,560	0	32,560	179,518
		2期校舎	0	0	0	83,735	0	83,735	
		3期校舎	84,266	0	84,266	0	0	0	
		屋内運動場	0	0	0	82,125	0	82,125	
		給食室	24,934	0	24,934	0	0	0	
		プール付属屋	0	0	0	0	0	0	
⑤	成瀬小学校	1期校舎	0	395,843	395,843	56,254	0	56,254	207,813
		2期校舎	0	0	0	0	0	0	
		3期校舎	0	0	0	133,315	0	133,315	
		屋内運動場	0	0	0	84,088	0	84,088	
		給食室	22,386	0	22,386	5,911	0	5,911	
		プール付属屋	23,925	0	23,925	0	0	0	
⑥	大田小学校	1期校舎	0	0	0	0	0	0	104,784
		2期校舎	0	0	0	263,991	0	263,991	
		屋内運動場	0	0	0	86,436	0	86,436	
		プール付属屋	0	0	0	0	0	0	
⑦	桜台小学校	1期校舎	0	1,111,790	1,111,790	3,687	0	3,687	102,451
		2期校舎	333,515	0	333,515	0	0	0	
		屋内運動場	131,560	0	131,560	131,560	0	131,560	
		給食室	0	43,800	43,800	0	0	0	
		プール付属屋	0	0	0	0	0	0	
⑧	緑台小学校	校舎	0	0	0	426,856	0	426,856	105,860
		屋内運動場	0	0	0	78,108	0	78,108	
		プール付属屋	0	0	0	0	0	0	
⑨	竹園小学校	校舎	0	0	0	422,968	0	422,968	116,114
		屋内運動場	0	0	0	71,576	0	71,576	
		プール付属屋	0	0	0	0	0	0	

施設No.	施設名 棟名	建物の見直しの方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦	
			現状維持した場合			本計画を推進した場合				
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計		
⑩	石田小学校	維持(修繕)・維持(長寿命化)	普通教室北棟	0	0	0	211,848	0	211,848	188,846
			普通教室南棟	0	0	0	315,215	0	315,215	
			特別教室棟	0	0	0	427,882	0	427,882	
			屋内運動場	0	0	0	128,708	0	128,708	
			プール付属屋	0	0	0	0	0	0	
⑪	山王中学校	維持(修繕)・建替・維持(長寿命化)	1期校舎	0	701,895	701,895	8,893	0	8,893	158,123
			2期校舎	0	662,840	662,840	0	28,354	28,354	
			3期校舎	195,772	0	195,772	451,137	0	451,137	
			屋内運動場	122,291	0	122,291	889	0	889	
			プール付属屋	4,538	0	4,538	0	0	0	
⑫	成瀬中学校	維持(修繕)・建替・維持(長寿命化)	1期校舎	0	701,165	701,165	22,851	0	22,851	165,513
			2期校舎	0	0	0	321,362	0	321,362	
			3期校舎	212,432	0	212,432	0	0	0	
			屋内運動場	0	0	0	146,832	0	146,832	
			プール付属屋	0	18,980	18,980	0	0	0	
⑬	伊勢原中学校	維持(修繕)・建替・維持(長寿命化)	1期校舎	0	0	0	422,567	0	422,567	187,521
			2期校舎	277,780	0	277,780	106,665	0	106,665	
			屋内運動場	108,750	0	108,750	8,206	0	8,206	
			プール付属屋	7,013	0	7,013	0	0	0	
⑭	中沢中学校	維持(修繕)・維持(長寿命化)	校舎	442,816	0	442,816	968,086	0	968,086	136,102
			屋内運動場	86,588	0	86,588	135,616	0	135,616	
			プール付属屋	4,296	0	4,296	0	0	0	
合計			2,162,296	5,502,740	7,665,036	6,677,251	71,026	6,748,277	2,032,432	

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲916,759

《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
4(1) 学校教育施設/義務教育施設	8,559,423	35,718,035	44,277,458	17,223,486	18,996,266	36,219,751	2,032,432

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲8,057,707



#### 4 学校教育施設 - (2) その他施設 (適応指導教室)

##### 1) 施設の概要

- 不登校児童生徒の自立心の育成、集団生活への適応、学習活動の喚起の援助等を行う適応指導教室を設置しています。

施設名	棟名	基本情報														
		地区	ハード							ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
① 適応指導教室		伊勢原南	S56/1981	41	木造	24.8	○			直営	臨3 県1	9,761	0	676	-	

※県費負担教職員に係る人件費は除いています。

※適応指導教室は、大原児童館の一部を借用し、開設は平成6(1994)年となります。

##### 2) 施設の現状と課題

###### ① 適応指導教室

- 大原児童館の一部を使用して平成6(1994)年度から開室しているもので、建物は、木造1階建て、延床面積280m<sup>2</sup>のうち24m<sup>2</sup>を使用。昭和56(1981)年に新耐震基準で建設し、建築から41年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 開室日は、年末年始と土日祝日、長期休業日を除く月曜日から金曜日の毎日で、開室時間は9時から15時までです。管理運営は市直営で行っており、県費負担教職員1人と市職員3人が常駐し、市職員の人件費を含む管理運営費(県費負担教職員分は除く)は年間約9,760千円となっています。
- 対象児童生徒数は10名程度で、学校に登校することが困難な児童生徒に対し、学校から離れた場所で仲間や指導者とのふれあいを基盤にしながら指導・支援を行っています。

###### 【課題の整理】

- ◆ 適応指導教室への受入れ児童生徒数が増加傾向(平成28(2016)年:6人→令和2(2020)年:12人)にあり、大原児童館の一部を借用して実施している現在の状況では手狭なことなどから、適切な環境を確保するため、移転についての検討が必要です。

##### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

###### 〔機能〕・〔建物〕

- 不登校児童生徒の社会的自立のための個別・集団指導や様々な悩み事への相談窓口として必要なものの、児童館の一部を借用しており、狭あいとなっていることなどから、適切な環境を確保するため、移転について検討します。

###### 〔管理運営〕

- 現行のとおり直営とします。

#### 4) 個別施設の見直しの方向性 (10 年間)

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	適応指導教室	移転	移転	[機能] ・ 不登校児童生徒の社会的自立のための個別又は集団指導や様々な悩み事への相談窓口として必要なものの、児童館の一部を借用しており、狭あいとなっていることなどから、適切な環境を確保するため、移転について検討します。 [建物] ・ 機能についての検討の中で対応を図ります。

#### 5) 対策内容と実施時期 (10 年間)

No.	施設名	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 8 年 (2026 年)	令和 9 年 (2027 年)	令和 10 年～令和 14 年 (2028 年～(2032 年))
①	適応指導教室	移転 →					

#### 6) 対策の概算費用

##### 《令和 5 (2023) 年度から令和 14 (2032) 年度までの 10 年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	建物の見直しの方向性	令和 5 (2023) 年度から令和 14 (2032) 年度までの 10 年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	適応指導教室	移転	0	0	0	692	0	692	161
	合計		0	0	0	692	0	692	161

更新費用の試算比較(⑥-③)	692
----------------	-----

##### 《令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年度までの 40 年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年度までの 40 年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
4(2) 学校教育施設/適応指導教室	0	0	0	692	0	692	161

更新費用の試算比較(⑥-③)	692
----------------	-----

## 5 社会教育施設 - (1) 公民館

### 1) 施設の概要

- 市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、市内7地区にそれぞれ公民館を7館(中央公民館1、地区公民館6)設置しています。

施設名 棟名	基本情報													
	地区	ハード							ソフト					
		建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 中央公民館	伊勢原北	H3/1991	31	RC造	3,496.5	○			直営	正5再2 臨1	86,449	2,576	114,218	46.6%
② 大山公民館	大山	S53/1978	44	RC造	415.8	○	土砂 浸水		直営	再1 臨1	12,464	287	7,057	14.8%
③ 比々多公民館	比々多	S56/1981	41	RC造	623.7	○		一部 民間	直営	再1 臨1	18,921	423	14,509	28.4%
④ 大田公民館	大田	H13/2001	21	RC造	709.8	○	浸水		直営	再1 臨1	54,573	526	29,052	24.3%
⑤ 成瀬公民館	成瀬	S55/1980	42	RC造	726.3	○	浸水		直営	再1 臨1	16,774	631	27,549	33.3%
⑥ 高部屋公民館	高部屋	S57/1982	40	RC造	729.4	○	浸水		直営	再1 臨1	16,819	512	20,379	29.7%
⑦ 伊勢原南公民館	伊勢原南	S59/1984	38	RC造	757.0	○	浸水		直営	再1 臨1	17,529	753	32,755	43.8%

※④；大田公民館は、令和元(2019)年に旧大田ふれあいセンターと機能統合を行いました。

### 2) 施設の現状と課題

- 7館はいずれも建物としては1棟のみで構成されています。延床面積をみると、中央公民館が約3,500㎡(公民館全体の約47%)と突出して大きく、他の地区公民館は概ね400~700㎡となっています。なお、令和元(2019)年度に大田公民館と大田ふれあいセンターを機能統合し、旧大田ふれあいセンターの建物を大田公民館としています。
- 施設は全て耐震基準を満たしているものの、建築から20年~40年が経過し、老朽化が進んでいる施設もあります。大山公民館、大田公民館、成瀬公民館、高部屋公民館、伊勢原南公民館の5館は浸水想定区域に、また、大山公民館は土砂災害警戒区域に含まれています。
- 比々多公民館の敷地の一部は、民間からの借地となっています。また、中央公民館、大山公民館、伊勢原南公民館の各施設の駐車場の一部も、民間からの借地となっています。
- 7館全てが、災害が発生した際の臨時避難所に指定されています。
- 開館日は基本的に、年末年始と月曜日(中央公民館は月の最終月曜日、大田公民館は第2・第4・第5月曜日)、祝日(日曜日が祝日の場合は開館)を除く毎日、開館時間は9時から22時までです。管理運営は市直営で行っており、人件費を含む管理運営費の総額は約223,530千円で、施設使用料として約5,710千円の収入があります(管理運営費の総額に占める使用料の割合:2.6%)。
- 公民館では、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する市民向けの講座を実施しているほか、生涯学習の場として、サークル活用や団体の会合などに利用されており、年間の利用件数は、令和元(2019)年度で約20,100件、利用者数は約250,000人となっています。
- 中央公民館は、諸室の稼働率が高い部屋が多い状況です。地区公民館は、多目的に活用できる講義室等は比較的稼働率が高いものの、稼働率が40%に満たない諸室も多くみられます。また、集会室など近隣の地域コミュニティ施設と機能が重複する部屋も多くあります。

#### ① 中央公民館

- 施設は、鉄筋コンクリート造、地上4階・地下1階建て、延床面積は3,496㎡。平成3(1991)年に新耐震基準で建設し、建築から31年が経過しています。災害が発生した際の臨時避難所(伊勢原北地区)に指定されています。

- 管理運営費は人件費を含め年間約 86,450 千円で、使用料などとして年間約 2,580 千円の収入があります。
- 施設は、事務室、学習室、実習室(料理・音楽)、会議室、展示ホール、和室、茶室、レクリエーション室、サークル活動室、美術工芸室、図書資料室、プレイルーム等で構成し、公民館講座の開催(39回)や趣味や学習を目的としたサークル活動(利用登録団体数 358 団体)、自治会などの地域団体の会議、社会福祉・社会教育・スポーツ・健康づくり推進団体の会議、子育て・高齢者等の教室、行政機関の会議などで、年間約 114,000 人が使用しています。施設全体の稼働率は約 47%で、諸室の利用状況は以下のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
第1学習室	70.0	57.0	51.0	59.0	音楽実習室	67.0	57.0	58.0	60.0
第2学習室	75.0	66.0	31.0	67.0	レクリエーション室	72.0	70.0	69.0	70.0
和室	69.0	58.0	43.0	56.0	美術工芸室	64.0	55.0	29.0	49.0
茶室	51.0	45.0	38.0	45.0	サークル活動室	44.0	43.0	26.0	38.0
会議室A	55.0	61.0	37.0	52.0	展示ホール	64.0	67.0	63.0	65.0
会議室B	70.0	59.0	50.0	59.0	図書資料室	1.0	1.0	1.0	1.0
料理実習室	48.0	31.0	17.0	31.0	プレイルーム	1.0	1.0	1.0	1.0

## ② 大山公民館

- 施設は、鉄筋コンクリート造、2階建て、延床面積は 415 m<sup>2</sup>。昭和 53(1978)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしているものの、建築から 44 年が経過し、老朽化が進んでいます。平成 5(1993)年に大規模改修を行っています。災害が発生した際の臨時避難所(大山地区)に指定されています。
- 管理運営費は人件費を含め年間約 12,460 千円で、使用料などとして年間約 290 千円の収入があります。
- 施設は、集会室、学習室、和室、講義室、図書資料室等で構成し、公民館講座の開催(24回)やサークル活動(利用登録団体数 17 団体)、地域団体の会議、社会福祉・社会教育・スポーツ・健康づくり推進団体の会議、市民向け教室、行政機関の会議などで、年間約 7,100 人が使用しています。施設全体の稼働率は約 15%で、諸室の利用状況は以下のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
集会室	20.0	15.8	21.3	18.0	講義室	28.7	36.7	43.9	37.0
学習室	17.9	13.5	13.0	14.0	図書資料室	1.3	1.0	1.2	1.0
和室	3.5	3.1	6.4	4.0					

## ③ 比々多公民館

- 施設は、鉄筋コンクリート造、2階建て、延床面積は 623 m<sup>2</sup>。昭和 56(1981)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしているものの、建築から 41 年が経過し、老朽化が進んでいます。災害が発生した際の臨時避難所(比々多地区)に指定されています。
- 管理運営費は人件費を含め年間約 18,920 千円で、使用料などとして年間約 420 千円の収入があります。
- 施設は、集会室、学習室、和室、講義室、図書資料室等で構成し、公民館講座の開催(37回)やサークル活動(利用登録団体数 51 団体)、地域団体の会議、社会福祉・社会教育・スポーツ・健康づくり推進団体の会議、市民向け教室、行政機関の会議などで、年間約 14,500 人が使用しています。施設全体の稼働率は約 28%で、諸室の利用状況は以下のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
集会室	45.3	29.2	21.5	31.0	講義室	58.8	56.0	47.5	54.0
学習室	34.7	31.7	29.0	32.0	図書資料室	2.1	1.4	1.9	2.0
和室	32.7	20.7	18.5	23.0					

#### ④ 大田公民館

- 令和元(2019)年に旧大田ふれあいセンターと大田公民館を機能統合し、旧大田ふれあいセンターの施設を転用した施設で、鉄筋コンクリート造、2階建て、延床面積は709㎡。平成13(2001)年に建設し、耐震基準を満たし、建築から21年が経過しています。災害が発生した際の臨時避難所(大田地区)に指定されています。
- 管理運営費は人件費を含め年間約54,570千円で、使用料などとして年間約530千円の収入があります。
- 施設は、集会室、教養娯楽室、調理室、和室、学習室、地区活動室等で構成し、公民館講座の開催(61回)やサークル活動(利用登録団体数75団体)、地域団体の会議、社会福祉・社会教育・スポーツ・健康づくり推進団体の会議、市民向け教室、行政機関の会議などで、年間約29,100人が使用しています。施設全体の稼働率は約24%で、諸室の利用状況は以下のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
集会室	67.0	45.2	41.8	49.0	和室	19.1	15.4	7.0	14.0
教養娯楽室	49.4	40.2	20.7	36.0	学習室	37.7	37.6	5.2	28.0
調理室	22.4	10.8	3.2	11.0	地区活動室	7.9	5.9	10.1	8.0

#### ⑤ 成瀬公民館

- 施設は、鉄筋コンクリート造、2階建て、延床面積は726㎡。昭和55(1980)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしているものの、建築から42年が経過し、老朽化が進んでいます。地盤沈下が進行しており、フェンスの傾きや敷地の陥没、接道部における段差の発生といった現象がみられます。災害が発生した際の臨時避難所(成瀬西地区)に指定されています。
- 管理運営費は人件費を含め年間約16,770千円で、使用料などとして年間約630千円の収入があります。
- 施設は、集会室、学習室、和室、講義室、図書資料室、コミュニティルーム等で構成し、公民館講座の開催(43回)やサークル活動(利用登録団体数65団体)、地域団体の会議、社会福祉・社会教育・スポーツ・健康づくり推進団体の会議、市民向け教室、行政機関の会議などで、年間約27,500人が使用しています。施設全体の稼働率は約33%で、諸室の利用状況は以下のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
集会室	44.0	26.2	26.2	38.0	講義室	76.3	61.0	60.8	64.0
学習室	45.3	38.8	21.3	35.0	図書資料室	11.0	10.5	10.0	10.0
和室	53.0	35.4	22.0	35.0	コミュニティルーム	25.2	19.9	10.0	18.0

#### ⑥ 高部屋公民館

- 施設は、鉄筋コンクリート造、2階建て、延床面積は729㎡。昭和57(1982)年に建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から40年が経過していますが、平成21(2009)年に大規模改修を行っています。災害が発生した際の臨時避難所(高部屋地区)及び地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営費は人件費を含め年間約16,820千円で、使用料などとして年間約510千円の収入があります。
- 施設は、集会室、学習室、和室、講義室、料理実習室、美術工芸室、プレイルーム等で構成し、公民館講座の開催(34回)やサークル活動(利用登録団体数87団体)、地域団体の会議、社会福祉・社会教育・スポーツ・健康づくり推進団体の会議、市民向け教室、行政機関の会議などで、年間約20,400人が使用しています。施設全体の稼働率は約30%で、諸室の利用状況は以下のとおりです。



諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
集会室	46.7	35.8	25.8	35.0	料理実習室	20.9	55.6	9.6	15.0
学習室	37.3	35.8	23.5	35.0	美術工芸室	39.1	29.7	13.4	27.0
和室	46.1	40.7	19.1	32.0	プレイルーム	11.8	10.3	9.3	10.0
講義室	62.1	32.9	47.1	54.0					

### ⑦ 伊勢原南公民館

- 施設は、鉄筋コンクリート造、2階建て、延床面積は757㎡。昭和59(1984)年に建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から38年が経過し、老朽化が進んでいます。地盤沈下が進行しており、フェンスの傾きや接道部における段差の発生といった現象がみられます。災害が発生した際の臨時避難所(伊勢原南地区)及び地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営費は人件費を含め年間約17,530千円で、使用料などとして年間約750千円の収入があります。
- 施設は、集会室、学習室、和室、講義室、図書資料室、サークル室等で構成し、公民館講座の開催(114回)やサークル活動(利用登録団体数78団体)、地域団体の会議、社会福祉・社会教育・スポーツ・健康づくり推進団体の会議、市民向け教室、行政機関の会議などで、年間約32,800人が使用しています。施設全体の稼働率は約44%で、諸室の利用状況は以下のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
集会室	58.4	48.3	33.8	46.0	講義室	76.1	70.6	65.7	70.0
学習室	56.3	39.5	26.9	39.0	図書資料室	35.9	40.8	20.7	33.0
和室	56.2	48.1	35.9	46.0	サークル室	34.1	34.8	15.9	29.0

### 【課題の整理】

- ◆ 平成30(2018)年12月にとりまとめられた中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」によると、地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示会等を実施している公民館については、地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中、今後は、特に、住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することが求められており、これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれるとしています。
- ◆ 本市の公民館は、市民の多様・多彩な学習活動やサークル活動の場や機会を提供するという面での役割を果たしてきていますが、中央教育審議会答申で示されている地域が直面する課題を解決し、地域づくりにつなげるための拠点としての役割については、本市における現状と課題を把握・分析した上で、検討を進めていく必要があります。  
(「2 地域コミュニティ施設」における【課題の整理】及び「第3章 3 地域づくりを推進するための仕組みづくり」を参照のこと。)
- ◆ 施設面では、一部の建物を除き老朽化が進んでおり、計画的な改修を進めるとともに、地域課題解決のための活動拠点としての今後のあり方を検討する中で、近隣の学校施設の将来的な更新等にあわせて、複合化やさらなる機能の集約化について検討を進めていく必要があります。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### 〔機能〕・〔建物〕

- 公民館は、社会教育法に規定されている目的を達成するため、地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示会等を実施してきていますが、地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中で、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割として、これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結び付け、地域づくりにつなげる地域の拠点施設を目指していくことが望まれています。
- また、施設の設置・運営についても、人口減少等に伴う複合的な課題に、より効果的に対応するため、多様な主体との連携を強化することなどにより、地域づくりの基盤となることが期待されており、施設の利用度を高めて、より多様な活動ができる施設へと移行することも課題と考えられます。
- こうした環境の変化を捉え、公民館の機能を今後も継続しつつ、中央公民館については、市民の「生涯学習の中核となる施設」とし、市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていくこととし、今後も公共施設として管理運営し、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 中央公民館を除く他の公民館については、公民館の機能を今後も継続しつつ、地域と行政が連携して地域課題を解決するための学習や実践活動をする「地域の活動拠点」となる施設として、コミュニティセンターを含め、地域の実情に応じて設定します。
- この「地域の活動拠点」となる施設については、今後も公共施設として管理運営し、計画的に改修を行い、長寿命化を図るとともに、他の機能との複合化を含めて、今後のあり方について検討します。
- 上記のことを基本に、これからの公民館のあり方について、関係機関等と協議・検討します。

#### 〔管理運営〕

- 「生涯学習の中核となる施設」、「地域の活動拠点」となる施設については、市民力や地域力を活かした管理運営手法について検討します。
- 施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について、減額・免除規定の見直しを含め検討します。

#### 4) 個別施設の見直しの方向性 (10年間)

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続・転用	—	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館は、市民の生涯学習や趣味生きがい活動の場として使用されており、公民館の機能は継続しますが、これらの機能に加えて、地域課題を解決するための学習活動や実践活動の拠点としての役割が求められていることから、「生涯学習の中核となる施設」や「地域の活動拠点」となる施設への転用について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行のとおり直営で運営しますが、「生涯学習の中核となる施設」、「地域の活動拠点」となる施設への移行の検討に当たり、市民力や地域力を活かした管理運営手法についても検討します。</li> <li>施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について、減額・免除規定の見直しを含め検討します。</li> </ul>
①	中央公民館	—	維持 (長寿命化)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から31年が経過しています。市民の生涯学習活動の拠点として、また、地域の活動を支える拠点として今後も使用することから、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。</li> </ul>
②	大山公民館	—	維持 (修繕)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たしているものの、建築から44年が経過し、老朽化が進んでいます。施設の現状に鑑み、必要な修繕を行い継続使用します。</li> </ul>
③	比々多公民館	—	維持 (修繕)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たしているものの、建築から41年が経過し、老朽化が進んでいます。施設の現状に鑑み、必要な修繕を行い継続使用します。</li> </ul>
④	大田公民館	—	維持 (修繕)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から21年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用します。</li> </ul>
⑤	成瀬公民館	—	維持 (修繕) ・ 検討	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たしているものの、建築から42年が経過し、老朽化が進んでいます。浸水想定区域内に含まれ、現在も地盤沈下が進んでいることから、当面、必要な修繕を行い継続使用するものの、今後のあり方について検討します。</li> </ul>
⑥	高部屋公民館	—	維持 (修繕)	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から40年が経過していますが、平成21(2009)年に全面改修を行っており、必要な修繕を行い継続使用します。</li> </ul>
⑦	伊勢原南公民館	—	維持 (修繕) ・ 検討	<p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たしているものの、建築から38年が経過し、老朽化が進んでいます。浸水想定区域内に含まれ、現在も地盤沈下が進んでいることから、当面、必要な修繕を行い継続使用するものの、今後のあり方について検討します。</li> </ul>

5) 対策内容と実施時期 (10年間)

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)	
	基本的な 方向性	公民館施設個別施設計画に基づく修繕等					→	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>中央公民館・地区公民館の位置付けの検討</li> <li>管理運営手法の検討</li> <li>受益者負担のあり方の見直し</li> </ul>						検討結果に基づく対応
①	中央公民館	→					→	
②	大山公民館	→					→	
③	比々多公民館	→					→	
④	大田公民館	→					→	
⑥	高部屋公民館	→					→	
⑤	成瀬公民館	施設の移転の検討					→	検討結果に基づく対応
⑦	伊勢原南公民館	→					→	

6) 対策の概算費用

《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	中央公民館	維持 (長寿命化)	349,600	0	349,600	824,960	0	824,960	56,049
②	大山公民館	維持 (修繕)	11,500	0	11,500	9,500	0	9,500	6,064
③	比々多公民館	維持 (修繕)	61,000	0	61,000	38,000	0	38,000	9,321
④	大田公民館	維持 (修繕)	71,000	0	71,000	10,000	0	10,000	8,684
⑤	成瀬公民館	維持 (修繕) ・検討	58,670	0	58,670	47,060	0	47,060	7,174
⑥	高部屋公民館	維持 (修繕)	0	0	0	0	0	0	7,219
⑦	伊勢原南公民館	維持 (修繕) ・検討	73,000	0	73,000	73,000	0	73,000	7,929
合 計			624,770	0	624,770	1,002,520	0	1,002,520	102,440

更新費用の試算比較(⑥-③)	377,750
----------------	---------

《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
5(1) 社会教育施設/公民館	666,370	2,699,200	3,365,570	1,527,620	1,059,600	2,587,220	102,440

更新費用の試算比較(⑥-③)	▲778,350
----------------	----------

## 5 社会教育施設 - (2) 文化・教養施設

### 1) 施設の概要

#### ア. 市民文化会館

- 市民文化の創造と生涯学習の推進、芸術文化活動の場を提供するとともに、市民のニーズに応じて質の高い文化芸術鑑賞の機会を提供し、市民の文化創造の活動を支援するため、市民文化会館を設置しています。

施設名	棟名	基本情報														
		地区	ハード						ソフト							
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
① 市民文化会館		伊勢原北	S55/1980	42	RC造	7,081.6	○				直営	正2 再1 臨3	141,346	26,158	147,974	36.8%

※①；稼働率は、大ホールを示しています。

#### イ. 図書館・子ども科学館

- 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民に情報提供するとともに、市民の学習活動を支援する「知の拠点」として、図書館を設置しています。
- 科学に関する知識の普及と啓発を図り、創造性豊かな青少年の育成に寄与するため、子ども科学館を設置しています。

施設名	棟名	基本情報														
		地区	ハード						ソフト							
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
② 図書館		伊勢原北	S63/1988	34	RC造	4,292.1	○				直営	正3 再1 臨5	188,318	268	283,216	75.9%
③ 子ども科学館			S63/1988	34	RC造	3,744.1	○				直営	正5 再1 臨6	89,695	11,735	82,054	31.4%

※②；図書館の稼働率は、第1会議室の稼働率を示しています。

※③；子ども科学館の稼働率は、プラネタリウムの稼働率を示しています。

#### ウ. その他文化施設（文化財保存室）

- 出土資料、民俗資料、古文書等の本市が所有する文化財を適切に保管するとともに、資料の整理作業等を行うため、文化財保存室を設置しています。

施設名	棟名	基本情報													
		地区	ハード						ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
④ 文化財保存室		伊勢原北	S60/1985	37	鉄骨造	274.4	△		民間	直営	臨2	8,152	0	0	—

### 2) 施設の現状と課題

#### ア. 市民文化会館

##### ① 市民文化会館

- 施設は、鉄筋コンクリート造、地上4階・地下1階建て、延床面積は7,081 m<sup>2</sup>。昭和55(1980)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしているものの、建築から42年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。これまで建物本体や設備等の大規模な改修は実施していません。また、ホール等の天井は、現行の天井脱落対策に係る建築基準に適合しておらず、特定天井の脱落対策は未実施のままとなっています。
- 開館日・開館時間は、年末年始と月曜日(祝日の場合は翌日)を除く毎日、9時から21時30分までです。管理運営は、市直営(舞台・舞台音響・舞台照明の操作については委託)で行って



り、人件費・業務委託費を含む管理運営費は年間約 141,350 千円で、使用料、自動販売機設置による行政財産の貸付料として年間約 26,160 千円の収入があります。

- 施設は、大ホール(1,340 人収容:稼働率約 37%)、小ホール(392 人収容:稼働率約 55%)、展示室 1・2、練習室 1~4、リハーサル室、ラウンジ、事務室等で構成し、市主催事業 5 件(いせはら人形劇・吹奏楽フェスティバル等)、市共催事業 5 件(ベートーベン第九コンサート等)のほか、ピアノ発表会や講演会、式典など、音楽、舞踊、演劇、式典、講演会、発表会、講習・研修、会議などで、年間約 15 万人が使用しています。諸室の利用状況は、以下のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			
	午前	午後	夜間	全体		午前	午後	夜間	全体
大ホール	39.5	39.2	31.7	36.8	展示室 1	65.4	59.2	29.1	51.2
大ホール楽屋関係	24.0	26.3	17.4	22.6	展示室 2	59.9	53.1	26.2	46.4
浴室	1.8	1.8	2.1	1.9	練習室 1	52.1	57.6	30.7	46.8
小ホール	66.3	68.3	31.1	55.2	練習室 2	43.7	50.5	17.5	37.2
小ホール楽屋関係	36.1	36.9	17.3	30.1	練習室 3	59.9	37.2	14.9	37.3
シャワー室	0.7	0.7	0.7	0.7	練習室 4	60.2	44.3	22.0	42.2
					リハーサル室	72.8	70.9	71.5	71.7

## イ. 図書館・子ども科学館

### ② 図書館

- 図書館と子ども科学館の複合施設で、鉄筋コンクリート造、地上 4 階・地下 2 階建て、施設全体の延床面積は 8,036 m<sup>2</sup>。地階及び 1 階・2 階の一部が図書館(3,134 m<sup>2</sup>)、2 階の一部と 3 階以上が子ども科学館(2,676 m<sup>2</sup>)となっています(共用部が 2,226 m<sup>2</sup>)。

昭和 63(1988)年に新耐震基準で建設し、建築から 34 年が経過しています。平成 27(2015)年に、空調設備の熱源改修などの部分的な修繕等を行っています。

- また、令和 4(2022)年 3 月に、公共施設等総合管理計画を上位計画とする図書館・子ども科学館個別施設計画を策定しています。
- 図書館の開館日は、年末年始と月曜日、休日の翌日、資料特別整理期間(3 月及び 9 月の 4 日間)、原則毎月第 1 水曜日(館内整理日)を除く毎日で、開館時間は、平日は 9 時から 19 時まで、土曜日・日曜日・祝日は 9 時から 17 時までです。
- 管理運営は、市直営(一部委託<sup>※</sup>)で行っており、人件費、業務委託費を含む管理運営費は年間約 188,320 千円で、使用料、自動販売機設置による行政財産の貸付料などとして年間約 270 千円の収入があります。(※一部委託の内容:一般図書・児童図書・レファレンス・視聴覚コーナーの各カウンター業務及び予約サービス業務、返却督促業務、相互貸借と自主事業の補助業務など。)
- 施設は、一般図書室、児童図書室、AVホール、会議室、事務室、地下書庫等で構成し、所蔵冊数は、令和 4(2022)年 4 月現在で約 301,500 冊(開架=約 152,900 冊、閉架=148,600 冊)です。利用登録者数は約 21,500 人で、年間の貸出冊数は約 441,800 冊(令和元(2019)年度実績、個人分)、子ども読書フェスタ、秋から冬の読書マラソンなどのイベント、市内小中学校との連携による移動教室の受入れなどの事業を実施し、年間約 30 万人の市民が利用しています。また、令和 3(2021)年 10 月から、来館が困難な利用者への図書館サービス充実や、コロナ禍における「新しい生活様式」に対応した読書推進を図るため、電子図書館(電子書籍の貸出、返却)を開設しています。このほか、本市を含む県央地区及び平塚市、大磯町、二宮町の 9 市 3 町 1 村の公共図書館と広域利用を行っています。

### ③ 子ども科学館

- 子ども科学館の開館日・開館時間は、年末年始と月曜日、祝日の翌日、月 1 回の館内定期点検日、9 月・3 月の館内総合点検日を除く毎日、9 時から 17 時までです。
- 管理運営は、市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約 89,700 千円で、入館料・

観覧料として年間約 11,740 千円の収入があります。

- 施設は、科学展示室、プラネタリウム、工作実験室、天体観測室、第 3 会議室、事務室等で構成し、展示事業・プラネタリウム事業のほか、天文学習・工作実験教室、市内幼稚園・保育所・子ども会・小中学校等への出張科学館、小学校移動教室などの事業を実施し、子育て世代を中心に、年間約 6~7 万人(令和元(2019)年度:60,322 人)が入館しています。また、プラネタリウムは年間約 2~3 万人の観覧者がありますが、入館者数は平成 28(2016)年度以降、また、プラネタリウム観覧者数は平成 27(2015)年度以降、減少傾向となっています。

## ウ. その他文化施設

### ④ 文化財保存室

- 施設は、鉄骨造、地上 2 階建て、延床面積は 274 m<sup>2</sup>。昭和 60(1985)年に新耐震基準で建設し、建築から 37 年が経過し、老朽化が進んでいます。敷地は、民間からの借地となっています。
- 管理運営は、市直営で行っており、人件費を含む管理運営費は年間約 8,150 千円で、収入はありません。
- 施設は、事務室、収蔵庫、整理室等で構成し、出土資料、民俗資料、古文書等の本市が所有する文化財を適切に保管するとともに、資料の整理作業を行うほか、調査・研究成果を展示・公開するための準備等を行っています。

## 【課題の整理】

### ア. 市民文化会館

#### ① 市民文化会館

- ◆ 公立文化施設には、市民の芸術文化活動や生涯学習活動の場・機会を提供する役割に加えて、市民の文化ニーズに応じて質の高い芸術文化に触れる機会を提供する役割や、市民の創造的な芸術文化活動を支援する役割が求められています。  
市民文化会館は、市民の芸術文化活動や生涯学習活動の場を提供する役割は果たしていますが、市民の文化ニーズに応え、質の高い芸術文化に触れる機会を提供し、市民の創造的な芸術文化活動を支援するといった役割の発揮やそのための企画立案機能の強化が、今後の課題となっています。
- ◆ 市民文化会館が十分にその役割を果たせるような効果的かつ効率的な管理運営のあり方について、民間活力の活用も含めて検討が必要です。
- ◆ 施設については、建築から 40 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、また、特定天井の脱落対策が未実施であるほか、トイレなどのバリアフリー化なども不十分であることから、機能の向上を図るための改修が課題となっています。
- ◆ 施設改修に当たっては、現在のホール機能の利用実態を精査した上で、公立文化施設の役割を果たしていくための機能向上を含めた一体的な取組が必要なことから、民間活力の活用も含めた経済的な事業手法の検討が必要です。

### イ. 図書館・子ども科学館

#### ② 図書館

- ◆ 図書館は、市民への情報提供機能の役割を担う市内唯一の施設であり、本市の「知の拠点」としての図書館機能を維持していくことが必要です。
- ◆ これまで図書館は、滞在型の利用や図書資料の貸出しを中心に運営してきました。また、インターネットによる蔵書等の検索・予約サービスの実施や電子図書館の開設など、在宅における利用環境の整備も進めています。さらに、これからの時代における図書館の役割として、図書資料の提供に加えて、地域の生涯学習や自主的に市民が取り組む地域課題の解決等の支

援に資するレファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割が求められています。

- ◆ こうした市民ニーズに対応できるレファレンスサービスの提供や時代の変化に対応する図書館のあり方を検討する中で、現状の利用状況等を精査した上で、効果的かつ効率的な管理運営手法や図書館施設のあり方についての検討が必要です。

### ③ 子ども科学館

- ◆ 子ども科学館は、科学に関する知識の普及と啓発により、創造性豊かな青少年を育成するとともに、学校教育活動における理科教育支援を行い、科学に対する興味・関心を醸成するといった役割を担っています。
- ◆ 一方で、開館当時とは社会教育環境が大きく変化していることや、プラネタリウムや展示物等については開設以来大きな更新もなく老朽化が進んでおり、その更新にも多大な財政負担（展示物の更新には約 5.5 億円、プラネタリウムの更新には約 3 億円）が見込まれていること、県内には、近隣市(厚木市・平塚市)を含めプラネタリウムを保有する施設が 7 施設あることなどを踏まえて、少子高齢化社会の進展を考慮した既存のサービスの見直しや施設の多機能化も含め、より有用な施設とするために、博物館機能を有している子ども科学館の今後のあり方についての検討が必要です。

## ウ. その他文化施設

### ④ 文化財保存室

- ◆ 本市が所有する文化財を収蔵・保管する役割に加えて、次代の市民に貴重な資料を継承していくとともに、体験や交流の機会を提供するなど新たな役割も求められています。
- ◆ 民間から借地している施設で築 37 年が経過し、施設の老朽化が進み、文化財資料の保管に適する環境となっていないことから、他施設への機能の移転が必要となっており、学習する場や機会を提供していくための資料の保存・展示・有効活用の方法について、民間活力の活用も含めた管理運営手法の検討が必要です。

## 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

### ア. 市民文化会館 ① 市民文化会館

#### 〔機能〕・〔建物〕

- 公立文化施設には、市民の芸術文化活動や生涯学習活動の場を提供する役割に加え、市民の文化ニーズに応えて質の高い芸術文化に触れる機会を提供し、市民の創造的な芸術文化活動を支援する役割が求められています。
- こうした視点から、市民文化会館の利用実態を精査し、多機能化の検討を進めます。
- あわせて、特定天井の脱落対策が未実施となっているほか、施設・設備の老朽化が顕著となっていることから、民間活力の活用を含めて、必要な改修について検討します。
- また、将来を見据え、行政センター地区の公共施設を適正に配置するため、他施設との複合化や近隣市との広域連携利用を含め、今後の施設のあり方について検討します。

#### 〔管理運営〕

- 効果的かつ効率的な管理運営を進めるため、民間活力の活用を含め、機能及び建物の検討の中で、管理運営について検討します。

イ. 図書館・子ども科学館 ② 図書館、③ 子ども科学館

〔機能〕・〔建物〕

- 図書館は、図書・記録・その他必要な資料の収集・整理・保存・利用を中心に運営しており、インターネットによる検索や予約が可能となるなど、在宅における利用環境の整備も進んでいます。
- しかし、滞在による利用者も一定数いることや、「知の拠点」としての役割を担う市内で唯一の公共図書館であることなどから、図書館機能は継続します。
- 機能維持のため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 子ども科学館は、科学に関する知識の普及と啓発を図り、創造性豊かな青少年の育成に寄与するために設置した施設です。これまで、学校教育活動における理科教育支援や科学に対する興味・関心の醸成に資する役割を果たしてきていますが、開館当時とは社会教育環境が大きく変化していることや、老朽化しているプラネタリウムの投影機器等の更新にも多大な財政負担が見込まれることなども踏まえて、行政センター地区内の公共施設としての位置付けの中で、子ども科学館機能の見直しを含む今後のあり方について検討します。

〔管理運営〕

- 図書館及び子ども科学館は、市直営で行っていますが、効果的かつ効率的な運営を進めるため、上記の検討にあわせ、民間活力を活用した管理運営手法について検討します。

ウ. その他文化施設 ④ 文化財保存室

〔機能〕・〔建物〕・〔管理運営〕

- 市が所有する文化財を適切に保存し、次の世代に引き継いでいく重要な役割を果たすため、機能は継続します。
- 施設の老朽化が進み、資料の保存に十分な環境となっていないことから、他の公共施設へ機能移転した上で、施設を廃止することとし、今後の文化財保存室のあり方について検討します。
- その際、資料の整理、保存等の機能のあり方、さらには民間活力の活用を含めた管理運営のあり方についても検討します。

4) 個別施設の見直しの方向性（10年間）

ア. 市民文化会館

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	市民文化会館	継続	検討	<p>〔機能〕・〔建物〕・〔管理運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の芸術文化活動や生涯学習活動の場を提供するため、継続します。</li> <li>・ 建物については、特定天井の脱落対策やトイレの改修などバリアフリー化への対応、施設・設備の老朽化対応が急務であり、大規模な改修が必要となっていることから、利用状況や将来需要を見据え、既存機能の見直しや多機能化について検討を進めます。</li> <li>・ 管理運営については、現在、直営で行っており、効果的かつ効率的な管理運営を進めるため、民間活力の活用を含め管理運営手法について検討します。</li> <li>・ 機能の向上、施設のリニューアル、管理運営手法の見直しを一体的に進めるため、機能向上計画を作成し、計画的に取り組みます。</li> <li>・ 将来的には、近隣市との広域連携利用を前提とした機能移転についても検討を進めるとともに、行政センター地区の公共施設を適正に配置するため、他施設との複合化など、今後の施設のあり方についても検討します。</li> </ul>

## イ. 図書館・子ども科学館

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
②	図書館	継続	維持 (長寿命化)	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書、記録又はその他必要な資料の収集、整備、保存に加え、生涯学習や地域課題の解決等に取り組む地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割が求められていること、また、市内で唯一の公共図書館であることから、市民の学習活動の拠点として、図書館機能は継続します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども科学館と一体的に整備した複合施設で、耐震基準を満たし、建築から34年が経過しています。計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、直営で行っていますが、子ども科学館との一体的な運用を含め、民間活力の活用について検討します。</li> </ul>
③	子ども科学館	検討	維持 (長寿命化)	<p>[機能] [管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育活動における理科教育支援や科学に対する興味や関心の醸成などの役割を果たしてきていますが、老朽化しているプラネタリウム投影機器等の更新時期も迎えることから、これまでの子ども科学館が果たしてきた役割を踏まえ、行政センター地区内の公共施設としての位置付けの中で、機能や管理運営手法の見直しを含めて今後のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館と一体的に整備した複合施設で、耐震基準を満たし、建築から34年が経過しています。計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。</li> </ul>

## ウ. その他文化施設

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
④	文化財保存室	継続	移転	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市が所有する文化財を保存し、次世代に引き継いでいくため、継続します。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震基準を満たしているものの、建築から37年が経過し、老朽化が進み、資料の保存に適した環境となっていないこと、用地が借地(有償)となっていることから、移転します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面、現行のとおり直営としますが、移転にあわせ、民間活力の活用を含めた管理運営のあり方について検討します。</li> </ul>



5) 対策内容と実施時期 (10年間)

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)	
①	市民文化会館	文化会館の機能・施設改修・ 管理運営手法のあり方検討			機能向上計画の策定			検討結果・計画に基づく対応
②	図書館	図書館の 管理運営手法の検討			図書館・子ども科学館個別施設計画に基づく修繕等			検討結果に基づく対応
③	子ども科学館	行政センター地区内の公共施設としての 位置付けの中で、機能の見直しを含む 子ども科学館のあり方の検討			図書館・子ども科学館個別施設計画に基づく修繕等			検討結果に基づく対応
④	文化財保存室	移転手法の検討・ 管理運営手法の検討			文化財保存室個別施設計画に基づく修繕等			検討結果に基づく対応

6) 対策の概算費用

《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	市民文化会館	検討	2,096,160	0	2,096,160	2,983,002	0	2,983,002	112,546
②	図書館・子ども科学館	維持 (長寿命化)	1,154,080	0	1,154,080	686,199	0	686,199	167,613
④	文化財保存室	移転	81,234	0	81,234	0	19,760	19,760	952
合計			3,331,474	0	3,331,474	3,669,201	19,760	3,688,961	281,111

更新費用の試算比較(⑥-③) 357,487

《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの 40年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
5(2) 社会教育施設/ 文化・教養施設	3,331,474	8,697,756	12,029,229	5,875,878	3,879,243	9,755,120	281,111

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲2,274,109

## 6 スポーツ・レクリエーション施設 - (1) スポーツ施設

### 1) 施設の概要

- 市民の健康増進とスポーツの振興を目的に、総合運動公園のほか、スポーツ施設を設置した公園3箇所、武道館、行政センター体育館・弓道場、スポーツ広場3箇所、あわせて10施設を設置しています。
- このほか、市立小中学校14校の屋内運動場(体育館)、屋外運動場(グラウンド)を学校教育に支障のない範囲で地域開放しています。
- なお、市内には民間のテニスコート(15面)や屋内プール(1箇所)が設置されているほか、民間の会員制スポーツジム(5箇所)が設置されています。

施設名	棟名	地区	基本情報															
			ハード							ソフト								
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率			
① 総合運動公園	体育館	高部屋	S63/1988	34	RC造	9,170.4	○						指管	-	市:162,565 指:174,973	市:1,600 指:174,368	134,096	46.4%
	野球場管理棟	高部屋	H3/1991	31	RC造	903.1	○										1,219	-
	野球場	高部屋	H3/1991	31	-	-	-	-	土特								24,691	42.9%
	自由広場	高部屋	S63/1988	34	-	-	-	-									66,287	24.8%
② 武道館		伊勢原北	S60/1985	37	RC造	1,108.6	○					指管	-	市:10,474 指:5,007	市:1,497 指:5,007	32,483	36.0%	
③ 行政センター体育館		伊勢原北	S53/1978	44	鉄骨造	787.6	○	浸水				直営	委	8,452	1,642	23,536	69.0%	
④ 行政センター弓道場・射場		伊勢原北	S54/1979	43	鉄骨造	79.3	△	浸水				直営	委	4,364	302	9,540	86.6%	
⑤ 鈴川公園	野球場	比々多	S47/1972	50	-	-	○	浸水				指管	-	総合運動公園に含む。	総合運動公園に含む。	17,550	49.6%	
	プール管理棟	比々多	S47/1972	50	RC造	145.0	△	浸水								-	-	
	プール	比々多	S47/1972	50	-	-	-	浸水								3,357	-	
	テニスコート	比々多	S47/1972	50	-	-	-	浸水								18,003	40.0%	
⑥ 市ノ坪公園	管理事務所	比々多	H16/2004	18	RC造	69.5	○	浸水				指管	-	総合運動公園に含む。	総合運動公園に含む。	-	-	
	自由広場	比々多	H16/2004	18	-	-	-	浸水								6,354	16.6%	
	テニスコート	比々多	H16/2004	18	-	-	-	浸水								24,561	48.3%	
⑦ 東富岡公園	テニスコート	成瀬	S55/1980	42	-	-	-	土砂				指管	-	総合運動公園に含む。	総合運動公園に含む。	24,465	46.6%	
⑧ 上満寺多目的スポーツ広場		比々多	H28/2016	6	-	-	-	浸水				直営	-	3,562	62	14,058	46.2%	
⑨ 大田すこやかスポーツ広場		大田	H2/1990	32	-	-	-	浸水	一部民間			直営	-	4,434	0	32,060	52.9%	
⑩ こどもスポーツ広場		比々多	H1/1989	33	-	-	-	浸水				直営	-	1,284	0	30,040	45.7%	

### 2) 施設の現状と課題

- 施設の種別内訳は、体育館2施設(総合運動公園(大・小アリーナ)、行政センター)、野球場2施設(総合運動公園、鈴川公園(硬式野球は不可))、テニスコート3施設11面(鈴川公園4面、市ノ坪公園4面、東富岡公園3面)、屋外プール1施設(鈴川公園)、武道場2施設(総合運動公園体育館内、武道館)、弓道場1施設(行政センター)、トレーニングルーム1施設(総合運動公園体育館内)、自由広場2施設(総合運動公園、市ノ坪公園)、スポーツ広場3施設(上満寺多目的スポーツ広場、大田すこやかスポーツ広場、こどもスポーツ広場)となっています。
- 建築物がある施設は6施設(8棟)で、このうち耐震基準を満たしている建物が3施設(4棟)、旧耐震基準で建設した建物は3施設(4棟)、また、建築から35年以上が経過している建物は4施設(5棟)で、老朽化が進んでいます。
- 管理運営は、5施設は指定管理者制度で、その他の施設は市直営(一部業務委託含む)で行っており、市が支出する管理運営費の総額は、指定管理料、人件費を含め年間約195,140千円で、施設使用料など総額で年間約5,100千円の収入があります。(スポーツ施設全体の管理運営費総額に占める施設使用料等の割合は、約2.7%)。
- 施設の利用日・利用時間は、次のとおりです。

施設名		利用日	利用時間
総合運動公園	体育館	年末年始と月曜日(祝日を除く)を除く毎日	9時～21時
	野球場	月曜日(祝日を除く)を除く毎日 (12月1日から3月9日までは休場)	3月10日から3月末まで; 8時～18時 4月から11月末まで; 6時～22時
	自由広場	無休	4月から10月まで; 6時～18時 11月から3月まで; 8時～16時
武道館		年末年始と月曜日(祝日は除く)を除く毎日	9時～21時30分(18時～18時30分を除く)
行政センター体育館		年末年始と第2・第4月曜日を除く毎日	9時～21時
行政センター弓道場・射場		年末年始と第2・第4月曜日を除く毎日	9時～21時
鈴川公園	野球場	年末年始を除き毎日	3月から11月まで; 6時～22時 12月から2月まで; 6時～16時
	プール	7月から8月末まで	9時～16時30分
	テニスコート	年末年始を除く毎日	4月から10月まで; 6時～18時 11月から3月まで; 6時～16時
市ノ坪公園	自由広場	無休	4月から10月まで; 8時～18時 11月から3月まで; 8時～16時
	テニスコート	年末年始を除く毎日	4月から10月まで; 8時～18時 11月から3月まで; 8時～16時
東富岡公園	テニスコート	年末年始を除く毎日	4月から10月まで; 6時～18時 11月から3月まで; 8時～16時
上満寺多目的スポーツ広場		年末年始を除く毎日	4月から10月まで; 6時～18時 11月から3月まで; 8時～16時
大田すこやかスポーツ広場		年末年始を除く毎日	4月から10月まで; 6時～18時 11月から3月まで; 8時～16時
こどもスポーツ広場		年末年始を除く毎日	4月から10月まで; 6時～18時 11月から3月まで; 8時～16時

## ① 総合運動公園

- 市内で最大規模の公園であると同時に、本市のスポーツ振興における基幹的な施設としての役割を担い、体育館、伊勢原球場、自由広場等で構成(各施設の概要は以下のとおり。)し、合計延床面積は約 10,073 ㎡。このほか、465 台分の無料駐車場(第1～4駐車場)を設置しています。なお、大規模な災害が発生した場合の広域避難場所及び広域避難所に指定されています。《主な施設の構成》

施設名	建築年	経過年数	構造	延床面積
体育館	昭和 63(1988)年	34年	鉄筋コンクリート造・2階建	9,170 ㎡
野球場管理棟	平成 3(1991)年	31年	鉄筋コンクリート造・1階建	903 ㎡
野球場			—	—
自由広場	昭和 63(1988)年	34年	—	—

- このうち、体育館は、大体育室(メインアリーナ)、小体育室(サブアリーナ)、武道場(柔道場・剣道場)、トレーニング室、会議室で構成し、開館日・開館時間は、年末年始と月曜日(祝日を除く)を除く毎日、9時から21時までです。
- 野球場は硬式野球・軟式野球の使用が可能で、ナイター設備を完備しているほか、大会開催時の本部等として利用できる管理棟と約 15,000 人収容の観覧席を備え、高校野球の神奈川県予選会場としても使用されています。利用時間は、3月10日から3月末までの間は8時から18時まで、4月から11月末までの間は6時から22時までで、毎週月曜日(祝日を除く)と12月1日から3月9日までは休場です。野球場敷地の一部が、土砂災害特別警戒区域に含まれています。
- 自由広場(敷地面積約 12,000 ㎡)は、様々なスポーツやレクリエーションなどに多目的に利用でき、利用時間は、4月から10月までの間は6時から18時まで、11月から3月までの間は8時から16時までです。団体予約が入っていない場合は、個人利用も可能となっています。
- 管理運営は、総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園及び東富岡公園の4公園を一括して指定管理者制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約 174,970 千円で、指定管理料(総額約 136,610 千円)のほか、施設利用料(約 27,430 千円)、自主事業収入など年間約

174,370千円の収入があります。市は、指定管理料のほか、修繕費など年間約162,570千円を支出し、総合運動公園野球場のネーミングライツ料として約1,000千円の収入があります

- 利用状況は、体育館は、市民の自主的なスポーツ・サークル活動の場としての利用をはじめ、特に週末を中心に、本市や競技団体が主催・運営する大会(全6競技・年15日程度)や、その他の大会やイベント(年150回程度)が開催されているほか、指定管理者が行う自主事業(フィットネス教室等・平日も含め年250回程度)等に使用され、年間約134,000人が利用しています。
- 野球場は、各種大会や練習・試合などに使用され、年間約24,700人が利用しています。
- このほか、全国規模の大会を含む各種大会や興行を含むイベントなどの開催、公園利用者等も含めると、全体で約226,000人以上に利用されています。
- 各諸室の利用状況は、次のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者 数(人)	諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者 数(人)
	午前	午後	夜間	全体			午前	午後	夜間	全体	
体育館 大体育室	83.6	56.4	85.9	70.7	87,303	体育館 会議室A	48.1	38.5	17.2	35.6	7,017
体育館 小体育室	73.6	67.7	75.2	71.1		体育館 会議室B	27.1	21.0	9.6	19.7	
体育館 柔道場	23.9	23.0	60.7	32.7	11,721	野球場	41.0	51.1	33.3	42.9	1,219
体育館 剣道場	61.9	36.3	58.6	48.3		野球場管理棟(本部室)	4.4	5.5	3.6	5.3	
体育館 トレーニング室	100.0	100.0	100.0	100.0	28,055	自由広場	24.9	24.7	—	24.8	66,287

- 体育館の利用実績は、次のとおりです。

	諸室	利用実績における主な内訳
1 貸館事業	大体育室	<b>【団体利用】</b> ・フットサル：465回      ・バスケットボール：365回 ・バドミントン：307回      ・バレーボール：107回 ・卓球：77回      ・その他：338回（上記以外の種目、イベント等） <b>【個人利用】</b> ・バスケットボール：126回      ・バドミントン：72回 ・卓球：16回      ・バレーボール：6回 ・その他：16回（上記以外の種目） <b>【指定管理者自主事業】</b> ・ミニバスケットボール教室等：5回
	小体育室	<b>【個人利用】</b> ・バスケットボール：1,538回      ・バドミントン：688回 ・卓球：246回      ・バレーボール：85回 ・その他：111回（上記以外の種目） <b>【指定管理者自主事業】</b> ・フィットネス教室等：134回
	武道場	<b>【団体利用】</b> ・柔道：149回      ・剣道：141回      ・空手：54回 ・その他：535回（上記以外の種目、イベント等） <b>【個人利用】</b> ・柔道：17回      ・剣道：9回      ・空手：34回 ・その他：195回（上記以外の種目） <b>【指定管理者自主事業】</b> ・エアロビクス、ピラティス教室等：87回
	会議室	主にスポーツ関係機関や団体の会議、各種講習等に利用
2 自主事業 指定管理者が実施している教室等		〈令和元(2019)年度の開催実績〉 ・エアロビクス教室（コース別に基本週1回）：3,993人 ・ピラティス教室（年12回）：44人 ・その他「ミニバスケットボール教室」「バランスボール教室」等：45人 ※ 会場は主に「小体育室」、一部は「会議室」を利用

## ② 武道館

- 武道の普及振興及び市民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設置している施設で、建物は、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は1,108㎡。昭和60(1985)年に建設し、建築から37年が経過し、老朽化が進んでいます。このほか、無料駐車場が8台(臨時駐車場が別に20台)あります。災害が発生した際の臨時避難所(伊勢原北地区)に指定されています。
- 施設は、1階：剣道場2面、会議室等、2階：柔道場で構成し、開館日は、年末年始と月曜日(祝日は除く)を除く毎日で、開館時間は、9時から21時30分まで(18時から18時30分を除く)です。管理運営は指定管理者が行い、指定管理者は、指定管理料として約5,010千円の収入があります。市は、指定管理料や修繕料、委託料など約10,470千円を支出し、使用料など約1,500千円の収入があります。
- 剣道・柔道の大会や練習で使用しているほか、ダンスやヨガなどの市民の自主サークルグループの活動で、年間約32,500人が利用しています。各諸室の利用状況は、次のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者 数(人)	諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者 数(人)
	午前	午後	夜間	全体			午前	午後	夜間	全体	
剣道場	40.1	28.8	54.2	37.4	16,638	会議室	14.3	13.7	28.2	17.5	2,272
柔道場	50.7	40.8	80.6	53.2	13,573						

## ③ 行政センター体育館

- 県から平成7(1995)年に本市に移管された施設で、鉄骨造、地上1階建て、延床面積は787㎡。昭和53(1978)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしているものの、建築から44年が経過し、老朽化が進んでいます。浸水想定区域に含まれています。
- 施設は体育室のみで、利用日は年末年始と第2・第4月曜日を除く毎日、利用時間は9時から21時までです。
- 管理運営は市直営(シルバー人材センターに委託)で行っており、業務委託費を含む管理運営費は約8,450千円で、使用料として約1,640千円の収入があります。
- 各種球技をはじめニュースポーツや健康づくりのサークル活動などで、年間約23,500人が利用しており、利用状況は次のとおりです。

施設名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
行政センター 体育館	73.3	65.6	71.7	69.0	23,536

## ④ 行政センター弓道場・射場

- 県から平成7(1995)年に本市に移管された市内唯一の弓道場で、射場と的場で構成しています。鉄骨造、地上1階建て、延床面積は79㎡。昭和54(1979)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であり、建築から43年が経過し、老朽化が進んでいます。浸水想定区域に含まれています。
- 市内唯一の弓道場で、射場と的場で構成し、利用日は、年末年始と第2・第4月曜日を除く毎日で、利用時間は9時から21時までです。
- 管理運営は市直営(シルバー人材センターに委託)で行っており、業務委託費を含む管理運営費は年間約4,360千円で、使用料として年間約300千円の収入があります。
- 個人の練習をはじめ、各種大会などに利用されるほか、弓道体験教室なども行われ、年間約9,500人が利用しており、利用状況は次のとおりです。

施設名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
行政センター 弓道場	98.8	83.4	80.8	86.6	9,540

## ⑤ 鈴川公園(野球場・プール・テニスコート)

- スポーツ施設を中心とした公園で、野球場、テニスコート(4面)、屋外プールで構成していま



す。このほか、無料駐車場 50 台分を設置(利用時間:6 時から 22 時まで)しています。浸水想定区域に含まれています。

- 野球場は、ナイター設備を備えたクレイグラウンドです。利用日は、年末年始を除き毎日、利用時間は、3 月から 11 月までの間は 6 時から 22 時まで、12 月から 2 月までの間は 6 時から 16 時までです。利用は、軟式野球、ソフトボールに限られ、硬式野球での利用はできません。なお、軟式野球での利用についても、バットやボールの改良等により防球ネットを越える場外飛球が頻発している状況を踏まえて、令和 4(2022)年 4 月から、一部利用条件(安全利用に関するルール)が設けられています。
- テニスコートは、砂入人工芝 2 面とクレイコート 2 面の計 4 面を設置しています。利用日は、年末年始を除く毎日、利用時間は、4 月から 10 月までの間は 6 時から 18 時まで、11 月から 3 月までの間は 6 時から 16 時までです。
- 屋外プールは、25m プールと幼児用のプールのほか、プール管理棟を設置しています。利用期間は 7 月から 8 月末までの夏季の 2 か月間で、利用時間は 9 時から 16 時 30 分までです。プール管理棟は、鉄筋コンクリート造、地上 1 階建て、延床面積は 145 m<sup>2</sup>。昭和 47(1972)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であるものの、建築から 50 年が経過し、老朽化が顕著となっています。令和元(2019)年度には、ろ過機の修繕を行っています。
- 管理運営は、総合運動公園・市ノ坪公園・東富岡公園と一括で指定管理者が行っています。また、鈴川公園のネーミングライツ料として、市に年間約 600 千円の収入があります。
- 市民の身近なスポーツ施設として、年間約 38,900 人が利用しています。各施設の利用状況は、次のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者 数(人)	諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者 数(人)
	午前	午後	夜間	全体			午前	午後	夜間	全体	
鈴川球場	42.1	50.5	40.6	49.6	17,550	テニスコート(人工芝)	42.1	45.6	—	44.9	18,003
鈴川プール	100.0	100.0	—	100.0	3,357	テニスコート(クレイ)	32.3	38.7	—	35.1	

## ⑥ 市ノ坪公園（自由広場・テニスコート）

- スポーツ施設と自由広場を中心とした公園で、テニスコート 4 面と管理事務所で構成し、無料駐車場 19 台分を設置しています。浸水想定区域に含まれています。大規模な災害が発生した場合の広域避難場所及び地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- テニスコートは、砂入人工芝 4 面を設置しており、利用日は、年末年始を除く毎日、利用時間は、4 月から 10 月までの間は 8 時から 18 時まで、11 月から 3 月までの間は 8 時から 16 時までです。令和 4(2022)年度に、テニスコートの全面改修工事を実施しました。
- 自由広場(敷地面積約 2,800 m<sup>2</sup>)は、様々なスポーツやレクリエーションなどに利用できる多目的な広場で、1 年を通じて利用でき、利用時間は、4 月から 10 月までの間は 8 時から 18 時まで、11 月から 3 月までの間は 8 時から 16 時までです。団体予約以外の場合は、基本的には誰もが自由に利用できる広場であり、スポーツ施設としてのほか、地域の公園としての役割も担っています。また、災害時には避難や仮設住宅建設用地に役立つ防災公園としての要素も備えています。
- 管理事務所は、鉄筋コンクリート造、地上 1 階建て、延床面積は 69 m<sup>2</sup>。平成 16(2004)年に建設し、建築から 18 年が経過しています。災害時は、防災センター室と医療救護活動室となり、物資の手配やけがの応急手当などの場となります。
- 管理事務所の開設日は、年末年始を除く毎日、管理業務時間は、4 月から 10 月までの間は 8 時 30 分から 16 時 30 分、11 月から 3 月までの間は 8 時 30 分から 14 時までです。火曜日・木曜日・土曜日の 9 時 30 分から 11 時 30 分までは、総合運動公園体育館事務室と同様の予約受付業務(支払・返金・受付等)を行っています。
- 管理運営は、総合運動公園・鈴川公園・東富岡公園と一括で指定管理者が行っています。
- テニスコートは、年間約 24,600 人が利用しています。各施設の利用状況は、次のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			利用者 数(人)	諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)			利用者 数(人)		
	午前	午後	夜間			全体	午前	午後		夜間	全体
テニスコート(人工芝)	46.0	47.8	—	48.3	24,561	自由広場	16.7	16.5	—	16.6	6,354

- 大規模な災害が発生した場合の広域避難場所に指定されています。

#### ⑦ 東富岡公園(テニスコート)

- スポーツ施設(テニスコート(ハードコート)3面)を中心とした公園で、無料駐車場15台分を設置しています。駐車場の一部が土砂災害警戒区域に含まれています。
- テニスコートの利用日は、年末年始を除く毎日で、利用時間は、4月から10月までの間は6時から18時まで、11月から3月までの間は8時から16時までです。
- 管理運営は、総合運動公園・鈴川公園・市ノ坪公園と一括で指定管理者が行っています。
- 年間約24,500人が利用しており、利用状況は次のとおりです。

諸室名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
テニスコート	44.7	47.4	—	46.6	24,465

#### ⑧ 上満寺多目的スポーツ広場

- 過去に本市に寄贈を受けた土地の有効活用として、市内児童をはじめとした市民の健康維持及び体力増進をはじめ、スポーツを通じた市民相互の交流の場として、平成28(2016)年に設置した施設です。浸水想定区域に含まれています。
- 施設は、敷地面積4,200㎡のグラウンド(クレイ補装)に、ジュニアサッカーコート1面(フットサルコート2面分)を設け、高さ11mの防球ネットがあります。敷地内には男女兼用のトイレ(木造1階建て、延床面積4㎡、平成28(2016)年に建設)のほか、無料駐車場25台分を設置しています。
- 施設の利用日は、年末年始を除く毎日で、利用時間は、4月から10月までの間は6時から18時まで、11月から3月までの間は8時から16時までです。
- 管理運営は市直営で行っており、管理運営費は年間約3,560千円で、使用料及び行政財産の目的外使用料(電柱)として年間約60千円の収入があります。運用に当たっては、利用団体で構成する利用連絡会が団体間の調整などを行っています。
- 少年野球やサッカーのほか、地域の行事などで年間約14,100人が利用しており、利用状況は次のとおりです。

施設名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
上満寺多目的スポーツ広場	41.3	51.7	—	46.2	14,058

#### ⑨ 大田すこやかスポーツ広場

- 地域住民のスポーツ・体力づくりの場として、平成2(1990)年に設置した施設で、公の施設としての条例は定めていません。浸水想定区域に含まれています。敷地の一部は民間からの借地となっています。
- 施設は、敷地面積8,738㎡のグラウンド(土)で、高さ11mの防球ネットがあります。駐車場はありません。
- 施設の利用日は、年末年始を除く毎日で、利用時間は、4月から10月までの間は6時から18時まで、11月から3月までの間は8時から16時までです。
- 管理運営は市直営で行っており、簡易な維持管理や運用に係る調整などは、利用団体で構成する利用連絡会が担っています。利用連絡会への交付金を含めた管理運営費は年間約4,430千円で、収入はありません。
- 少年野球やサッカー、グラウンドゴルフのほか、地域の行事など、年間約32,100人が利用しており、利用状況は次のとおりです。

施設名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
大田すこやかスポーツ広場	51.2	54.6	—	52.9	32,060

#### ⑩ こどもスポーツ広場

- こどものスポーツ振興を主目的とした施設として、下水道終末処理場の建替予定地の有効活用も兼ねて、当該敷地を暫定的に利用して平成元(1989)年に整備した施設で、公の施設としての条例は定めていません。浸水想定区域に含まれています。
- 施設は、敷地面積約 10,000 m<sup>2</sup>のグラウンドで、高さ 10mの防球ネットがあり、少年野球 2面、又は少年サッカー2面の利用が可能です。無料駐車場(15 台分)を設置しています。
- 施設の利用日は、年末年始を除く毎日で、利用時間は、4月から10月までの間は6時から18時まで、11月から3月までの間は8時から16時までです。
- 管理運営は市直営で行っており、管理運営費は年間約 1,280 千円で、収入はありません。運用に当たっては、利用団体で構成する利用連絡会が団体間の調整などを行っています。
- 少年野球やサッカーなどで年間約 30,000 人が利用しており、利用状況は次のとおりです。

施設名 (令和元(2019)年度)	稼働率(%)				利用者数 (人)
	午前	午後	夜間	全体	
子どもスポーツ広場	41.8	47.1	—	45.7	30,040

#### 【課題の整理】

- ◆ スポーツ施設には、①市民の健康づくりや、②余暇・レクリエーションの場として、また、③スポーツを始めるきっかけづくりや④競技力向上の機会を提供することが求められています。  
多くの市民が健康で活力ある生活を送ることができるように、ライフステージに応じた運動・スポーツに親しむ機会の提供や、運動習慣のない市民を含めた多くの市民が日常的に運動・スポーツに親しめる環境づくり、競技力を高めるための指導者を含めた人材育成などへの取組が必要です。
- ◆ 一方で、多くのスポーツ施設において、施設の老朽化や設備の劣化等が進行していることから、将来的にも運動・スポーツに親しめる環境を確保するため、計画的な改修・維持管理により老朽化への対応を図るとともに、施設の利用状況や市民ニーズ等を踏まえて、将来的なスポーツ施設の適正配置に向けた検討、取組も必要です。
- ◆ テニスコートについては、市営のテニスコート(11 面)のほか、民間のテニスコート(15 面)が設置されていることから、それぞれのニーズ、利用方法、利用状況等を精査し、今後のあり方の検討が必要です。
- ◆ プールは、施設・設備の老朽化が顕著となっていることに加えて、小中学校のプール施設も同様に老朽化が進んでいることや市内の民間のプール施設が 1 施設のみである状況も勘案して、市域全体におけるプール施設の利用方法や適正配置のあり方などの検討が必要です。
- ◆ 武道場については、総合運動公園内体育館及び武道館にも設置されていることから、利用実態を精査の上、今後のあり方の検討が必要です。
- ◆ 市民の日常的な活動に使用するスポーツ施設・スポーツ広場については、学校の屋内運動場・屋外運動場の施設開放、公民館等の多目的スペース、青少年広場等のスポーツ施設以外の広場や、民間のスポーツジムなどもあることから、これらの設置状況や利用状況等を勘案し、今後の施設配置のあり方についての検討が必要です。
- ◆ 管理運営については、一部の施設では指定管理者制度を導入しているものの、市民の健康づくりや余暇・レクリエーション活動の場として、また、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力向上のために、改めて、本市が求めるスポーツ施設サービスの水準を検証するとともに、他のスポーツ施設も含めて、民間活力や地域力を活かした、より効果的かつ効率的な管理運営手法の検討が必要です。

- ◆ また、スポーツ施設の管理運営費総額に占める利用者が負担する施設使用料・利用料の割合（約 13%）を踏まえて、施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化への取組が必要です。

【参考・公民館等の多目的スペース】

施設名	諸室名	稼働率	施設名	諸室名	稼働率
消防署南分署	コミュニティ防災センター	44.9%	中央公民館	展示ホール	65.0%
伊勢原シティプラザ	ふれあいホール	34.4%	大山公民館	講義室	37.0%
市民文化会館	展示室 1	51.2%	比々多公民館	講義室	54.0%
	展示室 2	46.4%	大田公民館	集会室	49.0%
	練習室 1	46.8%	成瀬公民館	講義室	64.0%
	練習室 2	37.2%	高部屋公民館	講義室	54.0%
	練習室 3	37.3%	伊勢原南公民館	講義室	70.0%
	練習室 4	42.2%	成瀬コミュニティセンター	集会室	42.6%
	リハーサル室	71.7%	伊勢原北コミュニティセンター	談話集会室	32.6%
			伊勢原南コミュニティセンター	集会室	35.4%

【参考・青少年広場等】

施設名
千津青少年広場
殿村青少年広場
大田青少年広場
北三間農村広場

【参考・学校開放】

- 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例に基づき、義務教育施設を学校教育の支障のない範囲で、社会教育その他公共のために開放しています。規則に定める各施設の開放日・開放時間及び利用状況は次のとおりです。

開放施設		開放日	開放時間
屋内運動場(体育館)	小学校 10 校	学校の休業日	9 時～21 時
		教育活動が午前までの日	13 時～21 時
		上記以外	16 時～21 時
	中学校 4 校	学校の休業日	9 時～21 時
		教育活動が午前までの日	13 時～21 時
		上記以外	18 時～21 時
屋外運動場(グラウンド) ※照明設備なし	小学校 9 校 (石田除く)	学校の休業日	9 時～18 時
		教育活動が午前までの日	13 時～18 時
		上記以外	16 時～18 時
	中学校 3 校 (中沢除く)	学校の休業日	9 時～18 時
		教育活動が午前までの日	13 時～18 時
		上記以外	16 時～21 時
屋外運動場(グラウンド) ※照明設備あり	石田小学校	学校の休業日	9 時～21 時
		教育活動が午前までの日	13 時～21 時
		上記以外	16 時～21 時
	中沢中学校	学校の休業日	9 時～21 時
		教育活動が午前までの日	13 時～21 時
		上記以外	19 時～21 時
屋外運動場(グラウンド) 夜間照明設備使用時間	石田小学校	4 月～10 月:19 時～21 時、11 月～3 月:17 時～21 時	
	中沢中学校	通年:19 時～21 時	



施設名	諸室名	稼働率	施設名	諸室名	稼働率
伊勢原小学校	屋内運動場(体育館)	59.8%	大田小学校	屋内運動場(体育館)	61.1%
	屋外運動場(グラウンド)	46.4%		屋外運動場(グラウンド)	41.1%
大山小学校	屋内運動場(体育館)	40.1%	桜台小学校	屋内運動場(体育館)	61.1%
	屋外運動場(グラウンド)	25.7%		屋外運動場(グラウンド)	45.1%
高部屋小学校	屋内運動場(体育館)	69.2%	緑台小学校	屋内運動場(体育館)	59.1%
	屋外運動場(グラウンド)	44.9%		屋外運動場(グラウンド)	52.1%
比々多小学校	屋内運動場(体育館)	79.3%	竹園小学校	屋内運動場(体育館)	38.1%
	屋外運動場(グラウンド)	79.0%		屋外運動場(グラウンド)	40.3%
成瀬小学校	屋内運動場(体育館)	68.4%	石田小学校	屋内運動場(体育館)	62.3%
	屋外運動場(グラウンド)	57.4%		屋外運動場(グラウンド)	49.3%
山王中学校	屋内運動場(体育館)	49.1%	中沢中学校	屋内運動場(体育館)	40.5%
成瀬中学校	屋内運動場(体育館)	65.4%		屋外運動場(グラウンド)	36.4%
伊勢原中学校	屋内運動場(体育館)	51.2%			

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### 〔機能〕

- 市民の健康づくり、余暇・レクリエーション活動の場として、また、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力の向上を図るため、スポーツ施設については基本的に継続します。
- スポーツ施設については、災害時にも配慮した計画的な施設の維持管理を行うとともに、さらなる利用促進に向けた方策を講じます。
- また、市内に立地する大学・民間施設との連携を図った活用を進めます。

#### 〔建物〕

- 県大会等が開催できる規模・水準のスポーツ施設については、今後も継続し、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 市民の日常的な活動に使用するスポーツ施設・スポーツ広場については、学校の屋内運動場・屋外運動場の地域開放施設や、公民館等の施設に併設されている多目的スペース等、民間のスポーツジムの設置状況を勘案し、施設の配置のあり方について検討します。
- 運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続使用しますが、類似機能を持つスポーツ広場等と一体的に、利用状況等を精査し、配置及び整備方針等を含め、今後のあり方について検討します。

#### 〔管理運営〕

- 既に指定管理者制度を導入している施設については、要求水準書を検証するとともに、モニタリングを強化し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。
- 指定管理者制度未導入の施設については、効果的かつ効率的な運営を図るため、民間活力を活用した管理運営手法について検討します。
- 施設使用料については、利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について検討します。



#### 4) 個別施設の見直しの方向性 (10年間)

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続	検討	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の健康づくり、余暇・レクリエーション活動の場として、また、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力の向上を図るため、スポーツ施設については基本的に継続しますが、さらなる利用促進に向けた方策を講じます。</li> <li>市内に立地する大学・民間施設との連携を図った活用を進めます。</li> </ul> <p>[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体育館等について、学校の屋内運動場の地域開放施設や、公民館等の多目的スペース等、民間のスポーツジムの設置状況を勘案し、施設の配置のあり方について検討します。</li> <li>屋外運動施設について、学校の屋外運動場の地域開放施設や類似機能を持つスポーツ広場等の利用状況等を精査し、配置及び整備方針等を含め、今後のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度を導入している施設は、要求水準書を検証するとともに、モニタリングを強化し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。</li> <li>指定管理者制度未導入の施設については、効果的かつ効率的な運営を図るため、既に指定管理者制度を導入している施設との一体的な運用を含め、民間活力を活用した管理運営手法について検討します。</li> <li>施設使用料について、受益者負担の適正化について検討します。</li> </ul>
①	総合運動公園 (体育館、野球場管理棟、野球場(グラウンド部分)、自由広場)	継続	<p>[体育館]維持(長寿命化)</p> <p>[野球場(グラウンド部分)、野球場管理棟]維持(修繕)</p> <p>[自由広場]検討</p>	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体育館は、大小のアリーナ、武道場、トレーニングルームなどを備え、全国的な大会や全県レベルの大会等も開催し、本市のスポーツ振興における中核的な役割を果たしていることから継続使用し、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>野球場及び管理棟は、高校野球の県予選会場などに使用されており、必要な修繕を行い継続使用します。</li> <li>自由広場は、同種類施設の利用実態等を精査し、今後のあり方について検討します。</li> </ul>
②	武道館	継続 ・ 検討	維持 (修繕) ・ 検討	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から37年が経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、総合運動公園体育館内にも類似の機能があることから、利用実態等を精査した上で、今後のあり方について検討します。</li> </ul>
③	行政センター体育館	検討	維持 (修繕) ・ 検討	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から44年が経過し、老朽化が進んでいます。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、市内の小中学校体育館の地域開放や、他の公共施設での多目的スペースの設置・利用状況を精査し、今後のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行のとおりとします。</li> </ul>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
④	行政センター 弓道場・射場	継続 ・ 検討	維持 (修繕) ・ 検討	<p>[機能]・[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準で建設し、耐震性は不明であるものの、建築から43年が経過し、老朽化が進んでいます。市内唯一の弓道場であり、当面、必要な修繕を行い継続しますが、武道場の総合運動公園体育館への移転を検討する中で、弓道場の移転についても検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当面、現行のとおりとします。</li> </ul>
⑤	鈴川公園 (野球場、 プール、テニ スコート)	継続	<p>[野球場] 維持 (修繕) ・ [プール・ テニス コート] 維持 (修繕) ・ 検討</p>	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の身近なスポーツ施設として利用されており、今後も継続します。</li> </ul> <p>[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野球場は、総合運動公園と当施設の2施設にあり、必要な修繕を行い、今後も継続使用します。</li> <li>テニスコートは、当面、必要な修繕を行い継続しますが、市ノ坪公園(4面)・東富岡公園(3面)の他、民間のテニスコート15面が設置されていることから、利用実態を精査し、今後のあり方を検討します。</li> <li>屋外プールは、旧耐震基準で建設し、建築から50年が経過し老朽化が顕著となっています。令和元(2019)年にろ過機の修繕を実施していることから、当面、必要な修繕を行い継続しますが、市内には民間の温水プールが1施設設置されていること、設備等の大規模な改修が必要となり多額の財政支出が見込まれることから、今後の学校プールのあり方と整合を図るとともに、市域全体におけるプール施設の利用方法や適正配置のあり方など、総合的に今後のあり方について検討します。</li> </ul>
⑥	市ノ坪公園 (管理事務所、 自由広場、 テニスコート)	継続 ・ 検討	<p>[管理 事務所] 維持 (修繕) ・ [自由 広場・ テニス コート] 維持 (修繕) ・ 検討</p>	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の身近なスポーツ施設として基本的に継続しますが、自由広場は、同種類似施設の利用実態等を精査し、今後のあり方について検討します。</li> </ul> <p>[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理事務所は、耐震基準を満たし、建築から18年が経過しています。今後も必要な修繕を行い継続使用します。</li> <li>テニスコートは、当面、必要な修繕を行い継続しますが、鈴川公園(4面)・東富岡公園(3面)の他、民間のテニスコート15面が設置されていることから、利用実態を精査し、今後のあり方を検討します。</li> </ul>
⑦	東富岡公園 (テニスコート)	継続	維持 (修繕) ・ 検討	<p>[機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の身近なスポーツ施設として、基本的に継続します。</li> </ul> <p>[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テニスコートは、当面、必要な修繕を行い継続しますが、鈴川公園(4面)・市ノ坪公園(4面)の他、民間のテニスコート15面が設置されていることから、利用実態を精査し、今後のあり方を検討します。</li> </ul>
⑧	上満寺多目的 スポーツ広場	継続	維持 (修繕)	<p>[機能]・[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少年野球やサッカーのほか、地域の行事などにも使用されており、市民の身近なスポーツ施設として、基本的に継続します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行のとおりとします。</li> </ul>
⑨	大田すこやか スポーツ広場	継続 ・ 検討	検討	<p>[機能]・[施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少年野球やサッカーのほか、地域の行事などにも使用されており、市民の身近なスポーツ施設として、基本的に継続しますが、周辺には小学校の屋外運動場のほか、大田青少年広場が設置されていること、土地を民間から借り上げていることから、利用実態等を精査し、機能移転を含め今後のあり方を検討します。</li> </ul> <p>[管理運営]</p>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
				・ 現行のとおりとします。
⑩	こどもスポーツ広場	継続	維持(修繕)	[機能]・[施設] ・ 下水道終末処理場の建設用地を暫定利用しており、当面、継続します。 [管理運営] ・ 現行のとおりとします。

### 5) 対策内容と実施時期 (10年間)

No.	施設名	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年～令和14年
		(2023年)	(2024年)	(2025年)	(2026年)	(2027年)	(2028年～2032年)
	基本的な方向性	スポーツ施設・広場のあり方の検討					検討結果に基づく対応
		・ 指定管理者制度の適切な運用 ・ 他の施設の一体管理を含めた民間活力の活用 ・ 受益者負担の適正化の検討					検討結果に基づく対応
①	総合運動公園	野球場・管理棟：必要な修繕を行い継続使用					
		自由広場：類似施設の利用実態を踏まえ、今後のあり方検討					検討結果に基づく対応
②	武道館	当面、必要な修繕を行い継続使用					
③	行政センター体育館	利用実態を精査し、今後のあり方検討					検討結果に基づく対応
④	行政センター弓道場・射場						
⑤	鈴川公園	野球場：必要な修繕を行い継続使用					
		テニスコート：利用実態を精査し今後のあり方検討					検討結果に基づく対応
		プール：学校プール等を含め今後のあり方検討					検討結果に基づく対応
⑥	市ノ坪公園	自由広場・テニスコート：利用実態を精査し、今後のあり方検討					検討結果に基づく対応
		管理事務所：必要な修繕を行い継続使用					
⑦	東富岡公園	テニスコート：利用実態を精査し、あり方検討					検討結果に基づく対応

No.	施設名	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年～令和14年	
		(2023年)	(2024年)	(2025年)	(2026年)	(2027年)	(2028年～2032年)	
⑧	上満寺多目的スポーツ広場	類似施設を含め利用実態を精査し、あり方検討					検討結果に基づく対応	
⑨	大田すこやかスポーツ広場							
⑩	こどもスポーツ広場							

## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設No.	施設名	施設の見直しの方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円) ⑦	
			現状維持した場合			本計画を推進した場合				
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計		
①	総合運動公園	維持(長寿命化)	2,173,375	0	2,173,375	2,601,841	0	2,601,841	156,485	
	体育館	維持(修繕)	214,044	0	214,044	263,073	0	263,073		
	野球場管理棟	維持(修繕)	131,000	0	131,000	80,000	0	80,000		
	野球場	検討	0	0	0	0	0	0		
②	武道館	維持(修繕)・検討	262,743	0	262,743	262,743	0	262,743	8,554	
③	行政センター体育館	維持(修繕)・検討	186,656	0	186,656	161,611	0	161,611	6,532	
④	行政センター弓道場・射場	維持(修繕)・検討	18,789	0	18,789	16,268	0	16,268	3,244	
⑤	鈴川公園	野球場	維持(修繕)	34,365	24,070	58,435	0	24,360	24,360	総合運動公園に含む
	プール管理棟	維持(修繕)・検討	0	0	0	25,608	0	25,608		
	プール	維持(修繕)・検討	0	158,000	158,000	0	158,000	158,000		
	テニスコート	維持(修繕)・検討	30,000	0	30,000	30,000	0	30,000		
⑥	市ノ坪公園	管理事務所	維持(修繕)	15,000	0	15,000	7,441	0	7,441	総合運動公園に含む
	自由広場	維持(修繕)・検討	0	0	0	0	0	0		
	テニスコート	維持(修繕)・検討	15,000	0	15,000	15,000	0	15,000		
⑦	東富岡公園	テニスコート	維持(修繕)・検討	36,000	0	36,000	36,000	0	36,000	総合運動公園に含む
⑧	上満寺多目的スポーツ広場	維持(修繕)	11,000	0	11,000	11,000	0	11,000	2,442	
⑨	大田すこやかスポーツ広場	検討	0	0	0	0	0	0	3,314	
⑩	こどもスポーツ広場	維持(修繕)	0	0	0	0	0	0	164	
合計			3,127,973	182,070	3,310,043	3,510,585	182,360	3,692,945	180,735	
更新費用の試算比較(⑥-③)								382,902		

《令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年度までの 40 年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年度までの 40 年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
6(1) スポーツ・ レクリエーション施設/ スポーツ施設	3,404,637	6,230,602	9,635,239	4,875,758	878,490	5,754,248	180,735

更新費用の試算比較 (⑥-③)	▲3,880,991
-----------------	------------



## 6 スポーツ・レクリエーション施設 - (2) レクリエーション施設

### 1) 施設の概要

- 豊かな自然環境を活かした余暇休養及びレクリエーション活動の場を観光客や市民に提供するため、御所の入森のコテージ、ふれあいの森日向キャンプ場を設置しています。
- 市民が野菜及び花の栽培を通じて自然と触れ合うとともに、市民相互の交流を促進し、地域の活性化及び農業に対する理解を深めるため、八幡谷戸ふれあいガーデンを設置しています。

施設名		基本情報														
		地区	ハード							ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積 (㎡)	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出 (千円)	収入 (千円)	利用者(人)	稼働率	
① 御所の入森のコテージ	コテージ (10棟)	高部屋	S63/1988	34	木造	187.0	○		民間	直営	委	6,908	1,387	689	30.7%	
	管理棟	高部屋	S63/1988	34	木造	97.6	○	土特	民間							
	トイレ棟	高部屋	S63/1988	34	木造	28.4	○		民間							
② ふれあいの森日向キャンプ場	バンガロー (13棟)	高部屋	S59/1984	38	木造	222.1	○		民間	直営	委	9,842	215	宿泊:156 日帰:663		
	管理棟	高部屋	S59/1984	38	木造	85.9	○	土特	民間							
	便所	高部屋	S59/1984	38	木造	20.4	○		民間							
	炊事場	高部屋	S59/1984	38	木造	16.5	○		民間							
③ 八幡谷戸ふれあいガーデン	管理棟	高部屋	H22/2010	12	木造	125.2	○		一部民間	指管	—	市: 953 指: 33,181	市: 1,331 指: 32,958	96	40.0%	

※①；御所の入森のコテージは、令和3(2021)年3月末をもって休止しています。

※②；ふれあいの森日向キャンプ場は、令和2(2020)年8月末をもって休止しています。

※③；八幡谷戸ふれあいガーデンの利用者は、利用区画数を示し、稼働率は、利用率を示しています。

### 2) 施設の現状と課題

- いずれも新耐震基準で建設し、耐震基準を満たしています。管理運営は市直営が2施設、指定管理者制度が1施設で、指定管理料を含め、市が支出している管理運営費の合計は約17,700千円で、使用料などとして約2,930千円の収入があります。

#### ① 御所の入森のコテージ

- 昭和63(1968)年に建設し、建築から34年が経過し、老朽化が進んでいます。民間からの借地で、施設の一部は土砂災害特別警戒区域内に含まれています。
- 管理運営は市直営(業務委託)で行っており、業務委託費を含む管理運営費は年間約6,910千円で、使用料等として年間約1,390千円の収入があります。
- 施設は、6人用のコテージが10棟、管理棟、トイレ棟で構成し、施設の利用期間は、7月下旬から8月末までで、平成30(2018)年度は年間営業日数39日・年間利用者数780人、令和元(2019)年度は年間営業日数42日・年間利用者数689人、令和2(2020)年度は年間営業日数45日・年間利用者数881人となっています。
- 令和3(2021)年3月に施設の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されたことに伴い、安全性の確保に課題が生じたため、令和3(2021)年度から一般利用を休止しています。

#### ② ふれあいの森日向キャンプ場

- 昭和59(1984)年に建設し、建築から38年が経過し、老朽化が進んでいます。民間からの借地で、施設の一部は土砂災害特別警戒区域内に含まれています。
- 管理運営は市直営(業務委託)で行っており、業務委託費を含む管理運営費は年間約9,840千円で、使用料等として年間約220千円の収入があります。
- 施設は、バンガロー(20人用1棟、10人用9棟、8人用3棟)、管理棟、トイレ棟、炊事場、バーベキュー施設で構成し、施設の利用期間は、7月下旬から8月末までで、令和2(2020)年度の利用状況は、宿泊120人、日帰り803人となっています。

- 施設の老朽化に伴い、キャンプ場の運営は令和2(2020)年8月末をもって終了しています。

### ③ 八幡谷戸ふれあいガーデン

- 平成22(2010)年に建設し、12年が経過しています。敷地の一部は民間からの借地となっています。
- 管理運営は指定管理制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約33,180千円で、使用料、自主事業などとして年間約32,960千円の収入があります。市は、火災保険料、原材料費として年間約950千円を支出し、使用料として年間約1,330千円の収入があります。
- なお、指定管理業務について、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの間は、市から指定管理料を支出することなく、指定管理者の利用料収入や自主事業収入等で管理・運営を行っていましたが、令和2(2020)年度に、次期(令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間)の指定管理者を公募した際に、それまでの収支の状況等から、以前と同様の条件で応募する事業者の該当がなかったことから、指定管理料を支払うこととして指定管理者を再公募し、指定管理者を選定し、市は指定管理料(令和3(2021)年度:3,630千円)を支出しています。
- 施設は、利用者が休憩にも利用できる管理棟、貸し農園(280区画、15,000㎡)、収穫体験ゾーン、広場で構成し、貸し農園区画の利用率は以下のように5割以下となっています。また、指定管理者の自主事業として収穫体験付きバーベキューを開催し、999組・9,295人が参加しています。

年 度	利用率	利用区画数	(うち市民利用)	区画数
平成30(2018)年度	45%	107区画	(36区画)	238区画
令和元(2019)年度	40%	96区画	(30区画)	238区画
令和2(2020)年度	34%	92区画	(35区画)	270区画
令和3(2021)年度	42%	118区画	(46区画)	280区画

#### 【課題の整理】

- ◆ 日向地域の豊かな自然環境を活かした余暇休養及びレクリエーション活動の場を提供する機能は今後も必要ですが、御所の入森のコテージ、ふれあいの森日向キャンプ場は、施設の老朽化が進んでいるとともに、土砂災害特別警戒区域に立地し、危険度が高いことから、利用者の安全性の確保の観点から踏まえて、廃止を含めた見直しが必要となっています。一方、周辺には、民間施設も立地していることから、改めて、民間活力を活用しつつ、日向地区全体の観光振興・活性化策についての検討が必要です。
- ◆ 市民が野菜及び花の栽培を通じて自然と触れ合うとともに、市民相互の交流を促進し、地域の活性化及び農業に対する理解を深めるため、八幡谷戸ふれあいガーデンは重要な役割を担っています。

しかしながら、稼働率が低迷している状況が続いていることから、広報やプロモーションの強化など利用者数のさらなる増加につながる取組が必要となっています。

一方、当該施設の管理運営は指定管理者制度で行っていることから、要求水準書の内容の見直しやモニタリング評価の強化を図り、経営のあり方、施設のあり方の検討とあわせて、全体的な収支のバランスを精査し、使用料(受益者負担)が適正なものとなっているかどうかについての検証も必要となっています。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### ① 御所の入森のコテージ、② ふれあいの森日向キャンプ場

##### 〔機能〕・〔建物〕

- 年間の開設日が限定的であり、近隣に民間のキャンプ場等も設置されていることや、施設の老朽化が進んでいること、土砂災害特別警戒区域に含まれ、安全安心の観点から極めて危惧される状況にあること等から、廃止します。
- なお、御所の入森のコテージ、ふれあいの森日向キャンプ場、旧日向ふれあい学習センターの日向3施設は、継続が難しいことから、改めて、民間活力の活用等を含めて、日向地区全体の観光振興・地域活性化策について検討します。

##### 〔管理運営〕

- 機能及び建物の見直しの方向性に基づき対応します。

#### ③ 八幡谷戸ふれあいガーデン

##### 〔機能〕・〔建物〕

- 農地の有効利用を図るとともに、農業の体験と憩いの場を提供し、地域内外の交流の場として寄与していることから、今後も必要な修繕を行い継続します。

##### 〔管理運営〕

- 指定管理者制度による管理運営を継続しますが、さらなる利用を高めるため、要求水準書の内容を見直すとともに、モニタリングを強化し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。
- また、収支の状況を精査し、利用を高めるための広報の強化や利用料の見直しについて検討します。

### 4) 個別施設の見直しの方向性（10年間）

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	廃止	—	〔機能〕 ・ 御所の入森のコテージとふれあいの森日向キャンプ場は、市民や観光客に自然とのふれあいの場、憩いの場を提供する役割があるものの年間の開設日が50日程度と限定的であり、近隣には民間のキャンプ場等も設置されていることから、廃止の方向で検討する一方で、日向地域の振興を図るため、別途、民間活力の活用等を含め、日向地区全体の観光振興・地域活性化策について検討します。
		継続	—	〔機能〕 ・ 八幡谷戸ふれあいガーデンについては、農地の有効利用を図るとともに、農業の体験と憩いの場を提供し、地域内外の交流の場として寄与していることから、今後も継続します。
①	御所の入森のコテージ	—	廃止	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から34年が経過している建物で、土砂災害特別警戒区域に含まれており、安全性が危惧されることから、廃止します。令和3(2021)年度以降、利用を休止しています。
②	ふれあいの森日向キャンプ場	—	廃止	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から38年が経過し、老朽化が進んでいます。また、土砂災害特別警戒区域に含まれており、安全性が危惧されることから、廃止します。令和2(2020)年9月以降、利用を休止しています。

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
③	八幡谷戸 ふれあい ガーデン	—	維持 (修繕)	[建物] ・耐震基準を満たし、建築から12年が経過しています。今後も機能を継続することから、必要な修繕を行い継続使用します。  [管理運営] ・貸し農園区画の稼働率が低迷していることなどから、広報やプロモーションの強化による利用者数の増加を図るとともに、要求水準書の見直しやモニタリング評価の強化、利用料金の見直しなど、指定管理者制度の適切な運用を図り、経営の改善に取り組みます。

### 5) 対策内容と実施時期 (10年間)

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)	
①	御所の入 森のコテージ	廃止時期の調整						
②	ふれあいの森 日向キャンプ 場	日向地区全体の観光振興・地域活性化策の検討						検討結果に基づく対応
③	八幡谷戸 ふれあい ガーデン	必要な修繕を行い継続使用						
		要求水準書の見直し、モニタリング評価の強化、 利用料金の見直しなど経営改善の取組						指定管理者制度の適切な運用

### 6) 対策の概算費用

#### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設名	施設の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦	
		現状維持した場合			本計画を推進した場合				
		① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計		
① 御所の入森 のコテージ	コテージ (10棟)	廃止	44,319	0	44,319	0	13,464	13,464	6,508
	管理棟	廃止	23,141	0	23,141	0	7,030	7,030	
	トイレ棟	廃止	6,719	0	6,719	0	2,041	2,041	
② ふれあいの 森 日向 キャンプ 場	バンガロー (13棟)	廃止	52,628	0	52,628	0	27,706	27,706	5,042
	管理棟	廃止	20,358	0	20,358	0	2,131	2,131	
	便所	廃止	4,830	0	4,830	0	2,131	2,131	
	炊事場	廃止	3,903	0	3,903	0	2,131	2,131	
③ 八幡谷戸 ふれあい ガーデン	管理棟	維持 (修繕)	0	0	0	13,396	0	13,396	153
合計			155,899	0	155,899	13,396	56,635	70,032	11,703

更新費用の試算比較(⑥-③)

▲85,867

《令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年度までの 40 年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年度までの 40 年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
6(2) スポーツ・レクリエーション 施設/レクリエーション施設	185,571	327,584	513,155	48,202	56,635	104,837	11,703

更新費用の試算比較(⑥-③)	▲408,318
----------------	----------



## 6 スポーツ・レクリエーション施設 - (3) 広場

### 1) 施設の概要

- 地域における青少年の健全な育成を推進するため、青少年広場を3箇所設置しています。また、北三間農村広場を1箇所設置しています。

施設名	棟名	基本情報														
		地区	ハード							ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
① 千津青少年広場		伊勢原南	S59/1984	38	-	-	-	-	民間	直営	-	5,700	0	未把握	-	
② 殿村青少年広場		伊勢原北	S61/1986	36	-	-	-	-	民間	直営	-	3,156	0	未把握	-	
③ 大田青少年広場		大田	S54/1979	43	-	-	-	-	県	直営	-	298	0	未把握	-	
④ 北三間農村広場		成瀬	S61/1986	36	-	-	-	-		直営	-	1,087	6	6,335	-	

### 2) 施設の現状と課題

#### ア) 青少年広場

##### ① 千津青少年広場

- 敷地面積は2,338 m<sup>2</sup>で、昭和59(1984)年に設置し、少年野球や地元自治会の行事など(利用実態は未把握)で使用されています。施設は未設置で、民間からの借地となっています。
- 管理運営は市直営で、地元自治会により草刈り等の維持管理が行われています。管理運営費は地元自治会への協力金を含めて年間約5,700千円で、収入はありません。

##### ② 殿村青少年広場

- 敷地面積は1,820 m<sup>2</sup>で、昭和61(1986)年に設置し、地元団体のゲートボール、少年野球・サッカーなどや地元自治会の行事など(利用実態は未把握)で使用されています。施設は未設置で、民間からの借地となっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は市直営で、地元自治会により草刈り等の維持管理が行われています。管理運営費は地元自治会への協力金を含めて年間約3,160千円で、収入はありません。

##### ③ 大田青少年広場

- 敷地面積は1,995 m<sup>2</sup>で、昭和54(1979)年に設置し、地元の少年野球や地元自治会の行事など(利用実態は未把握)や、近隣の民間施設が行事を行う際の臨時駐車場などで使用されています。施設は未設置で、神奈川県からの借地となっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されています。
- 管理運営は市直営で、地元自治会により草刈り等の維持管理が行われています。管理運営費は地元自治会への協力金を含めて年間約300千円で、収入はありません。

#### イ) 北三間農村広場

##### ④ 北三間農村広場

- 敷地面積は11,332 m<sup>2</sup>で、市街化調整区域に位置しています。都市公園の用地として取得したものの、暫定的に地域による利用も含めた農村広場として運用管理しているもので、昭和61(1986)年に設置し、広場内に倉庫を5施設設置しています(※「1(4)倉庫施設」の項を参照)。また、道路整備関係の資材置き場ともなっています。地域の自主防災会の緊急(一時)避難場所に指定されており、地域防災計画上は、災害時における応急仮設住宅の建設候補地の一つに位置付けられています。
- 管理運営は市直営で、地元自治会に年2回の草刈り業務を委託しており、業務委託費を含め管理運営費は年間約1,090千円で、行政財産の目的外使用料(電柱)として年間約6千円の収入があります。

- 農村広場では、畜産まつり(年1日間・参加者数8,000人)や乳牛の畜産共進会(年2日間・200人参加)の会場としてのほかに、地元団体などが少年野球、ゲートボール、イベントの際の駐車場などで使用しています(利用者数は未把握)。

### 【課題の整理】

- ◆ 青少年広場は、民間借地(有償)となっている施設があり、周辺には多目的に利用できる運動広場等として類似機能を持つ小中学校の屋外運動場、スポーツ施設、公園が設置されていることから、利用実態を把握した上で、集約化も含めて、地域に設置されているオープンスペースのあり方についての検討が必要です。
- ◆ 北三間農村広場は、都市公園の用地として取得したものの、暫定的に農村広場として使用しています。周辺には小中学校の屋外運動場、スポーツ施設、公園が設置されていることから、集約化も含めて、地域に設置されているオープンスペースのあり方についての検討が必要です。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### 〔機能〕・〔施設〕

- スポーツ広場、青少年広場、農村広場、小学校の屋外運動場、スポーツ施設の自由広場など、地域に設置されているオープンスペースについては、市民の身近なスポーツ活動の場として基本的に継続するものの、類似機能を持つスポーツ広場等と一体的に、利用状況等を精査し、集約化を含め今後のあり方について検討します。

#### 〔管理運営〕

- 機能及び建物の見直しの方向性に基づき対応します。

### 4) 個別施設の見直しの方向性(10年間)

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	施設	
	基本的な方向性	検討	検討	〔機能〕・〔施設〕・〔管理運営〕 ・市民の身近なスポーツ活動の場として基本的に継続するものの、類似機能を持つスポーツ広場等と一体的に、利用状況等を精査し、機能・施設の集約化、管理運営のあり方について検討します。
①	千津青少年広場	検討	検討	〔機能〕〔施設〕 ・借地(有償)であり、周辺に小中学校の屋外運動場や公園など(桜台小学校・伊勢原小学校・伊勢原中学校の各屋外運動場、鈴川公園、千津公園)が設置されていることから、他の類似施設との機能・施設の集約化、管理運営手法について検討します。
②	殿村青少年広場	検討	検討	〔機能〕〔施設〕 ・借地(有償)であり、周辺に小学校の屋外運動場や公園など(比々多小学校屋外運動場、市ノ坪公園自由広場、こどもスポーツ広場)が設置されていることから、他の類似施設との機能・施設の集約化、管理運営手法について検討します。
③	大田青少年広場	検討	検討	〔機能〕〔施設〕 ・神奈川県から借地(無償)していますが、周辺に小学校の屋外運動場や広場など(大田小学校屋外運動場、大田すこやかスポーツ広場)が設置されていることから、他の類似施設との機能・施設の集約化、管理運営手法について検討します。

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	施設	
④	北三間 農村広場	検討	検討	〔機能〕 ・市街化調整区域に設置され、他の公共目的での利用が見込まれないことから、当分の間、広場として継続しますが、他の類似施設(スポーツ広場、青少年広場、小学校屋外運動場)との機能・施設の集約化、管理運営手法について検討します。

### 5) 対策内容と実施時期 (10年間)

No.	施設	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)								
	基本的な 方向性	利用実態の調査、集約化、管理運営 手法の今後のあり方の検討					検討結果に基づく対応								
①	千津 青少年広場														
②	殿村 青少年広場								当面、暫定利用						
③	大田 青少年広場														
④	北三間 農村広場								土地利用のあり方検討						

### 6) 対策の概算費用

#### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	施設の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	千津青少年広場	検討	0	0	0	0	0	0	5,460
②	殿村青少年広場	検討	0	0	0	0	0	0	2,916
③	大田青少年広場	検討	0	0	0	0	0	0	58
④	北三間農村広場	検討	0	0	0	0	0	0	287
合計			0	0	0	0	0	0	8,721

更新費用の試算比較(⑥-③)	0
----------------	---

#### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	施設 見直し 方向性	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの 40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
6(3)	スポーツ・レクリエーション 施設/広場		-	-	0	-	-	0	8,721

更新費用の試算比較(⑥-③)	0
----------------	---

## 7 市営住宅 - (1) 市営住宅

### 1) 施設の概要

■ 住宅に困窮している人に低廉な家賃で住宅を供給し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、公営住宅法に基づく市営住宅を5団地(管理戸数164戸)設置しています。

なお、市内には県営住宅が7団地(管理戸数769戸)、県住宅供給公社の賃貸住宅が2団地(管理戸数406戸)設置されています。

施設名	棟名	基本情報													
		地区	ハード						ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	入居戸数/管理戸数	入居率
① 池端住宅	1号棟	伊勢原南	S52/1977	45	RC造	1,705.1	○			直営	正2 再1	14,371	9,687	44/46	95.6%
	2号棟	伊勢原南	S53/1978	44	RC造	844.1	○					2,952	4,221	17/20	85.0%
② 精進場住宅		伊勢原北	S55/1980	42	RC造	1,256.9	○			直営		28,054	23,577	50/54	92.6%
③ 峰岸住宅	1号棟	高部屋	S58/1983	39	RC造	1,682.1	○			直営	正2 再1	2,947	5,593	19/20	95.0%
	2号棟	高部屋	S59/1984	38	RC造	1,562.3	○					9,265	6,489	23/24	95.8%
	3号棟	高部屋	S59/1984	38	RC造	390.9	○								
④ 千津住宅		伊勢原北	H1/1989	33	RC造	1,298.3	○			直営					
⑤ 三本松住宅		高部屋	H14/2002	20	RC造	1,396.1	○			直営					

※市営住宅の職員数は、施設管理担当者の人数を示しています。

### 2) 施設の現状と課題

- 本市が保有する市営住宅は、5団地・8棟・合計管理戸数164戸で、入居戸数は153戸(令和元(2019)年度3月現在)、入居率は93.3%となっています。
- 入居者募集は、空き住戸の発生状況に応じて不定期に実施しており、平均応募倍率は約1.9倍となっていますが、空き住戸によって応募状況はそれぞれ異なっています。
- 5団地・8棟のうち、新耐震基準で建設した建物が5棟、旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていると判定された建物が3棟で、全て耐震基準を満たしています。3団地・6棟が築35年以上を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。
- 管理運営は、市直営で行っており、入居者の管理(募集や決定など)のほか、住宅使用料の徴収、施設の維持管理、修繕などを実施しています。これらの人件費を含む管理運営費の合計は年間約57,590千円で、住宅使用料(家賃)として年間約49,570千円の収入(令和元(2019)年度の管理運営費に占める収入の割合は約86%)があります。(なお、各年度の管理運営費に占める収入の割合は、当該年度の長寿命化対策工事等の実績により異なります。)
- 施設の老朽化が進む中、良好な住環境を維持・管理するために、市営住宅長寿命化計画(計画期間;令和2(2020)年度~令和11(2029)年度)に基づき、屋根防水や外壁改修工事等による長寿命化に資する改善を推進しています。

#### ① 池端住宅

- 1号棟、2号棟を設置し、1号棟は鉄筋コンクリート造、地上5階建て、延床面積は1,705㎡で昭和52(1977)年に、2号棟は鉄筋コンクリート造、地上4階建て、延床面積は844㎡で昭和53(1978)年に、それぞれ旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしているものの、建築から45年及び44年が経過し、老朽化が顕著となっています。
- 管理戸数は46戸で、間取りは3Kが30戸、3DKが16戸、入居戸数は44戸で入居率は95.6%です(令和元(2019)年度3月時点)。
- 管理運営費は年間約14,370千円で、住宅使用料(家賃)の収入が年間約9,690千円あります。

## ② 精進場住宅

- 鉄筋コンクリート造、地上5階建て、延床面積は1,256㎡で、昭和55(1980)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしているものの、建築から42年が経過し、老朽化が進んでいます。
- 管理戸数は20戸で、間取りは3DK、入居戸数は17戸で入居率は85.0%です(令和元(2019)年度3月時点)。
- 管理運営費は年間約2,950千円で、住宅使用料(家賃)の収入が年間約4,220千円あります。

## ③ 峰岸住宅

- 1号棟、2号棟、3号棟を設置し、1号棟は鉄筋コンクリート造、地上4階建て、延床面積は1,682㎡で昭和58(1983)年に、2号棟は鉄筋コンクリート造、地上4階建て、延床面積は1,562㎡、3号棟は鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延床面積は390㎡で、2号棟と3号棟は昭和59(1984)年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築から38年以上が経過し老朽化が進んでいます。
- 管理戸数は54戸で、間取りは3DK、入居戸数は50戸で入居率は92.6%です(令和元(2019)年度3月時点)。
- 管理運営費は年間約28,050千円で、住宅使用料(家賃)の収入が年間約23,580千円あります。

## ④ 千津住宅

- 鉄筋コンクリート造、地上5階建て、延床面積は1,298㎡で、平成元(1989)年に新耐震基準で建設し、建築から33年が経過しています。
- 管理戸数は20戸で、間取りは2LDK、入居戸数は19戸で入居率は95.0%です(令和元(2019)年度3月時点)。
- 管理運営費は約2,950千円で、住宅使用料(家賃)の収入が年間約5,590千円あります。

## ⑤ 三本松住宅

- 鉄筋コンクリート造、地上3階建て、延床面積は1,396㎡で、平成14(2002)年に新耐震基準で建設し、建築から20年が経過しています。
- 管理戸数は24戸で、間取りは1DKが6戸、2DKが12戸、3DKが6戸、入居戸数は23戸で入居率は95.8%です(令和元(2019)年度3月時点)。
- 管理運営費は年間約9,270千円で、住宅使用料(家賃)の収入が年間約6,490千円あります。

### 【課題の整理】

- ◆ 本市が保有する公営住宅等の管理戸数は164戸、入居戸数は153戸となっていますが、一部の住宅では建築から35年以上が経過し老朽化が進み、中には築45年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著な施設もあり、早急な対応が必要となっています。  
一方、市内には県営住宅が7団地、769戸設置(令和4(2022)年4月現在)されているほか、平成30年の住宅土地統計調査に基づき推計すると、民間賃貸住宅の空家が5,390戸と見込まれています。
- ◆ 今後、各市営住宅の老朽化がさらに進み、将来的な建替や大規模改修等の時期を迎えますが、その際には、市営住宅のニーズを精査し、県営住宅の設置状況や民間賃貸住宅の空き状況等を踏まえて、本市が保有すべき管理戸数を明らかにした上で、公共で施設を確保することに加え、既存の民間住宅ストックの活用も含めた住宅確保のあり方についての検討が必要です。
- ◆ 管理運営は、現在、市直営で行っていますが、民間活力を活用した管理運営手法と比較検証し、より効率的な管理運営を行うための検討が必要です。



- ◆ 住宅使用料(家賃等)については、公営住宅法の規定に基づき、建物の大きさ、経年、利便性係数などを考慮して設定されており、全体の徴収率は約 81%で、近年の徴収率は上昇傾向にあります。負担の公平性の観点から、引き続き、滞納整理の取組を進める必要があります。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

〔機能〕	
○ 公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い市民に対して低廉な家賃で住宅を提供していることから、公営住宅の機能は継続します。	
〔建物〕	
○ 市内の県営住宅等の設置状況や民間賃貸住宅の空き状況を精査し、既存の民間住宅ストックの活用の観点から、公と民の役割を明確にした上で、市営住宅の需要を踏まえた適切な管理戸数を示し、民間住宅ストックを活用した市営住宅の提供のあり方について検討します。	
○ また、将来的な建替時期を見据え、市営住宅の統廃合等を含めて施設のあり方の検討を進めます。	
○ 今後も継続する市営住宅については、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。	
〔管理運営〕	
○ 当面、現行のとおり直営とします。	
○ 指定管理者制度や管理代行制度などを導入した場合の費用対効果を検証し、民間活力を活用した効率的な管理運営手法について検討します。	

### 4) 個別施設の見直しの方向性（10年間）

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続	検討	〔機能〕 ・ 住宅困窮者に住宅を供給するため、当面、継続します。  〔建物〕 ・ 市内の県営住宅等の設置状況や民間賃貸住宅の空き状況を精査し、公と民の役割を明確にした上で、市営住宅の需要を踏まえた適切な管理戸数を示し、民間住宅ストックを活用した市営住宅の提供のあり方を検討します。 ・ 将来的な建替時期を見据え、市営住宅の統廃合等を含めて施設のあり方の検討を進めます。
①	池端住宅 (1・2号棟)	—	維持 (長寿命化)	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から 44～45 年が経過し、老朽化が顕著となっておりますが、平成 28(2016)年に屋上防水と外壁改修工事を実施しており、引き続き、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
②	精進場住宅	—	維持 (長寿命化)	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から 42 年が経過し、老朽化が進んでいますが、平成 29(2017)年に屋上と外壁の改修工事を実施しており、引き続き、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
③	峰岸住宅 (1・2・3号棟)	—	維持 (長寿命化)	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から 38～39 年が経過し、老朽化が進んでいますが、平成 29(2017)年から令和元(2019)年に屋上と外壁の改修工事を実施しており、引き続き、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
④	千津住宅	—	維持 (長寿命化)	〔建物〕 ・ 耐震基準を満たし、建築から 33 年が経過しています。今後も公営住宅として継続することから、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
⑤	三本松住宅	—	維持 (長寿命化)	〔建物〕 ・耐震基準を満たし、建築から20年が経過しています。令和3(2021)年に屋上と外壁の改修工事を実施しており、今後も公営住宅として継続することから、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

### 5) 対策内容と実施時期 (10年間)

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
	基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅・民間賃貸住宅の状況精査</li> <li>・市営住宅の管理戸数・提供方法などのあり方の検討</li> </ul>					検討結果に基づく対応 市営住宅長寿命化計画の改定(R10-11) 次期市営住宅長寿命化計画に基づく対応(R12～)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営手法の検討</li> <li>・徴収率向上の検討</li> </ul>					
①	池端住宅	市営住宅長寿命化計画(R2～R11)に基づく対応					
②	精進場住宅						
③	峰岸住宅						
④	千津住宅						
⑤	三本松住宅						

### 6) 対策の概算費用

#### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設No.	施設名	建物の見直しの方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円)⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			①改修	②建替・除却	③合計	④改修	⑤建替・除却	⑥合計	
①	池端住宅	1号棟 維持(長寿命化)	344,430	0	344,430	6,000	0	6,000	9,571
	2号棟 維持(長寿命化)	170,508	0	170,508	3,200	0	3,200		
②	精進場住宅	維持(長寿命化)	253,894	0	253,894	0	0	0	1,352
③	峰岸住宅	1号棟 維持(長寿命化)	339,784	0	339,784	4,582	0	4,582	23,254
		2号棟 維持(長寿命化)	315,585	0	315,585	4,582	0	4,582	
		3号棟 維持(長寿命化)	78,962	0	78,962	1,145	0	1,145	
④	千津住宅	維持(長寿命化)	262,257	0	262,257	81,965	0	81,965	1,347
⑤	三本松住宅	維持(長寿命化)	141,006	0	141,006	4,800	0	4,800	4,884
合計			1,906,426	0	1,906,426	106,274	0	106,274	40,408

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲1,800,152

#### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円)⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	①改修	②建替・除却	③合計	④改修	⑤建替・除却	⑥合計	
7(1) 市営住宅/市営住宅	2,047,432	3,718,847	5,766,279	218,674	3,150,000	3,368,674	40,408

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲2,397,605

## 8 環境衛生施設 - (1) 環境衛生施設

### 1) 施設の概要

- 市内で発生する一般廃棄物のごみの減量化とリサイクルを推進するため、中間処理施設を設置しています。また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市民等の日常生活から発生するし尿、浄化槽汚泥等を処理するし尿・浄化槽汚泥の処理施設等を設置しています。
- なお、収集運搬された、燃やすごみ・不燃物・粗大ごみは、秦野市伊勢原市環境衛生組合が設置している「はだのクリーンセンター・伊勢原清掃工場」で処理しているほか、容器包装プラスチック・ガラスびん・ペットボトルは資源リサイクルセンターで、古紙類・缶類・草木類等は資源化事業者により中間処理されています。

施設名	棟名	地区	基本情報												
			ハード						ソフト						
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	処理量/年	稼働率
① 環境美化センター		比々多	H2/1990	32	RC造	1,624.0	○	浸水		直営	正34 再7 臨4	1,293,323	38,075	25,592t	-
② 資源リサイクルセンター		成瀬	H19/2007	15	鉄骨造	694.5	○			直営	委	97,319	14,595	6,954t	-
③ し尿等希釈投入施設		比々多	H21/2009	13	地下:RC造 地上:S造	1,367.6	○	浸水		直営	-	93,675	0	13.92KL	-

### 2) 施設の現状と課題

- 管理運営はすべて市直営(一部運転業務は業務委託)で行っており、人件費や委託費を含む管理運営費の総額は年間約 1,484,320 千円で、処理手数料など合計約 52,670 千円の収入があります。

#### ① 環境美化センター

- 環境衛生の総合的企画及び整備、一般廃棄物(ごみ・し尿)の収集運搬、ごみの減量化・資源化対策に係る総合的企画及び推進等の事務を行うための施設で、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は1,624 m<sup>2</sup>。平成2(1990)年に新耐震基準で建設し、建築から32年が経過しています。
- 人件費を含む管理運営費は年間約1,293,320千円で、ごみ処理手数料約26,900千円を含む年間約38,080千円の収入があります。
- 施設は、1階部分は主に車庫、2階部分は事務室等で構成し、1階では、年末年始を除く月曜日から土曜日の9時から16時まで(昼時間帯を除く)、粗大ごみ・一時大量ごみ・草木類の搬入受付をしています(令和2(2020)年度の粗大ごみ取扱い;自己搬入74,469点、戸別収集14,621点、合計89,090点、草木類の取扱い;約577トン)。2階の事務所は、ごみ集積所設置等の申請やスズメバチの巣の駆除費、生ごみ処理器購入費の補助金、せん定枝粉碎機の貸出しの申請などの受付を行っているほか、収集業務従事者の控室として使用しています。
- なお、ごみ処理の収集運搬業務のうち、有害物、不燃物、粗大ごみ、ガラスびん、草木類、小型家電及びふれあい収集については、市直営で行っていますが、燃やすごみ、容器包装プラスチックについては業務委託、古紙類、缶類、衣類・古布、廃食用油、ペットボトルは資源回収事業者により実施しています。

#### ② 資源リサイクルセンター

- 平成20(2008)年度から容器包装プラスチックの分別収集が開始されたことに伴い、リサイクル推進の拠点として設置した施設で、鉄骨造、地上1階建て、延床面積は694 m<sup>2</sup>。平成19(2007)年に新耐震基準で建設し、建築から15年が経過しています。

- 施設管理は市直営で行っていますが、中間処理(圧縮処理)の運転管理は民間事業者に委託しており、委託費等を含む管理運営費は年間約 97,320 千円で、再商品化合理化等搬出金として年間約 14,600 千円の収入があります。
- 施設は、選別・圧縮・梱包スペース等で構成し、容器包装プラスチック、ペットボトル、ガラスびんを中間処理(資源として利用できるように、分別したり小さくしたりまとめたりする)し、令和 2(2020)年度の年間処理量は、容器包装プラスチックが 894 トン、ペットボトルが 324 トン、ガラスびんが 629 トンとなっています。

### ③ し尿等希釈投入施設

- 家庭等から排出される浄化槽汚泥及びくみ取りし尿を処理するために設置している施設で、鉄骨造・RC造、地上 2 階・地下 1 階建て、延床面積は 1,367 m<sup>2</sup>。平成 21(2009)年に新耐震基準で建設し、建築から 13 年が経過しています。
- 施設管理は市直営で行っていますが、施設の運転管理は民間業者に委託しており、委託費等を含む管理運営費は人件費を含め年間約 93,680 千円で、収入はありません。
- 施設は、受入・貯留設備スペース等で構成し、生活排水の処理として、家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を本市及び許可業者が収集・運搬し、希釈してから下水道本管へ放流しているもので、処理能力は 62 kℓ/日、令和 2(2020)年度の搬入数量は、し尿 928 kℓ、浄化槽汚泥 12,638 kℓ、合計 13,566 kℓです。

#### 【課題の整理】

- ◆ 一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市の責務であり、ごみの減量化と資源化の推進は喫緊の課題であることから、今後も、環境美化センター・資源リサイクルセンターの機能を継続するため、計画的な改修等が必要です。
- ◆ し尿等希釈投入施設は、公共下水道の未整備地域の生活環境の向上及び公衆衛生の確保の観点から今後も必要な機能であり、計画的な改修が必要です。

## 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

### ① 環境美化センター ・ ② 資源リサイクルセンター

#### 〔機能〕・〔建物〕

- 一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市の責務となっており、秦野市伊勢原市環境衛生組合の「はだのクリーンセンター」1施設で将来にわたって安定的に可燃ごみを処理するためには、ごみの減量化と資源化の推進が喫緊の課題であることから、今後も計画的に修繕を行い継続使用します。
- 災害時にも配慮した計画的な施設の維持管理を行います。

#### 〔管理運営〕

- 収集業務については段階的に業務委託を進めており、今後も市の役割を明確にした上で、民間委託の拡充について検討します。
- 資源リサイクルセンターの管理運営については、設備の更新も含めて、多様な手法について検討します。

### ③ し尿等希釈投入施設

**〔機能〕・〔建物〕**

○ 公共下水道未整備地域の市民の生活環境の向上及び公衆衛生の確保を図るためには不可欠な施設であり、今後も計画的に改修し継続します。

**〔管理運営〕**

○ 現行のとおり直営とします。

### 4) 個別施設の見直しの方向性（10年間）

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	環境美化センター	継続	維持 (長寿命化)	<p>〔機能〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみの受付、収集運搬業務の拠点の機能については、継続します。</li> </ul> <p>〔建物〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から32年が経過しています。今後も一般廃棄物の収集運搬拠点として継続することから、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>〔管理運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収集運搬業務の委託化の拡充について検討します。</li> </ul>
②	資源リサイクルセンター	継続	維持 (修繕)	<p>〔機能〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガラスびんの保管や容器包装プラスチックとペットボトルの中間処理を行い、ごみの減量化と資源化を推進するため、継続します。</li> </ul> <p>〔建物〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から15年が経過しています。施設は、計画的に修繕を行い継続使用します。設備機器についても、更新等多様な手法について検討します。</li> </ul>
③	し尿等希釈投入施設	継続	維持 (改修)	<p>〔機能〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の向上及び公衆衛生の確保を図るため不可欠な施設であり、今後も継続します。</li> </ul> <p>〔建物〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たし、建築から13年が経過しています。計画的に改修を行い継続使用します。</li> </ul>

### 5) 対策内容と実施時期（10年間）

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
		①	収集運搬業務の委託化の拡充の検討				
②	施設修繕、設備更新計画の策定					計画に基づく対応	
③	計画的に改修を行い継続使用						



## 6) 対策の概算費用

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	環境美化センター	維持 (長寿命化)	328,042	0	328,042	414,112	0	414,112	934,923
②	資源リサイクルセンター	維持 (修繕)	0	0	0	68,756	0	68,756	97,319
③	し尿等希釈投入施設	維持 (改修)	0	0	0	135,396	0	135,396	93,675
合計			328,042	0	328,042	618,264	0	618,264	1,125,917

更新費用の試算比較(⑥-③)	290,222
----------------	---------

### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
8(1) 環境衛生施設/環境衛生施設	744,594	751,898	1,496,492	1,304,883	0	1,304,883	1,125,917

更新費用の試算比較(⑥-③)	▲191,609
----------------	----------

## 8 環境衛生施設 - (2) 公衆トイレ

### 1) 施設の概要

- 駅利用者や本市を訪れる観光客の利便性の向上と環境衛生を確保するため、公衆トイレを10施設設置しています。

施設名 棟名	基本情報														
	地区	ハード							ソフト						
		建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率	
① 駅前北口公衆トイレ	伊勢原北	S52/1977	45	CB造	19.1	△		民間	直営	委	7,210	0	-	-	
② 大山第一駐車場公衆トイレ	大山	S61/1986	36	CB造	25.9	○	土特		直営	委	660	3,221	-	-	
③ 大山第二駐車場公衆トイレ	大山	S55/1980	42	RC造	219.8	△	土特		直営	委	1,679		-	-	
④ 阿夫利神社下社公衆トイレ	大山	H6/1994	28	RC造	96.0	○	土特	民間	直営	委	587		-	-	
⑤ 大山寺公衆トイレ	大山	H23/2011	11	RC造	12.0	○		民間	直営	委	839		-	-	
⑥ 大山駅公衆トイレ	大山	H13/2001	21	RC造	17.9	○	土特	民間	直営	委	666		-	-	
⑦ 太田道灌公墓公衆トイレ	高部屋	H5/1993	29	木造	14.9	○		民間	直営	委	667		-	-	
⑧ 日向薬師バス停公衆トイレ	高部屋	S55/1980	42	CB造	29.2	△	土砂	民間	直営	委	716		-	-	
⑨ 日向薬師公衆トイレ	高部屋	S59/1984	38	RC造	35.6	○	土特	民間	直営	委	716		-	-	
⑩ 三之宮比々多神社公衆トイレ	比々多	S57/1982	40	CB造	42.3	○		民間	直営	委	667		-	-	

### 2) 施設の現状と課題

- 公衆トイレ10施設のうち、7施設が新耐震基準で、3施設は旧耐震基準で建設しています。また、4施設は、建築から40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。
- すべて1年を通じて利用できます。管理運営はすべて市直営で行い、トイレの清掃・浄化槽の維持管理・汲み取りについて業務委託で実施し、業務委託費を含む管理運営費の合計は年間約14,410千円です。
- 観光施設の維持管理に要する経費の一部を利用者からの協力金で賄うため、観光施設維持管理協力金制度を導入し、大山山頂公衆トイレ、阿夫利神社下社公衆トイレ、日向薬師公衆トイレ、比々多神社公衆トイレの4施設に利用協力金回収箱(チップ塔)を設置しています。観光施設維持協力金による収入の合計は、年間約3,220千円です。

#### ① 駅前北口公衆トイレ

- コンクリートブロック造、地上1階建て、延床面積は19㎡。昭和52(1977)年に旧耐震基準で建設し、耐震診断・耐震改修工事は未実施で、建築から45年が経過し、老朽化が顕著となっています。敷地は、民間の土地を借用しています。
- 駅利用者や本市を訪れた観光客などが利用しています。業務委託費を含む管理運営費は年間約7,210千円で、収入はありません。

#### ② 大山第一駐車場公衆トイレ

- コンクリートブロック造、地上1階建て、延床面積は25㎡。昭和61(1986)年に新耐震基準で建設した建物で、建築から36年が経過し、老朽化が進んでいます。また、施設は、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域に含まれています。
- 大山地域への観光客などが利用しています。業務委託費を含む管理運営費は年間約660千円です。

#### ③ 大山第二駐車場公衆トイレ

- 鉄筋コンクリート造、地上1階建て、延床面積は219㎡。昭和55(1980)年に旧耐震基準で建設した建物で、耐震性は不明であるものの、建築から42年が経過し、老朽化が進んでいます。

また、施設は、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域に含まれています。

- 大山地域への観光客などが利用しています。業務委託費を含む管理運営費は年間約 1,680 千円です。

#### ④ 阿夫利神社下社公衆トイレ

- 鉄筋コンクリート造、地上 1 階建て、延床面積は 96 m<sup>2</sup>。平成 6(1994)年に新耐震基準で建設し、建築から 28 年が経過しています。土砂災害特別警戒区域に含まれ、敷地は民間の土地を借用しています。
- 大山地域への観光客などが利用しています。業務委託費を含む管理運営費は年間約 590 千円です。

#### ⑤ 大山寺公衆トイレ

- 鉄筋コンクリート造、地上 1 階建て、延床面積は 12 m<sup>2</sup>。平成 23(2011)年に新耐震基準で建設し、建築から 11 年が経過しています。敷地は、民間の土地を借用しています。
- 大山地域への観光客などが利用しています。業務委託費を含む管理運営費は年間約 840 千円です。

#### ⑥ 大山駅公衆トイレ

- 鉄筋コンクリート造、地上 1 階建て、延床面積は 17 m<sup>2</sup>。平成 13(2001)年に新耐震基準で建設し、建築から 21 年が経過しています。土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域に含まれ、敷地は民間の土地を借用しています。
- 大山地域への観光客などが利用しています。業務委託費を含む管理運営費は年間約 670 千円です。

#### ⑦ 太田道灌公墓公衆トイレ

- 木造、地上 1 階建て、延床面積は 14 m<sup>2</sup>。平成 5(1993)年に新耐震基準で建設し、建築から 29 年が経過しています。敷地は、民間の土地を借用しています。
- 観光客などが利用し、業務委託費を含む管理運営費は年間約 670 千円です。

#### ⑧ 日向薬師バス停公衆トイレ

- コンクリートブロック造、地上 1 階建て、延床面積は 29 m<sup>2</sup>。昭和 55(1980)年に旧耐震基準で建設し、平成 28(2016)年に改修工事を実施したものの、建築から 42 年が経過し、老朽化が進んでおり、耐震性は不明です。土砂災害警戒区域に含まれ、敷地は、民間の土地を借用しています。
- 日向地域への観光客などが利用しています。業務委託費を含む管理運営費は年間約 720 千円です。

#### ⑨ 日向薬師公衆トイレ

- 鉄筋コンクリート造、地上 1 階建て、延床面積は 35 m<sup>2</sup>。昭和 59(1984)年に新耐震基準で建設し、建築から 38 年が経過し、老朽化が進んでいます。土砂災害特別警戒区域に含まれ、敷地は民間の土地を借用しています。
- 日向地域への観光客などが利用しています。業務委託費を含む管理運営費は年間約 720 千円です。

#### ⑩ 三ノ宮比々多神社公衆トイレ

- コンクリートブロック造、地上 1 階建て、延床面積は 42 m<sup>2</sup>。昭和 57(1982)年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年が経過し、老朽化が進んでいます。敷地は、民間の土地を借用しています。

- 比々多地域への観光客などが利用しています。業務委託費を含む管理運営費は年間約 670 千円です。

#### 【課題の整理】

- ◆ 公衆トイレは、通勤・通学等で駅を利用する市民等や本市を訪れる観光客等の利便性の向上と環境衛生の確保を図るほか、災害時にも有用な役割を担うことから、必要な修繕を行いながら、今後も維持していくことが必要です。
- ◆ 駅前北口公衆トイレは、老朽化が顕著となっており、近接する伊勢原駅北口地区において市街地再開発事業の検討が進められていることから、当該事業にあわせて、今後のあり方について検討する必要があります。

### 3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

#### 〔機能〕

- 通勤・通学等で駅を利用する市民等や本市を訪れる観光客等の利便性の向上と、環境衛生を確保する観点から、継続します。

#### 〔建物〕

- 施設は、必要な修繕を行い維持し、改修等の必要が生じた段階で、建替等を進めます。

#### 〔管理運営〕

- 当面、現行のとおり直営とします。
- 観光地にある公衆トイレについては、施設の立地状況などを捉え、効率的な管理運営手法について検討します。
- 観光施設維持管理協力金について、さらなる普及を図ります。

### 4) 個別施設の見直しの方向性（10 年間）

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
	基本的な方向性	継続	維持 (修繕)	[機能] ・ 通勤・通学等で駅を利用する市民等や本市を訪れる観光客等の利便性の向上と、環境衛生を確保する観点から、継続します。 [建物] ・ 必要な修繕を行い継続使用しますが、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。
①	駅前北口公衆トイレ	—	検討	[建物] ・ 旧耐震基準で建設し、耐震診断・耐震改修は未実施で、建築から 45 年が経過し、老朽化が顕著となっていることから、伊勢原駅北口地区において検討が進められている市街地再開発事業にあわせて、今後のあり方について検討します。
②	大山第一駐車場公衆トイレ	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から 36 年が経過し、老朽化が進んでいます。必要な修繕を行い継続使用し、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
③	大山 第二駐車場 公衆トイレ	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 旧耐震基準で建設し、建築から 42 年が経過し、老朽化が進んでいます。必要な修繕を行い継続使用し、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。
④	阿夫利神社 下社 公衆トイレ	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から 28 年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用し、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。
⑤	大山寺 公衆トイレ	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 11 年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用し、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。
⑥	大山駅 公衆トイレ	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 21 年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用し、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。
⑦	太田道灌公墓 公衆トイレ	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たし、建築から 29 年が経過しています。必要な修繕を行い継続使用し、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。
⑧	日向薬師 バス停 公衆トイレ	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 旧耐震基準で建設し、平成 28(2016)年に改修工事を実施しているものの、建築から 42 年が経過し、老朽化が進んでいます。必要な修繕を行い継続使用し、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。
⑨	日向薬師 公衆トイレ	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から 38 年が経過し、老朽化が進んでいます。必要な修繕を行い継続使用し、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。
⑩	三之宮 比々多神社 公衆トイレ	—	維持 (修繕)	[建物] ・ 耐震基準を満たしているものの、建築から 40 年が経過し、老朽化が進んでいます。必要な修繕を行い継続使用し、改修等の必要が生じ使用が困難になった段階で、建替等を進めます。



### 5) 対策内容と実施時期 (10年間)

No.	施設名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年～令和14年 (2028年～2032年)
①	駅前北口 公衆トイレ	駅前北口公衆トイレ のあり方の検討			検討結果に基づく対応		
②	大山第一駐車場 公衆トイレ	必要な修繕を行い、継続使用					
③	大山第二駐車場 公衆トイレ						
④	阿夫利神社下社 公衆トイレ						
⑤	大山寺 公衆トイレ						
⑥	大山駅 公衆トイレ						
⑦	太田道灌公墓 公衆トイレ						
⑧	日向薬師バス停 公衆トイレ						
⑨	日向薬師 公衆トイレ						
⑩	三ノ宮比々多 神社公衆トイレ						

### 6) 対策の概算費用

#### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設 No.	施設名	建物の 見直しの 方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの 10年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
①	駅前北口公衆トイレ	検討	3,862	0	3,862	3,862	0	3,862	7,130
②	大山第一駐車場公衆トイレ	維持 (修繕)	5,232	0	5,232	3,478	0	3,478	629
③	大山第二駐車場公衆トイレ	維持 (修繕)	44,408	0	44,408	29,525	0	29,525	1,449
④	阿夫利神社下社公衆トイレ	維持 (修繕)	19,382	0	19,382	12,349	0	12,349	556
⑤	大山寺公衆トイレ	維持 (修繕)	0	0	0	0	0	0	808
⑥	大山駅公衆トイレ	維持 (修繕)	3,606	0	3,606	2,297	0	2,297	635
⑦	太田道灌公墓公衆トイレ	維持 (修繕)	3,010	0	3,010	1,918	0	1,918	636
⑧	日向薬師バス停公衆トイレ	維持 (修繕)	5,888	0	5,888	5,256	0	5,256	685
⑨	日向薬師公衆トイレ	維持 (修繕)	7,191	0	7,191	4,781	0	4,781	685
⑩	三ノ宮比々多神社公衆トイレ	維持 (修繕)	8,535	0	8,535	5,674	0	5,674	636
合計			101,113	0	101,113	69,140	0	69,140	13,849

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲31,973

#### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの 40年間の更新費用の試算額 (千円)						年間維持 管理費 (千円) ⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	① 改修	② 建替・除却	③ 合計	④ 改修	⑤ 建替・除却	⑥ 合計	
8(2) 環境衛生施設/公衆トイレ	103,537	229,004	332,542	71,564	228,362	299,926	13,849

更新費用の試算比較(⑥-③) ▲32,616

## 9 その他施設

### 1) 施設の概要

- 設置当初は行政財産として管理していましたが、当初の目的を達成したことから廃止し、普通財産として所有している施設や、未利用となっている施設があります。

施設名	棟名	基本情報													
		地区	ハード							ソフト					
			建築年	経過年数	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域	土地所有	管理運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者(人)	稼働率
① 旧堀江邸		高部屋	S52/1977	45	RC造	434.0	△			直営	—	9,130	0	—	—
② 旧比々多福祉館		比々多	S49/1974	48	木造	165.7	○	浸水	民間	転賃	—	160	0	—	—
③ 旧日向ふれあい学習センター	本館	高部屋	S38/1963	59	RC造	778.8	×	土特		直営	—	1,736	14	未利用	—
	集会棟	高部屋	S38/1963	59	RC造	142.7	×	土特							

※②旧比々多福祉館は、令和4(2022)年11月に解体し土地を地権者に返還しています。

※③旧日向ふれあい学習センターは、平成31(2019)年3月末をもって用途廃止しています。

### 2) 施設の現状と課題

#### ① 旧堀江邸

- 平成27(2015)年に市民から寄贈されたもので、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積は434 m<sup>2</sup>。昭和52(1977)年に旧耐震基準で建設し、耐震性は不明で、建築から45年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著となっています。
- 管理運営は市直営で行っており、人件費を含め維持管理費は約9,130千円で、収入はありません。
- 施設は、整理作業スペース、保管スペース等で構成し、市史編さんにより寄贈を受けた文書や民俗資料などの整理を行う作業場として使用しているほか、文化財の普及活動の場として、展示会や古文書講座などを臨時的に開催しています。また、その他に寄贈を受けた民俗資料や古文書等を保管しています。

#### ② 旧比々多福祉館

- 施設は、昭和49(1974)年に木造平屋建て、延床面積165 m<sup>2</sup>の福祉館を民間からの借地に建設し、利用実態としては地域の集会などで使用していましたが、平成19(2007)年度に用途廃止しました。その後、社会福祉法人に有償で貸し付けていましたが、施設の老朽化が著しく、耐震性も不明であることなどの理由により、令和3(2021)年11月をもって土地建物賃貸借契約が解除されたことから、令和4(2022)年11月に建物を解体し、土地は更地にして地権者に返還しています。

#### ③ 旧日向ふれあい学習センター

- 施設は、平成11(1999)年に県から無償で譲渡されたもので、鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階建て、延床面積は922 m<sup>2</sup>。昭和38(1963)年に旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしておらず、建築から59年が経過し、施設の老朽化が顕著となっています。土砂災害特別警戒区域に含まれています。
- 管理運営は市直営で行っており、自家用電気工作物保安管理業務など維持管理費約1,740千円を支出し、普通財産の貸付料(電柱・帯基地局など)として約14千円の収入があります。
- 県からの譲渡後、自然や人とのふれあいを通じて豊かな人間性の形成に寄与するための諸活動を提供する施設として学校関係の宿泊学習などに使用していましたが、施設の老朽化が顕著であり、耐震基準を満たしていないことや土砂災害特別警戒区域に含まれていることなどから、平成31(2019)年3月末をもって用途廃止しました。現在、建物の一部は、防災備蓄品を暫定的に保管するために使用しています。

**【課題の整理】**

- ◆ 旧堀江邸は、行政機能が明確化されていないまま取得しています。今後の利活用については、老朽化している文化財保存室の機能移転先とし、備えるべき機能、具体的な活用手法等の検討が必要です。
- ◆ 旧日向ふれあい学習センターは、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であり、建物の安全性が危惧されることから、建物を解体(除却)するとともに、跡地の利活用についての検討が必要です。

**3) 公共施設等総合管理計画に基づく「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」**

**① 旧堀江邸**

<p><b>【機能】</b></p> <p>○ これまでの利用実態を踏まえ、文化財保存室の機能移転先として活用するとともに、今後の利活用も含めた機能のあり方、活用手法等について検討します。</p> <p><b>【建物】</b></p> <p>○ 機能についての検討結果に基づき、施設の改修等について検討します。</p> <p><b>【管理運営】</b></p> <p>○ 当面、現行のとおり直営とします。</p> <p>○ 機能及び建物についての検討結果に基づき、管理運営手法について検討します。</p>
--

**③ 旧日向ふれあい学習センター**

<p><b>【機能】</b></p> <p>○ 平成 31(2019)年 3 月 31 日に用途廃止しています。御所の入森のコテージ、ふれあいの森日向キャンプ場、旧日向ふれあい学習センターの日向3施設は、継続が難しいことから、改めて、民間活力の活用等を含めて、日向地区全体の観光振興・地域活性化策について検討します。</p> <p><b>【建物】</b></p> <p>○ 老朽化が顕著であり、また、土砂災害特別警戒区域に含まれているなど、安全性が危惧されることから、廃止(除却)します。</p>
--

**4) 個別施設の見直しの方向性 (10 年間)**

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
①	旧堀江邸	検討	検討	<p>[機能]・[建物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機能が明確化されていない中で、本市が所有する文化財の保管や資料の整理作業場として使用されています。</li> <li>・ 建物は、旧耐震基準で建設し、耐震診断・耐震改修は未実施で、建築から 45 年が経過し、老朽化が顕著となっており、再利用するには施設・設備の改修が必要となっています。</li> <li>・ 一方で、文化財保存室の老朽化が進んでおり、文化財資料の保管に適した環境となっていないことから、文化財保存室における文化財等の整理作業機能を旧堀江邸に移転することとし、旧堀江邸の敷地内に文化財保存室を移転します。</li> </ul>

No.	施設名	方向性		見直しの方向性
		機能	建物	
③	旧日向ふれあい学習センター	—	廃止	[機能]・[建物] ・平成31(2019)年3月31日に用途廃止しており、建物についても旧耐震基準で建設し、建築から59年が経過し、老朽化が顕著であり、土砂災害特別警戒区域に含まれているなど、安全性が危惧されることから、廃止(除却)します。 ・なお、御所入森のコテージ、ふれあいの森日向キャンプ場、旧日向ふれあい学習センターの日向3施設は、継続が難しいことから、跡地の利活用について、日向地区全体の観光振興・地域活性化の観点から、民間活力の活用等を含め検討します。

### 5) 対策内容と実施時期(10年間)

No.	施設	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	令和9年(2027年)	令和10年~令和14年(2028年~2032年)
①	旧堀江邸	機能・施設のあり方検討			検討結果に基づく対応		
③	旧日向ふれあい学習センター	日向地区全体の観光振興・地域活性化策の検討(除却後の土地活用の方向性を含む)				検討結果に基づく対応	
		建物の解体時期の調整					

### 6) 対策の概算費用

#### 《令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額》

施設No.	施設名	建物の見直しの方向性	令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円)⑦
			現状維持した場合			本計画を推進した場合			
			①改修	②建替・除却	③合計	④改修	⑤建替・除却	⑥合計	
①	旧堀江邸	検討	102,860	47,296	150,156	0	47,296	47,296	1,930
③	旧日向ふれあい学習センター	本館	0	387,862	387,862	0	56,076	56,076	1,576
		集会棟	0	71,080	71,080	0	10,277	10,277	
合計			102,860	506,238	609,098	0	113,649	113,649	3,506

更新費用の試算比較(⑥-③)

▲495,449

#### 《令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額》

施設類型	令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間の更新費用の試算額(千円)						年間維持管理費(千円)⑦
	現状維持した場合			本計画を推進した場合			
	①改修	②建替・除却	③合計	④改修	⑤建替・除却	⑥合計	
9 その他施設	321,272	737,885	1,059,157	46,439	345,296	391,735	3,506

更新費用の試算比較(⑥-③)

▲667,422

### 第3章 公共施設再配置プランの推進に向けた取組について

公共施設再配置プランは、公共施設等総合管理計画に掲げた「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえて、取組を推進していきます。

特に、公共施設再配置プランに示されている今後10年間で取り組むべき様々な課題について、着実かつ実効的に取り組み、次代の市民に健全な状態で公共施設を継承していくため、特に重要となる庁内の推進体制や市民の皆様との合意形成に向けた取組など、再配置プラン全体に関わる特記事項等について、以下のとおり対応し、円滑な推進を図ります。

#### 1 公共施設マネジメントを推進するための態勢の整備

様々な行政サービスを提供する場である公共施設を適正に配置するとともに、適切に維持管理していくためには、施設所管ごとの縦割りによる管理・区分に捉われず、庁内横断的な体制により連携を図り、着実かつ効果的に公共施設マネジメントの取組を進めていく必要があります。

公共施設の再編、保全、管理運営、財産処分・活用等について、総合的なマネジメントを推進するため、関係部署の連携強化や情報の集約化など、一元的な庁内推進体制の確立を図りつつ、次のような取組を展開します。

##### (1) 情報の集約化・一元化

公共施設の再編・再配置と最適な保全を図るためには、施設の状態を適切に把握する必要があることから、点検・診断等の結果を施設情報として集約・一元化し、基礎データとして活用します。

##### (2) 施設包括管理業務委託の導入に向けた検討

公共施設の管理業務は、消防法や建築基準法などの法令に基づく各種点検のほか、今後の施設の老朽化の進行に伴って修繕などの維持管理業務が増加していくことが想定されます。一方で、公共施設マネジメントを担う技術系職員の減少により、施設管理におけるノウハウの喪失や、施設の点検・管理が十分に行き届かなくなるなど、公共施設の安全性の確保に支障が生じることも想定されます。また、現在は、各種保守点検業務や事後の修繕等について、各施設所管課の判断により対応しています。

このような公共施設の管理を取り巻く環境変化に対応するため、民間活力を活用した専門性の高い効果的かつ効率的な手法を取り入れて、一定の基準に基づく統一的・定期的な保守点検業務等により予防保全の視点から対応する包括管理業務委託が効果的とされています。

こうしたことから、公共施設の点検(法定点検・自主点検)の実施、点検に伴う必要な修繕、設備・機器の保守点検、清掃などの施設管理業務について、包括的に民間委託することにより、専門的な民間事業者のノウハウや創意工夫を活かして公共施設を適正かつ効率的に維持管理するとともに、施設の安全性・快適性の向上や維持管理コストの縮減、施設管理情報の集約化や事務負担の軽減等を図るため、対象施設や業務範囲、施設管理者との役割分担などを整理し、施設包括管理業務委託の導入に向けた検討を進めます。



### (3) 管理運営手法の見直し（指定管理者制度の運用の見直し）

市民の財産である公共施設の機能を発揮し市民サービスの質的向上を図るため、効果的かつ効率的な管理運営形態を比較検証する中で、包括管理業務委託や指定管理者制度など、個々の施設の多様な民間活力の活用可能性についての検討を深めていきます。

特に、指定管理者制度は、公共施設マネジメントにおいて、公共資産の最大活用及び施設管理運営水準の向上を図り、市民サービスの質と量を拡充する主要な手法の一つと考えられます。

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度継続の必要性・妥当性の検証を行うとともに、本市が指定管理者に対して求める施設の設置目的に応じた事業目標や要求水準、管理運営における業務内容等を確認し、要求水準に基づくモニタリング評価の仕組みづくりや庁内の評価体制を確立して実践することにより、適正な指定管理者制度の運用を図ります。

### (4) 財産処分・活用の仕組みづくり

公共施設再配置プランに掲げた各施設の見直しの方向性による取組を着実に実施していくことにより、多くの遊休・未利用資産が見込まれます。

公共施設は市民の税金を主たる財源に取得していることに鑑み、遊休・未利用資産の有効活用（処分を含む）を図っていくため、その全体像を把握し、公的利用・地域利用の可能性を整理した上で、未利用財産・普通財産の利活用に向けた方針をまとめます。その一環として、地域や民間事業者等との対話を通じて意向を把握するサウンディング型市場調査の手法等を活用します。

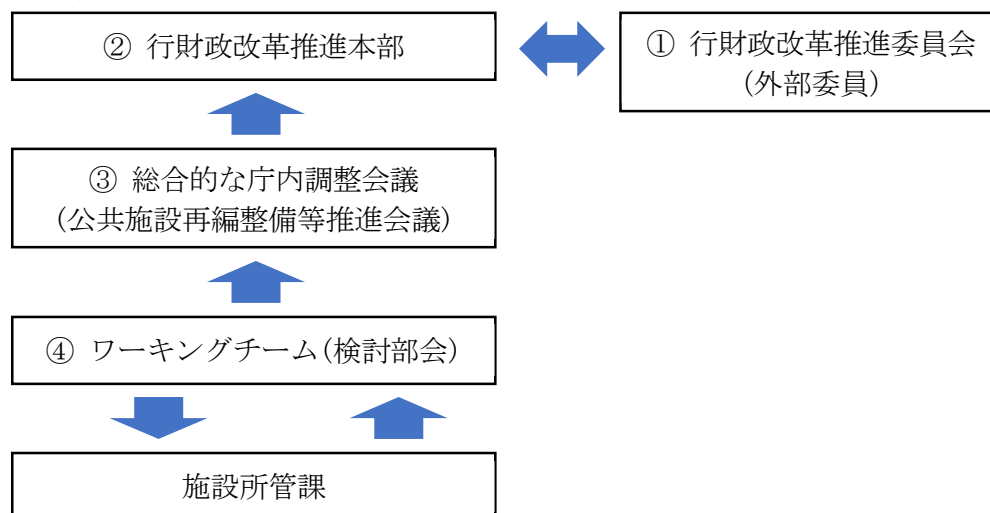
また、この取組により遊休・未利用資産の有効活用を図り、処分や貸付等により得られる財産収入については、将来の公共施設の除却や大規模改修等の財源として活用できるルールづくりに取り組みます。

### (5) 庁内推進体制の整備

公共施設のあり方や、統廃合、多機能化、複合化、譲渡、維持管理経費の削減に向けた取組などについて、市長を本部長とする行財政改革推進本部に諮り、全庁的に協議します。

また、公共施設の適正管理の取組について、総合的に検討を行い、企画・立案するための庁内調整会議（公共施設再編整備等推進会議）を設置するとともに、必要に応じて、ワーキングチーム（検討部会）を設置します。

#### 【推進体制図】



### ① 行財政改革推進委員会

外部委員で構成される伊勢原市行財政改革推進委員会において、本計画の進捗状況等について報告を行い、意見をいただきます。

### ② 行財政改革推進本部

市長を本部長とする伊勢原市行財政改革推進本部において、本計画の進行管理を行うとともに、本計画の着実な推進を図るための具体的な取組内容について、総合調整・協議・決定を行います。

### ③ 総合的な庁内調整会議（公共施設再編整備等推進会議）

公共施設の再編整備等の具体化や本計画の進捗状況等を踏まえた評価等について、実務的な検討の総合調整の場として、公共施設マネジメント所管課をはじめ関係課長等で構成する庁内調整会議（公共施設再編整備等推進会議）を設置します。庁内調整会議において、公共施設の適正配置の具体的な取組について検討・調整を行い、検討の進捗状況や政策決定が必要な事項等については、行財政改革推進本部に報告・協議します。

（構成員；公共施設マネジメント所管課、企画・総合計画所管課、行政経営改革所管課、財政所管課、都市政策・まちづくり所管課、管財所管課、営繕所管課、市民協働推進所管課、関係施設所管課 等）

### ④ ワーキングチーム（検討部会）

公共施設の統廃合、多機能化や複合化、包括的な施設管理業務委託など、組織横断的な課題に対する具体的な検討が必要な場合には、公共施設マネジメント所管課と関係施設所管課等によるワーキングチーム（検討部会）を設置し、調査・検討を行い、その結果を、庁内調整会議に提案します。

### ⑤ 職員の意識啓発・理解促進

公共施設再配置プランを着実に推進するため、個々の職員が理解をし、協力して、継続的に、全庁的に取り組むことが不可欠なことから、施設を管理する担当職員のみならず、全ての職員が本計画についての理解を深め、『自分ごと』として問題意識を持ち取り組むために、必要に応じて研修会等を開催するなど、公共施設の適正管理に関する職員の意識の向上を図ります。

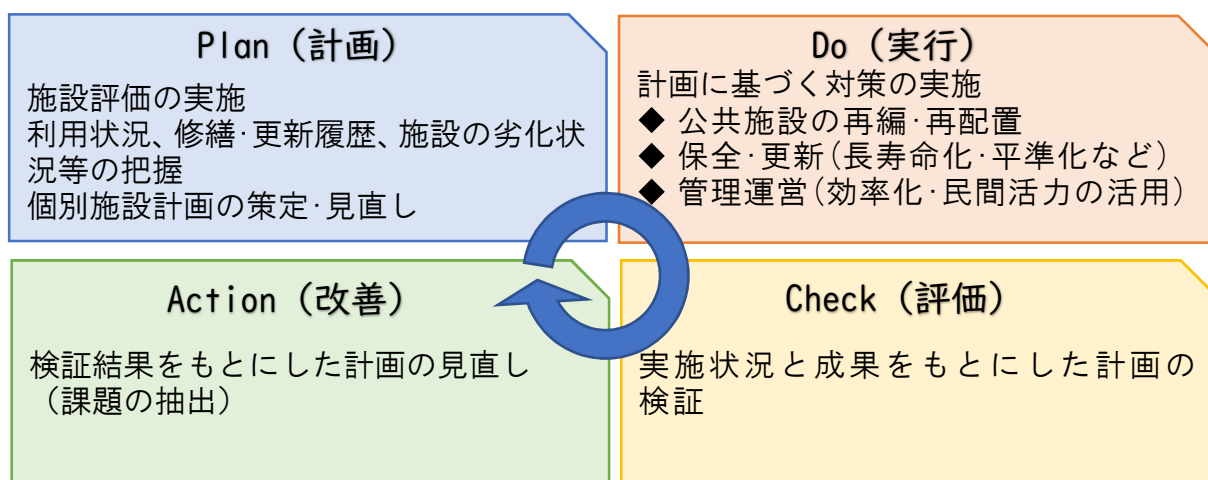
## （６）財政運営との連携

公共施設再配置プランを推進するためには、予算編成時の調整・検討など、財政運営との連動が不可欠であることから、具体的な対策内容にあわせて、必要となる経費を精査するとともに、取組の優先度を考慮し、財政所管課と連携を取りつつ、本計画に基づく取組の推進を図ります。

## （７）計画のフォローアップ

今後、公共施設再配置プランで示す各施設の見直しの方向性に掲げた取組を進める中では、様々な課題に直面することも想定されます。

これらの課題について検討・協議するとともに、本計画の進捗状況等を定期的に検証するフォローアップ体制を構築する必要があることから、PDCAサイクル（Plan（戦略・計画）-Do（実行・運営）-Check（点検・評価）-Action（改善・見直し））によって、公共施設等総合管理計画とあわせて、毎年度、課題事項等についてのヒアリングなど進行管理を行うとともに、計画期間の中間年において必要な見直しを行います。



## 2 公共施設保全計画の作成

中長期的な視点で財政支出の平準化やライフサイクルコストの縮減を図りながら、建物や設備の計画的な改修・更新等を進める必要があるため、長寿命化を図る施設等については、予防保全の視点を踏まえた公共施設保全計画を作成します。

予防保全の考え方を取り入れて計画的に施設の長寿命化を図るため、保全計画の作成に当たっては、公共施設再配置プランで今後も継続的に維持すべきと整理した施設(①「長寿命化・改修・修繕」と分類した施設、②「検討」とした施設のうち今後も使用が見込まれる施設)を対象に、目標使用年数の設定、点検・調査の方法、保全方式の設定、施設の部位や設備ごとの保全の実施内容・予定年度・概算費用、執行に係る手法・体制などを整理します。

## 3 地域づくりを推進するための仕組みづくり

地域防災・防犯、地域福祉、地域振興、地域人材の育成など、地域が抱える課題や住民ニーズが多様化し複雑・多岐にわたるとともに、よりきめ細やかな対応が必要とされる中で、地域や行政を含む多様な主体が地域のまちづくりを担い、連携・協働して地域課題の解決に取り組む「新たな地域づくりを推進するための仕組みづくり」が求められています。

こうした新たな地域づくりの推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うための活動拠点が必要となることから、コミュニティセンター及び公民館を地域の実情に応じて「地域の活動拠点」と位置付けて、地域が主体的に管理運営するとともに、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供など、地域が主体的に活動できる環境の整備に取り組みます。

## 4 受益者負担の適正化に向けた取組

市民負担の公平性と使用料に関する基本的な考え方の明確化を図り、使用料設定の透明性を確保するため、平成29(2017)年3月に「公共施設の受益者負担に関する基本方針」を定めて、令和元(2019)年7月から一部の施設に係る使用料の見直しを行うなど、受益者負担の適正化に取り組んでいます。公共施設再配置プランに基づく公共施設の見直しにあわせて、行政の役割と施設

利用者の負担のあり方や施設特性等に応じた使用料等のあり方、利用する市民と利用しない市民との負担の公平性などを踏まえて、引き続き、施設利用に係る受益者負担の適正化を図ります。

## 5 市民との情報共有や対話・協議

公共施設再配置プランは、将来のリスクを予想し、その対応を市民の皆様と考え、行動するための計画です。

将来世代に負担を先送りせず、必要な公共施設サービスを維持していくためには、本計画を着実に推進していく必要があることから、公共施設等を取り巻く現状や課題を市民にわかりやすく提示し、公共施設マネジメントの必要性についての意識の共有を図っていきます。

また、公共施設の再編・再配置の具体的な検討を進める際には、対象となる施設や地域の特性・実情に応じた協議手法を検討し、市民・地域・関係団体との対話を図りながら、取組を進めます。

## 6 地域別の再編・再配置等に向けたシナリオの検討

公共施設再配置プランが示す今後の見直しの方向性等に基づき、適正配置に向けた取組を進めていきますが、その過程では、施設・機能の再編によって、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。

また、各施設の見直しの方向性は示しているものの、実際の事業着手の場面では、対応が必要な施設すべてを一斉に取り組むことが、財政的にも人的にも困難なことから、優先順位を設けて、重点的に取り組むことが必要となります。

計画期間内に重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるために、本計画に基づき一定のエリアごとに公共施設の機能の再編・再配置等のシナリオ(どの施設とどの施設を複合化するなど)を描き、関係者と十分に協議しながら取り組んでいきます。

## 7 関連する他の個別計画等との整合を踏まえた対応

### (1) 公共施設とコンパクトシティのあり方

公共施設の再編・再配置にあわせて、機能の集約化・複合化による市民サービスの向上や拠点化を図るなど、公共施設の適正配置に向けた取組は、まちづくりの重要な要素です。

将来にわたって必要な公共サービスを提供していくために、都市マスタープランや立地適正化計画において示されている「集約型都市(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)」の考え方と整合を図りながら、行政・文化機能等の都市機能の効果的かつ効率的な集約化や、地域における学校施設を中心とした防災・地域コミュニティの拠点などの集約化・複合化に向けた検討など、将来のまちづくりに資する公共施設マネジメントの取組を進めます。

### (2) まちづくりの拠点となる公共施設と地域公共交通のあり方の検討

公共施設の再編・再配置により、機能の集約化・複合化による市民サービスの向上や拠点化を図る一方で、これまでと比べて公共施設への距離が遠くなるケースが生じることが懸念されます。

日常生活や地域活動を支えるまちづくりの拠点となる公共施設の再編・再配置の状況に応じて、市民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、地域公共交通のあり方についての検討を進めます。

### (3) 公共施設の再編・再配置を踏まえた地域防災計画の見直し

公共施設の再編・再配置により、指定避難所や地域における防災拠点の見直しが必要となる場合があります。

市民の安全・安心を守る観点から、公共施設の見直しの取組にあわせて、地域防災計画について、必要に応じて見直します。

- これらの再配置プランの推進に向けた取組事項は、計画期間内において、概ね下記のスケジュールを基本として取り組めます。

計画推進の取組事項	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10~14年度 (2028~2032)
施設包括管理業務委託の導入に向けた検討	試行導入に向けた検討			試行結果の検証、今後の展開の検討		
管理運営手法の見直し(指定管理者制度の運用の見直し)	要求水準書の点検、モニタリング評価の強化等、見直し検討			見直し検討結果に基づく運用		
公共施設保全計画の作成	保全計画の作成			計画に基づく対応		
地域づくりを推進するための仕組みづくり	新たな地域づくりの仕組みの検討			検討結果に基づく対応		
受益者負担の適正化に向けた取組	使用料等の見直しの検討			検討結果に基づく対応		
市民との情報共有や対話・協議	順次、市民・地域・関係団体への説明・協議を実施、協議結果に基づく対応					
地域公共交通のあり方	地域公共交通のあり方の検討					検討結果に基づく対応
地域防災計画の見直し	公共施設の再編と連動した避難所のあり方の検討、検討結果に基づき、適宜、地域防災計画の見直し					

伊勢原市公共施設再配置プラン  
令和5(2023)年3月策定

伊勢原市企画部公共施設マネジメント課  
〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地  
電話 0463-94-4711